

平成 18 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 18 年
 第 4 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 12月5日～12月22日(18日間)

| 月日(曜日) | 本会議 | 委員会 |
|----------|--------|-------------------|
| 12月5日(火) | 提案説明等 | |
| 6日(水) | 休会 | |
| 7日(木) | " | |
| 8日(金) | " | |
| 9日(土) | " | |
| 10日(日) | " | |
| 11日(月) | 会派代表質問 | |
| 12日(火) | " | |
| 13日(水) | 一般質問 | |
| 14日(木) | 休会 | 予算特別委員会(総括質疑) |
| 15日(金) | " | "(総務・厚生所管) |
| 16日(土) | " | |
| 17日(日) | " | |
| 18日(月) | " | 予算特別委員会(総括質疑) |
| 19日(火) | " | 総務・経済・厚生・建設各常任委員会 |
| 20日(水) | " | 市立病院調査特別委員会 |
| 21日(木) | " | |
| 22日(金) | 討論・採決等 | |

平成18年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

12月5日(火曜日) 第1日目

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 出席議員 | 1 |
| 1 | 欠席議員 | 1 |
| 1 | 出席説明員 | 1 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 2 |
| 1 | 開 会 | 3 |
| 1 | 開 議 | 3 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 1 | 日程第1 会期の決定 | 3 |
| 1 | 日程第2 議案第1号ないし第28号並びに報告第1号 | 3 |
| | 市長提案説明(議1~27、報1) | 3 |
| | 提案説明 (議28 北野議員) | 5 |
| 1 | 日程第3 意見書案第1号 | 6 |
| | 採 決 | 6 |
| 1 | 日程第4 休会の決定 | 6 |
| 1 | 散 会 | 6 |

12月11日(月曜日) 第2日目

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 出席議員 | 9 |
| 1 | 欠席議員 | 9 |
| 1 | 出席説明員 | 9 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 10 |
| 1 | 開 議 | 11 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 11 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし第28号並びに報告第1号 | 11 |
| | 会派代表質問 古沢議員 | 11 |
| | 会派代表質問 小前議員 | 32 |
| 1 | 散 会 | 43 |

1 2月12日(火曜日) 第3日目

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 出席議員 | 45 |
| 1 | 欠席議員 | 45 |
| 1 | 出席説明員 | 45 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 46 |
| 1 | 開 議 | 47 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 47 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし第28号並びに報告第1号 | 47 |
| | 会派代表質問 大島議員 | 47 |
| | 会派代表質問 高橋議員 | 56 |
| | 会派代表質問 佐々木(勝)議員 | 72 |
| 1 | 散 会 | 84 |

1 2月13日(水曜日) 第4日目

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 出席議員 | 85 |
| 1 | 欠席議員 | 85 |
| 1 | 出席説明員 | 85 |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 86 |
| 1 | 開 議 | 87 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 87 |
| 1 | 日程第1 議案第1号ないし第28号並びに報告第1号 | 87 |
| | 一般質問 山口議員 | 87 |
| | 一般質問 上野議員 | 91 |
| | 一般質問 森井議員 | 95 |
| | 一般質問 菊地議員 | 107 |
| | 一般質問 佐々木(茂)議員 | 114 |
| | 一般質問 新谷議員 | 118 |
| | 一般質問 秋山議員 | 124 |
| | 予算特別委員会設置・付託 | 131 |
| | 常任委員会付託 | 132 |
| 1 | 日程第2 陳情 | 132 |
| | 市立病院調査特別委員会付託 | 132 |
| | 常任委員会付託 | 132 |
| 1 | 日程第3 会期の延長 | 132 |

| | | | |
|---|--------------------|---|-----|
| 1 | 日程第4 | 休会の決定..... | 132 |
| 1 | 散 | 会..... | 132 |
| | | | |
| 1 | 2月22日(金曜日) | 第5日目 | |
| | | | |
| 1 | 出席議員..... | | 135 |
| 1 | 欠席議員..... | | 135 |
| 1 | 出席説明員..... | | 135 |
| 1 | 議事参与事務局職員..... | | 136 |
| 1 | 開 | 議..... | 137 |
| 1 | 会議録署名議員の指名..... | | 137 |
| 1 | 日程第1 | 議案第1号ないし第28号並びに報告第1号並びに平成18年第3回定例会 議案第6号ないし第22号並びに請願、陳情及び調査..... | 137 |
| | 予算特別委員長報告..... | | 137 |
| | 討 | 論 北野議員..... | 142 |
| | 採 | 決(議27については投票による)..... | 143 |
| | 決算特別委員長報告..... | | 144 |
| | 討 | 論 菊地議員..... | 150 |
| | 採 | 決..... | 151 |
| | 総務常任委員長報告..... | | 152 |
| | 討 | 論 菊地議員..... | 153 |
| | 討 | 論 斎藤(博)議員..... | 154 |
| | 討 | 論 上野議員..... | 155 |
| | 採 | 決..... | 155 |
| | 経済常任委員長報告..... | | 156 |
| | 討 | 論 古沢議員..... | 157 |
| | 採 | 決..... | 158 |
| | 厚生常任委員長報告..... | | 159 |
| | 討 | 論 若見議員..... | 160 |
| | 採 | 決..... | 161 |
| | 建設常任委員長報告..... | | 161 |
| | 討 | 論 新谷議員..... | 163 |
| | 採 | 決(議13については投票による)..... | 164 |
| | 市立病院調査特別委員長報告..... | | 166 |
| | 討 | 論 井川議員..... | 168 |
| | 討 | 論 古沢議員..... | 168 |

| | | |
|---------|-----------------|-----|
| 討 論 | 高橋議員 | 170 |
| 討 論 | 斎藤(博)議員 | 170 |
| 採 決(投票) | | 171 |
| 1 日程第2 | 議案第29号及び第30号 | 172 |
| | 市長提案説明(議29~30) | 172 |
| 採 決 | | 172 |
| 1 日程第3 | 意見書案第2号ないし第11号 | 172 |
| | 提案説明(意2~5 新谷議員) | 172 |
| 討 論 | 古沢議員 | 173 |
| 討 論 | 山口議員 | 175 |
| 採 決 | | 176 |
| 1 閉 会 | | 177 |

議事事件一覧表

| | | | | |
|----------|----|---|------|--|
| 議案 | | | | |
| 議案 | 案第 | 第 | 1号 | 平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 2号 | 平成18年度小樽市一般会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 3号 | 平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 4号 | 平成18年度小樽市住宅事業特別会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 5号 | 平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 6号 | 小樽市情報公開条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 7号 | 小樽市個人情報保護条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 8号 | 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 9号 | 小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 10号 | 小樽市融雪施設設置資金貸付条例を廃止する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 11号 | 小樽市安全で安心なまちをつくる条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 12号 | 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 13号 | 小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 14号 | 小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 15号 | 小樽市総合博物館条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 16号 | 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 17号 | 公の施設の指定管理者の指定について（さくら学園） |
| 議案 | 案第 | 第 | 18号 | 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館、公会堂及び市民センター） |
| 議案 | 案第 | 第 | 19号 | 公の施設の指定管理者の指定について（鯉御殿） |
| 議案 | 案第 | 第 | 20号 | 公の施設の指定管理者の指定について（各市営住宅） |
| 議案 | 案第 | 第 | 21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（銭函パークゴルフ場） |
| 議案 | 案第 | 第 | 22号 | 石狩湾新港管理組合規約の変更について |
| 議案 | 案第 | 第 | 23号 | 石狩西部広域水道企業団規約の変更について |
| 議案 | 案第 | 第 | 24号 | 後志教育研修センター組合規約の変更について |
| 議案 | 案第 | 第 | 25号 | 北しりべし廃棄物処理広域連合規約の変更について |
| 議案 | 案第 | 第 | 26号 | 北海道後期高齢者医療広域連合の設立について |
| 議案 | 案第 | 第 | 27号 | 平成18年度小樽市病院事業会計補正予算 |
| 議案 | 案第 | 第 | 28号 | 小樽市非核港湾条例案 |
| 議案 | 案第 | 第 | 29号 | 小樽市公平委員会委員の選任について |
| 議案 | 案第 | 第 | 30号 | 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 報告 | | | | |
| 報告 | 報 | 告 | 第 1号 | 専決処分報告 |
| 継続審査中の議案 | | | | |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 6号 | 平成17年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 7号 | 平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 8号 | 平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 9号 | 平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 10号 | 平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 11号 | 平成17年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 12号 | 平成17年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 13号 | 平成17年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 14号 | 平成17年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 15号 | 平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 16号 | 平成17年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 17号 | 平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 18号 | 平成17年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 19号 | 平成17年度小樽市病院事業決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 20号 | 平成17年度小樽市水道事業決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 21号 | 平成17年度小樽市下水道事業決算認定について |
| 18年3定議案 | 案第 | 第 | 22号 | 平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について |
| 意見書案 | | | | |
| 意見書案 | 案第 | 第 | 1号 | 家庭用灯油の「安定供給」「値下げによる適正価格」実現と「行政の施策強化」を求める意見書（案） |
| 意見書案 | 案第 | 第 | 2号 | 労働法制見直しに関する要望意見書（案） |
| 意見書案 | 案第 | 第 | 3号 | 医師確保と地域医療に関する要望意見書（案） |
| 意見書案 | 案第 | 第 | 4号 | 障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書（案） |
| 意見書案 | 案第 | 第 | 5号 | 法人税減税に関する意見書（案） |

| | | |
|-------|-----|--|
| 意見書案第 | 6号 | 診療報酬改定によるリハビリテーションへの影響調査と改善等を求める意見書(案) |
| 意見書案第 | 7号 | 森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書(案) |
| 意見書案第 | 8号 | 「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書(案) |
| 意見書案第 | 9号 | 日豪FTAに関する意見書(案) |
| 意見書案第 | 10号 | 北海道運輸局小樽庁舎の存続を求める意見書(案) |
| 意見書案第 | 11号 | 弁護士から警察への依頼者通報制度の立法化に反対する意見書 |

陳情

| | | |
|----|-------------|--------------------------------------|
| 陳情 | 第 380号 | 若竹町26番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方について |
| 陳情 | 第 381号 | 若竹町内の歩道整備などによる安全確保方について |
| 陳情 | 第382～2137号 | 小樽市室内水泳プールの今年度中の建設計画明示方について |
| 陳情 | 第2138～2140号 | 市営室内プール解体に伴う代替公営プールの早期建設方について |
| 陳情 | 第2141～2142号 | 駅前市営プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について |
| 陳情 | 第2143～2172号 | 「小樽市室内水泳プール」の代替え・新プール早期建設方について |
| 陳情 | 第2173～2230号 | 市営室内プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について |
| 陳情 | 第 2231号 | 駅前プール廃止に代わる新しいプールの建設方について |
| 陳情 | 第 2232号 | 周辺の土地も利用した現在地での市立病院の統合・再建方について |
| 陳情 | 第 2233号 | 現在地での新小樽病院の建設方等について |
| 陳情 | 第 2234号 | 入船4丁目、豊ヶ丘小路線(南湯横通り)のロードヒーティング敷設方について |
| 陳情 | 第 2235号 | 最上ハイツの側溝の整備方について |
| 陳情 | 第 2236号 | 小樽市融雪施設設置資金貸付制度廃止に伴う新たな制度創設方について |

質 問 要 旨

会派代表質問

古沢議員（１２月１１日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 増税と市民・高齢者のくらし
 - （１）個人市民税の増税と納税義務者数増
 - （２）個人市民税増税に占める高齢者の割合
 - （３）モデルケースにみる負担増
 - （４）影響をうける市民サービス事業
 - （５）減免制度の周知徹底
 - （６）減免実績と制度拡充
- 2 ホタテ施設被害と市の支援策
 - （１）被害調査について
 - （２）北海道の支援事業
 - （３）市の支援策
 - （４）被害発生原因の究明
- 3 石狩湾新港第3工区の問題
 - （１）起債償還の繰延べと金利負担
 - （２）埋立工事を推進した企業名
- 4 後期高齢者医療制度と広域連合
 - （１）新たな高齢者への負担増
 - （２）新制度での北海道の保険料
 - （３）広域連合と市の業務
 - （４）広域連合と住民意思
 - （５）広域連合議会の組織
- 5 新市立病院建設について
 - （１）新設診療科の見送り
 - （２）産科の廃止と市内の出生状況
 - （３）医師の配置体制
 - （４）病床数の縮小
 - （５）縮小可能な施設規模と敷地面積
 - （６）病院事業と資金収支計画
 - （７）一般会計の収支計画
 - （８）提案議案の撤回要求
- 6 その他

小前議員（１２月１１日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 男女共同参画について
- 3 学校選択制について
- 4 学習到達度調査について
- 5 その他

大島議員（１２月１２日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市職員の勤務について
- 2 公共施設の利用について
- 3 小樽市展について
- 4 議案第１０号について
- 5 動物の命と飼育について
- 6 その他

高橋議員（１２月１２日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
- 3 情報化の推進について
- 4 ごみ問題について
- 5 今後の市営住宅の施策について
- 6 除排雪計画について
- 7 教育問題について
- 8 その他

佐々木（勝）議員（１２月１２日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 ２１世紀プランの点検総括について
- 3 財政問題について

- 4 議案第9号、第10号及び除雪対策について
- 5 移住促進事業について
- 6 感染症の予防と対策について
- 7 教育行政について
- 8 その他

一般質問

山口議員（12月13日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 3期目への市長の政策の柱は
- 2 駅前再々開発と歩道橋の撤去の方向性
- 3 デュアル・モード・ビークル（DMV）の将来の活用について
- 4 新市立病院のがん医療の充実について
- 5 いじめ・不登校の問題の解決のあり方
- 6 その他

上野議員（12月13日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢と公約について
- 2 新小樽病院について
- 3 財政問題について
- 4 観光都市小樽の有料トイレについて
- 5 その他

森井議員（12月13日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題に関わって
- 2 病院の計画に伴って
- 3 その他

菊地議員（12月13日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育基本法について
- 2 全国学力・学習状況調査について
- 3 「放課後子どもプラン」について
- 4 子どもの安全を守る小樽市の取組の現況について
- 5 スポーツ少年団等への行政支援について
- 6 「認定こども園」について
- 7 その他

佐々木（茂）議員（12月13日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 道州制特区法案について
- 2 職員の研修について
- 3 口座振替制度について
- 4 認定こども園について
- 5 いじめ・自殺について
- 6 児童虐待防止について
- 7 その他

新谷議員（12月13日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小児夜間救急問題
- 2 除排雪問題
- 3 その他

秋山議員（12月13日7番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 医療制度改革に関して
- 2 児童・生徒を取り巻く問題等について
- 3 その他

平成18年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成18年12月5日

出席議員(31名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野正之 | 2番 | 森井秀明 |
| 3番 | 山田雅敏 | 4番 | 小前真智子 |
| 5番 | 井川浩子 | 7番 | 若見智代 |
| 8番 | 菊地葉子 | 9番 | 小林栄治 |
| 10番 | 大橋一弘 | 11番 | 大畠護 |
| 12番 | 前田清貴 | 13番 | 横田久俊 |
| 14番 | 成田晃司 | 15番 | 佐々木茂 |
| 16番 | 斎藤博行 | 17番 | 山口保 |
| 18番 | 佐々木勝利 | 19番 | 武井義恵 |
| 20番 | 新谷とし | 21番 | 古沢勝則 |
| 22番 | 北野義紀 | 23番 | 大竹秀文 |
| 24番 | 松本光世 | 25番 | 見楚谷登志 |
| 26番 | 久末恵子 | 27番 | 中畑恒雄 |
| 28番 | 高橋克幸 | 29番 | 斉藤陽一良 |
| 30番 | 秋山京子 | 31番 | 佐野治男 |
| 32番 | 佐藤利幸 | | |

欠席議員(0名)

出席説明員

| | | | |
|--------------------|-------|---------|-------|
| 市長 | 山田勝磨 | 助役 | 鈴木忠昭 |
| 教育長 | 菊讓 | 水道局長 | 工藤利典 |
| 総務部長 | 山田厚 | 総務部参事 | 吉川勝久 |
| 財政部長 | 磯谷揚一 | 経済部長 | 安達栄次郎 |
| 市民部長 | 佃信雄 | 福祉部長 | 中町悌四郎 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 本間達郎 |
| 建設部長 | 嶋田和男 | 港湾部長 | 山崎範夫 |
| 小樽病院院長 | 小軽米文仁 | 消防長 | 仲谷正人 |
| 教育部長 | 山岸康治 | 監査委員長 | 中塚茂 |
| 収入役職務代理者 (会計室長) | 宮腰裕二 | 事務局長 | 田中泰彦 |
| 財政部財政課長 | 堀江雄二 | 総務部総務課長 | |

議事参与事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 松川明充 |
| 庶務係長 | 石崎政嗣 |
| 調査係長 | 関朋至 |
| 書記 | 北出晃也 |
| 書記 | 島谷和大 |
| 書記 | 村中香織 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 三浦波人 |
| 議事係長 | 佐藤正樹 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 大崎公義 |
| 書記 | 松原美千子 |

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成18年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、若見智代議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月21日までの17日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第28号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第27号並びに報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を申し上げます前に、3期目の市長選への立起に当たって、所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、平成15年春に市長に再選させていただいて以来、市民の皆さんとの「協働の心」を大切に市政運営を目指し、市民の皆さんにお約束した公約の実現に向けまして、厳しい財政状況の中で創意工夫をしながら、最大限の努力をしております。

この間、市政の運営に当たって、議員の皆さんはもとより、市民各界、各層の多くの方々から温かい御支援、御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

振り返りますと、この2期目の3年7か月、市政を担当する中で、大変大きな変化があったと思ます。

特に国の「三位一体の改革」による地方交付税等の大幅な削減による財源不足から、本市財政は多額の赤字を抱える危機的な状況となりました。

次の4年間は、この赤字解消に向けての正念場であります。また一方、本市を取り巻く環境は、少子高齢化、地域経済の活性化、若年者の雇用など解決すべき多くの課題があり、その解決に向けて真正面から取り組み、着実にその成果を得るよう、引き続き市政を担っていきたいと意を決したところであります。

今後の市政運営に当たっては、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、ともに汗をかいて、まちに磨きをかけ、愛着の持てる住みよい小樽をつくるために、いま一度初心に返って、全力を傾注してまいり所存であります。

それでは、各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号産業廃棄物処分事業特別会計予算につきましては、新たに特別会計を設置し、廃棄物処分場第2期拡張整備のうち産業廃棄物の処理に係る部分について計上するものであります。

次に、議案第2号から議案第5号まで及び議案第27号の各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、各会計に決算見込みに伴う職員給与費の補正所要額を計上したほか、一般会計では平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の施行に伴う北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等負担金、北海道からの受託事業の道道小樽定山溪線ほか街路事業費

及び日常生活用具給付費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する使用料、国庫支出金、道支出金、寄付金及び諸収入を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、さくら学園ほか3件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費及び旧手宮線跡地取得経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億6,254万7,000円の増となり、財政規模は637億5,636万8,000円となりました。

これにより、平成18年度予算において、形式計上した諸収入の額は7,363万4,000円の増となり、16億6,130万9,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業において地域包括支援センター運営事業費などを計上し、住宅事業においては各市営住宅の指定管理者の管理代行業務等に係る債務負担行為の経費を計上いたしました。

企業会計では、病院事業において病院統合新築工事の基本設計業務委託に係る債務負担行為の経費を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第6号情報公開条例案につきましては、国の情報公開制度に準じ、開示の対象となる公文書及び開示請求者の範囲を拡大するとともに、情報公開の総合的推進を図るほか、公文書の開示手続に係る規定の整備など所要の改正を行うものであります。

議案第7号個人情報保護条例案につきましては、国の個人情報保護制度に準じ、紙媒体による個人情報を保護の対象にするとともに、個人情報の漏えいに係る罰則規定を設けるほか、個人情報の利用停止請求権の創設など所要の改正を行うものであります。

議案第8号情報公開・個人情報保護審査会条例案につきましては、新たに条例を制定し、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合して、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査会の機能の充実を図るとともに、守秘義務違反に係る罰則規定を設けるものであります。

議案第9号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分事業特別会計を設置するとともに、融雪施設設置資金貸付事業特別会計を廃止するものであります。

議案第10号融雪施設設置資金貸付条例を廃止する条例案につきましては、融雪施設設置資金貸付事業を廃止するものであります。

議案第11号安全で安心なまちをつくる条例案につきましては、安全で安心なまちをつくる取組に関し、基本理念を定め、及び市、市民等の責務を明らかにするとともに、当該取組に関する施策の推進を図り、市民及び観光客等が安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図るものであります。

議案第12号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合の一般廃棄物中間処理施設の供用開始に伴い、生活系一般廃棄物埋立処分手数料及び事業系一般廃棄物に係る有料ごみ袋を廃止するとともに、共同住宅のごみ集積場所に関する指示についての規定を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第13号地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に伴い、医療・福祉関連サービス業務地区内に建築する建築物の用途等に係る制限を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽公園こどもの国を廃止するも

のであります。

議案第15号総合博物館条例案につきましては、博物館、青少年科学技術館及び旧交通記念館を統合して総合博物館を設置するとともに、その入館料を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、傷病補償年金、障害補償及び介護補償に係る障害について規則で定めることとするともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号から議案第21号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理者の公募及び任意の選定を行い、候補者を決定いたしましたので、各施設の指定管理者を指定するものであります。

さくら学園については、引き続き社会福祉法人後志報恩会を、市民会館、公会堂及び市民センターについては、新たにイオンディライト・大幸総業グループを、鯉御殿については、引き続き株式会社小樽水族館公社を、各市営住宅については、新たに協和総合管理株式会社を、銭函パークゴルフ場については、新たに株式会社北日本ターフマネジメントを、それぞれ指定管理者として指定するものであります。

議案第22号石狩湾新港管理組合規約の変更及び議案第23号石狩西部広域水道企業団規約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計管理者等補助機関についての規定を変更するものであります。

議案第24号後志教育研修センター組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計管理者等補助機関についての規定を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号北しりべし廃棄物処理広域連合規約の変更につきましては、一般廃棄物中間処理施設の供用開始に伴い、事務所の位置を変更するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、会計管理者等補助機関についての規定を変更するものであります。

議案第26号北海道後期高齢者医療広域連合の設立につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律附則第36条第1項及び地方自治法第284条第3項の規定により、北海道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同して処理するため、規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設立するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成18年2月10日に発生した積雪荷重による第2号ふ頭市営上屋3号の屋根の崩壊事故に係る損害賠償について、平成18年10月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第28号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 提出者を代表し、議案第28号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。小樽港をめぐる核兵器の新しい動きは、北朝鮮による7月のミサイル発射実験に続いて、10月の核実験の実施です。

日本共産党は、6か国協議の約束や日朝平壤宣言を踏みにじる暴挙に、直ちに厳重に抗議いたしました。同時に、北朝鮮に核兵器と核開発を放棄させるために、国際社会が一致協力して対応すること、二つ目に、問題の平和的解決、外交的解決の立場で、これを堅持して北朝鮮に対応することを提案しまし

た。

この我が党の提案は、先駆的な役割を果たしました。全会一致の国会決議にも盛り込まれ、また非軍事的措置による解決を目指した国連安全保障理事会の決議と、その後のアメリカ、中国、北朝鮮の3国による6か国協議再開の合意、アメリカと北朝鮮の2国間協議と進んでいきました。

一方、日本の政界の一部に現れた周辺事態法を発動せよとか、核保有の論議をこの機会に行おうなどという、北朝鮮問題を日本の核保有のきっかけに利用しようという異常な軍事的対応は、国会決議にも、また国連安保理決議にも反映されない惨めな結果となりました。

また、アメリカの核兵器を容認し、これを利用して世界政治での覇権を目指すアメリカに従う日本政府の外交は、現実の政治で未来がないことをイラクの実態が示しています。イラク戦争終結後、アメリカ兵の死者は2,500人を超えるに至っています。アメリカは、イラクの占領をみずからの犠牲を少なくして統治しようとしているため、シーア派を民兵組織に組み込んで、スンニ派を押さえ込もうとしています。これが逆に宗教間の対立を激化させ、内戦寸前の事態、泥沼に至っていることは、広く皆さんも御承知のとおりです。結局、アメリカにつき従うことは、何を意味するかを教えているのではないのでしょうか。したがって、アメリカの世界戦略の中心をなしている核兵器にどういう態度をとるかということも、日本の未来にもかかわる問題であることを教えています。

我が党提案の非核港湾条例案は、北朝鮮の核実験という国際社会のルール破りの暴挙に対しても、国連を中心に平和的な話し合いや非軍事的対応こそ、問題の解決の方向であるという世界の流れと軌を一にするものです。核兵器という人類の平和な願いと相入れない兵器を、小樽市という一自治体ではありますが、非核港湾条例を制定し、核兵器廃絶に貢献することが時代の流れを促進する歴史的な役割を担っています。

これまでの提案説明で何回も申し上げてきたように、小樽港に外国艦船を入港させるかどうかは、国の外交権限だとしても、小樽の港湾施設の使用を許可するかどうかは、港湾管理者の長である小樽市長の権限であります。小樽港の非核平和を願う非核港湾条例案は、この範囲内のものであって、外交権限を侵すことにならないことは、明らかであります。

議案第28号に全会一致賛同していただきますようお願いしまして、説明を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明を省略し、直ちに採決いたします。

可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月6日から12月10日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 若 見 智 代

議員 成 田 晃 司

平成18年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成18年12月11日

出席議員（31名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野正之 | 2番 | 森井秀明 |
| 3番 | 山田雅敏 | 4番 | 小前真智子 |
| 5番 | 井川浩子 | 7番 | 若見智代 |
| 8番 | 菊地葉子 | 9番 | 小林栄治 |
| 10番 | 大橋一弘 | 11番 | 大畠護 |
| 12番 | 前田清貴 | 13番 | 横田久俊 |
| 14番 | 成田晃司 | 15番 | 佐々木茂 |
| 16番 | 斎藤博行 | 17番 | 山口保 |
| 18番 | 佐々木勝利 | 19番 | 武井義恵 |
| 20番 | 新谷とし | 21番 | 古沢勝則 |
| 22番 | 北野義紀 | 23番 | 大竹秀文 |
| 24番 | 松本光世 | 25番 | 見楚谷登志 |
| 26番 | 久末恵子 | 27番 | 中畑恒雄 |
| 28番 | 高橋克幸 | 29番 | 斉藤陽一良 |
| 30番 | 秋山京子 | 31番 | 佐野治男 |
| 32番 | 佐藤利幸 | | |

欠席議員（0名）

出席説明員

| | | | |
|--------------|-------|--------------------|-------|
| 市長 | 山田勝磨 | 助役 | 鈴木忠昭 |
| 教育長 | 菊讓 | 水道局長 | 工藤利典 |
| 総務部長 | 山田厚 | 総務部参事 | 吉川勝久 |
| 財政部長 | 磯谷揚一 | 経済部長 | 安達栄次郎 |
| 市民部長 | 佃信雄 | 福祉部長 | 中町悌四郎 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 本間達郎 |
| 建設部長 | 嶋田和男 | 港湾部長 | 山崎範夫 |
| 小樽病院 事務局長 | 小軽米文仁 | 教育部長 | 山岸康治 |
| 監査委員 事務局長 | 中塚茂 | 収入役職務代理者 (会計室長) | 宮腰裕二 |
| 総務部総務課長 | 田中泰彦 | 財政部財政課長 | 堀江雄二 |

議事参与事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 松川明充 |
| 庶務係長 | 石崎政嗣 |
| 調査係長 | 関朋至 |
| 書記 | 北出晃也 |
| 書記 | 島谷和大 |
| 書記 | 村中香織 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 三浦波人 |
| 議事係長 | 佐藤正樹 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 大崎公義 |
| 書記 | 松原美千子 |

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、前田清貴議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） いよいよ冬の季節がやってきました。まちじゅうに緊張感が走る季節であります。約4か月間、市民の皆さんと力を合わせて、この冬を乗り切らなければなりません。12月議会は、本定例会は、こうした市民の冬の暮らしの上でも大事な議会になります。

では、日本共産党を代表して質問いたします。

まず、増税問題と市民の暮らしについてです。

さきの第3回定例会においては、我が党の新谷議員が市税の見直しについて尋ねました。その際、市長は、「市税は税制改正による増額要素が考えられるが、制度の見直し内容が不透明だ。平成21年度までの収入額は、18年度当初予定額と同額を見込んでいる。引き続き、収入の安定確保が図られるように取り組んでいく。」このように答えておられます。住民税、市民税の大増税により全国で悲鳴が上がりました。連動して、介護保険料や国民健康保険料も上がりました。市役所の窓口も担当課の電話もパニック状態に陥ったのは、つい半年前のことであります。小泉内閣の下で、この5年間に各種控除の廃止、縮小などの税制改定、改悪により、所得税、住民税が実に40倍に達したというケースもあることを、国会答弁で尾身財務大臣が認めています。

そこで、端的に伺います。昨年度から今年度にかけては、高齢者ねらい撃ちの増税攻勢がかけられました。定率減税の2分の1、公的年金等控除の縮減に加え、老年人控除、非課税措置の廃止などで、非課税から課税に、あるいは均等割のみから所得割へと増税者が続出しています。

まず、対前年度比で、個人市民税全体の増税見込額と納税義務者数がどれほど増えているのか、お伺いいたします。

そのうち、65歳以上のいわゆる高齢者に係る増税額及び義務者の増加数、そしてその65歳以上の高齢者が増税全体に占める割合はいかほどになっているか、伺います。

この問題では、私たちの議員控室にも苦情が殺到しました。5倍にもなった、10倍にもなった、年金は下がっている、なぜ税金が非課税から課税になるのか、こうした相談であります。年金収入300万円の場合では、これら控除の縮小・廃止で、市民税が3,600円から2万5,200円に跳ね上がりました。この場合、前年比7倍です。もちろん、この市民税を算定基礎に介護保険料、国民健康保険料も多くの人が増額になっています。

そこで、モデルケースでお尋ねします。

一つは、65歳以上単身で年金収入220万円の場合、もう一つは、夫婦ともに65歳以上の2人世帯、夫のみが年金収入250万円の場合、このケースでそれぞれ市民税、介護保険料、国民健康保険料が前年度と今年度でどのように変わっているのか、どれほどの負担増になっているのか、お答えください。

また、このモデルケースでは、激変緩和措置が講じられています。本則適用となるのは平成20年度、さらに負担が増えることになってしまいます。この場合、つまり激変緩和措置がないとした場合、平成

17年度比で、どのように増額に変わっていくのか、その負担増についてお答えください。

市民の暮らし、福祉など、市民サービス各種事業への影響も無視できません。所得又は税額に応じて、サービスが受けられなくなる、自己負担額が違ってくる、こうした事業は一体どれぐらいに及ぶのでしょうか。対象となる事業名をお答えください。

さて、税収増が見込まれると喜んでばかりはいられません。負担増が市民消費を一層冷え込ませる要因にもなります。何よりも、この間の税制改正は、納税資力が低い、担税力の弱い、いわば納税弱者に対する大増税であります。大企業減税の継続、加えて政府与党税調では、さらなる減税方針さえ固めようとしているとき、こうした納税弱者への増税攻勢は、一体だれが仕掛けてきたのか、憤りを禁じ得ません。自治体は、住民の暮らしを守る防波堤であります。

そこで伺います。市税条例には、税目ごとに減免規定が設けられています。これが十分周知されていないように思われます。市民納税者への周知は、どのようにされてきたのでしょうか。広報おたるなどの活用では、時に応じて特集を組むなど、工夫と改善が必要と思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、例えば市税条例第32条では、市民税の減免について規定しています。第1項各号で該当要件を挙げていますが、第1号は生活保護を受ける者又はこれに準ずる者としています。少額所得者への減免規定であります。もとより地方税法に根拠を求めた規定ですが、では最近の5か年間でこれに準ずる者に該当して減免した実績はどのようになっているか、年度ごとに減免件数をお聞かせください。

実にわかりづらい、これは周知以前の問題です。この条例規定を受けた小樽市個人市民税減免要綱第6条を理解する市民が、果たして何人いるのでしょうか。このままでは、減免要綱としての実効性がありません。まずは、具体例を基にわかりやすく説明してください。

これを踏まえつつ、私の問題意識は別にあります。増税負担を強いられた納税者、高齢者に対する減免制度の拡充・拡大であります。まず、市税条例第10条、個人市民税の非課税の範囲であります。同条第2項、均等割の非課税要件において、前年の合計所得金額32万円、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額19万円、これについては、それぞれ35万円、21万円に引き上げること。また、少額所得者減免については、要件基準の引上げとともに、例えば扶養親族数と所得限度額によるなど、納税者にわかりやすい制度に改正することを検討してはいかがでしょうか。

次に、ホタテ施設被害と支援策についてです。

去る9月19日から20日にかけて、台風13号が祝津沖合にあるホタテ養殖場で重大な施設損壊、養殖中のホタテに対する被害を発生させたことは、御承知のとおりであります。我が党市議団は、直ちに花岡ユリ子道議会議員と連絡をとって、現地調査、被害漁業者との懇談会などを実施して、被害の把握と施設復旧に向けた支援策の実現に向けて取り組んできました。

先ごろ北海道は、ホタテ基本施設の設置などには新規事業に対する2分の1の補助金交付で支援したい、このような連絡が花岡ユリ子議員に入りました。体力のない漁業者は、廃業を迫られるところだったが、これで何とか頑張っていける。来年に向けて希望がわいてきた、このように語る被害漁業者ともども、まずは一安心であります。

被害状況です。小樽市漁業協同組合調べによる被害状況は、施設被害、ホタテ被害を合わせて4億700万円ですが、いわばその他の周辺被害などは調査が進んでいません。調査が進んでいれば、その状況について御報告ください。

原則、災害支援策としては、補助金交付はないと承知しています。今回の道が示した支援策、浜の改革推進事業とはどういうものか。加えて、この新規事業主体は、小樽市漁業協同組合ですが、補助金申請は小樽市が行うことになっているはずですが、申請月日及び交付が見込まれる補助金額についても御報

告ください。

この祝津沖合のホタテ養殖事業は、昭和58年からの新沿岸漁業構造改善事業として、国、道からの支援を受けて、本格的に始まった事業です。同時に、小樽市にとっての水産業は重要産業であり、中でもウニ、ホタテなどの管理型漁業は、近年特にその地位を高めてきました。この養殖事業が今大きな被害で立ち行かなくなる危機に直面しています。被害総額に対して、一部でしかない道の補助金、漁業者の頑張りを加えても限界があります。この先、被害施設の改修作業費、新しい施設の使用料負担、養殖作業に従事する作業員の人件費負担、何よりも3億円に上るホタテの出荷減による被害などなど、これらは道の支援策の外であります。こうした中、市の具体的な支援策が早急に求められているのではないのでしょうか。

例えば、勝納ふ頭で予定される新規ブロック製作ヤードの使用料負担、例えば道の融資制度の金利負担支援など、市長の決断で直ちに具体化できる支援策があるはずですが。この点につきましては、先月の経済常任委員会において検討を求めてきました。検討状況についてお答えください。

これほど大きな被害を、しかも局地的に発生させた原因の究明についてであります。19日の深夜から未明にかけて、この祝津海域では一気に水温が5度近くも下がり、塩分が逆に上昇するという現象に見舞われました。通常では考えられない現象です。この異常現象と被害発生には、どんな関係があるのか。今後の対策上からも関係機関などの協力を得て、究明しなければなりません。これに対する見解を、この問題の最後に伺っておきます。

石狩湾新港中央地区3工区の問題です。

さきの経済常任委員会において、平成18年度石狩湾新港補正予算案に同意する旨の報告がされました。補正予算案の中心は、中央地区3工区の起債償還にかかわる借換えによるものであります。同意に反対したのは、我が党のみで、他党派の皆さんは同意を了といたしました。この3工区臨海土地埋立工事業は、総事業費で66億円、平成8年着工、同11年7月にしゅん工、造成用地は18.7ヘクタールです。しゅん工後、直ちに売却できることを前提に着工したものの、7年後の今日なお0.4ヘクタールしか売却が進んでいません。その上、今年度から3か年で元金65億円の償還が迫られていました。

そこでまず、これまで発生してきた金利総額は幾らになるのか。あわせて、今回の借換えで先送りをした10年間、なお売却が進まないとした場合、新たな金利負担は幾らと見込んでいるのかをお聞かせください。

平成6年、石狩湾新港管理組合議会第2回定例会において、専任副管理者は「1工区、2工区に北海道ガス株式会社、液化ガスターミナル株式会社などの企業が立地、将来的にはLNGなどについて輸入する企業計画があり、3工区において用地を確保し受け入れることが必要だ」と、このように答えました。同年9月に示された新港第9次港湾整備5か年計画概要では、中央地区の危険物ふ頭は、48ヘクタールのうち30ヘクタールが完成し売却済み、残り18ヘクタールは企業進出見込みがつき次第、造成着手の予定だとしました。中央地区危険物ふ頭に操業している北海道ガスが、平成8年から約10年間かけて、LPGからLNGへの転換を実施する計画である、このようにあわせて記載されています。また、平成8年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会で、我が党の西脇議員の質問に対して、専任副管理者からは、「3工区は道内外のエネルギー関連企業から、約4分の3の購入希望がある。あと4分の1についても、商社や流通関連企業など新規参画が見込まれ、造成すれば売却できる」、このように明確に答えています。つまり3工区埋立着工前の経緯であります。

引用が長くなりましたが、つまり需要と供給の関係では何ら心配がない、こういう事業計画があるから、1工区、2工区の先に18ヘクタールの3工区を埋め立ててほしい、埋め立てたら買い取るからとい

う約束が成立していた埋立事業であります。母体負担は伴わない、そのように言い切った上での工事着工でありました。企業側の要請により埋立造成をした。実は、これこそが3工区の実態であります。そうであれば、この間の金利負担及び今後の金利負担はもとより、造成用地の買受け責任についても明確にすべきではないでしょうか。当該企業名を明らかにしてください。あれこれの理由をつけて、供給側の不当販売はもちろんです、埋立事業を実質的に推し進めた企業側の責任放棄は許せないということをし添えておきます。

次は、後期高齢者医療制度と広域連合規約についてです。

本年6月、国民に新たな負担増を押しつけ、保険証の使える医療の大幅な切り縮めや公的医療保険の役割に重大な変質をもたらす医療制度改革法が成立しました。この改革法に盛り込まれたのが、75歳以上の高齢者を国保や組合健保から切り離し、独立した制度にする後期高齢者医療制度です。この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付が増えれば増えるほど、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みにあります。これまで、家族に扶養されている人を含めて、年金月額で1万5,000円以上の人は、すべて年金天引きで保険料が徴収されます。後期高齢者医療制度の被保険者数は約1,300万人ですが、このうち8割程度が特別徴収の対象になると推測されています。つまり月額1万5,000円の年金を超えている人は、いや応なしに年金天引きであります。文字どおり高齢者に対する新たな負担増であります。政府や与党、そして自民党や公明党は、この制度を正当化するため、盛んに高齢者と現役世代の公平、これを持ち出していますが、高齢になればなるほど病気にかかりやすく、治療にもまた時間がかかってしまうのは当たり前のことです。だれの責任でも、ましてや高齢者本人の責任でもありません。公平を言うのであれば、こうした高齢者の負担こそ少なくするのが政治の役割、それこそ政治の責任ではないでしょうか。市長はどのようにお考えか、お聞かせください。

新制度は、都道府県単位の広域連合で運営され、したがって保険料も都道府県ごとに異なって設定されます。道内の75歳以上の医療費は、全国2位の高水準だそうです。政府が試算している全国平均7万4,000円を上回ることは明らかです。激変緩和の軽減措置を考慮しない場合で、まともな北海道の保険料とは一体どの程度と試算されているのでしょうか。平均的に見ても、多くの高齢者が介護保険料と合わせて、小樽市の場合、毎月約1万2,000円前後が年金から天引きされることになってしまいます。その上、この保険料の滞納者には、国保と同じく短期保険証や資格証明書が発行されます。従来、後期高齢者の場合は、障害者や被爆者などと同様、短期証、資格証を発行してはならないとされてきました。しかし、いよいよ医療弱者、高齢者からも保険証を取り上げてしまう、情け容赦ない新制度の姿が見えてきます。保険料設定など基本的な運営は広域連合、市町村は保険料の徴収、納付、各種届出、受付などの事務とされていますが、ではこの保険証取上げ業務もまた市町村が受け持つことになるのでしょうか、お答えください。

全道の市町村は、12月議会で広域連合の規約の議決、来年7月に保険料設定の事前準備、そして同11月には広域連合議会で保険料の条例制定、平成20年4月から施行とされています。広域連合には、もともと住民の声が届きにくい、住民が運営に参加できる仕組みが遠く、このような重大な問題点が指摘されてきました。まして、今回新設される広域連合は、国が法律で設置し、全市町村に加盟を義務づけて、脱退も認めない、異例づくめの組織です。それだけに、住民意思の反映、市町村議会の積極的関与、情報公開の徹底などが大切になるのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

提案されている後期高齢者広域連合規約には、賛成できません。議会の設置、議員の選挙は、でき得る限り住民意思が反映されるものでなければなりません。厚生労働省は広域連合の議員について、三つの例を挙げています。まず、この三つの例とはどういうものか、その特徴についても御説明ください。

連合議会の議員定数は32名、このうち、市長から8名、町村長から8名、定数の半数が母体執行機関の長によって占められることとなります。市議会議員から8名、町村議会議員から8名、これで果たして住民の声を議会に届けることができるのでしょうか。この形を選択した理由を大規模な都道府県だからということに求めるのであれば、到底同意できません。それは全く逆であります。規模が大きければなおさら住民の声が議会に届く仕組み、それをつくらなければなりません。これは、地方自治の本旨からしても当然のことではないでしょうか。市長の見解を伺います。

新病院の問題です。

12月1日の市立病院調査特別委員会を前にして、その前日、11月30日、ようやく「新病院の規模・機能の変更について」が示されました。そして、本定例会冒頭、市長からは新病院の基本設計にかかわる病院事業会計補正予算案が提出です。しかも、後でお尋ねしますが、ずさんな資金収支計画、間違った収支計画に基づく変更提案であります。第3回定例会において、突然の医師配置数の大幅縮小、事業費の圧縮答弁には、与党・野党を問わず大変驚かされました。今回はそれにまさる議会軽視、議会の審議権を踏みにじる問答無用のやり方ではないでしょうか。示された規模・機能の変更からお尋ねをいたします。

診療科目は、20科から17科への縮小です。需要が多く、ぜひとも必要としていた形成外科、リハビリテーション科は設置しません。神経内科については、医師の確保の状況次第としました。困難な医師確保、OT・PTの配置は昨年11月に議会に示した「見直し結果」時点でも、それは織り込み済みのはずです。新病院さえ建設できれば、医師もこうした医療関係従事者も確保できると説明してきたのではないのでしょうか。医師確保が困難だということを理由にして、新設を見送っていますが、真の理由をお聞かせください。

産科の廃止と小児科です。地域周産期母子医療センターを理由にしています。果たして、センターである小樽協会病院と数少ない市内民間医院で対応できるのでしょうか。平成17年度における協会病院の出産件数及び医師の配置数などの産科体制、同年度の小樽市における出生数を基にお答えください。大変心配であります。

医師の配置体制についてです。目指すべき体制は54名としました。同時に開院時には50名確保を目標とするとあります。この3年間、つまり平成15年の「基本構想」、同16年の「再検討」、17年の「見直し結果」、医師数は、78名、79名の新病院計画でした。これが一気に25名の減員であります。医師確保の状況を理由にしていますが、これもこれまでの説明と整合性がありません。新病院の建設が明らかになれば、医師は確保できるとしてきたわけですから。取ってつけた理由、医師確保が困難な状況というのは、これまでの説明から見ると、き弁であります。いかがでしょうか。

病床数についてです。入院患者数において、現在の医師1人当たりの負担を全国平均まで軽減するとしています。その結果、精神科及び感染症を除いて、入院患者数の予測は360名としました。その上、平均在院日数の短縮を考慮、開院後の入院患者数減を見込んで、ベッド数を366床としています。全国平均への負担軽減をベースに、それでは私が試算した場合に、この精神科を除く一般ではベッド数は320前後にしかありません。つまり総ベッド数は約420床前後で済むこととなります。示された案より、こうした比較だけにおいても、約50床の削減が可能になってきます。いかがでしょうか。

最大の疑問は、医師数の大幅減少に比べて、建物規模と病床数では、あまりにも少ない見直しにしかかっていないことです。54名の医師体制で考えれば、適正病床数は、私の試算よりさらに縮小が可能で、何よりも建設規模、敷地面積のさらなる縮小見直しが可能になるのではないのでしょうか。改めて伺っておきます。

病院事業会計資金収支計画についてもお尋ねします。さきの市立病院調査特別委員会において、事業費については、土地取得費を除いて156億円、うち起債額は153億円と示されました。これに、土地購入費、起債償還に係る利息分などを含めると、これも私の試算であります。1年前の見直し結果に比べて約50億円の圧縮になったとは言え、それでもなお総額約220億円の壮大な事業であります。これを基にした償還割合は、病院会計が50パーセントで約110億円、一般会計負担が27.5パーセントで約60億円、交付税措置分が残り22.5パーセントで約50億円ということになりますが、この点をまずこうした見方でいいのか、最初に伺っておきます。

さて、病院会計の収支計画です。病院会計においては、今年度から資金不足比率が10パーセントを超えた場合、起債開始年度から5年度以内に解消する健全化計画の策定が義務づけられました。この計画なしには、来年度からの医療機器の購入、更新に係る起債も立ち行かなくなり、新病院建設どころの話ではありません。つまり健全化計画、先にありきの収支計画になっていないのか、その疑問がぬぐえません。

医業収益では、平成18年度に比べて19年度5億円、20年度8億円、21年度8億2,000万円、22年度8億6,000万円、開院時の平成23年度においても約1億2,000万円の収益増がされることになっています。いわゆる不良債務44億円の長期借入金の解消も、それに伴う一般会計からの繰出金も、実はこの収益増を前提にしたものですが、この確たる根拠、内訳は何か、説明してください。

一般会計の収支計画です。当市の場合、標準財政規模に対する赤字比率が、基準の割合を超えていること、実質公債費比率が18パーセントを超えていること、このいずれからも今年度を初年度として、7年度以内に赤字の解消、実質公債費比率の是正が余儀なくされました。ところで、さきの委員会に示された収支計画において、まず赤字解消が8年先の平成25年度とされていますが、委員会説明と収支計画において、そごが生じております。慌ててつくったから仕方がないでは済みません。この計画もまた不適切な計画であることをお認めになりますか、お答えください。

また、これまでの財政再建推進プランとの関係では、どのように理解すればいいのでしょうか。プランを無視した委員会報告では、市長の責任問題になってしまいますが、いかがでしょうか。

初年度である18年度見込みの累積赤字は、約14億円と収支計画では示されていました。わずか4日後の本定例会の冒頭、あなたは一般会計補正額において、形式計上した諸収入は16億6,000万円になると説明しました。これをどのように理解すればいいのでしょうか。この差額約2億5,000万円が、7年度目になお残る累積赤字5億6,400万円にさらにかぶさることを考えれば、事はいよいよ深刻であります。いかがでしょうか。

予算が議会に提出されると、議会はこれを審議して、議決しなければなりません。可決するか、あるいは否決するか、一部を修正して議決するか、いずれにしても議会は決めなければなりません。先立つ委員会審議のかしを不問にしたまま、本定例会は市長仰せのとおりと言わんばかりに、この新病院基本設計に係る補正予算議案を議決しなければならないのでしょうか。このままでは、与党であれ、野党であれ、否決せざるを得ません。みずから非を認め、本件議案の撤回の意思はないか、あなたの見解を最後にお聞かせください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝麿） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、税制改革に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、個人市民税についてでありますけれども、今年度は平成17年度と比較して、個人市民税全体の調定額は約3億2,700万円、納税義務者数は約4,300人の増となっております。また、そのうち65歳以上の高齢者に係る税額は約1億7,500万円、納税義務者数は約4,100人の増となっており、その全体に占める割合は、税額では53.5パーセント、納税義務者で95.3パーセントとなっております。

次に、モデルケースでの負担増でありますけれども、65歳以上単身者で年金収入が220万円の場合、前年度に比べて、個人市民税が1万5,800円、介護保険料が1万3,090円、国民健康保険料が1万8,270円とそれぞれ増えるため、合計で4万7,160円の増額となります。また、夫婦とも65歳以上の2人世帯で、夫のみの年金収入が250万円の場合、前年度に比べ個人市民税が1万1,500円、介護保険料が5万1,450円、国民健康保険料が8,850円とそれぞれ増えるため、合計で7万1,800円の増額となります。

次に、平成20年度では、平成19年度に三位一体の改革による所得税から住民税への税源移譲により税率などが変わりますが、市民税については平成18年度と同じ税率で、また国民健康保険料については平成18年度と保険料率が変わらないものとして試算いたしますと、65歳以上の単身者で年金収入が220万円の場合、平成17年度に比べ、市民税が1万4,800円、介護保険料が3万3,070円、国民健康保険料が3万4,520円とそれぞれ増えるため、合計で8万2,390円の増額となります。また、夫婦ともに65歳以上の2人世帯で夫のみの年金収入が250万円の場合、市民税が1万600円、介護保険料は激変緩和措置が適用になりませんので、平成18年度と同額の5万1,450円、国民健康保険料が3万9,670円に増えるため、合計で10万1,720円の増額となります。

次に、市民サービスへの影響についてであります。所得税額や市民税額などの税の賦課状況を基にサービスの提供や負担額が決まる市の事業や制度は35件あります。所管部ごとに見ますと、福祉部が介護保険料や老人、重度心身障害者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する医療助成のほか、ふれあい見舞金、保育料、水道料、下水道使用料の減免など26件でその大半を占め、その他市民部の国民健康保険料、保健所の老人保健法による各種健診、建設部の住宅使用料、教育部の幼稚園の就園奨励費などがあります。

次に、市税の減免制度の周知でありますけれども、これまでも市道民税の普通徴収分、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納税通知書に減免について記載し、お知らせしてまいりましたが、今後は小樽市のホームページの市税欄にも掲載するとともに、広報おたるへの掲載につきましても、他の減免制度とあわせてその方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、市税条例の規定に基づく生活保護に準ずる者の減免実績でありますけれども、平成13年度は3件、平成14年度と15年度はそれぞれ1件、平成16年度と17年度はありませんでした。また、減免対象者となる具体例でありますけれども、年齢や家族構成、収入などにより異なりますけれども、均等割の非課税限度額を定める際に、総務省が示した夫、妻、子供2人の4人家族のモデルケースで算定しますと、生活保護費の月額が24万2,590円となりますので、減免申請者の世帯の給与収入、雇用保険収入や預貯金額などで計算して、この額以下のときは減免に該当することになります。

次に、個人市民税均等割の非課税限度額の引上げについてでありますけれども、本市は法令の規定に基づき、標準的取扱いを行っております。また、少額所得者の減免要件基準の引上げにつきましては、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者という地方税法の規定に基づき、生活保護の基準に準じておりますので、ともに制度の改正については難しいものと考えております。

次に、ホタテ施設の被害と市の支援策でありますけれども、初めにホタテ養殖施設やホタテ被害以外の周辺被害の状況でありますけれども、市といたしましては、今回の被害状況の総体を把握するため、

小樽市漁業協同組合に調査を依頼しているところであります。漁業協同組合からは、現在のところ、細部についてまでは把握できていないというふうに聞いております。

次に、浜の改革推進事業でありますけれども、この事業は道の地域政策総合補助金事業の一つであり、漁業生産の共同化などにより生産体制の構造改革を実現し、生産性の向上や経営の多角化による水産業の再生などを実施する事業を対象としております。このたび、事業主体となる漁業協同組合から、ホタテ養殖施設の改善を目的とする浜の改革推進事業実施計画書の提出を受け、11月14日付けで道に対し、平成18年度の計画承認を申請したところであります。また、補助金額についてでありますけれども、平成18年度の申請額は5,192万円、平成19年度の計画額は1,594万円で、合わせて6,786万円であります。

次に、ホタテ被害に対する市の支援策でありますけれども、事業主体であります漁業協同組合からは、現在のところ具体的な支援要請は受けておりませんが、要請があった場合には、どのような支援ができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、被害発生の原因の究明でありますけれども、今回の被害を及ぼした潮流等の異常現象の原因については、まだ究明されておきませんが、被害発生時点における水温低下や塩分上昇については、施設に設置された流速計や水温計により確認されており、これらのデータを基に新たなホタテ施設整備が行われる予定であります。今後とも、道の海洋科学研究センターなど、関係機関が連携しながら、発生原因の究明に努めるものと考えております。

次に、石狩湾新港についての御質問でありますけれども、まず危険物取扱施設のための分譲用地として、平成8年度に埋立工事に着手した中央地区3工区の起債の利息についてでありますけれども、昨年度末までの総額は約3億7,000万円となっております。また、この3工区につきましては、本年度から元金償還が始まる予定でありましたが、先般、石狩湾新港管理組合議会の第3回定例会で、10年後に元金を一括償還する元利金債で借換えすることとする補正予算が議決されております。なお、この借換措置による利息につきましては、現在、金融機関との間で、協議が行われている段階であり、現時点では明らかになっておりません。

次に、埋立分譲地の購入を希望していた企業でありますけれども、管理組合からは平成8年度の工事着手に先立ち複数の企業から購入希望を受けていたものの、その後の予期せぬ金融破たんや長引く景気低迷により、企業の投資環境が大きく変化し、売却が見込みどおり進まなかったとの説明を受けております。また、企業名につきましては、管理組合が引き続きこれらの企業とも交渉中のため、現時点では公表できないとしておりますので、この場で明らかにすることは差し控させていただきます。

次に、後期高齢者医療制度に伴う高齢者への負担増でありますけれども、今回の医療制度改革は、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、現行制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されており、75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態を踏まえ、独立した医療制度を創設するというものであります。その財源構成につきましては、患者負担を除き、公費の割合が5割、現役世代からの支援が4割、そして残りの1割が高齢者からの保険料となりますが、高齢者の患者負担につきましては、原則現行の1割負担のままとなっております。高齢者の負担増という部分もございしますが、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするということも大変重要なことではないかと考えております。

次に、保険料についてでありますけれども、北海道が国の試算方法を参考に、独自に試算したところ、1人当たり年間約8万5,000円となっております。

次に、短期保険証や資格証明書の交付でありますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律施行令において、被保険者証の引渡し及び回収、資格証明書の引渡しについては、市町村の事務となっております。

ます。しかし、市町村が行うのは、引渡し等の事務であり、交付の可否につきましては、広域連合の判断によるものとされております。

次に、住民意思の反映や議会の関与、情報公開についてでありますけれども、広域連合において、運営協議会の設置や地域ブロック別の意見交換会の実施など、住民の意見が十分に反映されるような仕組みを今後検討していくとのことでありまして、情報公開につきましては、住民に開かれた広域連合の運営をしていくために、広域連合において、行政機関の保有する情報公開に関する法律と同レベル以上の条例の制定について考えていると聞いておりますので、市といたしましても、そのような仕組みづくりや条例制定を要望してまいりたいと思っております。

次に、広域連合議員の構成でありますけれども、まず三つの構成パターンでありますけれども、一つは構成団体の長又は助役のみで構成する場合、構成団体の議会議員のみで構成する場合、そして構成団体の長又は助役と議会議員の両方で構成する、この三つのパターンが想定されております。住民の意見を反映させるという点におきましては、どの構成をとりましても、目的としては同様であり大きな違いはございませんが、北海道の広域連合は180市町村により構成されるため、各地方の住民のさまざまな意見を十分に反映し、また多様な角度から幅広い議論が行われるよう住民から直接選挙された市町村長と市町村議会議員で構成し、議員の人数を均等に配分したものと聞いております。人口や財政規模あるいは医療環境が異なる市と町村における住民の意見を適切に反映し、互いに対等な議論が行われるよう、議員の人数は均等に配分されており、道内の市町村の地域性に配慮したものと考えております。

次に、新市立病院についての御質問が何点ございましたが、まず新設診療科を見送った理由でありますけれども、医師の研修制度の影響などにより、医師確保が非常に難しくなっている現状を踏まえ、現行の診療上支障のある場合を除いては、診療科目の新設は見送るべきというのが基本的な考え方があります。また、リハビリテーション科につきましては、回復期リハビリテーション病棟を設置するための必ず要件となっていることから開設することとしておりましたが、その後、病棟の編成について検討を進める中で、回復期リハビリテーション病棟の設置は困難と判断したため、開設しないことにしたものであります。

なお、回復期リハビリテーション病棟につきましては、今後、高齢化が進む中では、必要性が認められること、また平均在院日数の算定からも除外されるなど、運営上のメリットがあることなどから、設置を予定しておりましたが、この制度が平成12年度に創設され比較的実績が浅いこともあり、専門に研究されている方から、実際に運営している病院の実態と設置についての意見をお聞きするなどして、検討した結果、理学療法士、作業療法士について、施設基準を大幅に上回る配置が必要なこと、急性期病院の中に設置するには課題が大きいことなどから、新病院での設置は困難と判断したところであります。

次に、新病院において産科を設置しないことにより、小樽市の円滑な産科対応に支障を来すのではないかと御質問でありますけれども、平成17年度の本市における出生届出数は796人となっており、実際に市内の医療機関での分べん数は、720人となっております。このうち、協会病院での分べん取扱数は、561人であり、協会病院の4人の産科医師の1人当たりの年間平均分べん取扱数は140人となっております。これは、全国平均の139人とほぼ同じ数値となっており、今後の市内における産科対応につきましては、協会病院を中心とする現行の体制で十分対応していけるものと考えております。

次に、医師の体制でありますけれども、基本構想においては、類似病院の平均的な医師配置を基に、救急医療の体制などを考慮し決定しておりましたが、平成16年度から導入された新しい研修医制度の影響などにより、退職した医師の後任が充足されないなど、医師数の減少傾向が始まり、特に今年度に入り、市立小樽病院では、産科や小児科の入院を休止するなど、その影響が顕著に現れる事態となってい

ます。これは、全国的な傾向ではありますけれども、地域により事情は大きく違ってることから、新病院についても現状を踏まえた検討がぜひ必要となったため、現在の医師体制を基にして、診療科ごとの検証を行った結果、全体として54名体制を目指すこととしたものであります。

次に、新病院の病床数でありますけれども、さきに開催されました市立病院調査特別委員会で、「規模・機能の変更」の中で説明させていただきましたが、基本構想における入院患者の予測に基づく493床から、産科など診療内容の変更に伴う一定の病床削減が必要であること、そしてまた医師体制を基にした病床数の検討が必要であること、その両面からの検討結果として468床を妥当な病床数としたものであります。

また、医師1人当たりの入院患者数につきましては、両病院の現状と全国平均値では大きくかい離している診療科もあり、それぞれの状況の違いもありますので、全国平均値を一つの指標として、診療科ごとの入院実績や医師の労働環境などを考慮して推計を行ったものであります。なお、50床の削減は可能とのことでありますけれども、仮に50床を削減いたしますと、精神科及び感染症病床を除く病床は316床で入院できる患者数は280人程度となります。それに対し、両病院合わせた1日平均入院患者数は、平成16年度で436人、平成17年度でも405人となっており、医師の減少に伴い患者が大きく減少している今年度に入っても330人程度の入院患者がおりますので、一定の医師の充足も考慮すると、これ以上の削減は困難であると考えております。

次に、建物規模や敷地面積の見直しでありますけれども、建物の規模につきましては、今回の病床数の変更に伴い縮小したものであり、道内の他の市立病院の建設事例などを参考にしますと、現時点ではこれ以上の見直しは困難なものと考えています。また、敷地面積につきましては、病院の建物や駐車場、緊急車両の進入路などを適切に配置できるスペースが必要となりますので、現在、計画している建物の規模などを考慮しますと、2万平方メートル程度が必要と考えております。

次に、起債償還の割合と金額でありますけれども、起債を土地取得費を除く153億円として試算しますと、それぞれの割合と金額は病院会計が50パーセントで102億円程度、一般会計が27.5パーセントで56億円程度となり、交付税として措置される分が22.5パーセントで46億円程度となります。

次に、病院事業の資金収支計画の医業収益についてでありますけれども、平成18年度と比べた各年度の収益増となる主な要因でありますけれども、平成19年度では第2病院の内科休診と精神科病棟休棟により約3億4,000万円減収と見込まれますが、18年度の途中から算定された7対1看護入院基本料が通年ベースとなるため、約1億4,000万円、小樽病院での医師1名の増員による患者増で約3億円、第2病院での内科病床を単価の高い脳神経外科等の病床に変えることにより約3億5,000万円、それぞれ増収を見込み、前年度より約5億円の収益増を見込んでおります。20年度では、前年度の要因のほか、小樽病院でさらに医師1名を確保し患者増を図ることにより約3億円増収を見込み、18年度に比べ約8億円の収益増を見込んでおります。平成21年度、22年度では、前年度までの要因のほか、第2病院での循環器科外来の診察回数を増やすことなどにより、18年度に比べ、それぞれ約8億2,000万円、8億6,000万円の収益増を見込んでおります。平成23年度では、新病院が開院し、院外処方を行う予定ですので、外来投薬料が減収となることと新病院での病床数の減少などで約7億円の減収が見込まれますが、前年度までの増収がこの減収を上回るため、18年度に比べ約1億2,000万円の収益増を見込んだものであります。

次に、一般会計の収支計画についての御質問でありますけれども、まず計画期間であります。12月1日の市立病院調査特別委員会にお示しした一般会計収支計画につきましては、新病院統合新築に係る病院事業債の導入に当たり、病院事業会計資金収支計画と一般会計からの繰入金の関係があることから、北海道と協議の際に、北海道から求められ提出したものであり、特別委員会において新病院建設に関する

る審議をしていただくに当たり、資料としてお示したところであります。議員から御指摘のありましたことにつきましては、地方債制度が今年度から許可制から協議制へ移行した中で、標準財政規模に対する赤字比率が一定の割合以上となった団体は許可団体となり、当該赤字を解消するため、原則として7年度以内の財政健全化計画を策定し、当該計画の内容、その実施状況等を勘案し、許可されることとなったものであります。この財政健全化計画は、特別委員会でお示した一般会計収支計画を基に、さらに住宅事業会計などを含めた普通会計ベースで策定し、改めて北海道へ提出しなければならないところであり、計画期間についても道と協議しているところであります。

次に、財政再建推進プランとの関係でありますけれども、財政再建推進プラン実施計画に基づく取組の実施を前提に、新病院建設に伴う病院事業会計への繰出金の増や平成17年度の決算状況などを勘案し、平成25年度までの一般会計の収支を試算したものであります。現在、財政再建推進プラン実施計画に基づき、人件費の抑制や事業費の見直しなどの取組を行っているところであります。推進プラン実施計画の収支につきましては、新年度予算の編成状況などを踏まえ、見直しが必要と考えております。

次に、累積赤字額でありますけれども、私が提案説明で申し上げた金額16億6,000万円は、第4回定例会補正後の収支不足額であり、一方、特別委員会でお示した一般会計収支計画は、北海道との協議に当たり、平成18年度決算見込みベースの累積赤字額を計上したものでありますので、御理解いただきたいと思えます。

次に、議案撤回の意思はないかという御質問ですけれども、医師の集約化の流れなどから、新病院の周産期医療等についての見直しが必要なことや建築単価の見直しによる事業費の圧縮が必要なことなどについては、かねてより説明してきておりました。今回の「規模・機能の変更」につきましては、もう少し早い時期にお示したいと考えておりましたが、関係機関との協議などに時間を要し、報告が遅れたものであります。そのため、各会派への議案説明等の中でも、新病院において周産期医療を行うことが困難な状況となっていること、基本設計委託料の予算については、病床数により変わるため、おおよその見込みについてお知らせをし、議案については追加送付させていただき、説明させていただいたところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

病院の統合新築事業は、両病院の現状からも早急に着手する必要がありますので、基本設計の予算については、本定例会において、ぜひとも可決いただきたいものと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 再質問いたします。

それにしても、個人市民税の3億2,000万円増、非課税から納税義務者になった人が4,300人増えたというのには驚きましたが、何よりもそのうち65歳以上の方々が増額になった分の53パーセント強、納税義務者で増えた分の95パーセント強ですから、つまりこれが高齢者ねらい撃ちの大増税ではないかと言っている具体的な数字の表れなわけです。

そこで、お尋ねしたいのですが、こうした増税で市民の暮らし破壊が進んでいますが、一方では述べたように大企業への優遇税制や減税は温存されています。来年度に向けては、法人税の実効税率の引下げが議論されている。

実は、大変興味深いコメントが発表されておりました。政府税制調査会で前会長を務められた方が、毎日新聞で11月16日付けだったと思えますが、「消費税上げで家計の負担が重くなる、企業減税というのはどうだろうか。法人税は1パーセントで4,000億円の税収になる。10パーセントも下げれば4兆円だ。」と言っています。「一体この財源に何を充てるのか。自然増収が出た場合は、財政赤字の解消に

使うべきで、法人税減税の財源に充てるべきではない。」前政府税制調査会長のコメントです。財界が企業の国際競争力を口実にして、実はこの法人税、約40パーセントの実効税率を30パーセントに下げようとしている。これに対して、前会長は以下のように言います。「イギリス、フランスは、日本の事業税に当たる地方税がないから30パーセント台なのだ。ドイツでは40パーセント、アメリカは日本より高い。東南アジア諸国は20パーセント台だが、開発途上国と比較するのはいかがなものか。」実にわかりやすく喝破しています。こうした政府が今進めようとしている与党である自民党や公明党が、こうした路線で押し進めようとしている庶民増税、市長はこの方向が税制度の根本にかかわる逆立ち路線だというふうに見られないでしょうか。まさに、大企業には減税で、庶民には大增税、具体的に平成18年度で言えば、最初に答弁いただいた65歳以上の高齢者に押しつぶされる大增税です。市長の見解を改めて伺いたいと思います。

税制改正での影響の一つもちょっと伺いたいと思うのですが、老人保健受給者は市内で約2万人います。このうち、3割負担は現在1,000人を超えるというふうに報告を受けていました。この1,023人だそうですが、このうち今回の税制改正で3割負担に移行した高齢者というのは、一体何人になっているのか、お手元に資料があればお答えください。

どういう状況が生まれてきているかという具体的な例を紹介します。

私のところに相談が入りました。季節労働に従事して年収290万円程度、夫婦に子供2人の4人家族、今年度の国保、介護保険料は38万円です。生活維持が大変で、実は分割納付の約束を守れないということから、短期証から資格証に切り替えられました。分割納付の約束、最低でも一括10万円を納めないとい保険証を出さないと言われたそうです。冬場に向かって季節労働ですから、何とか1万円ずつだったら納められるというふうに言ったのだけれども、その人の態度もあまりよくなかったのか、1万円なら要らないと断られて保険証がもらえない。折あしくぜんそくの発作で奥さんが病院に担ぎ込まれた。病院の事務長から、こういう患者さんが来ているけれどもどうするかと相談があってわかった例です。こうした深刻な事例はたくさんあると思います。つまり命綱である保険証が取り上げられている。資格証に切り替えられている。こうした世帯が実は現時点で500世帯近く上っているということ、市長は御承知でしょうか。この500世帯近くの資格証の場合、生活の実情把握、特別の事由、理由が果たしてないのかどうか。こういうふうに見ていく必要がありますし、何よりも保険証というのは、原則交付するというのが首長、自治体の立場ではないか。滞納整理というのはまた別の問題。これを現場に徹底する責任が市長にあると思いますが、この具体例では市長はどのようにお考えか。

増収だから結構とはならないという減免制度の問題です。一つの例です。比較対象にはならないというふうに木で鼻をくくったような答弁は要らないのですが、川崎市の場合です。いわゆる少額所得者減免について、小樽市の場合は生活保護に準ずるものという減免ですが、川崎市の場合は、この減免内容が実は大変充実していますし、市民に大変わかりやすい。周知の仕方も非常にわかりやすくしています。例えば、扶養家族と年金収入者の場合、扶養家族と年金収入額でおおよその見た人がわかるようになっています。扶養家族なしで、年金収入額年間約232万円以下の人は少額所得減免として対象になります。扶養家族1人の場合では約271万円、2人の場合で約303万円、この減免水準の高さに驚かされてしまうわけです。増収になったときだからこそ、しかもその対象が納税弱者からの増収になっているのであれば、こうした自治体を参考にして、どこに住もうとこの国の国民ですから、川崎に住めばこうで、小樽に住めばこうだというふうにならないように取り組んでいく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、この問題で、非課税の範囲の点で、市長は法令の規定に基づいてというふうに答弁されま

した。そこで伺っておきたいのですが、法令の規定で言えば、35万円と総務省令うんぬんの間で、参酌をして決めるという規定があって、ここで35万円という数字が出てくるのですが、これを受けてそれぞれ決めていると思うのです。もう一つ別項で、2級地においては0.9、1割減というふうに規定されています。それらを考えると、上限値35万円に0.9を掛けると31万5,000円、しかし市長、あなたが法令の規定に基づいてやっていると言っているこの非課税の範囲は、合計所得金額32万円にしていますか。31万5,000円が32万円、18万9,000円にしかない加算額が19万円としていませんか。こういったことは、やはりきっちり見ておかなければいけないと思うのです。

ホタテの問題で簡単に聞いておきます。

実は、12月議会、今度の補正が上がっていません。それで、補正が間に合わなければ専決処分ということ、かねて伺ってはいたのですが、先ごろ花岡道議に道から入った連絡では、具体的な工事は1月中旬にもう入るのだそうです。そういう連絡は受けていませんか。そうであれば、きちんと専決処分ではなくて、補正予算に計上して処理されるのが妥当かと思われるのですが、いかがでしょうか。

石狩湾新港の中央地区3工区の問題です。

これまでの金利負担3億7,000万円、これからの部分についてはまだ決まっていなかったから明らかになっていないと言われました。例えば、財政融資資金の金利で考えた場合に、2.27パーセントです。これで単純に見込めば、これから約13億円の負担、これまでの分と合わせると金利だけでも16億円超、こういう状況になるのではないのでしょうか。仮に、町場の現状利息に合わせて1パーセントにしたところで、10億円になんなんとするような金利負担が、この先も求められるということはいかがでしょうか。

それから、3工区の問題で、企業名。私は、この企業というのはいかかなものかと思うのですよ。管理組合が領土拡大、拡張だということで埋め立てたのが3工区の事業ではないのですか。こういう事業をやるから埋め立ててほしい。その事業を実施してほしい。その要請にこたえたというのは、先ほどの質問の引用した中で明らかになりました。しかも、そのうち道内企業は、北海道ガスだということがおよそ明らかになりました。これを裏づけるものとして、18ヘクタールの半分は北海道ガス、残る2分の1は、さてどこか。道外のエネルギー関連会社だと言われています。

そこで伺いたいのですが、既に1工区、2工区に進出していた企業のうち、2工区を取得した岩谷産業が3工区の工事着工前の平成7年に、苫小牧ふ頭にこの土地を、5万平方メートルを超えていたと思いますが、転売されています。これは、埋立用地の場合は、取得後10年規制というのがたしかあったはずですから、必要な手続きが求められるわけですが、この転売に当たって、石狩湾新港地域企業立地推進設定委員会で、この規定に基づいて転売の協議がされているはずなのですが、岩谷産業がなぜ転売が承認されたか、岩谷産業がどういう計画を示していたか、3工区とのかかわりでお答えください。

広域連合の関係で伺います。広域連合は言うまでもなく独立した地方公共団体ですから、執行機関も議会もあるわけです。したがって、一切の決めごとは母体である小樽市など自治体に関係がない、それぞれの議会とは関係ないでは済まないと思うのです。例えば、こんなことを市長、考えてみてください。市長枠8名の中から、山田市長が広域連合の議員になる。市議会議員8名枠から、小樽から私が広域連合の議員になる。広域連合の議会では、山田市長と私は席を隣り合わせて、議員の席に座る。母体に帰ったときに、実はもうこれは独立自治体で決めたことだから、ここの審議になじまない、報告の必要もないということならいざ知らず、質問をする、市長が答弁に立つ。市長何と答えるのですか。古沢議員と同じく私は広域連合の議員でありますから、質疑の相手方、対象にはならないと思いますというふうに答弁を拒否されてしかるべき、そういう議員、同僚ということになってしまう。そうではなくて、広域連合にかかわる事案については、しっかりとそれぞれ母体の市町村議会に逐一報告する義務もあるし、

それらについては、それぞれの市町村の議会で審議の対象にすると、このことが住民の意思を反映するという上からも何よりも大事だと思うのです。そのことについての見解を求めたいと思います。

市立病院の問題です。ちょっと数字が飛び交いますが、性格上仕方ありませんので、お尋ねします。

一つは、子供が産めなくなるのではないかとこの心配についてです。今年の6月13日に、道の保健福祉部調査が報道されていました。衝撃的であります。保健所を持つ市を除く200市町村、つまり小樽市などは除かれていますが、200市町村のうち約8割、167の自治体が出産例ゼロだということです。自分のまちで子供が産めない。200自治体のうち167が出産例ゼロだということ。産婦人科医師も平成14年度の413人から約50人も減っている。これに加えて、小児科医師も1,278人から1,190人へと減少している。こういうふうには報道されていました。小樽市の市立病院で産科を廃止するということは、まさにこうした状況に拍車をかけていくことになる。産科の廃止、小児科の縮小になっている。先ほどの答弁では、数字の上からは安心だと言っておりますが、かなり多くの部分が小樽市以外で出産されているという実態、実情を考えれば、あの数字の報告だけでは安心だとは言えないのではないかと。こういう全道的な状況も考えて、本当にお父さん、お母さん方に、市民に安心して小樽で子供を産んで、育てられるのですよということをお願いできるのかどうか、改めて伺います。

医師確保の問題です。大事な問題です。3年かけて医師確保は、つい先ごろまで新しい病院が建ったら、医師は来るというふうに市長は胸を張って言いました。

医師確保の問題、第1です。政府のあり方です。政府は医療費抑制政策をとっています。つまり医師が増えれば、医療費が増える。こういう考え方から、医学部の定員の削減や医師の養成を抑え込んできた。この結果、どういふふうになっているか。日本の医師数がヨーロッパOECD加盟国平均に比べて、平均値ですよ、12万人も少ない、こういう状況にまで落ち込んでいる。全国的に医師不足が叫ばれているのですが、厚生労働省は医師確保総合対策とする報告をまとめました。その中で医師は基本的に足りているとしています。9,000人増えれば医師はなお心配ないとしています。こうした現状認識で、抜本的な医師確保施策をとっていません。その根拠に挙げているのが、医師の勤務時間週48時間だそうです。この報告自身、当直の時間や待機時間など病院内に滞在する時間を想定した週48時間というふうに見直せば、残念ながら6万1,000人足りないのだと言っていますから、何をか言わんやであります。この政府の医療費抑制政策も実はどう見るといふのは、新市立病院建設の責任者である市長にとっては、重要重大な問題です。新病院建設と医師確保を考えるときに、こういう政府の医師確保政策、医療費抑制政策をどのように考えておられるか、最も大事な点だと思いますから、まず第1にこれを聞いておきたい。

医師確保の問題で第2は、2年前から始まった新臨床研修制度です。実はこの下で、大学医学部での医師が不足をする。したがって、派遣医師の引揚げが始まりました。今年度になって顕著になったことではありません。それは既にわかっていたことです。

第3は、実はなぜ医師が現場にとどまれないのか、離職・退職をするのか。過酷な労働条件の問題です。医師や看護師など、医療関係者の献身的な努力をいいことに、例えばあちらこちらの自治体病院などで見受けられるのは、36時間も立ちずくめ、連続して働き続けているという医師がいます。当直明けのまま、そのまま手術に入る、こういう医師が見受けられます。こうした勤務が常態化していないだろうか。小樽病院や第2病院の場合、どうだろうか。女性医師の場合では、結婚して子供を産み、育てることができない、そうした労働環境になっていないか。こういう過酷な労働条件が、退職・離職の大きな原因になっているのではないだろうか。これが第3です。このように見たときに、計画縮小とはいえ、25名という大幅縮小とはいえ、なおかつ現在配置数から10名近くの新たな医師を確保しなければいけま

せん。54名体制、見通しが果たして立つのでしょうか。改めて聞きます。

病院事業会計と一般会計の収支計画について伺っておきます。なぜ、こんなに収益増が考えられるのか、その根拠が示されました。しかし、大変不安です。第1に考えなければいけないのは、医師の2名増員の問題です。今触れた問題と関連しますけれども、2名増員ということは、つまり数的に言えば、現在の配置体制の維持が前提になっています。離職も退職者も出ない。そういうことが前提になっています。つまり退職者などが出てこの増員配置が崩れてしまうと、直ちに計画がとんざしてしまふ。仮に、この計画配置がなしとすれば、5か年間で実に26億円強の収益増効果が破たんすることになる。そこで、現在の医師配置数、念のため聞いておきますが、何人なのか。18年度末までに、いなければ大変結構ですが、退職予定者の有無、19年度当初に配置を予定している人員、これを伺っておきたいと思ひます。

第2の問題は、収益増、7対1看護体制についてです。道内では、毎年5,000人前後の看護職員が退職しているというふうに伝えられています。ところが一方、新卒看護職員は、2,500人だと言われている。こうした中で、今年度に入って実はこの困難な7対1看護体制は、どのように確立することができたのか。たまたまタイミング的によかったのだと思うのですが、説明してください。

何よりも「新病院の規模・機能の変更」の報告で示しておりましたが、現在と開院時における患者、病床減を考慮していないというふうに思えて仕方ありません。開院時まで現在のベッド数も入院患者数も順次減らしていくという計画になっているわけですが、これらが収益増にどういう影響を与えることになるのだろうか。私にはちょっと見えてこないもので、説明をいただきたい。

実は、医業収益に関連して、9月議会で我が党の新谷議員の質問に対して、入院基本料に関する看護士の配置基準が変わった。7対1看護の適用で大幅増収になると述べました。これを基に、ここが肝心です。診療科別の収益を算定、新たな試算を行っている。まとめ次第、示すというふうに答弁をされています。診療科別の収益試算は、さきの特別委員会においても具体的に示されていません。資金収支計画の基礎となるものですから、当然算定済みのはずであります。詳細の資料は、今直ちには言いませんが、速やかに委員会への提出を求めたいと思ひます。概要についてだけで結構ですが、お示してください。これが答弁がないとすれば、基本設計予算の提案、何を根拠にしたかという大問題になりますので、きちんとお示しいただきたいと思ひます。

病床数についてです。493床から468床、医師体制を一挙に減らすのに、なぜこれしか減らないのかというのが最大の疑問です。入院患者数、医師1人当たりが現行では約15人、全国平均10人に比べて過重だから、この負担を軽減していくというふうにも言っています。つまり1人当たりの医師にすれば、3割強の軽減がされていくわけですが、医師54名体制で、一般診療の入院患者をそれでも360人としている。例えば、平成16年度、17年度、小樽病院で言えば、入院患者年間11万人強でしょうか。これらをベースに考えてみた場合に、現状では1人当たり単純に割り返せば、年間3,700人ほどの入院患者を担当している。これを3割減にしなければいけませんから、2,500人程度と見ることが出来る。これで、ようやく1日平均10人の患者となってくる。このように考えれば、現在の実稼働ベッド473床に対して、あわせて利用率68パーセントなどを考慮して考えれば、先ほどの私の質問になっていくわけです。366床、一般で、これに精神と感染症を加えれば468床だ。これは、あまりにも過大な見込みではないでしょうか。何よりも493床という、実は1年前にも報告していた79名体制で493床、これがどうだったのかという疑問にも行き当たりますけれども、それをベースにして考えてみた場合でも、468床はあまりにも過大なベッド数、あえて言えば、規模、ベッド数について言えば、水増し計画になっていないか、このことをお答えいただきたい。

関連して二つ聞きます。なぜ床面積がわずか5パーセントしか減らないのか。これが一つです。もう

一つ、なぜ工事単価がたった3年間の間で見直すたびに大幅減額になったのか。「基本構想」では、1平方メートル当たり40万円、「見直し」で1平方メートル当たり37万円、そして今回は30万円。国立病院機構が示している基準だそうですが、この30万円というのは、その基準の上限ですから、その基準をさらに下回っていくことが可能だというふうに受け止めれば、わずか3年間でこのように下がってくるということは、市民が本当に納得するのだろうか。安ければ安いほどいいというのであれば、もともとの計画は、そもそもとんでもない水増し計画で、我々に議論をさせていたのか。市民にそういう病院が必要だというふうに呼びかけていたのか。説明がつきません。ぜひこの点はお答えいただきたい。

それから、北海道と収支計画の関係で、今年度を起点にして7年度以内という問題ですが、実はそうならないということを指摘しました。実は、そうならないということは、既に北海道と協議済みなのか。これからだとすれば、何か変わることがあり得るのか。

以上であります。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 質問の数が、20ぐらいありましたので、すべて私からというわけにはいきませんが、私以外の答弁は、担当部長からさせます。

初めは、増税路線だという話で御質問がありましたけれども、見解はということですが、実は法人税減税というのですか、これが何か話題になっておりますけれども、たまたま昨日のNHKの日曜討論を聞いていましたら、自民党の政調会長も、公明党の政調会長も法人税減税は問題だという発言がありましたので、ぜひ法人税減税ではなくて、こういった高齢者が大変厳しい状況にあるわけですから、こういった面に振り向けてほしいというのが私の希望でございます。

それから、老人保健の移行した人数は担当部長から説明させます。具体例ということで、これは保険証を出すのが市長の仕事だみたいな御発言だったと思いますけれども、何世帯いるのか、ちょっと数は正確に記憶していませんけれども、いることは承知しておりますが、具体例でいろいろお話がありましたけれども、いろいろな個々具体的な話というのは、それぞれ世帯によっていろいろ違いますので、私どもとしては、それぞれの実情をよく聞いて、その上で適切に対応するようにと、私はそういう指導をしております。

それから、川崎市の少額所得者の減免水準が高いということですが、小樽市と川崎市を比べて、財政構造がまるっきり違うといえますか、川崎市の場合は、何か交付税の不交付団体で、税収がじゃぶじゃぶ上がるのかわかりませんが、相当な税収、地方交付税に頼らなくてもできるようなまちですから、そこと比較されますと、本市は税収以上に地方交付税の方が多いためですから、そういう中でこういった減免制度をつくるというのは、非常に現状の中では難しいというふうに思います。

それから、非課税の範囲の、確かに35万円が、正確に計算すると31万5,000円なのでしょうけれども、これもまたよく内部で検討させていただきます。

ホタテ養殖施設の方は経済部長から。

それから、3工区の問題は港湾部長から。

それから、私と古沢議員が広域連合の議員となった場合という例でございますけれども、議員という立場でもし参画すれば地元に戻ってきて、議会の様子は私から説明しなければいけないだろうと。あるいはまた、広域連合の考え方、これもまた議会の方で聞かれば広域連合の考え方を説明するという立場になるのかというふうには思っております。

それから、病院の問題で、小樽で安心して子供を産めるかという産科の話ですけれども、御承知のとおり、4月までは小樽病院に2名産婦人科の医師がいて、対応できたわけですが、4月からは産婦人科の医師が1名、それから小児科の医師が2名、それぞれ引き抜かれましたので、これはもう産婦人科1名でも難しい状況ですから、それで前段お話をありましたように、周産期母子医療センターである協会病院に全面的にお願いするということをごさいます、さきの答弁で申し上げましたけれども、協会病院の取扱件数にいたしましても、全国平均と変わらない状況で出産を扱っていますので、これからも大丈夫なように私どもも状況を見ながら、対応せざるを得ないだろうというふうに思っています。

それから、医師確保の問題で、この医療費抑制政策が影響しているのではないかというお話でございますけれども、直接あまり関係ないと思えますけれども、とにかく医師の数は全国ベースで見ると不足ではないといいますが、要するに大都市周辺に偏在をしていると。例えば、東京周辺だとか、北海道で言えば札幌に集中しているとか、そういう状況があるのだろうというふうに思います。これはもういろいろな場面でそういうふうに言われています。したがって、こういったものをどう調整をして、医師の不足のところへどう配分していくかという、その役割がこれから求められるのではないかと、私はそう思っております。そういう話は、私もいろいろな場でさせてもらっております。

それから、臨床研修制度の問題で、これは医師不足の一つの大きな要因だと思えますけれども、なかなか大学に医師がいないというのが実態で、私も北大なり札幌医大に行って医師の派遣を要請してまいりましたけれども、とにかく大学には医師がいないから出せないというのが大学側の言い分ですし、それに加えて、小樽の場合は何回も申し上げておりますけれども、新しい病院をつくといいながら、もう10年もそういう言い方ではないかと、一体いつになったらできるのだと、そんなところには医師は出せませんと明確に言われていますので、そういうことも含めて、我々としては、新しい病院に向けて頑張らなければならないと思っていますし、それから医師が1人抜けることによって、他の残った医師にかかる負担といいますが、これが一番大きな問題だというふうに言われています。したがって、そういう部分も何とかしなければならぬという意味で、医師の確保が非常に重要な問題であるというふうに思います。

それから、何か工事単価が下がったのが非常に悪いみたいな言い方をされるのですが、当初話したのは、一応前提条件で話していますので、きちんと計算してこの額ですというふうな話ではなくて、これはあくまでも道内でつくった市立病院の例を申し上げて、仮にこれで計算すれば、こういう単価でこういう計算になりますという、そういう前提条件をつけて話していますので、ひとつ誤解のないようお願いしたいというふうに思っております。

その他の問題については、それぞれ担当から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(安達栄次郎) ホタテ養殖施設の新設について、再質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、これまで道と漁業協同組合、それから市の三者で打合せをしながら進めてきたものでありますけれども、その中で、この事業については、関係者から1月中には何とか着工したいというふうに聞いておりました。しかし、今、古沢議員がおっしゃいましたように、この1月中旬に工事に入ることが確定したということにつきましては、初めて聞いたわけですが、これにつきましては、恐らく道の事務処理が非常にスムーズに進んでいるのではないかとこのように考えております。したがって、市としては、今後この確認とそれから正式なこの補助金の交付内示を待って、またこの時期を見定めながら、適切な予算措置を専決処分も含めて図ってまいりたいと、この

ように考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(山崎範夫) 石狩湾新港についてお答えをいたします。

最初に、第3工区の元利金債の借換えにより発生する利息についてお尋ねがありました。御質問にもありましたとおり、財政融資資金の利率、現行2.27パーセントですから、それを適用して試算いたしますと、今後10年間で約13億円の利息が発生するというふうに思います。ただ、現在交渉中であります。仮に、縁故債のレート1パーセントで計算をすると、約5億9,000万円ということに試算上はなっております。いずれにしても、現在、金融機関と利率についての協議を進めているというところでございます。

それから、2点目に第2工区に関連してお尋ねがありましたけれども、第2工区は平成4年に分譲地の売却が進められておりまして、当時、苫小牧ふ頭、それから岩谷産業、この2社がおおむね5.1ヘクタール、それから5.3ヘクタールを購入したところであります。その後、実は平成7年に苫小牧ふ頭からの要望があって、隣接の岩谷産業がみずからの分を苫小牧ふ頭に売却をしたという経過があります。その際、御質問にもありましたとおり、当時の石狩の企業立地推進設定委員会で、この規定に基づいて転売についての協議がなされた。それも事実でありまして、その中で認めて転売が成立をしたということでもあります。当時、できる限り水際線に近いところで、将来事業展開をしたいという企業側の思わくがあって、2工区から3工区への進出を望んでいたという、そういう経過はあったというふうには私どもとしては聞いているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長(小軽米文仁) 古沢議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の現在の医師の数ですけれども、現在、小樽病院が28名、それから第2病院が17名、計45名おります。今後の退職につきましては、退職願が出て、確定している分につきましては、12月いっぱいまで麻酔科の医師が1名退職しますが、これは後任の医師がもう既に決まっております。平成19年度につきましては、予定でありますけれども、先ほどから答弁していますように、小樽病院が1名増の29名、それから第2病院は4月から内科が休診しますので、16名、総体の数は45名ということで考えております。

もう1点、7対1看護がなぜ小樽病院でできたかということでございますけれども、これはひとつ4月1日から2病棟を休んだと。そこに配置されている看護師を他の病棟に配置することができました。そういうことで、一つは7対1看護が10月から認定されるようになった。もう一つは、これは非常に残念なのですが、前年度に比べまして、入院患者数が25パーセントぐらい落ちております。こういったことで、結局入院患者数が減るということは、この7対1看護により近づいていくということですから、そういった中で、7対1看護を10月から認定されているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 総務部参事。

総務部参事(吉川勝久) 古沢議員の再質問にお答えいたします。

まず、私の方から1点目としては、現在とそれから開院時の病床減をどう見ているのかというお話でございますけれども、当然収支試算をやる上で、患者数も現状をベースにして、今後の医師の動向等を加味して見込んでおりますので、それほど大きな入院患者を見ているわけではございません。したがって、開院時に大幅な入院患者減になるというふうには考えておりませんし、また今、平均在院日数も非常に短い中で、病床運営をしておりますので、その移行時にそれほど大きな影響はないものと考え

ております。ただ、実際には患者数に1人当たりの単価を掛けて、詳細な試算をやっておりますので、道との協議の中で、その辺も詰めていきたいと考えております。

それと、2点目としまして、診療科別の収益試算を示す必要があるのではないかとということで、簡単でもいいので資料の提示をとということですが、御承知のように新病院の収支試算も当然のことながら、現病院の収支試算の延長上に試算していかなければなりません。そういった意味では、今、現病院の収支試算については、44億円の解消も含めて、道との中での協議を行っている段階ですので、当然それに連動させた形で新病院の収支試算を逐次行ってきておりますので、その全体をお示しする段階で、こちらとしても新病院の収支試算についても、お示ししたいと考えてございます。

それから、病床数が493床から468床と。ドクターの減少に比べて非常に小さいのではないかとというお話ですが、御承知のように、基本構想での病床数というのは、いわゆる医師をベースにしたのではなくて、実際に入院の患者数を予測して、市民の皆さんにとって、市立病院で提供している医療、それをベースにして、どのぐらいの入院患者数になるか。それを予測しまして、決定してきたものです。ただ、やはりこの数年の医師の減少という傾向がありますので、今回は医師の体制を基にした試算も行って、その両面から検討していこうという形で今回決定したものでございます。

5パーセントしか減らないということですが、25床を今回落としておりますので、493床の約5パーセントということですから、現段階では1床当たり何平方メートルという試算をしておりますので、25床の分が落ちたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 新市立病院の建設に関する収支の関係の計画期間のお尋ねがございました。市長からも答弁申し上げましたけれども、さきの特別委員会でお示しましたのは、あくまでも新病院の建築に係る病院事業債の導入に当たりまして、一般会計からの繰出しということもございまして、道からも提出を求められて、そして出したというもので、その関係でのやり取りの中ではどうしても一般会計の方が累積赤字を解消するのに、8年かかるという、そういったシミュレーション上はなっていたということが、一つございます。もう一つ、この平成17年度決算に基づいて、関係指数により財政健全化計画だとか、公債費の適正化計画を出さなければならないというものは、これは原則7年度以内ということで示されているわけですが、これについては、18年度の起債の許可を得るためにはどうしても出さなければならないというものでございますけれども、一般会計のやはりその整合性をとるためには、片一方が8年で、片一方が7年というわけには、これはなかなかいかないのではないかとということも、道との協議の中でも今出ております。それで、それぞれの打合せの中で、いろいろ指摘されていることもございまして、道に今出しているものが、これで固まったというものでございませぬけれども、いろいろ動きもあって、それから指導も入っておりますので、そういった中でこの期間についても、そう長くはかからないと思っておりますけれども、一定程度7年度以内の方でというような形になるのではないかとというふうに、私自身は思っておりますけれども、そういうような計画期間の調整も今進めているということでございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 今ので大体終わったのですね。詳しくは、特別委員会に移したいと思うのですが、大分時間も経過しましたので、一、二点。

一つ、今の財政部長の答弁に関連して、病院の基本設計にかかわる補正予算、何よりもそれを裏付け

る資金計画、収益増の見込み、見通し、これらが変わってくる可能性があるわけですね。つくったのは8年ですが、7年に圧縮されるということもあり得ますし、道の関係のところにお問い合わせをしました。やはりそう言うのです。「まあ、小樽市さんが8年と言うなら、8年、うーん、けれどもやはり7年で示していますから」と、言ってみればこういうニュアンスで、即答は当然しません、道の方も。けれども、見直しになる可能性がある。そうすると、収益増計画や資金収支計画、一般会計の収支計画もおのずから変わってくるわけです。

こういったことを考慮すれば、見切り発車するのですかということをお尋ねしたい。そういったことをきちんと精査をして、何よりも市民が望む、市民に安心を持っていただくという病院にしようかということ、きちんと議論、審議をして決めていく、決めていくべきだというふうに思うのです。とりあえずは、枠組みを決めたと。あと、中身は変わってくるかもしれないといったら、最近の政府がよくやる法律だけはあるけど、政省令は後から追っかけてどんどん出してきて、現場がもう右往左往する。そんなやり方を病院においてもやってはいけないというふうに私は思います。

それから、病院の問題で言えば、一つだけやはり指摘しておきたいのですが、医師確保の問題です。何と言っても医師確保の問題です。今、小樽病院事務局長が平成19年度4月の医師の体制の問題で、私は疑問になりましたけれども、あれと、1名増員が消えてしまったなというふうに、そういう答弁でなかったですか。これは改めて確認させていただきたいと思うのですが、何よりもこれにも私は驚きましたけれども、これ先ごろ公表されています。道内三つの大学病院、来年の春からの研修希望医学生は、北大では定員の4割しか集まってこない。札幌大と旭川医大については、それぞれ2割程度だと。医学生の実員数で言えば、前年比で7割も減ってしまう。72名しかこの三つの大学病院に研修医として希望していないのだそうです。大学病院、大学の医学部がこういう状況ですから、仮に1名2名といっても、医局、大学に依存する、頼っているだけでは、仮に1名といえ、2名といえ、確保できるなんていうことは、およそ困難だと見るのが普通だと思うのです。ですから、こういった点で、しっかりと見ておかなければいけないということ、病院問題ではこの点だけは指摘しておきたいと思います。

それから、3工区の問題です。これからの金利負担分は、おおよそ6億円から13億円ぐらいの範囲かというのが、今の部長答弁ではっきりしました。いずれにしても、これまでの負担を考えると、10億円から16億円強ぐらいの利子負担が求められると、そういう内容になります。そこで、当初、平成7年度、3工区着工に当たって、具体的にどういう形かは知りませんが、手形を切っていたのは、北海道ガス、そして岩谷産業、これで18.7ヘクタールのうちの約4分の3、造成ができれば買います、買ってください、買いますと。当然でしょう。こうしたいから、埋め立ててくれと言っていたのですから、当然買うと言っていたのです。そのことをやはりきちんと公表して、あれこれ抜きに公表しなければいけないと思うのです。

先ほど、苫小牧ふ頭から岩谷産業への転売についての申入れがあったような答弁がありましたけれども、主たる動機は逆ではないですか。答弁の後段に言われたように、岩谷産業が外資資材等の輸入、それを受け入れやすい、水深の深い岸壁側でという企業目標というか、企業戦略があって、そして2工区を転売して、3工区ができ次第、4分の1を買うと。ところが、その岩谷産業が今0.4ヘクタールは取得しています。現地を見ましたら、なるほどと思いました。0.4ヘクタール取得している土地は、そこを境にして、ここが北海道ガスが買うと見込まれているところでしょうね。くい打ちをしたように、0.4ヘクタールを買っているのですね。外側の水深の深い岸壁に面して。こういうことから、なぜ、こういうふうにお尋ねしても、そういう約束の下に3工区を埋め立てたのは、北海道ガス、岩谷産業ですというふうには言えないのでしょうか。そして、そこに例えばきちんとした約束事があれば当然ですが、仮にない

としても、言ってみれば企業側の道義的責任というのは、問われてしかるべきではないですか。そのことをお尋ねしておきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 港湾部長。

港湾部長（山崎範夫） 3工区の関係でありますけれども、利息の関係については、御指摘のありましたとおり、仮に売却が進まなければ、そういった形で利息が発生していくことになるかと思えます。

御質問にありましたとおり、当時複数の企業が売却を希望していたというのは、これは事実でありまして、それらを基にこの事業が進められてきた。ただ、残念ながら景気の低迷やあるいは当時の拓銀、長銀等の金融機関の破たんの中で、なかなか投資をできる環境がなくなったという結果の中で、現実に今まだ売却が進んでいないという、こういう結果があります。いずれにしても、売却を進めない限り、抜本的な解決ができないわけですから、そういう意味ではこれまで購入を希望していた企業にも経過を十分踏まえていただいて、現在交渉も進めているというふうに聞いておりますので、そういった形で今後とも早期の売却をしていただくということでやっていただければというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 総務部参事。

総務部参事（吉川勝久） 古沢議員の再々質問にお答えいたします。

新病院についての医師確保の考え方ということですが、先日の市立病院調査特別委員会でも、両病院長から個別の診療科によっては、確保、増員の意向を示していただいているのもあるというような話をしましたけれども、今回の見直しの中では、診療科ごとにそういう大学、医局との交渉経過も踏まえて、当然目標と言いますが、希望値もありますけれども、そういうものを踏まえて、54名体制を目指すということにしておりますので、新病院の25床落とした病床数からしますと、法定数は50名前後ということにしておりますので、これからは医局との交渉の中で、新病院が建つのだということを明確に示した中で、交渉することによって、最低でもそのハードルをクリアして、54名体制を目指していくと、そういうことで考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 財政部長。

財政部長（磯谷揚一） 収支計画の関係で再々質問がございましたけれども、見切り発車をしてやるということではなくて、あくまでも今不良債務が発生することによって、これを5か年度で解消しなければならないという問題がありますので、これはまず何にしてもやらなくては行けないと。そういった中で、一般会計からどのような計画でもって繰り出していかという中で、一月ぐらい前の段階でございましたので、8年で累積が黒という格好になったわけですが、それとそれから今新たにまた健全化計画として出すというのは、これはどうしても平成18年度の一般会計が起債を導入するために必要な計画でございますから、それはそれとしてきちんと立てなければならないということもあります。ただ、同じ一般会計の中で、一方は病院に繰り出し、一方はその赤字だけを解消するという中で、やはり年数が違うというのはどうなのかということは、道との話の中でも出ておりますから、その辺はもう少し道と話を調整をしなければならぬと、こういう意味でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

21番（古沢勝則議員） 答弁漏れがあります。19年度の医師配置、小樽病院事務局長は、先ほど何名と答えましたか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長（小軽米文仁） 来年度、市立小樽病院が29名で、第2病院が16名で合わせて45名ということで、その市立小樽病院が1名増になるということは、先ほど来お話ししている1名増です。それと、第2病院の場合は、従前に報告してあると思いますが、4月1日から内科を休診するというこで、内科医が1名減となるということで、45名でございます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

21番（古沢勝則議員） それで、答弁のあった収益効果を上げるということにつながるのですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長（小軽米文仁） 人数で整理すると、今私が申し上げたとおりで、市長が答弁した内容から言いますと、内科休診と精神科病棟休棟により、3億4,000万円減収となると。そのうちの2億1,000万円がこの資金収支の中では、第2病院の内科が休診することによって減収になる分というふうな、資金収支計画では見ております。

議長（中畑恒雄） 古沢議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時30分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、小前真智子議員。

（4番 小前真智子議員登壇）（拍手）

4番（小前真智子議員） 山田勝磨市長は、さきの12月4日、本市の行政にとりまして重要課題も山積している中、3選出馬に踏み切られましたことに対しまして、敬意を表する次第です。

市長は2期8年にわたり、市民の皆さんに約束した公約、新しい市立病院建設実現などに向け、財政がひっ迫している状況下において、創意工夫を凝らし、市政を担ってこられました。私も自由民主党は、この行政手腕を評価いたしますとともに、今後も再選に向け、協力していく所存です。

再選後に、山田市長を待ち受ける財政再建、活力あるまちづくり、市民と進める市政運営を基本に、市長与党会派として最大限、議会を支えてまいるつもりです。

それでは、改めまして平成18年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題について伺います。

先月14日に夕張市の財政再建の基本的枠組み案が調査特別委員会に報告されましたが、その内容は私自身にとってもショッキングな内容でした。解消すべき赤字額が約360億円で、再建期間が20年程度としており、市長や私たち議員にとっては、5期にも当たる長い計画となっています。その具体的な赤字の解消策を、新聞で読んだ小樽の市民の方々から、夕張から住民が一人もいなくなるのではとか、市職員が半数で再建計画を執行していくことができるのかとか、再建団体になるところなるのね、ここまでやらなければ赤字額は解消されないなどの問いの後、必ず小樽は第2の夕張になる危険はないのですか

と聞かれております。

市長は第3回定例会において、夕張問題を肝に銘じ、今後の財政運営に当たっていかなければならないと改めて決意したところですとお答えになりました。今後の財政運営、つまり19年度の予算編成にどのように夕張の教訓を踏まえ、臨まれようとしているのかお尋ねいたします。

二つ目、本市は17年度決算で、2年連続の赤字、約14億円の赤字となっておりますけれども、その解消策はどのように考えているのか、具体的にお示してください。

次に、さきの市立病院調査特別委員会で、現在進行中の財政再建推進プラン実施計画にはない、新たな44億円もの債務を5年以内に解消しなければならないとのことでありましたが、その解消の考え方をお聞かせください。

病院の資金収支計画には、18年度までの一般会計からの繰出しベースを13億円と踏まえて、そのうち交付税は7億1,000万円、19年度の交付税は7億3,000万円、20年は7億2,300万円とあります。そこで、交付税の中身について調べてみました。17年度病院に入った交付税は7億3,159万円でした。その内訳を見ますと、普通交付税は稼働病床数ではなく、許可病床数890床分として、4億6,200万円が入っています。さらに加算される特別交付税を見ますと、結核、精神、小児医療についても許可病床数で算定されて、1億2,100万円が入っています。つまり、不採算部門については、制度上も十分手厚く措置されているということではないでしょうか。市長が言われる病院の赤字の原因を、公立病院として不採算部門を抱えているからだとの答弁は成り立たないこととなります。それなのに、一般会計から5億7,619万円を加えても足りずに、1億3,600万円もの赤字を出していることを、市長はどう考えておられるのでしょうか、お答えください。

44億円の赤字を5年で処理するということですが、医業収益の5割に達する赤字を解消しようというのですから、大変な覚悟が必要です。病院みずからが独自の給与体系の見直しを含む企業努力を示さなければ、市民の理解は得られません。医業収益の5割を超える不良債務を抱える深刻な経営実態は、民間ならとくに倒産しているのに、赤字を生じて税金で補てんされているという安易な経営姿勢が、今日の事態を生んだという声もあります。毎年繰り返され、投入される13億円前後の金額は、病院にとっては、収入としている体質になっているのではないのでしょうか。

そこで、何が赤字の原因なのかを明確にしなければ、改善は図れないと考えます。公立病院として、なぜこれほど多額の赤字を抱えたのか、減らすためにどんな努力や取組をされてきたのか、市民の皆様にご丁寧な説明をする必要があると思います。市長のお考えをお聞かせください。

この項の最後に、今後の取組についてお聞きいたします。

まず、新病院へ移行する前に、現病院で改革、改善しておかなければならない課題は、いろいろあると思いますが、例えば病院独自の給与体系の見直しなどについて、どのようなお考えをお持ちなのでしょう。あわせて、現病院、新病院の医業収入に占める給与等の支出バランスについての現状と目標についても御所見をお聞かせください。

そして、私は改善のために不可欠なのは、今ある病院の実態をまず何よりも医師の方々に勉強してもらい、理解の徹底を図ること、加えて病院職員とともに市の職員の方々すべてが研修し、把握する義務も責任もあると思いますが、市長の御所見を伺います。

開院時はすべての面で、改善を図れるいい機会でもあります。市職員が一丸となって取り組むべきであり、市長の強いリーダーシップが必要です。新病院に向けての市長の決意もあわせてお聞かせください。

次に、男女共同参画について伺います。

10月5日、小樽市男女平等参画課主催のセミナーに参加しましたが、その内容は私には違和感のあるものでした。行動する女性のネットワークAWN代表の東郷明子氏が講師となり、ロールプレイ、役割演技法というそうですが、参加者が役割を演じて、性差別が人権問題であり、人の平等にかかわることを認識させるという内容です。

その日のシナリオはこうでした。夫が明日で定年退職を迎えるという共働き夫婦が登場し、妻のせりふです。「あなたの退職金は、全部これから2人の老後の生活資金に充てますが、私の退職金は私一人で自由に使わせてもらいます」と宣言、さらに妻は「退職後、あなたが何かやりたいというときは、活動の資金は貸してあげますよ」と言い、夫は一人別室で「おれの退職金をおれのために少しぐらいは使わせてくれるだろうか」と気弱に愚痴るという設定になっていました。終了後、観客から共働きで暮らしてきた夫婦が、夫の退職金のすべてを生活資金に充てるというのに、妻の退職金は妻が独り占めするというのは、おかしくはないのかと質問したのに対して、司会者は妻が一人でしていた家事労働をどう評価するのですかと、逆にお客に問いただすというやり取りがありました。

聞いていて、私は家事労働に対する対価を夫に求めるという東郷氏の主張には受け入れがたいものがありました。家庭生活においては、すべてが夫婦平等というわけにはいかないのではないのでしょうか。私には、個人としての女性の権利拡大ばかりに力点を置く、このようなジェンダーフリーの思想が健全なものとは思われません。男女共同参画社会基本法は、平成11年6月の通常国会で全会一致で可決された法律です。この法が目指す基本理念は、決して今例に挙げたようなことを推し進めるためのものではないはずです。市主催の講演会の内容が、市民に間違った男女共同参画のPRとなつてはいけません。

そこで、伺いますが、男女平等参画セミナーの意図は何なのか。また、今年の企画内容は、どのように決められたのか、お示しください。

1975年の国際婦人年から30年、1995年9月第4回世界女性会議で採択された北京宣言から10年が過ぎました。この間、女性の地位向上は関係者の努力によって着実に成果を上げてきておりますが、一方で間違ったジェンダーフリー思想の弊害も顕著に現れてきています。

例えば、昔あるところにおじいさんとおばあさんがおりました。おじいさんは山にしば刈りに、おばあさんは川に洗濯にという有名な桃太郎の出だしが、ジェンダーフリー派の思想にかかると、この話は男女の固定的役割分担を示していると批判され、おばあさんは山にしば刈りに、おじいさんは川に洗濯にとつくりかえられることとなります。そして、山へしば刈りに行ったおばあさんは、しばは枯れているので軽い軽いと、これまでいかに男が女を抑圧してきたかを語る例え話に仕上げられているのです。税金を投入した公的な場で、男女共同参画実現のためにと称して、この種の芝居が行われ、学校でも子供たちにこのような教育が行われているのです。

最近の小中学校では、男女混合名簿がジェンダーフリー教育のシンボルとなっています。この意味は、男子が先の男女別名簿は差別であるとし、男が先、女が後の名簿は、長い歴史の中で支配と被支配を表し、優位と劣位の固定的な考え方だ。男の子の「君」も女の子の「さん」もだめだと言うのです。

そこで、教育長に伺います。小樽でもすべての小中学校で男女混合名簿が使われ、運動会でもすべての学校の徒競走が男女混合であり、騎馬戦も男女混合で行われています。オリンピックでも男と女が一緒に走ることはありませんし、陸上も水泳もすべて男女は分けられているのに、小樽では運動会の徒競走を男女混合で行う意義はどこにあるのでしょうか。また、男女混合名簿はどんな目的で導入されたのでしょうか。取り入れてどんな効果が上がったのか示してください。さらに、これからも混合名簿で行う必要があるのかについてもお答えください。

また、政府は今年1月に通知を出し、ジェンダーフリーという用語を使用しての不適切な事例を批判

しています。この今年1月の政府からの通知は、教育委員会に届いているのでしょうか、お答えください。

また、教育現場での行き過ぎた性教育が全国で問題となっています。2004年、旭川医大の助教授が、高校生3,200人に調査しました。その結果は、性体験ありが男子で35.8パーセントに対し、女子は47.3パーセントにも上りました。また、クラミジアという性感染症にかかった男子は7.3パーセントの234人、女子が13.9パーセントの445人となっています。この調査結果に対して、読売新聞は、近年の男女共同参画の推進により、若者が影響を受けたと分析しています。日本で性の交渉が乱れている証拠は、10代の女性の中絶率が世界一、平成15年統計では、20代の女性の性感染症を原因とする子宮けいがんが世界平均の4倍もあり、クラミジアにかかっている女性は82万人、男性は14万人の計96万人にも上ります。この人たちがHIV、エイズにかかる危険性は非常に高いものがありますから、日本の将来が危ぐされると言っても過言ではありません。

私たちは、フリーセックスを勧める性教育を軌道修正して、日本の子供たちを正しい方向に導く責任があります。間違った性教育の被害者は、小中高校生に及んでいます。指導する側は、もっと真剣にその弊害を考えるべきです。また、家庭においてジェンダーフリー派は、家族の抑圧感はず家族の役割の固定化から生じているとして、女は家庭で、家事、育児、看護に、男は社会で仕事に従事するという性別役割分担が、母親の育児ノイローゼや空の巣症候群を生んでいると主張していますが、本当にそうでしょうか。

さらに、ジェンダーフリー派の人たちは、女性が虐げられていると言いますが、女性の平均年齢は男性よりはるかに高いし、家計の実権を握っているのは、おおかた妻である女性です。私は、むしろ女性が強くなりすぎて、男性が弱くなってしまった今の日本こそが心配です。区別を差別と言って、男性とすべてにおいて平等となることこそが女性の幸せであるかのようなジェンダーフリー推進者には、疑問を感じます。

男女共同参画社会というのは、男性と女性がお互いのそれぞれの特性と特色を出し合い、違うことのよさを認め合い、助け合うことこそ大切な社会ではないでしょうか。どこまでも男女の「同じ」を求める平等の行き過ぎは混乱をもたらすと考えます。

そこで、伺いますが、本市では平成15年3月、小樽市男女平等参画基本計画を策定し、男女がともにつくる豊かな社会を目指して、さまざまな取組をされています。また、担当する部署も男女平等参画課です。法律は、共同参画であるのに、なぜ小樽市は平等参画なのでしょう。「平等」を使っている道内他都市と都道府県の状態もあわせてお示してください。

また、17年度の決算説明書によりますと、男女平等参画意識啓発等事業費54万9,000円とあり、女性施策推進費10万7,000円とありますが、何に使われている費用なのでしょう、お尋ねいたします。

最後に、マザーテレサの死後に公開されたメッセージの一部を紹介して、この項を終わります。

「私はなぜ男性と女性が全く同じであり、男女の間のすばらしい違いを否定する人たちがいるのか理解できません。神からのいただき物はすべてよきものですが、皆同じではありません。男性も女性も違った方法で、愛を表現するようにつくられており、男女がそれによってお互いを完成させ、一緒に神の愛を完全に表すのです。これは、どちらか一方だけではできないことです。子供は、家族への神の最大の贈り物であり、母親、父親の両方を必要としています。なぜなら、父親は父親らしく、母親は母親らしいやり方で神の愛を体現して見せてくれるからです」

時間の関係で、ほんの一部しか紹介できませんが、今日の行き過ぎたジェンダーフリー思想への危ぐを抱いた彼女が、北京大会の参加者に送ったこの書簡は当時無視されました。でも、男女共同参画社会

のあるべき姿を考えると、私たちは今ここのマザーテレサの思慮深い言葉の意味をよく味わい、考えなければならないのではないのでしょうか。

次に、学校選択制について伺います。

11月13日、本市のある中学の校長あてに、中3の子供からの自殺予告の手紙が届きました。全国でいじめが原因と見られる児童・生徒の自殺が連日報道されていますが、小樽でもそれが現実のものとなり、緊急の対応が求められています。教育委員会は、各学校への目配りを強化して、学校と各家庭で綿密な連携が図られ、最悪の事態を回避するための万全の配慮をお願いいたします。

道内では、滝川の小学校6年生の痛ましい自殺がありました。市及び道の教育委員会の対応に問題がありました。福岡の中学2年生の男子生徒の例では、その原因が担任にあるという報道に驚かされました。何日かして、その子の父親が我が子が学校や先生を選べるなら、自殺せずに済んだのにと、県教育委員会に進言し、県は課題として受け止めたいと応じたこと、10月19日の新聞報道にありました。

この問題は、子供の側に立った、しかも子供の心を大切にしたい、そして責任ある対応が求められています。10月26日の北海道新聞の声欄には、39歳の男性が、25年前の自分へのいじめの体験を寄せていました。2か月の登校拒否の後、みずから教育委員会に電話をして、住所異動なしの転校が認められたという内容でした。当時、担任を含めて、一般教員の間で彼の不登校は秘密にされていて、校長、教頭には知られていなかったということが、後日明らかになったと書かれています。この男性は、この自分の体験を通して、子供に向き合うことを忘れて、事があっても動こうとしない教育委員会や学校なら不要だと、関係者の対応に厳しい意見を述べています。

福岡の例やこの男性の例から、いじめられた子供に転校という緊急避難の道を設けてあげることが、子供の心を大切にしたい対応ではないかと考え、提案したいことがあります。

江別市では、昨年から小中学校の学校選択制を実施しています。対象は、新1年生のみで、希望する子供と保護者が、通学区域に隣接する学校の中から入学したい学校を選ぶというやり方です。現在の通学地域制度は、そのまま残っているので、学校選択制を希望しない子供は、これまでどおりの指定校に入学することになります。入学希望者が受入れ人数を超した学校は、公開抽選をするそうですが、昨年は小中合わせて79人、今年は84人が希望、すべて入りたい学校に入学できたということです。

江別市では、平成15年に審議会がつくられて、10回の審議の結果、導入が決まりました。この審議会の基本姿勢は、子供が朝目覚めたとき、行きたくなる学校を目標に、学校は子供たちのためにあると結論づけています。江別市では、このことにより、すべての学校が我が校の特色を顔づくり事業として企画、立案して、子供と保護者に公開しています。一部を紹介しますと、小学校なら読み書きを身につけ、読書を愛する子供を育てることを特色とした学校、花を愛し花で学校を飾る取組を発表した学校、障害児に優しい環境づくりの実践校を目指すとした学校、算数が好きになる子を育てることを打ち出した学校もあります。中学校なら、市内在住の外国人との国際交流を掲げたり、音楽を通して情操豊かな子を育てることを目標にした吹奏楽部の演奏活動に重きを置いた学校、きめ細やかな授業を目指し、少人数授業を提案した学校もあります。

そこで、質問いたします。小樽でもこの方式を導入できないのでしょうか。今、小樽では、市立学校の規模・配置の在り方検討委員会が19年9月に答申を出しますが、その委員会で学校選択制について早急に検討していただけないのでしょうか。

17年末現在、本市の不登校の児童・生徒数は76人、そのうち中学生が59人もいますから、1校当たり4人以上もいるという小樽の現実です。早急に対応が必要と思いますが、他都市と比べて多いのか少ないのかもあわせて教育委員会の見解をお聞かせください。

また、年間授業時数について調べてみました。平成17年度の小中学校での授業時数を比較してみますと、最高と最低では、小学1年生で52時間、2年生は34時間、3年生は59時間、4年生で60時間、5年生で38時間、6年生では51時間の差がありました。それが、中学になりますと、1年生で61時間、2年生で59時間、3年生で24時間の差となっています。親としては、どの学校でも同じぐらいの授業時数だと考えていますので、この時数の差を知るとどんなにか驚くことでしょう。基礎、基本の学力をしっかりとつけてほしいと親が望むのは当たり前のこと、残される教科書の量の多さに、心配顔の保護者も少なくありません。教育委員会は、義務教育の小中学校において、この年間授業時数の差をどのように考えているのでしょうか、見解を伺います。

学校選択制の導入は、教職員の方々の理解と協力が必要になります。さらに、学校間の格差や序列化、遠距離に伴う通学時の安全、地域との関係が弱まることなど、さまざまな懸念もありますけれども、教育委員会は最大限の努力で押しよくに努める必要があります。同時に保護者には、選択には責任が伴うことも理解してもらう必要があります。

今、世界も日本も政治も経済も文化もすべてが激しく動いています。教育も例外ではありません。この選択制の導入は、今あらゆる分野で構造的な改革が進められている中で、学校も新しい学校に生まれ変わる転機になるのではないのでしょうか。選ぶ主体が子供や保護者に移ることによって、学校改革が進められていくのではないとも考えます。今までの教育で大事にされてきた平等主義は、画一化に陥る危険性をはらんでいます。小樽では特に教える側の論理が中心となった、今の閉鎖的な学校運営から、教育を受ける側の親や子供が求める質の高い教育へ転換されなければなりません。先生を見詰める社会の視線が厳しくなっていることを自覚してほしいと思います。

学校は先生がいて、子供が来るところではなく、子供がいるから先生が必要なのです。小樽の学校にマンネリ化の面があるとしたら、この学校選択制は、学校の体質改善に風穴をあけるきっかけになるとも考えます。公立だから皆同じというレベルから一步踏み出して、公立でも個性がありますという段階に入ることこそ、今求められていることではないのでしょうか。小樽で小中学生の自殺などという痛ましい事件を起こさないためにも、学校選択制への教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、学習到達度調査について伺います。

5月10日、小樽で40年ぶりに導入された国語と算数の到達度調査の結果がまとまりました。国語は29問中、全国の正答率の同程度が22問で下回るものが7問、算数は34問中、全国の正答率の同程度が16問で、下回るものが18問もありました。上回ったものは1問もないという結果でした。全国の同程度とは、正答率のプラスマイナス5パーセントまでを同程度として、下回るものはマイナス5パーセントを超えた場合とのことです。国語も算数も全国正答率の平均以下、それもかなり差があることが明らかになりました。さらに内容を見ますと、国語は漢字の書き取りと文章の内容の読み取りが非常に低いという結果です。算数は、小数と分数の計算と体積を求めるものが全国より10ポイント近く低く、対比の問題の中の一つは、12.2ポイントのマイナスでした。このことは、小学校の先生の指導力の低下を如実に表しています。小学生の時期は、記憶力が一生で一番いいとき、大事なことは繰り返し教えて覚え込ませる必要があるのに、それを怠っていることが、白日の下、明らかになりました。

そこで質問いたします。教育長は、今回の結果をどのようにとらえているのか、お尋ねいたします。

保護者も市民も新聞でこの事実を知ったのですから、先生はもう無視することはできません。小樽市が100万円を投入して実施したこのたびの学習到達度調査は、小学校において、学習した内容を把握するために行われたのに、全市の中学校14校中、先生が試験官となって行われた当たり前のことが実施できたのは、わずか5校だけという小樽の教育現場、先生方がこの調査を無視したり、非協力的だった

りで、管理職だけでやっと実施できたのが9校にも上り、そのうち3クラス以上ある学校は、校長、教頭だけでは対応できず、教育委員会の応援でやっと実施という学校も3校ありました。この小樽の教育現場の実態は、まことに憂慮すべき問題です。

21世紀の今、先生方のこのあきれた責任放棄を保護者も市民もこのまま放置していいのでしょうか。教育長は、この小樽の教育現場の実態をどう受け止められているのか、伺います。先生の使命は、この結果をみずからの課題として把握し、指導の改善につなげることにあるのではないのでしょうか。そして、その責任は、子供を指導要領の基準値まで引き上げることにあるのではないのでしょうか。公立の小学校なので、平均値への学力の定着を図ることは、当然のことだと私は考えます。日本人は学力を軽んじすぎだと思えます。勉強ばかりしては、真の人間は育たないという風潮は間違っていると思えます。百マス計算の陰山校長は、子供は学力がつくと集中力を発揮し始める。するとクラスに落ち着きが出てくと述べています。教育委員会は、各学校へ分析結果を出されていると聞いていますけれども、それが十分に活用され、改善への取組がなされているのか、現場に入って調べる責任があり、保護者に報告する義務もあるのではないのでしょうか。教育長のお考えをお聞かせください。

先生方の学習調査拒否は、職場放棄であり、見逃すわけにはいきません。教員として不的確な人でも定年まで公務員法で守られるという今の日本の現状も見直されていいのではないのでしょうか。指導力不足で子供の学力を高めようとしない先生に教えられる不幸な時間は、子供には取り返しがつかないので、小樽の教育委員会は、子供を伸ばす実績を上げた先生を校長に抜てきするぐらいの英断はできないのでしょうか。

今回の結果を専門的に分析して、レベルアップを図る方策として、学力の専門機関をつくることは考えられませんか。また、水準に満たない困難を抱えた学校があるなら、その学校に対してどう指導していくお考えなのかもお答えください。

教育長には、小樽で40年ぶりで導入された今回の調査は画期的であり、その点の御努力に対して心からの敬意を払うものですが、今の子供の教育レベルの低下は、未来の小樽のレベルの低下を表しています。昨年の第3回定例会でも申し上げましたが、集団で校長に反抗して、教育活動を放棄している教職員を呼んで指導できないというのは、教育委員会の姿勢が問われます。この件こそ、真に教育効果の面から、教育を受ける側の児童と保護者の立場に立って指導することはできないのか、教育長の見解をお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁を期待して、代表質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 小前議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず平成19年度予算編成に当たった考え方でありまして、平成19年度は改選期に当たるため、通常、当初予算は骨格予算として編成をし、政策的事業は第2回定例会で補正措置することとなるわけでありまして、現状の財政状況から見ますと、相当部分が当初予算に組み込まれる編成になるものと考えております。

そのような中で、平成19年度の本市の財政状況は、平成18年度からの赤字を引き継ぐことに加えて、歳入につきましては、三位一体の改革による税源移譲が行われ、個人住民税の収入は増加が見込まれるものの、その要因を除くと依然として厳しい経済・雇用情勢から、市税全体の伸びは見込めず、地方交

付税においても、制度の抜本的な見直しが予定されておりますことから、その影響も予想されるなど、非常に厳しい環境にあると考えております。歳出につきましても、扶助費や他会計の繰入金などの増加が見込まれ、平成18年度と同様に財源不足が見込まれ、極めて厳しい状況にあります。そのため、新年度予算の編成に当たっては、常に財政再建団体への転落が現実のものとなり得るという厳しい状況を十分認識し、早期に赤字額の圧縮に努める必要があり、財政再建団体転落回避と財政再建が最優先課題であることを念頭に置き、編成する方針であります。

次に、累積赤字の解消策でありますけれども、財政再建推進プラン実施計画において、平成21年度には、単年度収支の黒字化を図り、その後も単年度の財政効果を上げることにより、累積収支不足の解消につなげることとしておりましたので、平成17年度決算での累積赤字約14億1,000万円についても、この計画に沿って解消する計画でありました。このような中、今年度から地方債が許可制から協議制に移行したことにより、普通会計の累積赤字を、原則として7年度以内に解消する財政健全化計画の策定や病院事業会計における不良債務を5年度以内に解消することを求められたことから、これらの達成のために、現行の財政再建推進プラン実施計画にさらに踏み込んだ対策を実施しなければならない状況となっております。したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構のさらなる改革を進め、何としてでも財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で計画を達成しなければならないと考えております。

次に、病院事業会計の累積赤字44億円の解消の考え方でありますけれども、平成18年度末で発生します44億円の不良債務の解消は、平成19年度から23年度までの5か年で解消を図らなければならないことから、一般会計から病院事業会計に不良債務の解消分として、19年度は7億円、20年度は10億円、21年度は11億5,000万円、22年度は11億円、23年度は4億5,000万円を繰入れする予定であります。この不良債務の解消の考え方といたしましては、これまでの一般会計から病院事業会計への繰入れが毎年度約13億円台で推移してきたことを踏まえ、病院会計の経営改善による解消と一般会計からの解消分の繰入れにより両会計で解消していくこととしたものであります。44億円を19年度から単純に5年で解消とした場合、1年当たり8億8,000万円が18年度の繰入金予定額12億8,000万円に上乘せられ、年間21億円強の繰入れとなる計算になりますけれども、病院事業で経営努力を図ることにより、一般会計からの繰入金は、19年度は16億5,000万円で、最高の21年度で18億7,000万円と予定しております。病院事業での経営努力につきましては、主なものとして、入院基本料7対1看護の継続に努め、収入を確保していくこと。また、小樽病院では、内科医師を19年度と20年度に各1名を確保し、また第2病院では、循環器科の外来診察回数を増やし、患者増を図るよう努めてまいります。職員給与については、医師を除いて、19年度以降も引き続き独自削減の実施と地域間格差の是正を図るとともに、特殊勤務手当の見直しを図り、給与費の削減に努めてまいりたいと考えております。これらのほか、患者数に見合った適正な病床管理を行い、病棟の休棟や再編を図り、職員の適正配置を行うとともに、今後も環境整備や患者サービスの向上を図り、患者増に努め、より効率的な病院運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、病院事業についてでありますけれども、残念ながら一般会計からの繰入金に依存する体質が引き続きしております。ここ数年は、積極的な経費の削減策を講じてきているところでありますが、医師の退職が多く、これの補充ができないことから、収益が大きく減となり、平成16、17年度の2か年、損益ベースで赤字が生じているところであります。いずれにいたしましても、経営体制の見直しも含め、より一層の効率的な経営を図ることにより、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、赤字の原因でありますけれども、一般会計からの繰入金に依存している中で、病院としての収益の確保、経費の節減等の経営努力が足りなかったものと考えております。これまで取り組んでまいり

ました経営改善策は、両病院での給食業務及び電話交換業務等の民間委託、病棟の集約による職員減での人件費の削減、給与の独自削減、薬品の購入単価の引下げ、公宅跡地の売却のほか、小樽病院では、地域連携室の立ち上げによる紹介患者の確保、内視鏡室の拡充やりハビリ室の整備など、医師確保のための環境整備などに努めているところであります。

次に、現病院での改革・改善でありますけれども、現在の病院の経営を改善していくためには、病院事業独自の給与制度の導入など、病院の効率的な運営や経営改善に有効である地方公営企業法の全部適用など、経営体制の見直しや経営責任の明確化を図る必要があると考えており、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。また、医業収入に対する給与費の割合についてですが、給与の独自削減を行っておりますが、入院・外来収益が大きく落ち込んだこともあり、平成17年度決算で55.6パーセントとなっておりますが、この割合が50パーセントを切るよう、経営努力を図ってまいりたいと考えております。

次に、病院の実態の職員への周知でありますけれども、医師も含めた病院職員に対しては、これまで院内各種会議や通知などにより、病院の経営実態などについて周知を図ってきておりますが、さらに年明けには、病院長から直接、今回策定した資金収支計画も含め、現在置かれている病院の状況と今後進むべき病院の方向などについて説明をすることになっております。また、市の職員についても職員研修などを通じ、市の財政状況の周知を図ってまいりましたが、病院事業会計の実態を含め、市の財政状況への認識をさらに深めるよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、新病院に向けての決意ということでもありますけれども、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりのためには、老朽化し非効率的な現在の二つの市立病院を医療の高度化に対応できる効率的な病院として、一日も早く統合新築する必要があると考えておりますし、またこれは多くの市民の願いでもあります。今回、新病院の規模、機能を固め、実質的な着手となります基本設計に入っていきたいと考えており、目標がより具体的になりますので、新病院の建設に向けて現病院の機能改善や経営改善、また財政問題など、全庁的な課題にも決意を新たに、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画についての何点が御質問がありましたけれども、初めに、男女平等参画セミナーの開催趣旨でありますけれども、豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女がともに支え合う男女平等参画社会の実現が重要であることから、解決すべき課題を広く問題提起し、市民とともに考えることを目的として開催しております。

今年度の企画内容の決め方でもありますけれども、団塊の世代がクローズアップされていることや男性の参加を促す点からも、今年度はテーマを、「豊かに年を重ねるために、心も体もリフレッシュ」と決めて、テーマに沿った分野で活躍されている方や女性団体からの情報を基に講師を選定し、四つの講座を実施いたしました。その内容は、「さまざまな場面で考える男女平等と共同参画」と題して、ロールプレイによる問題提起、「ボランティア活動で地域貢献」と題して、朗読の体験、「団塊の世代を考える」と題して、セカンドステージにどう挑むかなど、参加体験型のセミナーとして実施したものであります。

次に、共同参画と平等参画の名称の使い方でもありますけれども、本市としては、計画策定時に共同参画からスタートしましたが、北海道が既に平等参画を使用していたことや基本計画の策定のための市民懇話会から、男女が平等とは言いがたい現状を踏まえ、まず男女の平等を実現し、その後に共同参画を目指すべきとの提言もあり、平等参画としたところであります。

また、他都市の状況でもありますけれども、基本計画を策定している道内25市のうち、本市を含めて4

市が平等、19市が共同、2市がその他の名称を使用しております。都道府県では、北海道及び東京都の2か所が平等、39か所が共同、6か所がその他の名称を使用しております。

次に、男女平等参画意識啓発等事業費でありますけれども、今回同様のセミナーの講師謝礼を含めた開催経費として7万2,000円、7,000部を印刷し各事業所等へ配布している情報誌ぱるねっとの印刷経費として47万7,000円を支出したものであります。また、女性施策推進費の内訳でありますけれども、女性問題連絡協議会開催経費として5万2,000円のほか、消耗品費や旅費などとして5万5,000円を支出したものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 小前議員の御質問にお答えいたします。

初めに、運動会の徒競走を男女混合で行うことについてですが、運動会における種目や内容、方法などについては、各学校において決定することになっております。各学校からは、小規模校のため、男女の人数のバランスが悪いでありますとか、タイムの近い子供同士を走らせていることから、結果的に男女混合となるといった話を伺っております。いずれにいたしましても、文部科学省が毎年実施しております体力・運動能力調査報告書によりますと、50メートル走での男女の平均の差は、小学校段階で各学年とも0.3秒程度あるとの報告もありますことから、各学校において、児童の心身の発達段階などの実態を十分踏まえながら、適切に実施することが大切であると考えております。

次に、男女混合名簿についてであります。男子優先の意識や固定的な性別による役割分担の意識などを取り除き、男女の性別にとらわれることなく、学校生活の身近なところから、ともに学ばせることをねらいとして導入されているものと思われ。その成果としては、男女の差別なく物事を進めるようになってきたとか、人権意識、男女平等などに対する考え方について、教職員で理解を深めることができたといった報告がなされております。男女混合名簿は、男女平等教育を推進する上では、一定の役割を果たすものとして成果も見られますが、反面、男女の判別のつかない氏名が多くなっており混乱があるとか、統計調査等における男女別数値の算出に不便であるといった課題もあることを踏まえ、今後各学校の自主的な判断の下に進めていくことになると考えております。

次に、政府からの通知についてであります。内閣府男女共同参画局から出されました平成18年1月31日付けジェンダーフリーについての通知のことと思いますが、この通知は北海道を通して、市の男女平等参画課で受けており、教育委員会には届いておりませんでした。

次に、いじめと学校選択制についてであります。現在、小中学校に就学する場合には、住所により入学する学校を指定しておりますが、身体的理由や地理的理由などにより相当と認められる場合は、保護者の申立てにより指定校の変更を許可しております。いじめの場合も、その理由の一つとして対応しているところであります。これまでも地域の実態に即し、保護者の意向を配慮した対応を行っておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、学校選択制につきましても、さまざまな課題もありますことから、小中学校の規模・配置の在り方とは分けて考えていかなければならないものと思っております。

次に、不登校児童・生徒への対応についてであります。本市における年間30日以上欠席している不登校児童・生徒数は近年減少の傾向にありますが、中学校在籍者の不登校の長期化が目立っており、その対応は、緊要な課題であると受け止めております。このため、教育委員会では、毎月各学校における児童・生徒の欠席状況やその指導について報告を求め、不登校の兆候などを早期に把握するよう指導、助言に努めており、各学校におきましても、その結果を踏まえ、欠席している児童・生徒に対し、担任

が家庭訪問をするなどしながら、きめ細かな対応に努めております。

また、学校適応指導教室を設置し、専任指導員など4名が不登校児童・生徒の指導に当たっております。さらに、道費、市費の5名のスクールカウンセラーを配置し、子供、保護者、教師への相談活動に当たるとともに、不登校対策連絡協議会の開催など、学校復帰に向けた支援をしております。

なお、他都市との不登校児童・生徒の比較についてであります。文部科学省や北海道教育委員会では、各市町村ごとの状況について、公表していないことから、比較することは難しいものと考えております。

次に、年間授業時数についてであります。平成17年度、学期ごとに市内の全小中学校から報告をいただいております。どの学校も法令に示されている標準授業時数を確保しております。各学校においては、学習指導要領のねらいが十分実現されていないと判断される場合には、指導方法、指導体制の工夫、改善を図りながら、標準を上回る適切な指導時間を確保するなど、指導内容の確実な定着を図ることが求められております。このようなことから、各学校では、児童・生徒の理解の程度など、子供の実態に応じて適切に授業時数の確保に努めているものであり、時数に差を生じているとは考えておりません。その際、法令において定められていない児童会、生徒会活動及び遠足、学芸会、文化祭など学校行事の授業時数については、特段定まっているものではございませんので、地域や実態に応じて各学校が適切に定め、教育課程全体のバランスを図ることが大切であると考えております。

次に、学校の体質改善と学校選択制についてであります。小樽ではそれぞれの学校で、地域や学校の実態に応じて創意工夫を加えた特色ある教育活動を進めていただいております。今年度からは、あおばとプランに基づき、「心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りをもつ小樽の子どもの育成」の実現に向け、さらに一層学校ごとの特色を持った教育課程を編成することになっております。

なお、学校選択制の導入については、先ほどもお答えいたしました。学校の規模・配置の在り方とは、切り離して考えてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、学習到達度調査の結果についてであります。教育委員会では、国語、算数における学習指導上の課題はもとより、子供の生活、学習意識を把握することができ、今後の各学校での指導計画や学習指導の改善を図る上で、貴重な資料を得たものと受け止めております。とりわけ指導上の改善点については、期待正答率及び全国の正答率との比較はもとより、生活・学習意識調査との関連において、学習意欲を向上させる指導や家庭における学習習慣、基本的な生活習慣の育成など、15項目にわたる取組を導き出したところであります。今後、各学校における指導方法の工夫、改善等を通して、小樽の子供が基礎・基本をしっかりと身につけていくよう、努めてまいります。

次に、小樽市立学校の現場の実態についてであります。この調査の実施に当たり、各中学校においては、教頭を実施責任者として組織を構成するなどしながら、協力体制の整備に努めてまいりました。結果として、管理職が主体となって、一部の教職員等が業務に従事し、調査を実施することになりました。近年、学校問題に対して種々の改善が図られてきておりますが、さらに今年度から3年間にわたるあおばとプランの実現を目指した取組を通して、教職員一人一人には法令などに従い、職務上や身分上の義務を果たし、保護者や地域住民の信頼にこたえられるよう、指導に努めてまいります。

次に、調査結果の活用についてであります。各小中学校においては、それぞれの学校での調査結果のデータについて分析を行い、課題を明らかにし、今後の指導計画や学習指導の改善・充実に取り組むとともに、その取組を保護者に説明するよう、お願いしております。また、教育委員会では、各学校での取組が円滑に実施されるよう、指導主事や教育研究所の所員を派遣するなどしながら、指導、助言に努めてまいります。

次に、教員の校長採用についてであります。任命権者であります北海道教育委員会では、その選考方法に関し、実施要項を定めております。その資格要件には、人格や識見及び指導力が特に優れた身体強健な者で年齢は58歳未満であり、専修免許又は1種免許状を有して、教頭の在職年数が2年以上となっております。また、校長公募制を採用している一部の県や北海道においても、4校の高等学校において、民間人を校長に採用しておりますが、北海道の小中学校における現行制度では、筆記及び面接を行い、その結果を踏まえ採用することになっており、子供を伸ばす実績を上げた教員を市教委独自で校長に抜てきすることはできないものと考えております。

次に、学力向上の専門機関の設置についてであります。教育委員会においては、あおばとプランに基づき、教育研究所内に学力向上検討委員会を設置して、児童・生徒の学力向上に向けた課題と方策を研究し、指導の改善に生かす取組などを進めております。今年度につきましては、学習到達度調査の分析、改善のための具体的な方策例を示すなど、取組を行っており、皆さんにお渡ししたところでございます。今後、継続的に学習状況の把握を行うことによりまして、各学校における学習指導の改善が進むものと思われませんが、課題のある学校につきましては、学力向上検討委員会による支援などの方策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、教職員の指導についてであります。これまでも述べてきましたが、学校教育法第28条第3項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、校務分掌の決定など、校務にかかわる権限が校長に付与されておりますことから、教育委員会が直接に教職員を指導することはなじまないものと考えております。教育委員会としてはこれまでも校長との連携を密にしながら、各学校の教育課題に対して、その解決や改善に向け、指導、助言を行ってまいりましたが、今後も校長との連携を一層図ってまいりたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 上 野 正 之

議員 前 田 清 貴

平成18年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成18年12月12日

出席議員(31名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野正之 | 2番 | 森井秀明 |
| 3番 | 山田雅敏 | 4番 | 小前真智子 |
| 5番 | 井川浩子 | 7番 | 若見智代 |
| 8番 | 菊地葉子 | 9番 | 小林栄治 |
| 10番 | 大橋一弘 | 11番 | 大畠護 |
| 12番 | 前田清貴 | 13番 | 横田久俊 |
| 14番 | 成田晃司 | 15番 | 佐々木茂 |
| 16番 | 斎藤博行 | 17番 | 山口保 |
| 18番 | 佐々木勝利 | 19番 | 武井義恵 |
| 20番 | 新谷とし | 21番 | 古沢勝則 |
| 22番 | 北野義紀 | 23番 | 大竹秀文 |
| 24番 | 松本光世 | 25番 | 見楚谷登志 |
| 26番 | 久末恵子 | 27番 | 中畑恒雄 |
| 28番 | 高橋克幸 | 29番 | 斉藤陽一良 |
| 30番 | 秋山京子 | 31番 | 佐野治男 |
| 32番 | 佐藤利幸 | | |

欠席議員(0名)

出席説明員

| | | | |
|--------------------|-------|--------------|-------|
| 市長 | 山田勝麿 | 助役 | 鈴木忠昭 |
| 教育長 | 菊讓 | 水道局長 | 工藤利典 |
| 総務部長 | 山田厚 | 総務部参事 | 吉川勝久 |
| 財政部長 | 磯谷揚一 | 経済部長 | 安達栄次郎 |
| 市民部長 | 佃信雄 | 福祉部長 | 中町悌四郎 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 本間達郎 |
| 建設部長 | 嶋田和男 | 港湾部長 | 山崎範夫 |
| 小樽病院 事務局長 | 小軽米文仁 | 消防長 | 仲谷正人 |
| 教育部長 | 山岸康治 | 監査委員 事務局長 | 中塚茂 |
| 収入役職務代理者 (会計室長) | 宮腰裕二 | 総務部総務課長 | 田中泰彦 |
| 財政部財政課長 | 堀江雄二 | | |

議事参与事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 松川明充 |
| 庶務係長 | 石崎政嗣 |
| 調査係長 | 関朋至 |
| 書記 | 北出晃也 |
| 書記 | 島谷和大 |
| 書記 | 村中香織 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 三浦波人 |
| 議事係長 | 佐藤正樹 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 大崎公義 |
| 書記 | 松原美千子 |

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山口保議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号並びに報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 11番、大島護議員。

（11番 大島 護議員登壇）（拍手）

11番（大島 護議員） 平成18年第4回定例会に当たり、平成会を代表して質問いたします。

初めに、本市の職員の勤務についてであります。

本年10月23日の新聞によると、奈良市職員の「5年間で出勤日数が8日」「給与は満額」「職員の処分を検討中」の見出しなどで報道されておりました。この記事を読み、このような実態があることには、まず驚きました。こういう職員の勤務姿勢に管理者はどのように対処していたのか、報道内容からは知ることはできませんでしたが、職員と市の間には複雑な問題が包含されていることは想像がつくのであります。しかし、このような実態まではいかなくても、似たようなケースが全国各地から次々と報道されております。

初めに、小樽市の職員定数についてであります。

本市の職員定数については、平成18年6月30日改正の小樽市職員定数条例第1条によるものであります。第2条では「職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会、水道局、農業委員会及び消防の各機関に常勤する者（消防団にあっては、非常勤の者を含む。）をいう。ただし、各機関の任命権者、助役、収入役及び固定資産評価員、教育長並びに臨時に雇用される者を除く」とあります。また、第3条では、職員の定数を次のとおり定めております。市長の補助機関である職員、一般部局に属する職員869人、うち社会福祉法第15条第1項に規定する福祉に関する事務所の長及び所員110人、病院に属する職員621人、水道局に属する職員114人、議会事務局の職員11人、選挙管理委員会の職員6人、監査委員事務局5人、公平委員会の事務職員4人、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員205人、農業委員会の職員5人、消防職員253人、消防団員606人。さらに、定数外の職員として第4条では、「次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする」と記されております。休職者、兼務者などです。「この条例は、公布の日から施行する」と定められております。

本年2月に財政再建推進プラン実施計画を発表しました。議会や市民、さらに「広報おたる」などを通して本市の危機的財政状況を訴え、構造改革に取り組み、健全化に向け取り組んでいることは、多くの市民の理解を得ているのではないかと評価をするものであります。平成16年度から退職者不補充を原則に人件費の抑制に努めていることは、御承知のとおりであります。

お尋ねしますが、平成15年4月1日から本年4月1日現在の職員数は、どのような状況にあるのか。人件費などについても、各年度、18年度は決算見込額にどのように推移しているのか。

さらに、本年4月1日から11月までの8か月間の職員数の状況について、変動があれば変動の理由などについてもあわせてお答えください。

次に、職員研修と健康管理についてであります。

本市は、職員・嘱託などを含め約2,800人の職員を抱える市であります。市長をはじめ管理者の気苦労は、察するに余りあるものを感じるところであります。山田市政になって2期8年、2期目も残すところ

る数か月となったやさきの今回の職員逮捕の事件は、内容については新聞報道の範ちゅうであります、市長はもちろんのこと、市民の受けたショックも大きいものがあります。

私は、これまでたびたび職員の勤務態度、職場の綱紀粛正、倫理規程、健康管理などについて苦言や提言を述べてまいりました。聞くところによりますと、職員同士の職場の伝達、会話もパソコン、携帯電話などのメールで用を済ませることが多いと聞くところであります。時代の流れとはいふものの、その分、人と人のつながりが希薄になり、悩み事を相談する相手も少なく、一人で悩み、苦しみ、ついにはみずからの命を絶った職員がいた時期もあったと聞いておりました。

このようなことから、本市職員を対象に職員研修、メンタルケアの必要性を訴え、平成12年9月議会で提言をしまいましたが、現在はどのような状況にありますか。また、その内容などについても具体的にお示しください。

さきに述べた奈良市職員の長期病欠の問題は特異なケースにせよ、全国の各自治体職員の長期病欠の問題は、どこでも古くから抱えている問題であることは御承知のとおりであります。民間企業においては、同じ問題に対して厳しい対応がなされていることは言うまでもありません。本市の職員退職者についてであります、どのような状況にあるのか、退職者数、退職期間、給料支払額など、平成15年度から18年度直近まで年度別にお尋ねいたします。

本市は、道内の他都市に先駆け、退職を繰り返す職員対策として、小樽市独自のルールをつくり、来年1月から施行する考えで検討中とのことでありますが、小樽市の置かれている現状を考えると、市民の多くの方々から御理解を得られ、評価されることと思うのであります。その対策内容について具体的にお示しください。また、今日まで定められている条例とどこがどのように違うのか、相違点などについてもお尋ねいたします。

次に、職員の中途退職者についてであります、退職を決意するまでには職員一人一人悩み、それぞれの事情はあるにせよ、中途退職を決断されたと思います。平成12年度から18年度11月末までの退職者数、退職時の勤務年数、主な理由などについてお尋ねいたします。

次に、本市の公共施設の利用についてであります。

市民や各種団体、個人などが定められた期間、その使用料を支払い、利用できる市の施設はさまざまなものがありますが、その中には利用希望日が他の団体などと重複し、調整が必要な施設があるものと思います。

そこで、定期的に利用の調整を行っている施設名と、どのような方法で行っているのかお尋ねします。

また、花園公園グラウンド、平磯公園グラウンド、入船公園テニスコート、朝里ダムテニスコート、からまつ公園グラウンドなどの体育施設についてどのようになっているのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、市立小樽美術館市民ギャラリーについてであります。

私は、本年第2回定例会において市民ギャラリー利用者の申込日程のルール化の必要性を提案いたしました、その後どのように検討されたのか、内容をお示しください。

また、市民ギャラリーを利用している各団体、個人から、数年前から中断されている利用者と美術館との懇談会を復活させてほしいと要望の声が多く寄せられていることから提言をしましました。

去る10月3日、その懇談会が開催されましたが、参加者から意見や要望などが出されたと聞くところであります、内容はどうだったのか。また、それらの事柄にどう対応しようとしているのか、御所見をお聞かせください。

次に、市民ギャラリーの会期、日程割りについてであります。

小樽市分庁舎内にある美術館、文学館の定休日は月曜日であることは言うまでもありませんが、併設する市の出先機関の定休日は、土曜、日曜、祝祭日となっております。市民が利用する市民ギャラリーの定休日は、美術館と同じ月曜日であり、祝祭日の翌日が代休になります。ギャラリーを利用する立場に立てば、飛び石の日程より通しの日程、すなわち火曜日から日曜日の方が好ましいことは当然であります。市民ギャラリーの利用期間の割りつけは、火曜日から日曜日までの6日間であり、祝祭日の関係で年間11日間の代休があり、新年、ゴールデンウィークを除きまして、これらの代休の日を休むことなく利用できるように関係者で検討していただくことを望むものであります。教育長の御所見をお聞かせください。

次に、小樽市市展についてであります。

小樽市文化祭の中核を担う市展は、終戦まもない昭和22年に全道の他都市に先駆け、数名の市民有志と行政が一体となって第1回展が開催され、その市展も本年は第60回展を迎え、記念展が開催され、文字どおり記念すべき年であったのであります。以来、多くの画家が誕生し、地元はもちろんのこと、全道、全国へ、さらに活躍の場をアメリカやヨーロッパと世界を舞台に活躍されている画家もおられるわけであります。

私は、第12回展のときに初出品をして以来、数年前まで市展運営にかかわり、現在は退会をしておりますが、市展委員関係者の話によると、3年ほど前から小樽画壇の中心的立場にある委員の方々の退会が続き、市展運営のあり方に問題があるのではないかと心配をし、指摘をされる委員の声を聞くのであります。

現在、小樽市の事務局はどこにありますか。

また、平成16年4月から18年11月末の市展委員の人数と構成はどのような状況にあるのか、お尋ねします。

次に、議案第10号についてであります。

融雪施設設置資金貸付制度の廃止についてであります。この融資制度は、平成12年度から始まり、融雪施設の設置費の範囲内で100万円を限度とし、利息については無利子であります。償還方法は、設置資金の貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して60か月、すなわち5年以内の元金均等による月賦返済のこの制度は、広く市民に利用されていたことと思います。平成12年度から18年11月末までの年度別貸付件数、貸付金額などはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、18年度末の未償還額の見込み金額はどのようになっているのか、また完済される年月はいつか、あわせてお尋ねいたします。

最後に、動物の命と飼育についてであります。

小樽市内の大型店にもペットショップがオープンし、1匹数万円から20数万円と手のひらサイズの小型犬と戯れている家族連れの姿を見るとき、ほほえましい気分になるのはだれしも同じではないかと思うのであります。また、ペットとして飼育するのであれば、最後まで責任を持ち、途中で飼育するのをやめるのではなく面倒を見てほしいと切に思うのであります。「動物の命も人間の命も命は同じ」の博愛の精神を持って捨て犬、捨て猫の世話をしている知人がよく言う言葉であります。

今年も何度か小樽市保健所管理の犬管理所を訪問する機会がありましたが、行くたびに動物たちの命について考えさせられるのであります。この犬管理所は長橋の山間部の林の中にあり、関係者以外は立ち入ることがないと思うのであります。管理人の行き届いた施設管理にはいつも感心させられるものであります。

側聞するところによりますと、犬管理所収容情報を保健所のホームページで市民に紹介したならば、

新たな飼い主が現れるのではないかと一市民からの提案に、保健所は早速第1号を平成17年6月29日に掲載したように聞くのでありますが、その効果のほどはどのようになっておりますか。

また、平成15年度から18年11月末までの犬の捕獲数、引取り数、譲渡数、処分数などは、どのような状況にあるか、あわせてお尋ねをいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 大島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市職員の勤務についての御質問でありますけれども、まず職員数についてでありますけれども、各年4月1月現在の職員数で見ますと、平成15年は2,120人、16年2,061人、17年2,024人、18年が1,973人と減少傾向をたどっております。

また、人件費につきましては、全会計で申し上げますと、平成15年度は約193億円、16年度約179億円、17年度約167億円、18年度は決算見込みで約165億円となる見込みであり、こちらも減少しております。

さらに本年4月から11月までの8か月間の職員数の状況ですけれども、本年4月1日現在が1,973人で、11月1日には1,996人となっております。

この変動の要因でありますけれども、4月1日以降に免許を取得し、5月1日に採用となる看護師や保健師、薬剤師によるものであります。

次に、職員研修、メンタルケアについてであります。心の健康予防対策として平成12年度から25歳、35歳、45歳、55歳の職員を対象に毎年1回メンタルヘルスセミナーを開催しており、平成15年度には76人、16年度70人、17年度99人、18年度には76人の職員が受講しております。このセミナーでは、産業医や精神保健福祉士により、ストレス解消法や自殺予防の話などについて講義がなされております。さらに、毎週金曜日午前11時から午後2時の時間帯には産業医が健康相談を実施しており、職員が健康について抱えている不安を広く受け入れ、職場の人間関係や仕事上の悩みなどについて相談を受け、助言をするなど心のケアを行っております。

次に、退職者の状況でありますけれども、平成15年度の退職者数は11人で、退職期間が1か月以内が3人、2か月から5か月以内が7人、6か月以上が1人となっており、給与の支給額は、1人が無給退職でありましたので、10人で約1,450万円となっております。平成16年度の退職者数は9人で、1か月以内が1人、2か月から5か月以内が4人、6か月以上が4人となっており、給与の支給額が2人が一部無給退職となっておりますが、9人で約1,580万円となっております。平成17年度の退職者数は9人で、1か月以内が2人、2か月から5か月以内が4人、6か月以上が3人となっており、給与の支給額は、無給退職が1人、一部無給退職が1人おりますけれども、8人で約1,430万円となっております。また、18年度につきましては、これまでに4人が退職し、2か月から5か月以内が2人、6か月以上が2人となっており、給与の支給額は3人が無給退職となっておりますので、1人分で約60万円の支給となっております。

次に、退職などを繰り返す職員対策でありますけれども、正当な理由もなく休みを繰り返すなどの勤務実績不良等職員に対する取扱いについて、国などの取扱いを参考に訓令を定め、実施する予定であります。基本的には6か月以上の勤務状況の記録をとり、その後、審査委員会に諮った上で、職場への復帰プログラムが必要であると判断された職員については、原則3か月から最大6か月の個別指導を2期

に分けて実施をし、効果測定をすることを考えております。その上で改善が見られない場合は、さらに審査委員会に諮って分限免職又は降任とすることを検討中であります。

また、現行の「小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例」との相違点でありますけれども、現行の条例は分限に至るまでの具体的なプロセスが示されていないことから、今回、制定する訓令は、対象となる勤務実態の事例や復帰プログラムなど、一連の手続などについて定めるものであります。

次に、中途退職者の状況でありますけれども、平成12年度の中途退職者は55人で、勤続年数20年未満が36人、20年以上が19人となっております。また、平成13年度は68人で勤続年数20年未満が49人、20年以上が19人、平成14年度は60人で、勤続年数20年未満が37人、20年以上が23人、平成15年度は74人で、勤続年数20年未満が46人、20年以上が28人、平成16年度は60人で、勤続年数20年未満が41人、20年以上が19人、平成17年度は69人で、勤続年数20年未満が45人、20年以上が24人となっております。なお、平成18年度は11月末までの中途退職者は13人で、勤続年数20年未満が9人、20年以上が4人となっております。

また、中途退職の主な理由でありますけれども、一部に死亡や免職などがあるものの、大多数は自己都合による退職となっております。

次に、公共施設の利用についてでありますけれども、教育委員会所管以外の施設のうち、利用希望者が多く、定期的に利用日の調整を行っている施設として、勤労青少年ホームがあります。勤労青少年ホームの一般利用者については、利用する日の3か月前の月の初日から受付を行っておりますが、定期的に利用している団体やサークルなどが多い軽運動場については、希望する利用日が重複する場合、抽選などの方法により調整を行っているところであります。

次に、融雪施設設置資金貸付制度の貸付件数と金額でありますけれども、平成12年度は336件で2億8,119万円、平成13年度は133件で1億1,707万円、平成14年度は49件で4,366万円、15年度は81件で6,769万円、16年度は38件で3,204万円、17年度は107件で8,878万円、18年度は73件で6,241万円であります。また、平成18年度末の未償還額の見込み金額と完済される時期でありますけれども、未償還額の見込みは1億5,832万円であり、平成23年度に完済する見込みであります。

次に、動物の命と飼育という関係での御質問でございますけれども、初めに保健所のホームページでの収容犬情報であります。これは管理所に収容されている犬の性別や特徴を写真付でホームページに掲載し、犬を探している人へ情報提供しております。平成17年度は40頭、平成18年度は11月末現在37頭が収容犬として掲載されましたが、1頭を除いて元の飼い主や新しい飼い主に引き取られており、飼い主を探す情報提供の場としてホームページは効果があると考えております。

次に、犬の捕獲数などありますけれども、平成15年度は迷い犬の捕獲数が45頭、飼えなくなった犬の引取り数が48頭、新しい飼い主への譲渡数が11頭であり、引取り手がなく殺処分した頭数は捕獲犬45頭中14頭、引取り犬48頭中42頭の計56頭であります。平成16年度は捕獲数が58頭、引取り数が32頭、譲渡数が13頭であり、処分数は捕獲犬58頭中22頭、引取り犬32頭中21頭の計43頭であります。17年度は捕獲数が50頭、引取り数が25頭、譲渡数が30頭、処分数は捕獲犬50頭中1頭、引取り犬25頭中8頭の計9頭であり、平成18年度は11月末現在で捕獲数が42頭、引取り数が20頭、譲渡数が36頭、処分数は引取り犬20頭中6頭となっております。本市では、平成17年度からは譲渡数の増加と処分数の減少が見られ、新しい飼い主に引き取られた犬の増加を示しております。譲渡率で比べますと、平成16年度が23パーセントだったものが平成17年度には67パーセントとなっており、これは平成17年度の札幌市48パーセント、函館市の37パーセント、旭川市の19パーセントと比べても高い値となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 大畠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会が所管している施設において定期的に利用の調整をしている施設は、市立小樽美術館、小樽市生涯学習プラザ、学校開放事業で使用する学校施設及び総合体育館をはじめとする体育施設であります。

なお、利用の調整の方法については、重複した場合、希望者同士による話し合いや抽選など、それぞれの施設に応じたルールに基づいて各施設管理者が利用の希望の6か月前から2か月くらい前の間に行っております。

次に、花園公園グラウンドなど屋外体育施設の利用受付についてであります。前年度中に競技団体から既に予定されている競技大会や講習会などの日程を聞き、教育委員会が調整を行い、その後、市民の利用できる開放日時を定めることとなります。なお、市民の皆様の開放の受付は、例年4月下旬から先着順に行っております。

次に、市立小樽美術館特別展示室、いわゆる市民ギャラリーの使用にかかわる受付手続についてであります。教育委員会といたしましては、これまでも受付事務取扱要領に基づき進めてまいりました。しかしながら、細部にわたる規定がなかったことから、受付の申込手続が統一されていなかった面がありました。去る10月1日に開催した利用者応募の際には、改めて申込方法などを記載した説明書を配布するとともに、具体的な手続について説明し、周知を図ったところであります。なお、次回の申込受付までには、内容をさらに精査し、公平でわかりやすい申請方法を示してまいります。

次に、10月3日に開催された利用者懇談会の内容についてであります。参加者からは「市民ギャラリーの壁の汚れが気になる」「現在の美術ギャラリー以外にギャラリーを増設できないか」「案内看板が見受けられないことは入館者に不適切ではないか」など、さまざまな意見・要望がございました。こうした要望の中で、案内看板については直ちに設置し、利用者の利便性を図ったところであります。また、その他の事項につきましても、今後、緊急性や重要度などを勘案しながら改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民ギャラリーの利用について、美術館の代休日にも利用することができないかとの御要望であります。これまで市民ギャラリーの利用団体のほとんどが美術関係者であることや火災等に対する来館者への対応などから、美術館職員が駐在する開館日のみの利用としてまいりました。御要望の代休日については、今後の検討課題としてとらえ、利用団体の皆様とも御相談してまいります。

次に、小樽美術展についてですが、事務局の所在地については、市展委員会会則に基づき委員長宅に置いてあります。

最後になりますが、市展委員の合計人数と部門別人数についてですが、平成16年4月では、油彩画49名、水彩画20名、日本画7名、工芸・版画・彫塑13名の計89名、平成17年4月では、油彩画47名、水彩画21名、日本画6名、工芸・版画・彫塑14名の計88名、そして平成18年11月では油彩画39名、水彩画19名、日本画6名、工芸・版画・彫塑14名の計78名となっております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠議員。

11番(大畠 讓議員) 何点が再質問をさせていただきます。

初めに、市職員の休職者についてでありますけれども、平成18年度支給額がゼロの方が2名おります。そして、今、市長の御答弁をいただきました。これらの無給休職者について、市は、どのような対応を

されていたのか。

と申しますのは、まず無給休職者についての身分についてお尋ねいたしますけれども、給料は払っていないけれども、市職員としての立場、責任はどのようになっているのか、まずこれが1点。

それと、長期間休んでいる無給休職者について管理者はどのように対応しているのか。今、市長の御答弁がありましたけれども、やはりそれなりの理由があって一定の期間を超えて、そしてしかも無給の期間を過ごされているのだらうと思います。そして、それらについても、メンタルケアの中で復帰の可能性だとか、そういうものがあるのかどうなのか、それらも十分にやはり関係者と協議を続けていっていただきたい。そしてまた、職員の定数に入っておりませんから、この点についても職員としての身分、本当にどうなっているのかというふうに私は疑問に思っているのですけれども、その点についてお聞かせください。

それから次に、中途退職者なのでございますけれども、それぞれ年度別に御答弁をいただきました。私がいろいろ調べてみましたら、ほとんどといたしますが、例えば平成12年度の55人の中途退職者のうち36人が病院関係でございまして、率にしますと、55人中36人が病院関係者で65.55パーセント、それから13年度は、今、御答弁がありまして68人のうち43人がやはり病院です。14年度は60人のうち35人、15年度は74人のうち52人、16年度は60人のうち43人、17年度は69人のうち50人が病院の中途退職者です。18年度は11月末までに13人の中途退職者がおりますけれども、このうち9人がやはり病院関係者でございまして。そうすると、こんなに中途で退職されて、小樽病院、第二病院の病院経営がどうなるのかなど、私はまずこれが心配でございまして。新年度ある程度の退職を見込んで採用はされているのだらうと思っておりますけれども、こんなにやめられていたのでは、いくら病院の職員数が多いといえども、やはり経営上の問題があるのではないかと私はそういうふうに思っております。そしてまた、退職された後の穴埋めといたしますが、中途採用はどのようになっているのかと。これも疑問に思っております。やめられたからそのままということは、私はないと思います。ある程度の余分な職員を新年度に採用し、そしてまた、不足分については中途採用をされているのだらうと思っておりますけれども、その辺の事情をお聞かせください。

それから、市民ギャラリーについてでございますけれども、申込日のルール化が必要だということを申し上げてきました。そして、このことも何度か話をしておりますし、また直接美術館側にも言っております。なぜ必要か。職員がかわるたびに4月1日、これは前年度の申込み、4月1日、10月1日、これは一斉に受付をします。職員がかわるたびにルールが違います。そうすると、前年度並みのルールだと思って申込みをする。ところが、そうではありませんということで、非常に申込者が困惑をしている実情があるのです。私も関係している団体の申込みに行ってみました。私も実際に行っております。やはり違うのです。それで、ルール化は絶対必要だと。職員がかわっても、申込みをする人がかわっても、ルールが一定であれば、これは言い伝えられるのです。そういうことから、ぜひこれは早急に取り組んでいただきたい。来年4月1日からの分は後期期間の10月1日からの申込みになっております。これまでに間に合うようにぜひ検討していただきたい。これは利用者懇談会の中でも発言があったと思っております。

それから、休日の祝祭日の代替でございまして、今年の例を実際に話します。11月の2週目が3週目だと思っておりますけれども、申込みをしました。そして当然、23日は祝日でありますから24日は代休ですということで案内を関係者に出した。私が22日に会場へ行こうといたしました。あそこには、質問でも申しましたように、市の出先機関があります。24日は、できるのですよという助言をいただいたのです。美術館、文学館は職員がいるけれども、市民ギャラリーはあなた方がやると言えば可能なのです。

よということを実際にお話を聞きました。それは事務局と話をしてください。そうすれば、私たちはエレベータのスイッチは切りませんよ、そういうことがつい先月ありました。そうすると、5日間の日程を確保するために、代休がある期間は確保しようとするれば、前の方の展覧会が日曜日に終わりますから、その後に飾りつけをして、そして火曜日から、代休がありますから、5日間の日程を確保しているのが実情でございます。そういうことから、この期間の日割りについては、ぜひ検討していただきたい。火災うんぬんということがございますけれども、実際に小樽市展もやっているではないですか。市展の展覧会はやっていませんか。やっているのですよ。確認をしてみてください。会場を借りた者がしようという意思があればできるというふうに私は同じ市の職員からお聞きしておりますし、今回そういう事実があったということも含めて、やはり11日間代休があるわけですから、これは借りる方にしても可能であれば大変都合のいい、飛び石の日程表にならなくて、続けてやれるということは見に来る方々にも御迷惑をかけないで済むのではないかと、そのように思っておりますので、これもできるだけ早く、これはもう以前から提案している問題でございますし、4月1日に間に合うように、代休についてもぜひ早急に関係者で検討していただきたいと、そのように思います。

それから、議案第10号についてでございますけれども、今、御説明をいただきました。1億5,800万円の未償還額があるということでございますけれども、これは借りた方のいろいろな御都合があって延滞をされたりすることはあるのだらうと思います。この辺についても、現在どのような状況にあるのかお聞かせください。

それと保健所のホームページにある、動物の命と飼育についてでございますけれども、ホームページの影響というのはかなりよく効果が出るのだなど、そのように思っております。実際に私も質問で話していますように、何度か犬の管理所を訪ねまして、本当に一生懸命にやっている市民の方々がおりまして、1匹でも2匹でもということで大変御尽力をされていると聞いております。そのようなことから、ぜひできるだけ情報を市民に流していただき、何とか助かる命であれば助けてやっていただきたいと、そのように再度お願いをいたします。

まず、この点について伺います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 総務部長。

総務部長（山田 厚） 最初に、休職者の関係でございます。

無給者の身分については、休職後3年を経過しても復職できないときは失職になりますけれども、その間は市職員としての身分はございます。

それから、管理者としてこの間にどのような対応をしているのかということですが、基本的には休職者は、その多くは心の病といいますが、そういった部分でございますので、やはり医療行為というものを継続的に行っている方が大半でございますので、その治療経過等々を所属長が十分把握をしながら、家族とも相談をしながらということで、おおむねその間を費やしてくるというのが基本的な流れでございます。そういったことよりも、今、市長が職員に訓辞をする中で、基本的に職員は財産でございますので、答弁をしたように無給となるまでは休んでいても給料が支払われる部分、8割になって払われる部分もございますので、そういったように血税を休んでいる方に払うような状況にならないように、ふだんから上司なり同僚が、長期療養に陥るような状況を早期に把握するといったことを心がけるように常日ごろ研修等でも話をさせてもらっていますし、そういった管理者としての対応をさせてもらっているというのが現状でございますので、答弁にさせていただきますと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長(小軽米文仁) 大畠議員の再質問にお答えします。

病院職員の退職者の件ですけれども、これは病院職員、圧倒的に看護師の退職が毎年多いという実態がございます。市立小樽病院と第二病院を合わせまして大体7パーセントから8パーセントの職員が毎年やめるという状況が続いております。これは、実は他の病院なんかの数字を見ますと、大体12パーセントから13パーセントという数字も出ていますので、比較的そういう意味からすると、他の病院から比べると、両病院の看護師の退職者の率というのは低いということは一つ言えるのですが、ただ年度途中で毎年退職者が出ますと、年度途中の採用というのは非常に厳しいものがございます。募集をかけてもほとんど応募者がいないという状況もありますので、ここ2年ばかりは毎月募集をかけているという状況ですが、なかなかいわゆる退職者すべてを埋めるという状況には至っておりません。

それから、3月末の退職というのはどうしても一番多いわけですけれども、これにつきましても退職願は大体二月前までに出していただきたいという中で、それからできるだけ早く出してくださいというふうな指導をしていますが、そういった中で新年度に向けた採用試験におきましても、4月1日時点で生じるであろう欠員をすべて埋めるとするのは、なかなかここ数年厳しい状況も続いてきております。

また、先日も話しましたが、7対1看護の問題が4月1日から出てきまして、今後いわゆる看護師不足というのがますます拍車がかかってくると思いますので、そういった意味では厳しい状況が続くのではないかとこのふうには思っております。

そこで、今後の対策といたしましては、先ほども申しましたが、極端に言うと毎月募集をかけて試験を行って、一人でも二人でも看護師を採用していきたいということが一つ。

それから、どうしても欠員を補充できない場合は、臨時看護師、それから嘱託看護師でいわゆる柔軟に対応していくということ。

それから最近、入ってから二、三年して退職する看護師もいますので、こういった方々には、いわゆる働く意欲を持っていただくということで、例えば糖尿病専門の認定看護師の資格を病院が負担して、研修を受けて資格を取っていただくという制度も、今、検討しております。

それからもう一つは、どうしても看護師というのは圧倒的に女性が多いわけですから、育児休暇に入ってそのまま退職していく、いわゆる出産するためにやめていくという看護師が非常に多いわけですから、それでなかなか一回やめると、子育てが一定程度落ちついた中で、働こうとしてもなかなか技術的にちょっと心配だと、自信がなくなっていると、そういった看護師については、今考えているのは、私ども病院で1週間ほど研修を受けさせまして、そして一定程度現在の病院の状況を知っていただいて、そして病院に勤めていただくと、こういうことも考えて、これから欠員を完全に補充するというのは、これまで以上に難しいと思いますので、さまざまな方法を考えながら対応していかなければならないというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 大畠議員の再質問にお答えをいたします。

融雪施設設置資金の平成18年度末の未償還額1億5,832万円の状況でございますけれども、これは5年月賦の年度別の残高を累計したトータル額でございます。その中で、償還状況におきましては、これまでに残念ながら2件ほどの未償還分があります。これは自己破産というようなことございまして、残りについては、ほぼ間違いなく償還されるだろうという見込みを持ってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 大畠議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、最初の施設のルールが徹底されていないという御指摘でございますが、十分反省しております。今後、職員間、特に3月、4月の引継ぎ段階等におきましては、十分そのルールが徹底されるようルールの見直し等も含めて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目でございますが、ギャラリーの代休日についての御質問だったと思いますが、実は市展につきましては、休館日は展示も休ませていただいているところでございます。美術館の市民ギャラリーにつきましては、先ほども述べましたように、利用者とも十分相談いたしまして、さらにまた施設管理でありますとか安全面を考慮して十分に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠議員。

(11番 大畠 議員登壇)(拍手)

11番(大畠 議員) 2点お尋ねいたします。

今、長期休職者についてでございますけれども、心の病ということでございますけれども、それで私は日ごろの健康管理を十分注意していただきたいというふうに前にも提案しております。それで、今、答弁をいただきましたけれども、明日は私かもしれませぬ。そういうことから、日ごろのやはりケアというものをもっと充実していただきたいと、そのように要望いたします。

それから、小樽病院でございますけれども、退職者、中途退職者、その補完をするのになかなか難しいというお話がございました。私は、そのとおりだと思います。そして、今わかったことは、看護師という仕事が今引く手あまたですから、そういうことで、どこでも、小樽だけに限らずやめられる方が多いのだと、そのように感じたところでございます。しかし、手薄になると、やはり患者に対するサービス、医療に対するサービスが十分行われない可能性があります。残念ながら、市立小樽病院でノロウイルスの患者が多発したということでございますので、このような点でも看護師不足の影響があるのかなと、私はそのように新聞報道や説明を聞いて思っておりますので、大変かと思っておりますけれども、中途退職者の対応についても、これからも十分手薄にならないような方法を講じていただきたい、そのように要望して質問を終わります。

議長(中畑恒雄) 大畠議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時20分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 第4回定例会に当たり、公明党を代表し、質問します。

初めに、財政問題であります。

予算編成では、平成16年度、17年度と2年連続の赤字予算編成でありましたが、本年度の予算は大変厳しい財政状況の中、さまざまな財源対策によって何とか3年連続の赤字予算編成から脱却いたしました。今後の危機的財政状況を回避するため、本年2月、財政再建推進プラン実施計画を策定し、財政再

建に向けた取組が実施されてきました。しかし、一般会計から病院会計への長期貸付金44億円の返済について、平成19年度より5年間で処理することになりました。これらにより、財政再建推進プラン実施計画の内容について大きな見直しが行われております。大きな負担が5年間新たに増えたわけですが、歳入についてはどのように見込まれているのか。また、歳出のさらなる検討が必要となりますが、以前の実施計画と比較してどのように見直しが計画されたのか。また、今後、一般会計がこの負担に耐えられるのか、見通しと考え方について見解を伺います。

まもなく平成18年から19年と新しい年を迎えます。平成19年度の予算編成においても大変な困難が予想される場所であり、早めの作業に入られているのではないかと思います。聖域なき見直しという姿勢での18年度予算編成でしたが、さらに厳しい19年度予算編成に当たって、今後の考え方について市長の見解を伺います。

平成17年度の決算で約20億円の赤字になると見込んでおりましたが、以後、約6億円を圧縮し、縮減の努力をされたわけでありました。しかし、残念ながら約14億1,000万円収支不足となり、平成18年度の予算を財源として繰上充用することになりました。これにより、平成18年度もこの約14億1,000万円の赤字を引き継ぐこととなり、地方交付税や市税収入の状況を考えますと、平成18年度決算においても大きな赤字となる懸念される場所でありました。これらの見通しと赤字圧縮の対策について見解を伺います。

次に、新たな歳入の確保についてであります。危機的財政の中で少しでも歳入を確保する考え方は必要であり、可能なものはできる限り早期に検討すべきであります。実施計画の中にある3項目について確認したいと思います。

1点目は、広告料収入であります。昨年度から具体的な取組が実施されているようですが、現在までの主な内容と財政効果、そして今後の予定や考え方についてお答えください。

2点目は、職員駐車の有料化についてであります。公有財産の目的外使用の観点から、職員等自家用車の市有施設敷地内への駐車について、平成18年度中の有料化を目指しているとの内容であります。この内容について現状はどのようになっているのか、19年度からのスタートができるのか、財政効果と積算内訳についてお示しください。

3点目は、有償サービスの創出であります。これまで無料で貸出しや配布している物品について、受益者負担の観点から有料化の可能性を検討しますという内容が実施計画にあります。どのような内容なのか、また、今後の考え方についてお示しください。

歳入増に関連して、懸案となっている入湯税課税免除の見直しについてであります。

この件について、今までの経過と問題点、課題についてお示しください。

また、今後の見通しと考え方についてお答えください。

さらに、平成19年度以降の収入増のさまざまな検討や各種収納率の向上など、自主財源の歳入を確保する取組について、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

財政再建推進プラン実施計画の中で「組織・機構の見直し」があります。平成16年度には部の統合を含む大規模な組織・機構の変更が行われました。これらのスリム化が実施されて約2年半が経過しています。まず、この組織の見直しの内容、グループ制の状況、そしてこれらのメリットと財政的効果、職員数の変化及び問題点や課題についてお答えください。

この実施計画で平成20年度には新たに部の統合を視野に入れた全体的見直しを計画されているわけですが、現時点で何がどのように見直されるのか、具体的にお答えください。

また、「各部各課に共通する庶務的業務を集約化・一元化し、配置人員を削減する」とありますが、共通する庶務的業務とはどのような内容なのか、どのように集約化、一元化をするのか、その方法とスケジュールについてお示しください。

次に、職員数についてであります。

総務省では、「新地方行革指針」により、今後5年間で4.6パーセント以上の純減を地方公共団体に求めています。

まず、本市の職員数ですが、平成17年4月現在の人数及び全道平均や他都市と比較してどのような状況なのか、特徴的な内容も含めお示しください。

財政再建推進プラン実施計画では、平成17年度から平成22年度にかけて削減数200名、削減率9.8パーセントとなっています。この内訳と財政効果についてお答えください。

さて、団塊の世代が多く退職する中、懸念されている一つに各種業務の後継問題があります。特に民間企業では、技術系を中心に後継問題が深刻な状況であります。地方自治体においても職員数の削減の中で職員の意識改革、情報活用能力や企画調整力など質的向上が求められています。この団塊の世代の退職問題で、検討しなければならない課題や問題点と今後の人材育成について、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、事業評価システムについてであります。

行政が実施する施策や事務事業について目的を明確にし、行政みずからが市民の視点に立ち、市民にとっての効果は何か、当初期待していたとおりの成果は上がっているのかなど、各事業の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行うことが必要であります。また、わかりやすくこれらの結果を公表していくことが求められています。

彦根市では、平成17年度事務事業評価表として、市のホームページに掲載しており、約300ページにわたる評価表は項目ごとに同じフォーマットで構成されており、見やすい内容になっております。

さて、本市では、平成21年度を目指して、現在、調査・研究中と思いますが、どのような内容を考えているのか、現状と今後の考え方についてお示しください。

事務事業の見直しでは、平成15年度以降実施されているところですが、今まで行われた主な内容と現在進行中のもの、それらの見直しについてどのような結果や効果があったのか、今後予定されているものについて、それぞれお示しください。

また、見直しの結果や効果などの公表はどのように行うのか。事業評価システムを前提にどのように考えていくのか、見解を伺います。

次に、情報化の推進についてであります。

インターネットや携帯電話の普及、また5年後には完全移行が予定されているテレビ放送のデジタル化など、着実に進歩し広がりを見せるIT化の推進は、地域の活性化や行政の市民サービスの向上などに大きな影響があり、また期待をされているところであります。この情報化の推進についてどのように認識をされているのか、改めて市長の見解を伺います。

本市では、平成15年に小樽市地域情報化計画を策定し、計画期間は平成19年度までの5年間となっています。さて、平成20年度以降の計画についてはどのように考えられているのか、方向性と主な内容についてお示しください。

次に、本市が取り組む当面の重点事業についてであります。この計画の中では3点掲載されております。

まず1点目、公式ホームページであります。本市の公式ホームページは、毎年アクセス数が増加し、

それとともに見直しを行いながら、見やすくできるだけわかりやすくするための努力をされてきたものと認識しております。また、ここ数年、情報の量と質について着実に推進している状況は、評価に値するところであります。ここ数年の中で特に検討し、推進してきた内容についてお示してください。

さて、市民が必要とする情報の量や質を充実させるという大きな目標がありますので、さらなる検討が必要であります。その目標の一つである1課1ホームページについてですが、どのような状況なのか、現状と課題についてお示してください。

また、携帯電話サイトのアクセス数も増加傾向であります。他都市では内容の充実度をホームページに近づけるような検討もされているところであり、本市の携帯電話サイトの内容の充実が求められていると考えます。この点についてどのように考えられているのか、市民ニーズの確認や調査の検討も含め、お答えください。

次に、行政の情報化についてであります。

平成15年度に総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nであります。行政の電子化に向けた取組として本市も接続をしておりますが、どのような状況なのか、特徴的なものと今後の予定や課題についてお示してください。

平成18年3月、北海道で計画された「北海道高度情報化計画フォローアップ計画」に関連してであります。

この計画の中で、H A R P構想による市町村との電子自治体化の共同推進が掲載されております。また、電子自治体化の支援やサポート体制の推進が計画されております。これらについて内容と本市のかかりについてお答えください。

情報化の推進については、多くの予算が必要とされています。本市の財政状況を考えますと、多くの項目の実施は不可能であります。しかし、情報化の時代を考えると、市民ニーズを的確にとらえながら、かつ中長期の情報化計画を策定し、推進していくべきと要望いたします。

次に、ごみ問題についてであります。

現在、建設中である北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設が試運転を開始しました。平成19年4月から供用開始となり、いよいよごみの焼却処理が始まるわけですが、懸念されるものの一つとして事業系一般廃棄物のごみ焼却手数料があります。過去においては、旧天神じんかい焼却場でごみ焼却処理が実施されてきました。まず、このごみ焼却場が稼働していたときのごみ焼却手数料の金額の推移と積算根拠についてお示してください。

このごみ焼却手数料について、北しりべし廃棄物処理広域連合ではどのように決定されていくのか、その決定後、本市においては、どのように周知徹底するのか、その方法と内容についてお示してください。また、この手数料については、その全額をごみ処理施設の償還金の一部にする予定であるのか、さらにどのぐらいの総額と予想されているのか、試算されていればお示してください。

もう一つ懸念されるものに、北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設の建設費の償還と多額のランニングコストについてがあります。小樽市負担分として割合が約9割となっていることを考えますと、大変厳しい財政状況の中、その負担の影響としてごみ袋の値上げが心配されるところであります。今後どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、民間委託と許可についてであります。

家庭系一般廃棄物の収集運搬については、今後すべてが民間委託へ移行される予定であります。まず、この点について民間委託の考え方と、今後のスケジュールと内容についてお示してください。さらに、財政効果はどの程度となるのかを含めてお答えください。

平成18年度版の清掃事業概要の中に、ごみ収集車両の内訳が掲載されています。平成18年8月1日現在の数字ではありますが、直営車両は9台、委託車両は11台、合計20台であります。この直営車両であります。完全民間委託になりますと、この直営車両は不要となります。直営車両の購入価格は1台当たり約1,100万円から1,300万円となっています。使用年数では4年から12年と、各年代にまたがっております。この直営車両の処分にかかわる取扱いについては、以前ではどのように実施されてきたのか。車両の処分の検討から実際に処分されたところまで、その理由と処理内容などのプロセスについて詳しくお示しください。

また、最近の状況について、台数と使用年数、金額及び行き先についても含め、お答えください。

民間委託ですが、委託先を決めていくときの業者の選定はどのように行うのか。その選定基準と決定までのプロセス及び契約方法と契約内容についてお示しください。

過去の事例を見ると、一度委託先が決定すると、その業者は何事もなく永続的にかわることがなく継続されていくようであります。現在の時代性を考えるとき、いろいろな制度の見直しが検討され、新しい時代に合ったものとして改正が行われています。特に行政にあっては、公平性、透明性を確保し、わかりやすく説明できることが求められています。この民間委託についても、一定期間を一つの区切りとし、その間で、業務委託内容の実績評価や基準によるランクづけなど、わかりやすい評価とともに、それに伴って委託業者の適正な指導や業者の入替え制度など、さまざまな検討が必要な時期になっているものと考えます。

また同様に、事業系一般廃棄物の許可について、限定も含め、先ほど述べたようにさまざまな検討が必要でないかと思えます。これらについてどのように考えられているのか、今後の方向性も含め見解を伺います。

次に、廃棄物の減量及び処理に関する条例改正で、事業系一般廃棄物の有料ごみ袋が廃止となります。事業系一般廃棄物の小規模排出業者についての現状と改正後の周知徹底、指導をどのようにされるのか、お示しください。

次に、今後の市営住宅の施策についてであります。

本市では、平成10年3月に小樽市公共賃貸住宅再生マスタープランを策定し、建替えなどの住宅事業を行ってまいりました。最近では、時代の流れや厳しい財政状況を踏まえ、平成18年3月、このマスタープランを見直し、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画を策定しているところであります。このストック総合活用計画の基本理念は、だれもが安心して暮らすことができる住宅セーフティネットとしての市営住宅の役割強化となっております。この住宅セーフティネットとしての市営住宅について、どのように認識をされているのか、まず初めに市長の見解を伺います。

次に、市営住宅の管理戸数と入居率、また入居者の状況として世帯主年齢、世帯人数別の割合、世帯構成別の割合などについて、どのような特徴があるのかお答えください。

次に、市営住宅の申込状況についてであります。

直近5年間の状況で申込件数、入居倍率についてお知らせください。

また、その中で、特定目的住宅ではどのように推移してきたのか、その内容についてお示しください。

さて、この計画の基本目標にもありますが、高齢者への対応についてであります。近年、本市は高齢者世帯の増加が顕著になっており、高齢者が住みやすい住環境の整備が求められています。まず、この高齢者の動向について、平成7年度と平成17年度との比較で伺います。

総人口、老年人口とその割合、道内10万人以上の都市との比較についてお示しください。

さらに、高齢者夫婦世帯数と高齢者の単身世帯数と一般世帯数との割合について、それぞれお答えく

ださい。

最近、古くからある民間の賃貸住宅では、貸し手、借り手両方ともに高齢化が進んでいる状況があります。貸し手側では、後継者の課題や財政的な問題から、現在の大家の代で廃業するという状況を何人からも聞いております。また、借り手側にしても、仮に転居しなければならない状況では、高齢者に共通しているように、新たに賃貸住宅を探すことは困難な状況であります。このような状況を含めて、今後、本市の高齢化が着実に進んでいくことを考えますと、市営住宅の高齢化対策と高齢者の需要に対する具体的な対策が必要であります。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、除排雪計画についてであります。

昨年度は記録的な大雪ということもあり、市内全体が混乱し、市民から多くの苦情が連日のように続いておりました。

さて、平成18年度については、昨年の状況も踏まえ、除雪体制の見直しが行われたようであります。この見直しについて何点が質問します。

除雪ステーションの分割ですが、4地域から6地域に分割され、体制の増強が図られるとなっております。分割によって以前より何がどのように増強されるのか、具体的に見えない状況であります。この点について詳しく説明をお願いします。

また、全地域への統括体制はどのように考えられているのか、お答えください。

次に、積算方法及び設計変更の見直しについてであります。

昨年度の大雪で見られたように、当初設計と設計変更要件である設計降雪量の20パーセントを超えた場合の設定は、実態や実質稼働数と大きな差異があったように感じます。見直しについては実体設計に移行となっているところですが、当初設計とこの実体設計の積算根拠と、どのぐらい数値で影響が出てくるのか、具体的にお示しください。

次に、ロードヒーティングの段差解消についてであります。

最近の除雪はできるだけ雪を削らないように圧雪路面での対応のため、積雪が多くなるほどロードヒーティングの段差は大きくなります。極端なところでは、車の底やサイドに係る部品などの破損があったり、また、それらを避けるため斜めに通行しようとするために、スリップや路面の悪化などにより通行に大きな影響が出ておりました。段差が大きければ多少付近を削っても圧雪路面の表層であるかたい部分の下は軟質な雪であり、単純に段差を削っても逆に路面の悪化を招くところでもあります。これらについてどのように段差解消を考えられているのか、具体的にお示しください。

次に、除排雪方法の見直しの検討についてであります。

最近、時代の変化により人口減少に伴ってまち並みが変化し、古くからある地域では空き家や空き地が増加傾向にあります。車社会の背景とともに、車の登坂能力が高くなっており、相当な奥地や高地にも車の姿が見えます。このような地域状況の中で、長年にわたる画一的な考え方では、市民ニーズに適合しているとは言えない状況にあると考えます。

昨年、坂道で両側に住宅及び車庫が連続している地域では、路面をあまり削らず圧雪で除雪されていたため、道路中央がかまぼこ状態となり、極端に変化しているところでは、タンクローリーの転倒の危険性があったため、半月以上灯油が配達されないということがありました。玄関前の置き雪の問題もあると思いますが、それぞれの地域の中でニーズに合わせ除雪方法の見直しが必要でないかと考えます。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

以前にも議論になりましたが、除排雪に対して限られた予算ではありますが、市民の協力を得ながら、より効率的で市民ニーズに近づけるために、市民との協議の場を設けて、さまざまな意見交換を数年に

わたって進めるとのお話がありました。現在、それらについてどのような状況なのか、具体的にどのような要望・意見があったのか、市民の協力としてどのような意見が出ているのか、お示してください。

また、今後の予定と考え方についてお答えください。

次に、市民からの苦情対応についてであります。

例年においても苦情などの市民対応について多くの課題がありました。特に電話対応や現地対応について不親切な者、説明不足、そして不適切な内容などがあったところであります。これらについてはどのように考えられているのか、今までの課題や問題点を挙げながら具体的にお答えください。

昨年度は初めに述べたように記録的な大雪でした。それに対し2度にわたる除雪費の補正が実施されましたが、後追いのような結果となり、除排雪の効果も半減されたように思われます。現在は車社会であり、灯油などの配送関係者やタクシー、バスなどの乗客関係者など生活に密着している状況であります。今後の考え方として、除排雪については積極的な姿勢の下で、早期判断、早期実施を目指し、大変厳しい財政状況ですが、補正予算だけの考え方ではなく、年度予算の増額も視野に入れて十分に検討していただきたいと要望いたしますが、今後の方向性も含め市長の見解を伺います。

最後に、教育問題として、開かれた学校づくりといじめ問題についてであります。

従来言われてきた開かれた学校とは、学校施設の地域社会への開放と言われるような比較的狭義の意味でとらえられがちでありました。しかし、本来の開かれた学校のあり方は、単なる学校施設の開放という範囲を超えて、学校施設の社会教育事業などへの開放、学校の管理・運営について地域の方や保護者の意見の反映をはじめとする開かれた学校経営の努力、そして学校教育の抱えるさまざまな問題の打開に積極的に取り組んでいく連携の土壌をつくっていく上で、大きな視点であると思います。

最近のいじめ問題によって、あまりにも痛ましい事件が続く中であって、この開かれた学校についてどのように認識をされているのか。また、小樽市内の小中学校に対して、今後どのように取り組まれていくのか、教育長の見解を伺います。

開かれた学校づくりのためには、地域の方や保護者の意見を反映し、その協力を得て学校運営が行われるシステムを設けることが必要であるとされ、学校評議員制度が確立しました。この制度について、本市の現状はどのような状況なのか、また、懸念される点についてお示してください。

また、今、大きな問題となっているいじめの問題について、この制度とともにPTAや地域の方々など積極的にさまざまな内容が協議できる場づくりが、どのような状況になっているのかお答えください。

最後に、いじめに遭った子供のケアについてであります。

最近の報道でも教師の信じられないような対応が目につきます。子供たちは、そのような対応で再度傷つきます。このように苦しんできた子供に対するケアの重要性が言われております。本市では、いじめに遭った子供に対して、例えば専門分野の紹介や病院、適応指導教室などの連携についてどのように検討されているのか、また今までにどのような対応をされてきたのか、具体的にお示してください。

さらに最悪の場合、必要があれば緊急避難的処置や区域外への就学など弾力的な措置はどのように考えられているのか、見解を伺います。

最近の痛ましい事件が起こらないようにするためにも、改めていじめの問題の重要性を認識し、いじめの兆候に対し早期発見、早期対応が必要であります。また、いじめの問題が生じたときには、問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭や関係者が連携して対処すべきものと考えます。これらについて、今後の考え方や方向性について教育長の見解を伺います。

以上、再質問は行いませんので、明快なる御答弁をお願いいたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず、さきの市立病院調査特別委員会でお示した一般会計の収支計画と現行の財政再建推進プラン実施計画の収支試算との関係でありますけれども、現行プランの収支試算は、平成16年度の決算見込みと平成17年度の当初予算などを基に平成21年度までの試算を行ったものであります。このたびお示した収支計画は、新病院建設に係る病院事業債の導入の協議に当たり、北海道から提出を求められて平成25年度までの試算を行ったものであります。

現行プランの試算と比較いたしますと、歳入面では市税や地方交付税などで一定の減を見込み、歳出面では平成17年度の決算状況などから、扶助費や病院事業会計以外の繰出金などが減少すると見込んでおります。平成17年度決算の約14億1,000万円の累積赤字を抱える中で、病院事業会計における不良債務44億円を病院の経営努力と一般会計の繰出しにより5年度以内に解消していくこととなりますので、現行の財政再建推進プラン実施計画をさらに踏み込んだ取組を進めなければならない状況になっております。

したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構のさらなる改革を推し進め、何としても財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で計画を達成しなければならないものと考えております。

次に、平成19年度予算の編成でありますけれども、平成19年度は改選期に当たるため、通常当初予算は骨格予算として編成をし、政策的事業は第2回定例会で補正措置することになるわけですが、現状の財政状況から見ると、相当部分が当初予算に組み込まれる編成になるものと考えております。そのような中で、平成19年度の本市の財政状況は、18年度からの赤字を引き継ぐことに加え、歳入につきましては、三位一体の改革による税源移譲が行われ、個人住民税の収入の増加が見込まれるものの、その要因を除くと依然として厳しい経済雇用情勢から、市税全体の伸びは見込めず、地方交付税についても制度の抜本的な見直しが予定されておりますことから、その影響も予想されるなど、非常に厳しい環境にあると考えております。歳出につきましても、扶助費や他会計への繰出金などの増加が見込まれることから、18年度と同様に財源不足が見込まれ、極めて厳しい状況にあります。そのため、新年度予算の編成に当たっては、常に財政再建団体への転落が現実のものとなり得るといった厳しい状況を十分認識をし、早期に赤字額の圧縮に努める必要があり、再建団体転落回避と財政再建が最優先課題であることを念頭に置いて編成する方針であります。

次に、18年度決算の見通しについてでありますけれども、まだ年度の途中などでもありますし、また昨年度のような記録的な大雪による除雪費の補正など不確定要素もありますので、見通しを立てるのが難しいものがありますが、市税においては収納率が全体で昨年度より若干下回っている状況にあり、予算額の確保に全力で取り組んでいるところであります。

また、普通交付税は7月に決定されましたが、臨時財政対策債を含めた予算額に対し、約8,500万円の減額となったところであります。このため、補足し得る収入は可能な限り確保し、財源対策に努めることはもちろんのこと、歳出においても予算の効率的な執行に努め、経費節減に全庁挙げて取り組むなど不用額のねん出に努め、収支改善に取り組んでおります。

平成18年度は当初予算が3年ぶりの収支均衡予算として編成することができましたが、平成17年度の累積赤字額約14億1,000万円を引き継ぐこととなり、今年度の決算は大変厳しいものと考えております。

で、年度内の残された期間、赤字額の圧縮に最大限努めてまいりたいと思っております。

次に、新たな歳入確保の取組でありますけれども、まず広告料収入でありますけれども、昨年度はこれまでの広報おたるや観光情報誌などのほかに市のホームページや滑り止め用砂袋、総合体育館への広告掲載をはじめ約680万円の収入を上げることができました。また、直接市の収入にはなりません、市民の皆様へお渡しする企業の広告入り窓口封筒を寄贈いただき、経費の節減につなげている事例もありますが、現在、市税納入通知書送付用封筒の広告掲載についても検討中ではありますが、今後も掲載可能なものについて調査をし、取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、職員駐車の有料化の問題ですけれども、現時点では本年度内の実施は難しい状況にあります、現在、平成19年度からの導入に向け、具体的な実施方法について協議をしております。本年8月の調査に基づく小中学校を含めた市有施設へのマイカー駐車台数は約1,100台となっており、現在、想定をしております1か月の使用料の額を3,000円とした場合、単純計算では年間4,000万円程度が見込まれます。

次に、有償サービスの創出でありますけれども、市が保有する備品を無償で貸し出したり、物品を無償で配布している部分がありますので、それらについて受益を受けている方から御負担をいただき、歳入の増を図ろうというものであります。

現状では図書館などに複写機を設置して、利用者から実費相当額を御負担いただくという取組をしておりますが、今後、各種市有物件の有償貸出しなどについて課題等を整理し、可能なものから実施していきたいと考えております。

次に、入湯税課税免除の見直しでありますけれども、財政健全化計画の歳入増対策の一環として、入湯税減免制度の見直しを行うこととし、平成15年より各事業者の方々と繰り返し協議を進めてまいりました。この間、事業者から目的税である入湯税の用途、実施時期、市民や利用者への周知、税率等について、さまざまな意見・要望が出されてきたところであります。また、昨今の原油高の影響などもあり、経営環境が依然として厳しい状況ということで、制度改正の見直しの前提であるすべての事業者の方々の了解がまだ得られていない状況であります。

このため、時間的な制約もあり、平成19年度当初における導入は困難であると判断したところでありますが、今後も各事業者に対し粘り強く話し合いを進め、理解を求めていきたいと考えております。

次に、平成19年度以降の自主財源の確保でありますけれども、まず使用料・手数料については、平成16年度に手数料を改定し、平成17年度に施設使用料の全面的な改定を行いました。それ以前には長期間見直しが行われてこなかったことから、今後は定期的に見直しを行っていきたいと考えております。

また、収納率の向上については、税外収入の歳入未済額は国民健康保険料の収納率の向上などで平成16年度以降、減少傾向にあります。今後も引き続き収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

そのほか遊休等資産の売却についても積極的に取り組み、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革に関連しての御質問でありますけれども、初めに、平成16年度に実施した組織・機構の見直しでありますけれども、主なものを申し上げますと、部の再編では、土木部と建築都市部を建設部に、学校教育部と社会教育部を教育部に統合するなど、18の部を15部体制にしたほか、室・課の再編では総務部に企画政策室を設けたほか、財政部審査室、市民部青少年女性室などを廃止するなど104の室・課を98の室・課に再編するなどの見直しを行い、あわせて市民ニーズへの迅速な対応や業務の効率化、平準化を目的としたグループ制を総務部秘書課など13の室・課に導入したところであります。

次に、これらのメリットでありますけれども、組織・機構の見直しでは、組織のスリム化により効率的な事務の執行が行われたほか、役職者の減少により職員数の削減が図られたところであります。また、

グループ制の導入により、組織内における業務量の平準化が図られたほか、課全体で業務を行う意識が醸成されるなど一定の効果があつたものと認識しております。

次に、財政的効果及び職員数の変化についてであります。組織・機構の見直しやグループ制導入による効果のみの把握はしておりませんが、平成15年度と16年度の職員数を比較しますと50人の削減となっており、この削減数に1人当たり平均の件費を乗じますと、約4億円となります。

次に、問題点、課題等についてであります。社会経済情勢の変化に的確に対応するため、職員の資質向上や徹底した事務事業の見直し、組織・機構の見直しをさらに進める必要があると考えております。

次に、今後の組織・機構の見直しの考え方ではありますが、財政再建推進プラン実施計画では市民部と環境部、福祉部と保健所、経済部と港湾部など、部の統合を視野に入れた見直しを行うこととしております。環境部においては、これまで直営で実施していたごみ収集業務の委託化が着実に進んでおりますことから、部のあり方を含め見直しが必要でありますし、また平成20年度に始まる後期高齢者医療制度の実施に向け、関連する市民部や福祉部、保健所との連携や組織、業務の見直しなどを検討する必要があると考えております。現時点ではそのほかの具体的な内容をお示しできる段階ではありませんが、早急に検討の上、具体策がまとまり次第お示ししたいと考えております。

次に、庶務的業務の集約化等ではありますが、これまでも各部における庶務の一元化により事務の効率化に努めてきたところでありますけれども、現在、各課単位で行っている各種手当・給与などの支給にかかわる人事関係の届出事務、また、旅費の支給等に係る事務、物品購入や公共料金などに係る経費の支出事務について部単位などで集約することにより、全庁的に効率的な事務処理を図ろうとするものであります。今後のスケジュールについては、先ほどお答えしましたが、部の再編も視野に入れている平成20年度に向け、ワーキンググループを設置の上、検討してまいりたいと考えております。

なお、平成19年度には水道局において、これまで四つの課で事務処理を行っていた経費支出に係る業務を総務課に一元化することとしております。

次に、職員数であります。本市の平成17年4月現在の職員数は2,012人であり、札幌市を除く人口10万以上の都市の平均職員数は2,087人となっており、本市の職員数はその平均値を若干下回る状況となっております。これらは人口規模の違う都市の単純平均と比較しての数字ですので、一概にこの数値の違いだけをもって職員数の多寡の比較はできないと思いますが、本市の特徴的な要素としては地形が東西に長いことや後志の基幹病院として二つの市立病院を設置していること、さらには政令保健所や港湾部を抱えていることなどから、職員を他都市よりも多く配置しなければならない状況にあることが考えられます。

次に、財政再建推進プラン実施計画における職員の削減内訳と財政効果でありますけれども、平成17年度から21年度末までの計画期間中の退職者は290名程度と見込んでおり、そのうちの90名程度を採用することとしております。この90名の採用については、一定の配置基準が定められている医師、看護師等の専門職員、消防長期構想に基づく消防職員など60名程度を補充することとし、一般事務・技術職員は職員構成に配慮し補充しますが、30名程度に抑制し、現業職場の業務職員については採用しないという計画内容となっております。財政効果については、財政再建推進プラン実施計画上、平成19年度から21年度末までの退職者不補充による削減効果として3億9,000万円を見込んでおります。なお、財政再建の観点から、一般事務・技術職員の採用30名は、当面見送らなければならないのではないかと考えております。

次に、団塊の世代の退職に伴う検討課題や問題点ではありますが、職員数が減少してきている中で、来年度からは団塊の世代が大量に退職していくため、現行の業務量と人員のバランスが崩れること

が懸念され、事務事業の見直しとともに組織のスリム化が必要になるものと考えております。また、今後の時代の変化に対応し、本市のこれからのまちづくりを担う職員の育成が大事であると考えていることから、その基本的な考え方や方針、方向性などを盛り込んだ人材育成に関する基本方針の策定を進めております。

次に、事務事業評価システムでありますけれども、行政評価システムを新しい総合計画の進行管理ツールとし、計画を基に実行、点検、見直しの、いわゆるPDCAサイクルを確立していきたいと考えており、現在21世紀プランの事務事業、施策、政策を行政評価の手法で点検しております。具体的には評価シートを各担当部署で作成し、企画政策室が中心になって点検、整理をしている段階であり、今後、庁内の総合計画検討委員会などで調整をし、来年度の新しい総合計画の策定に活用していきたいと考えております。

なお、事務事業評価シートは、基礎的情報として事業概要、事業費等の投入量、活動や成果指標を、評価項目としては、市民と行政の役割分担評価や目標達成度、効率性、市民参加や満足度、総合評価を内容としております。また、財政健全化や指摘事項などの見直しの状況も記入できるものとしております。

行政評価の市民への公表につきましては、よりわかりやすい公表の仕方を研究し、形式などを工夫した上で行いたいと考えております。

次に、事務事業の見直しでありますけれども、平成12年11月に財政健全化計画を策定し、平成13年度から財政健全化のための取組を開始いたしました。平成15年8月には収支を見直すこととし、平成18年度までに人件費で20億円、事務事業の見直しで20億円、総額で40億円の財政効果を上げることを目標とする財政健全化の考えをまとめ、全庁一丸となって取組を進めてまいりました。その中で、事務事業の見直しとしましては、生活保護患者等見舞金、はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業などを廃止するとともに、老人、重度心身障害者、乳幼児、ひとり親家庭等の医療助成、工場等設置助成金、私学振興補助金などの制度の見直しを行ったほか、ふれあいパス事業や水道料金、下水道使用料の減免、保育料や使用料・手数料の見直しを行い、市民の皆さんの御負担をお願いいたしました。

これらの見直しで人件費の抑制分も含め目標40億円に対し、平成18年度当初予算時点で約55億円の財政効果を上げることができましたが、景気の低迷による市税収入の減や三位一体の改革の影響により、財政健全化計画の見直しが必要となって、財政再建推進プランを策定し、さらなる取組を行っているところであります。これまでの事務事業の見直しでかなりの分野で市民サービスにかかわる見直しを行い協力をお願いしてまいりましたので、現行プランの事務事業の見直しは、市の業務の民間委託や清掃、警備などの業務委託内容の見直しなど、市の内部経費に係る見直しを中心となっております。

また、見直しの結果や効果などの公表についてであります。これまでも広報誌や市のホームページなどを通じてお知らせをしてきておりますが、今後も財政再建推進プランの実施状況や財政状況などについて積極的に情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進についてでありますけれども、総務省は本年9月、「ユビキタスネット・ジャパン推進計画2006」を公表し、情報通信基盤整備や個人情報保護など情報セキュリティ対策の強化について重点的に取り組むとしております。来年10月からは本市においても本格的に地上デジタル放送が開始され、情報化の波が市民の日常生活に及び、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークにつながるユビキタス社会がさらに進むものと認識しております。

次に、本市の地域情報化計画であります。平成19年度に計画期間が終了いたします。今後は、計画に掲げた施策の進捗状況を点検し、20年度以降については国の情報化政策を踏まえ、現在進めてい

る新しい総合計画の策定とあわせて、方向性を検討してまいりたいと思っております。

次に、市のホームページの検討、推進内容であります。情報の質及び量の向上、拡充や操作性とデザインの精度向上が課題であったことから、一昨年6月にホームページのリニューアルを行いました。また、市長への手紙、市議会議事録、移住促進対策、入札情報、ダウンロード用各種申請書・届出書、各種ガイドブック、アーティストバンクなどの情報を新たに掲載し、市民への情報提供の充実を図ってまいりました。

次に、1課1ホームページの現状と課題でありますけれども、既に独自にホームページを作成している部局は、建設部都市計画課、市立小樽病院、消防本部、水道局、選挙管理委員会、保健所であります。なお、今後の課題としては、各課においてホームページを作成できる職員の育成であることから、引き続き職員研修を実施してまいりたいと考えております。

次に、本市の携帯電話サイト「ノスタルジック小樽」の内容充実などありますけれども、屋外や出先などでも情報が容易に入手できるという携帯電話サイトの持つ特性を生かし、本市観光情報の発信を中心に内容の充実を図ってまいりました。今後は、その他の情報も取り入れるなど、内容の拡充に努めてまいりたいと考えております。また、携帯電話サイトを通じての市民ニーズの確認や調査の実施についてであります。現在、市ホームページの御意見・御要望メールにより御意見を聴取していることもあり、今後の検討課題にしたいと思っております。

次に、総合行政ネットワークL G W A Nの状況と今後の予定でありますけれども、平成13年から国、道及び他の自治体との専用の通信回線として構築され、本市では平成15年から運用を開始しております。高いセキュリティと安定性を備えた確実な文書通信手段として、また各種業務を効率的に実施するための通信基盤として行政事務の迅速化に役立っているところであります。現在、国や道などとの電子メールによる文書の送受信を行っておりますが、今後につきましては、国民保護の分野における安否情報システムの構築をはじめとして、その他の分野でもさまざまなシステムの構築が進められる予定となっております。課題としましては、今後、L G W A Nを利用した新たなシステムの導入には、その都度相当額の負担が生じることから、費用対効果を十分検証しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、H A R P構想でありますけれども、この構想は簡素で効率的な行政を目指す電子自治体の推進を図るため、道内の自治体が開発費用を分担し、共同で各種のコンピュータシステムの構築を行うもので、自治体が個々にシステムを構築するよりも費用が抑制されるとしております。現在、利用可能なシステムとしては、電子申請に関するシステムなどに限られていますが、今後は電子調達システムや施設予約システムなどの提供も予定されております。現在、道内154の市町村が、この構想の運営団体である北海道電子自治体共同運営協議会に参加しており、このうち深川市をはじめとして旭川市、室蘭市など既に電子申請システムの運用を開始している自治体も含め32市町村が運用を予定しております。しかし、既に電子申請の運用を開始している自治体の中には、システムの利用及び運用、保守に多額の費用負担をかけても利用件数が低迷するケースもあり、このことが課題となっております。本市としては、現時点では費用対効果の面から同協議会には参加しておりませんが、今後、利用可能なシステムの拡充の動向を見極めながら参加について判断してまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題に関して何点か御質問がございましたが、初めに旧小樽市ごみ焼却場の事業系一般廃棄物のごみ焼却手数料についてでありますけれども、この施設は昭和41年から稼働しておりますが、昭和59年4月からで申し上げますと、平成12年6月までは100キログラムで80円、トン換算で800円になっておりました。平成12年7月からの桃内の廃棄物最終処分場の供用開始に合わせ、廃棄物処理手数料全体的の見直しを行った結果、ごみ焼却手数料については当時の焼却処分に係る処理原価の4分の3相当額

となるトン換算で1万3,000円に改定したところであります。しかしながら、改定時に変動額が大幅なものとなったため激変緩和として、それぞれトン換算で平成12年度は7,000円、平成13年度は1万円、平成14年度以降は1万3,000円と段階的に引き上げる措置をとったところであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却手数料の決定や周知の方法でありますけれども、広域連合事務局においては、ごみ焼却施設に係る維持管理業務の委託契約を締結したことから、ごみ焼却手数料の設定の参考となる処理原価を試算し、その試算を基に、現行の6市町村の埋立処分手数料や道内主要都市のごみ焼却手数料の状況なども踏まえた手数料設定の考え方を、先般6市町村へ示したところであります。現在、各市町村において広域連合事務局の考え方についての検討が行われているところであり、今月下旬に開催予定の6市町村長による会議において広域連合としての原案を決定し、来年2月開会予定の広域連合議会へ手数料に係る条例の制定を提案することになっております。

本市における排出事業者等への周知方法につきましては、それらのスケジュールを念頭に置きながら、広報おたるや市のホームページのほか、業界団体などを通じて効果的に進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ焼却手数料の充当についてでありますけれども、ごみ焼却手数料は維持管理経費や減価償却費などを基に算出した処理原価を参考にして設定することから、起債償還金のほか維持管理経費を含めた償却処理に係る全体の経費に充当されることとなります。また、総額の見込みについては、まだ北しりべし廃棄物処理広域連合として手数料の原案が決定されておりませんので、今のところお示しすることができません。

次に、小樽市の家庭ごみ処理手数料についてでありますけれども、本市の家庭ごみ有料化実施に当たっての目的は、あくまでもごみ減量の促進と資源化の推進でありますので、当面はその推移を見守っていきたいと考えております。

次に、家庭ごみ収集運搬に係る民間委託の考え方と今後のスケジュール等になりますけれども、民間委託の考え方につきましては、市民サービスの安定的提供と行政責任の確保という視点を踏まえ、本年2月に策定した財政再建推進プラン実施計画における家庭系ごみ収集業務委託化の拡大に基づき計画的に進めているところであり、北しりべし廃棄物処理広域連合への職員派遣に伴い、市直営のごみ収集運搬車を本年10月に1台、民間委託したところであります。さらに、19年1月に5台を民間委託する予定であり、今後につきましても引き続き委託化を進めてまいりたいと考えております。

次に、財政効果でありますけれども、民間委託による経費の支出はありますが、直営の減車に伴う職員の人件費や車両の維持管理経費が削減されることから、直営車1台分を委託した場合には約1,000万円の財政効果が見込まれるものと試算しております。

次に、直営車両の処分でありますけれども、平成16年度までは使用年数が10年から12年を超えた車両を計画的に更新しております。また、平成17年度には、家庭ごみ減量化、有料化の実施に伴う収集体制の大幅な見直しを行い、直営車両を4台減車し、公用廃止したところであります。これらの車両の処分は、購入希望者を公募し、見積り合わせを実施しており、契約額は経過年数や傷みぐあいにより異なりますが、最高額では93万2,400円となっております。また、本年度の状況でありますけれども、既に公用廃止し13年を経過した車両1台と委託化に伴い減車し12年を経過した車両1台との2台を本年9月にごみ収集運搬業務の委託業者へ貸付けしたところであります。その賃貸料は、小樽市公有財産規則に準じて算定した結果、当該車両は既に耐用年数を超え、減価償却期間が過ぎていることから、2台分合わせて月額1万900円となっております。

次に、委託先の選定基準でありますけれども、市町村が一般廃棄物の収集運搬業務を委託する場合に

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令第4条第1項の委託基準で「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」などと規定されていることから、この基準に基づき選定しているところであります。また、委託先の決定に当たりましては、家庭ごみ収集運搬業務を安定的、継続的に遂行できる法人であること、また、災害等緊急時に収集業務が遂行できる体制づくりにも適していることなどを総合的に勘案して小樽市が決定しているところであります。契約方法につきましては、従来どおり随意契約とし、契約内容は契約期間、収集地区の路線等、具体的な業務内容とともに、委託基準に適合しなくなった場合は、委託契約を解除できる旨の条項などを盛り込んでおります。

次に、一般廃棄物収集運搬業務の委託契約のあり方についてでありますけれども、委託に当たりましては、業務の安定的、継続的な遂行を最重要視しており、委託基準に反しない限り、継続して契約できるものと考えております。また、委託業者の評価等につきましては、適宜業務の遂行を注視しているところでありますが、今後、具体的に業務実績が評価できる方法などについては研究してまいりたいと考えております。

次に、事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可についてでありますけれども、既存の許可業者につきましては、2年ごとの更新時に許可基準を満たしているかを判断しており、また、新規許可に当たりましては、一般廃棄物処理基本計画のとおり、今後、事業系ごみは減少するものと予測されることから、事業範囲を限定しない許可については新たな許可はしないものとし、限定許可については必要性等により判断してまいりたいと考えております。

次に、事業系一般廃棄物の有料ごみ袋についてでありますけれども、有料ごみ袋による小規模排出事業者の現状としましては、平成17年度末では事業者数は633件、埋立量は588トンとなっております。

次の条例改正後の周知徹底等でありますけれども、平成19年4月から現行の有料ごみ袋制度を廃止することとなりますので、制度の変更についてのお知らせを掲載したリーフレットを作成し、収集運搬業許可業者等を通して小規模排出事業者に配布するほか、訪問等による周知も行ってまいりたいと考えております。

次に、住宅セーフティネットとしての市営住宅でありますけれども、住宅に困窮する高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、子供が学齢期にあつて教育費等の負担が大きく、実質的に家計が厳しい子育て世帯、母子・父子世帯、障害者世帯等が適切な民間賃貸住宅の確保が厳しい状況にあることから、これらの世帯に配慮し、市営住宅を提供していくことが必要なものと考えております。

次に、市営住宅の管理戸数と入居状況でありますけれども、平成18年1月末現在で、管理戸数は3,612戸であり、全体に対する入居率は80.8パーセントとなっております。また、世帯主年齢の割合は、70歳以上が21.9パーセントと最も多く、次いで60歳代の21.7パーセント、50歳代の20.8パーセントとなっており、65歳以上は約4割を占め、入居者の高齢化が進んでおります。世帯人数別の割合は、単身世帯が36.4パーセントと最も多く、次いで2人世帯が34パーセント、3人世帯が16.3パーセントとなっており、2人世帯以下が約7割を占め、少人数世帯が多くなっております。世帯構成別の割合は、65歳以上の高齢単身世帯が27.7パーセントと最も多く、次いで夫婦と子供から成る世帯が18.5パーセント、高齢夫婦世帯が14.8パーセントとなっており、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせると、全体の約4割を占め、高齢者世帯の小規模化が進んでおります。

次に、最近5年間の申込件数と入居倍率でありますけれども、一般住宅につきましては、平成13年度921件8.0倍、14年度が837件9.6倍、15年度が1,445件17.6倍、16年度が1,566件16.0倍、17年度が1,091件12.8倍となっております。また、特定目的住宅につきましては、13年度が111件7.4倍、14年度が346

件9.6倍、15年度が445件11.7倍、16年度が424件11.1倍、17年度が399件10.8倍となっております。

次に、高齢者の動向についてでありますけれども、平成7年度と平成17年度国勢調査での数値で比較いたしますと、総人口は15万7,022人から14万2,161人に減少、一方、老年人口は3万524人から3万8,984人へと増加し、総人口に対する割合も19.4パーセントから27.4パーセントへと増加しております。道内人口10万人以上の都市との比較では、両年とも老年人口の割合が一番高いのは小樽市となっております。また、老年人口の割合が一番低いのは両年とも札幌市で、その割合は平成7年度では11.6パーセント、平成17年度では17.3パーセントとなっております。

また、世帯の動向についてでありますけれども、同じく平成7年度と平成17年度の比較で申し上げますと、高齢者夫婦世帯は6,806世帯から8,173世帯へと増加し、一般世帯に対する割合では11.3パーセントから13.6パーセントに増加しております。高齢者の単身世帯数では5,533世帯から8,288世帯へと増加し、一般世帯に対する割合では9.2パーセントから13.7パーセントへと増加しております。

次に、市営住宅の高齢化対策でありますけれども、手すり設置や段差解消などのバリアフリー化に努めているところであります。また、高齢者の需要に対する具体的な対策でありますけれども、平成21年度までを示したストック計画に基づき事業を進めていますが、建替えのオタモイ住宅は団地内入居者が住み替えるものであり、また既存の市営住宅についても、優先的に高齢者の枠を設けてはおりません。しかしながら、高齢者対策は重要な課題と考えておりますので、新総合計画並びに平成22年度以降のストック計画を策定する中で研究してまいりたいと思います。

次に、除雪体制の見直しでありますけれども、初めに除雪ステーションの分割についてでありますけれども、今年度につきましては、管理区域が広く、除雪延長の長い旧第1ステーションと旧第2ステーションにおいて分割を行っております。区域を分割し、ステーションが二つ増えることで、委託業者の業務主任やパトロール体制が強化され、道路状況の把握が的確に行われることで、きめ細かな管理ができる除排雪体制が構築されると考えております。

ロータリ除雪車の配車につきましても、旧第1ステーションと比較して第1ステーションと第5ステーションを合わせて4台増強し、10台となっております。さらに旧第2ステーションと比較して、第2ステーションと第6ステーションで3台を増強し12台となっており、機動力の補強も行ったところであります。

次に、全地域への統括体制につきましては、ステーションごとに市の担当者を定め、地域間格差が生じぬようパトロールを行い、随時連絡調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、委託業務の設計変更でありますけれども、昨年度までは除雪作業の設計変更を設計降雪量のプラスマイナス20パーセント以上としておりましたが、降雪量だけでは判断することが難しいことから、今年度より稼働実績に即して設計変更することとしました。

なお、降雪量により実態が異なりますので、現段階では数値をお示しすることができませんので、御理解願いたいと思います。

次に、ロードヒーティング部と圧雪部における段差解消でありますけれども、昨年のように断続的な降雪がありますと、ロードヒーティング路面との段差が非常に大きくなり、通常の除雪作業では解消が難しい部分があります。今年度においては、この段差を解消するため、地域総合除雪とは別にロードヒーティングの段差解消を専門に行う作業班を配置し、作業内容や効果などを検証しながら行ってまいりたいと考えております。

次に、地域ごとの除排雪方法の見直しでありますけれども、本市の特徴として東西に長い地形であること、山坂が多いこと、旧市街地と新たな開発地域での道路状況の違い、さらに地域ごとの降雪状況の

違いが見られます。このことから、今年度はステーションの分割やパトロールの強化を図るなど、地域の実情や市民ニーズに合わせた除雪方法について検証しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪に関する市民との協議でありますけれども、今年度から6月と11月に除雪懇談会を行い、12月には各町会を対象に除排雪説明会を行ったところであります。意見等につきましては、「パトロールを強化してほしい」「道路への雪出しを注意してほしい」「排雪の事前告知をしてほしい」などがありました。市民の協力につきましては、砂まきボランティアや危険箇所での子供の雪山遊びに対する町会での巡回指導を行うなどの意見もありました。また、今後の予定でありますけれども、今年度と同様、市民との意見交換会などを行ってまいりたいと考えております。

次に、市民からの苦情対応でありますけれども、電話での対応や現地での対応において一部接遇の悪さについて御指摘いただきました。今後、接遇マニュアルに基づき、講習会や職場内のミーティングなどの中で指導を徹底してまいりたいと考えております。

最後に、除雪・排雪の当初予算でありますけれども、予算規模は過去4年間の降雪量を基に一定の予算を確保しておりますけれども、予期せぬ気象状況があった場合には、状況にあわせて対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、開かれた学校についてであります。私は学校と家庭、地域社会とが強いきずの下に、学校の活性化を図ることに、開かれた学校の大きな意義があると受け止めております。

今年度からスタートした「あおばとプラン」では、「新しい時代を拓く信頼された学校づくり」を目標の一つと掲げ、地域に開かれた学校づくりや地域人材の活用など、地域に根を張る教育の実現という観点から、さまざまな取組を願っております。とりわけ学校と地域間の相互の交流という立場から、教育活動の地域公開や学校だよりの町会での回覧などコミュニケーションの活発化や地域住民の協力を得て教育活動を展開するなどしながら、学校と地域がともに汗を流す教育活動の実現に努めてまいります。

次に、学校評議員制度についてであります。この制度は校長が学校経営や教育活動について地域の意見や助言を取り入れ、地域に開かれ、地域の特色を生かした学校づくりを目指して導入したものであります。現在41校すべてに置かれ、学校からの推薦により評議員172名の方々を市教委が委嘱しております。平成17年度の開催状況は、多い学校で年5回、平均は年2回から3回開催しており、その会議では児童・生徒の安全確保や学校経営、地域・保護者との連携のあり方などについて提言や意見交換をしております。今後、学校の教育活動に対して貴重な提言をしていただける人材の確保に努め、いじめ等の対応も含めた学校運営に参画していただけるものと考えております。

次に、地域の方々などとの協議できる場づくりについてであります。いじめにかかわる問題については、学校と家庭、地域社会とが一体となって問題行動の未然防止や解決に努めることが何よりも大切なことでもあります。このたび、緊急ではあります。すべての小中学校において、学校評議員会を開催していただき、市教委のいじめ問題にかかわる対策や学校でのいじめの状況、その解決のための方策について説明し、理解と協力、意見を求める取組を実施しました。また、市教委と市P連が協力して、緊急アピール、「かけがえのない子供の命を守るため」というリーフレットをすべての児童・生徒に配布し、指導に当たるとともに、PTA等を中心として、いじめについて話し合う取組も行われております。

次に、いじめを受けた子供へのケアと弾力的な対応についてであります。心のケアについてはスクールカウンセラーや養護教諭等との積極的な連携の下、いじめられている子供の立場に立って親身な教育相談を行うことが大切であると考えております。また、いじめを起因とした不登校が見られる場合には、学校適応指導教室が支援に当たることになり、その他の事例に応じて教育委員会が中核となって関係相談機関との情報交換や協議などを慎重に進めてまいります。なお、指定校の変更につきましては、身体的な理由や地理的理由などにより相当と認められる場合は、保護者からの申立てに基づき許可しております。いじめの場合にも、その理由の一つとして対応しているところであります。

最後に、いじめ問題の今後の考え方や方向性についてであります。国においては、先般、教育再生会議を設置し、いじめ問題への緊急提言が示されたところであります。この提言を踏まえて、学校と家庭、地域社会が相互に情報を共有して、いじめ問題の解決に当たることが大切であると受け止めております。また、いじめ問題の対応は、中長期的には子供たち自身による自立的な歯止めの形成に指導の重点を置いて、批判意識の高揚や望ましい人間関係づくりなど、学年・学級経営の改善、充実に取り組んでいこう、これまで配布した指導のための参考資料に基づき、校内研修や職員会議で徹底するよう指導してまいります。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時10分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

18番（佐々木勝利議員） 2006年第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

山田市長は、1999年、平成11年4月の初当選、2003年、平成15年になりますが、再選以来、これまで2期にわたり市政を担ってこられました。特にこの4年間、日本の経済はいまだ停滞から脱しきれず、厳しい状況にあります。また、少子高齢化の急激な進行、三位一体改革による市財政への影響など、困難な状況が続いております。このような中、山田市長は、持ち前のリーダーシップを発揮し、財政再建の推進、大胆な行政改革の断行、本市の特徴を生かした地域経済の育成、そして民間活力の積極的な導入、選択と集中による福祉施策の充実、そして口々にいつも言う市民との協働など、全力を挙げて、各政策分野においてバランスのとれた事業推進に努め、小樽市政を担ってきたものと評価するところであります。

2期目の任期も残すところ数か月となった現時点においても、財政再建を念頭においた新年度予算の編成、新病院の新築統合、駅前再開発事業、そして中心市街地再開発計画など、重要課題は山積しており、課題解決に向けた歩みを一日たりともとめることはできません。こうした厳しい状況を克服し、将来に向かって持続可能な行財政システムをつくり上げ、市民のみんなが愛情と誇りを持てるまちづくりを進めなければならないと思います。

次期市長への出馬を表明された山田市長には、今後も市民とともに考え、ともに行動する協働の市政運営を強く要望するものであります。

そこで、市長の政治姿勢について何点が伺います。

まず、2期目を振り返って、この3年7か月をどのように総括されているのか、市長の御所見を聞かせてください。

次に、2期目の公約として、5分野19項目を基本目標とされましたが、そのトップに挙げられた少子高齢化対策について、どのような施策を展開されたのか、そして次の任期4年間をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

同様に、教育環境の充実も公約に挙げられておりましたが、どのような施策を展開され、今後どのように考えておられるのかも伺います。

この項の最後に、3期目立起を決意された市長の決意と次期市政に臨む御所見を伺います。

次は、21世紀プランについてです。

本市の市政運営の指針である「市民と歩む21世紀プラン」いわゆる小樽市総合計画は、1998年度からスタートし8年が経過しました。おおむね一定の成果を達成しているものの、本市の人口は策定の基準となった1995年の国勢調査人口15万7,022人から年々減少し、2006年10月末では、14万1,176人となり、今後もさらに減少することが予想され、21世紀プランの目標人口16万人と大きな開きが生じ、実態に合わなくなっているのではないのでしょうか。

また見方を変えて、工業生産を見ると、商品販売においても、基準年次の1995年度工業出荷額1,937億円、商業販売額4,024億円から減額し、2004年の工業、商業の各統計調査によると、工業出荷額は1,567億円、商業販売額は3,199億円となっており、同プランの目標、2007年度工業においては2,302億円、商業では4,699億円に遠く及ばず、厳しい現実が表れております。

そこで何点かお伺いします。

1点目、次の4年間市政を担っていく決意を示された市長は、これらの厳しい現実をどう受け止め、新しく策定する総合計画でどのような目標設定を考えているのか、見解をお聞かせください。

加えて、現在、日本が迎える本格的な少子高齢化、人口減少社会や社会経済の急速なグローバル化、環境問題、国・地方の財政再建の取組など、目まぐるしい変化の時代を迎えており、これらを踏まえた新しい総合計画の策定が必要であることは、論を待たずともないと思います。

大きな2点目、本市の抱える政策課題は、今、例示した項目のような21世紀プランを策定した当時とは違ったくりで整理する必要があると考えますが、見解を伺います。

三つ目に、私は総合計画は策定自体にも意義があるものの、およそ計画というものはいわゆるPlan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、そしてAction(見直し)と言われるように、不断に点検、見直しを行う進行管理が大切であると考えておりますが、市長の御所見を伺います。

4点目として、また私は近年、今年の第1回定例会で、第3次の取組状況や現計画の総括、新しい総合計画の策定手順などをお尋ねし、その後も委員会で質問してまいりました。そのやり取りからは、現在の総合計画の総括は、新しい総合計画の策定と並行して点検すること、事務事業の点検評価を本年度中にしっかりと行いたいとの答弁がなされております。現状、それらの作業はどのような進捗状況にあるのか、具体的な作業内容に触れてお聞かせください。

次に、財政問題についてです。

2005年度を振り返って、2005年度決算で見ると、一般会計は歳入総計622億9,935万円、そのうち自主財源と依存財源で見ますと、自主財源は292億3,445万円、約47パーセント。依存財源は330億6,490万円となり、これも約53パーセント。そして、歳出総計では、637億268万円で、よく言われる市民1人当たり44万9,862円という数字が出てきます。そして、その差額から2006年度に繰り越した支払う財源、

538万円を差し引いて、結果として14億871万円の赤字決算となったことが事実です。また、不足財源を補うため、企業会計から3億5,000万円、まちづくり事業資金基金から3億円借り入れたということになっています。

特別会計で見ると、12事業会計の総歳入554億5,807万円、総歳出546億4,770万円、総計で8億1,037万円の黒字となっています。企業会計では、病院事業は年度末資金過不足額で見ると、3億1,029万円の余剰金、いわゆるプラス、水道事業は同じく見ると、7億982万円のプラス、下水道事業は2億6,143万円のマイナス、産業廃棄物等処分事業は2億1,391万円のプラスとなっています。問題は、市債などの年度末現在高、全会計で見ると、市債は、いわゆる長期借入れになりますけれども、1,273億443万円という結果が出てきました。債務負担行為、要するに来年度以降に支払うお金としては、27億1,033万円という数字の結果であります。ちなみに、市有財産、道路、橋、企業会計を除くこの市有財産は1,702億6,909万円、うち基金とすれば29億289万円となりました。

そこで伺います。

1点目、2年連続の赤字決算について、どのような総括をするのか、お答えください。

2点目、2006年度決算の見通しは、どのような認識にあるのか、これも伺います。

3点目、2007年度予算編成方針は、どのように立てているのか、お示しください。

最後に、12月1日に市立病院調査特別委員会で示された一般会計の収支試算から伺います。

一つは、財政再建推進プラン実施計画よりかなり差が出ていますが、その要因は何か、説明を求めます。

次に、この収支の中で、市債の残高はどうなるのか、お示しください。

最後に、非常にタイトな財政運営を強いられると思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

次に、議案第9号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案、議案第10号小樽市融雪施設設置資金貸付条例を廃止する条例案についてです。

初めに、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」の重点プログラム、「冬あったかプログラム」の中の雪や寒さに強い生活環境づくりに関し、平成15年9月に行った中間点検の中で、施設の展開方向として、家庭用雪処理施設や歩道ロードヒーティングの普及に努める。そして、主な施策と今後の方針として、融雪施設を設置する市民への融資制度は平成14年度で3年目になるが、そのときの1昨年、昨年と少雪が続き、申込者は減少している。しかし、処理に困っている市民がまだ多数いることが考えられることから、今後数年は申込者の動向を見て、見極めていく必要があると判断しているところとしております。

そこで、伺います。まず、この融資制度利用者の15年度以降の年度別の実績を示してください。

次に、ここ二、三年は大雪のため、雪処理に困っている市民が多くなっている現状で、この融資制度を廃止する納得のいく説明を求めます。お答えください。

また、これにかわる別な制度が考えられているのか、あるとすればお聞かせください。

次に、この冬の除雪計画について伺います。

まず、地域総合除雪の取組として除雪ステーションを4地域から6地域に分割したことで、どのような効果を期待しているのか、お聞かせください。

また、排雪開始時期の早期対応を考えているようですが、その準備は整っているのですか、お答えください。

また、ロードヒーティングの段差解消のために新たな取組を行うとありますが、具体的にどのような取組とどのような効果を期待しているのか、お聞かせください。

次に、小樽の地域特性を踏まえた雪対策についての調査・研究を進めるとありますが、どのような調査内容になって、どのように進んでいるのか、お聞かせください。

最後に、除排雪に関して、市民からの質問に具体的にどのような対応をしているのか、お聞かせください。

次に、移住促進事業についてです。

過日、東京の有楽町にある「ふるさと情報プラザ」、自治体アンテナショップ、財団法人地域活性化センターに立ち寄る機会を持ちました。そこには、全国の都道府県ごとのほとんどの市町村の情報発信したものが整理されていました。私の目的は、特に移住作戦を手がけているものを探しました。まとまったものとして、北海道移住促進協議会発行の「第二のふるさととは、体験移住 in 北海道」「『北海道へ住んでみたい。憧れはあるけれど、そこがどんな生活スタイルになるのかわからないので不安。』そんな貴方、北海道暮らしを体験してみませんか」というキャッチフレーズ。これには、小樽市を含む7市14町1村が紹介されており、それぞれの売りの体験やまちの特色と体験できる内容が盛り込まれていました。個別なものとして、目を引いたものには、函館市の「移住体験 in 函館」のパンフ。「あなたにお勧めする約1か月の函館スローライフ、おためし暮らしを始めました」。これは、ホテル、マンションの紹介であります。それから、室蘭市は、「室蘭ぐらし体験事業 試してみませんか 室蘭暮らし」ということで、室蘭市は職員住宅の紹介をされていました。もう一つは、「移住 オホーツクで暮らそう」網走支庁が展開しているところのキャッチフレーズです。「本物の北海道がここにある。オホーツクで暮らせる幸せ」働く、暮らす。どれも積極的な売り込みの展開を強く感じました。

そこで、伺います。来年、2007年は節目の年であります。

初めに、これまで小樽市が移住作戦に取り組んできた経過についてお聞かせください。

また次に、成果を上げた具体的事例と実績をお示しください。

この項の最後に、この事業の今後の展開について具体的にお知らせください。

次に、感染症の予防と対策についてです。

先日、11月になりますか、フィリピンで犬にかまれ、その2人の男性が狂犬病を発症し死亡したショッキングなニュースが流されました。日本で50年以上患者が出ていないと聞いていましたが、2006年8月にフィリピンで犬にかまれ、日本に帰国後、11月に狂犬病を発症し死亡したとのことあります。いわゆる日本は島国のために、徹底した野犬対策などにより、対策の効果を上げ、1957年以来、患者の発生がないとされてきたところでもあります。しかし、狂犬病は発病するとほぼ100パーセント死亡し、治療法がない恐ろしい感染症とされているそうです。世界では、狂犬病により年間4万人から6万人が死亡しており、欧米を含む世界の大陸に現在も存在しているとのことあります。

狂犬病の発生状況については、WHOなどの報告を見ると、発生地域は100名以上のところでは、主に中国、インド、バングラディッシュ、フィリピン、パキスタン、ミャンマー、インドネシア、アフリカのウガンダ、そういうところで多くの死者が発生している。現在、患者がない国として、日本とオーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アイルランド、アイスランドがあるそうですが、改めて、狂犬病の恐ろしさを知り、予防と対策強化をする必要があると考えております。

そこで伺います。これまで取り組まれた対策の中で、一つ、狂犬病とその予防法についての周知と啓蒙は、どのように行ってきたのか、伺います。

2点目、狂犬病予防法に基づく対策の実態をどのように把握しているのか、お聞かせください。

三つ目に、これまで小樽で犬、動物にかまれた事故に遭った件数はあるのですか。あれば、お示しください。

最後に、飼い主のモラルが問われる事例、また迷い犬というふうには、野良犬という言葉を使うということもあるのですが、迷い犬とその取扱いについて、どのようになっているのか、お聞かせください。

次に、この中で、インフルエンザ、SARS、ノロウイルスなど身近な要注意の感染症対策に関心が高まっています。特に、ノロウイルスについて注目されています。そんな中で、感染症危機ネットという小樽の取組が注目されているようですが、その内容と今後について伺います。

次に、教育行政についてです。

今、学校は学力評価の物差し一本で、子供を序列化し格差・差別社会をつくる方向に向かっているのではないかと。定数化できるものだけを極端に重視するなど、現場の願う方向とは逆の競争主義的教育改革にあると強く感じます。テストの順位で学校を並べるとは、品のないことであり、子供をばかにしていることだ。今、政府が進めようとする教育基本法改正は、こうした傾向に拍車をかけるだろうと指摘する必要があります。学力という単一の物差しによる競争に、今以上に駆り立てることは、子供の不安を解消しないどころか、もっと深刻にさせることになると思います。改正は、教職員の自信と誇りを見失わせ、民主主義の働きを失わせることにつながります。今必要なのは条件整備だ、子供と語り合う時間が足りない、ゆっくり給食を食べる時間が欲しい、教育基本法を改正する必要は感じないなどの声が上がっています。もっともっと現場の声を聞くべきではないでしょうか。

改正は、むしろ義務教育への国民の期待を裏切り、教育問題を今まで以上に深刻化させるものです。子供たちは見えています。教育長の見解を伺います。お聞かせください。

学校は、生と育ちを支える学びの共同体と考えます。教職員は、そこで学び方を学ぶ力の育成に、学習者としての子供を支援し、ともに学び育つ場であります。私は、次の子供観に基づく子供一人一人の人格を尊重し、地域づくり、学校づくりに生かしたいと考えている者の一人です。

ここに、ドロシー・ロー・ノルトの詩があります、「子ども」。「批判ばかりされた子どもは、非難することをおぼえる。殴られて大きくなった子どもは、力にたよることをおぼえる。笑いものにされた子どもは、ものを言わずにいることをおぼえる。皮肉にさらされた子どもは、鈍い良心のもちぬしとなる。しかし、激励を受けた子どもは自信をおぼえる。寛容にであった子どもは、忍耐をおぼえる。賞賛を受けた子どもは、評価することをおぼえる。フェアプレーを経験した子どもは、公正をおぼえる。友情を知る子どもは、親切をおぼえる。安心を経験した子どもは、信頼をおぼえる。可愛がられ抱きしめられた子どもは、世界中の愛情を感じることをおぼえる。」この言葉は、今の大人社会にも通じるころがあると感じます。

そこで伺います。教育長は、この状況を踏まえながら、どのような学校づくりを目指しているのか、お聞かせください。

次に、教育行政に今求められていることについて提言いたします。それぞれの項目について、教育長の受止め、見解をお聞かせください。

一つ、憲法、教育基本法の理念を生かし、教育現場の声を反映させた子供が生き生きとする教育改革に取り組む。

一つ、教育の地方分権と住民参加を進め、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境づくり、教育の機会均等などを確保するため、教育条件整備をしっかりと行うこと。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の2期目を振り返ってということでありますけれども、平成15年からの2期目は、1期目よりさらに厳しい3年7か月であったと感じております。

特に、日本経済全体として、不況を克服し、戦後最長の景気拡大を続けていると言われておりますけれども、北海道や小樽の経済状況ははまだ停滞から脱しきれず、厳しい状況が続いております。また、少子高齢化は、本市のみならず、全国的にも急激に進行し、国・地方とも厳しい財政状況にあって、自治体の行財政運営は大きな転換期を迎え、特に三位一体の改革による交付税等の減額の影響は、本市にとっても厳しいものであり、平成16年度、17年度と2年連続の赤字決算という結果として現れました。

本市の財政状況については、2期目就任直後から、市議会はもとより市民の皆さんにも収支の見通しを具体的にお示しをして、市民や職員に一定の負担をいただきながら協力をいただいて、財政再建に取り組んでまいりました。その結果として、現在の赤字額にとどまっているのではないかというふうにも考えております。また、アスベスト対策など多くの試練が次々と訪れたという感じもしていますが、これらについても同様に議会や市民の皆さんにその都度状況をお示しし、理解と協力を得て、できる限りの解決策をとってきたと思っております。

次に、少子高齢化対策でありますけれども、本市の少子高齢化は、従前から全国に先駆けて進行しており、将来の小樽を担う子供の育成と高齢者が豊かな経験と知識を生かしながら、社会参加できる仕組みづくりを進め、子供からお年寄りまでがともに支え合える地域社会を目指して取り組んでまいりました。

その中で、子育て支援には特に力を入れて取り組んだところであります。保育所の定員を拡大し、待機児童の解消を図ったほか、延長保育や一時保育、保育所開放事業など、多様な保育サービスの拡大に努めました。また、地域や民間との連携で、子育て支援をする仕組みとして、「つどいの広場」や「あそびの広場」を開設したほか、こども発達支援センターや放課後児童クラブでの障害児受入れ拡大なども行っているところであります。高齢者にはふれあいパスの一部負担導入など適正な負担を求めながら、厳しい財政状況の中でもサービスの継続を図り、「社のつどい」や地域住民グループ支援など、自主活動への支援を充実してまいりました。少子高齢化対策につきましては、我が国全体の課題でもあり、国や道の制度改正も十分注視しながら、市政の重要課題であるとの認識を持って、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育環境の充実でありますけれども、学校教育では、児童・生徒の安全と教育環境の整備、教育条件の向上を目指し、市内の全小中学校の児童・生徒に対する防犯ブザー貸与や同じく全小中学校をインターネットに接続したほか、アスベストや赤水対策では、早期適切に対策を講じたところであります。今後とも、学校教育のさまざまな問題は、国民的な課題ともなっておりますが、子供たちの安全を確保する環境づくりから、校舎の耐震化への対応や児童・生徒の通学時の安全確保などに取り組んでいきたいと考えております。

また、社会教育では、サッカー・ラグビー場の建設や図書館業務の電子化、小中学生の社会教育施設使用料の無料化などを行ったほか、新しい総合博物館については、来年夏のオープンを目指し施設の整備工事や開設準備に取り組んでいるところであり、社会教育環境の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、3期目に臨む決意と考え方ということでありますけれども、本市を取り巻く状況は、今後とも

厳しさを増すものと覚悟しなければなりません、特に財政状況は、多額の赤字を抱える厳しい状況にありますので、次の4年間というのは、財政再建の正念場であると考えております。財政再建を図りながら、山積する多くの課題に取り組むには、確固たる決意が必要であります。そのような中で、このたび多くの方々から力強い推薦をいただき、皆様の御理解と御協力に支えられながら、この困難に立ち向かい、克服していきたいと意を決したところであります。そして、3期目の4年間で、市民の皆さんが本当に住んでよかった、このまちに誇りが持てるというまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

具体的な政策や公約につきましては、これから各界各層の皆さんの意見を伺いながら立案していきたいと考えておりますけれども、市政運営を進める上でのスタンスとしましては、財政再建と持続可能な行財政運営、安全・安心、活力あるまちづくり、市民とともに進める公開・参加・協働による市政運営を基本に据えて、当面は山積する課題について、市民の皆さんや多くの関係者の声を十分聞き、限られた財源の中で、創意工夫をしながら、選択と集中を適切に見極めながら、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、21世紀プランの関連での御質問でありますけれども、まず人口や工業出荷額、商業販売額の設定でありますけれども、人口は全国的にも減少に転じており、各種の人口推計から見ても、本市の人口も今後減少は避けられないと認識せざるを得ません。また、人口は市政運営の基本となる最も重要な要素でありますので、新しい総合計画では、的確な人口推計をした上で、将来人口の設定を行う必要があるものと考えております。

また、長引く地域経済の低迷状況を踏まえて、その活性化は本市の重要課題としてとらえておりますが、工業出荷額や商業販売額の目標についても、現実を見据えた目標設定をした上で方針を立てて、地域経済に元気を取り戻す施策の立案に努めていきたいと考えております。

次に、政策課題の再編でありますけれども、21世紀に入って、まもなく10年が過ぎようとし、日本は今大きな潮の変わり目にあり、この流れを的確につかんだ市政運営が肝要であると思っております。長期にわたって国の制度改正や社会経済の動向を見通すことは難しい面もありますが、新しい総合計画策定に当たっては、制度改正や社会ニーズの方向性のプラス面、マイナス面を見極め、これらの外的環境が本市に与える影響について、その分析手法にも工夫を凝らしながら、施策の課題や対応策を検証し、組み立てていきたいと思っております。

次に、総合計画の進行管理でありますけれども、これからの市政運営では、限られた行政資源、人、物、予算、情報などをいかに適切に配分していくかという、いわゆる経営的視点を取り入れた改革が求められており、行政評価は経営改革のツールとして注目されています。一方、総合計画は、自治体の経営計画としての役割を持ち、市政運営の指針を示すものでありますので、その進行管理は、行政評価システムで行うべきと考えております。そのため、新しい総合計画では、まず現状を行政評価の手法で、点検検証した上で策定をして、お話のありました、新たに計画、実行、点検、見直しのPDCAサイクルを確立して、進行管理をしていきたいと考えております。

次に、21世紀プランの総括でありますけれども、ただいま申し上げましたように、今年度は21世紀プランの事務事業、施策、政策を行政評価の手法で点検しております。具体的には、評価シートを各担当部署で作成し、企画政策室が中心になって点検・整理をしている段階であります。今後、庁内の総合計画検討委員会などで調整をして、来年度の新しい総合計画の策定に活用をしていきたいと考えております。

次に、財政問題についての御質問でありますけれども、初めに、2年連続の赤字決算の総括というこ

とであります。平成16年度は本市の財政基盤が弱い弱なため、国からの財源に依存せざるを得ない状況の中で、三位一体の改革など、国の地方財政のあり方を見直す転換期にあつて、臨時財政対策債を含む地方交付税が前年度に比べ約14億円、7.5パーセントと大幅に削減されました。一方、歳出の抑制のため、人件費の独自削減や事務事業の見直しを図り、他会計からの長期借入金などの財源措置を講じたところであります。しかし、結果として残念ながら、約11億8,000万円という昭和52年度決算以来27年ぶりの赤字決算となったところであります。平成17年度は、この前年度の赤字額約11億8,000万円を引き継ぐ中で、市有林の一部売却や不用額の早期把握で歳出予算を減額計上するなど、赤字額の圧縮に努めたほか、早急の対応を要したアスベスト対策については、積極的な起債の導入を図るなどの努力を重ねてきましたが、記録的な大雪による2度にわたる除雪費の補正など、たび重なる予期せぬ財政需要が生じたことや市税と普通交付税の減額補正などの収入減も重なって、これまでにない大変厳しい財政運営となり、その結果、2年連続の赤字決算となったところであります。

次に、18年度決算の見通しについてでありますけれども、まだ年度の途中でもありますし、また昨年度のような記録的な大雪による除雪費の補正など不確定要素もありますので、見通しを立てるのは難しいものがありますが、市税においては、収納率が全体で昨年度より若干下回っている状況にあり、予算額の確保に全力で取り組んでいるところであります。また、普通交付税は7月に決定をされましたが、臨時財政対策債を含めた予算額に対しまして、約8,500万円の減額となったところであります。このため、補足し得る収入は可能な限り確保し、財源対策に努めることは、もちろんでありますけれども、歳出においても予算の効率的な執行に努め、経費節減に全庁を挙げて取り組むなど、不用額のねん出に努め、収支改善に取り組んでおります。

平成18年度は、当初予算を3年ぶりの収支均衡予算として編成することができましたけれども、平成17年度の累積赤字額約14億1,000万円を引き継ぐことになり、今年度の決算は大変厳しいものと考えておりますので、年度内の残された期間、赤字額の圧縮に最大限努めてまいりたいと思っております。

次に、平成19年度の予算編成方針でありますけれども、平成19年度は改選期に当たるため、通常当初予算は骨格予算として編成し、政策的事業は、第2回定例会で補正措置をすることとなるわけでありまして、現状の財政状況から見ると、相当部分が当初予算に組み込まれる編成になるものと考えております。そのような中で、平成19年度の本市の財政状況は、平成18年度からの赤字を引き継ぐことに加えて、歳入につきましては、三位一体の改革による税源移譲が行われ、個人住民税の収入は増加が見込まれるものの、その要因を除くと依然として厳しい経済、雇用情勢から、市税全体の伸びは見込めず、地方交付税についても制度の抜本的な見直しが予定されておりますことから、その影響も予想されるなど、非常に厳しい環境にあると考えております。歳出につきましても、扶助費や他会計への繰出金などの増加が見込まれることから、18年度と同様に財源不足が見込まれ、極めて厳しい状況にあります。そのため、新年度予算の編成に当たりましては、常に財政再建団体への転落が現実のものとなり得るという厳しい状況を十分認識をして、早期に赤字額の圧縮に努める必要があり、財政再建団体転落回避と財政再建が最優先課題であることを念頭において編成する方針であります。

次に、さきの市立病院調査特別委員会でお示した一般会計の収支計画についての御質問でありますけれども、まず現行の財政再建推進プラン実施計画の収支試算との関係についてでありますけれども、現行プランの収支試算は、平成16年度の決算見込みと平成17年度当初予算などを基に、平成21年度までの試算を行ったものであります。このたびお示した収支計画は、新病院建設に係る病院事業債の導入の協議に当たり、北海道から求められて平成25年度までの試算を行ったものであります。現行プランの試算との比較をいたしますと、歳入面では市税や地方交付税などで一定の減を見込み、歳出面では平

成17年度の決算状況などから、扶助費や病院事業会計以外の繰出金などが減少すると見込んでおります。

次に、市債残高でありますけれども、今回の試算では、本年度当初641億円あった一般会計の市債残高は、平成25年度末には、343億円で減少する見込みであります。

次に、今後の財政運営についてでありますけれども、平成17年度決算の約14億1,000万円の累積赤字を抱える中で、病院事業会計における不良債務44億円を、病院の経営努力と一般会計の繰出しにより5年度以内に解消していくこととなりますので、これまで以上に厳しい財政運営になるものと認識しております。したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織機構のさらなる改革を推し進め、何としても財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で計画を達成しなければならないものと考えております。

次に、平成15年度からの融雪施設設置資金貸付制度の貸付件数と金額であります。平成15年度は81件で6,769万円、16年度は38件で3,204万円、17年度は107件で8,878万円、18年度は73件で6,241万円であります。

次に、貸付制度の廃止理由でありますけれども、この制度は平成12年度から平成18年度まで817件の利用があり、融雪施設もある程度必要な世帯に設置をされ、その役割も一定程度果たしたものと考えられることと、市内金融機関においても融資制度があることや毎年度一般会計から多額の借入れを行うことにより、財政負担が大きくなることが理由であります。

また、これにかわる制度の創設につきましては、新たな財政負担となるものは、難しいものと考えております。

次に、除雪ステーションを6地域に分割したことでありますけれども、分割することによりまして、道路パトロール体制の強化が図られ、的確な道路状況が把握されることや除雪機械を増強することにより、降雪状況に合わせた作業を行うことができるものと考えております。

次に、排雪開始時期の早期対応でありますけれども、地域総合除雪の委託契約は11月1日に締結を済ませ、12月1日に各ステーションを開設し準備を整えております。なお、排雪の出動時期につきましては、降雪状況を見極めて決定してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングの段差解消でありますけれども、今年度においては、地域総合除雪とは別に段差解消を専門に行う作業班を配置し、作業内容や効果を検証しながら作業を行い、安全な交通の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の地域特性を踏まえた雪対策の調査研究であります。東西に長い地形であることから、ステーションごとの降雪量、積雪深の観測や市民の負担の軽減のため、貸しロータリの試行、また市民参加による砂まきボランティアや砂入りペットボトルの配布による砂散布を実施するなど、新たな除排雪作業や安全な冬の暮らしの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪に関する市民からの質問でありますけれども、なぜ道路に雪を出してはいけないのですか、なぜ除雪は生活道路を優先しないのか、路上駐車取締りをしてほしい、道路パトロールを強化してほしいなどが、市長への手紙や電話などで寄せられております。市長への手紙では、個別にお答えをし、その他は広報おたるや除雪懇談会を通じて、広く市民の皆さんにお答えをさせていただいております。

次に、移住促進事業でありますけれども、これまでの取組といたしましては、昨年7月に移住専用のホームページや相談窓口を開設し、住まいや仕事など、本市への移住に関心を持つ方へのサポートに努め、また北海道や本市も参加し、道内の64市町村で構成する北海道移住促進協議会と協働して、大都市圏に向けたPR活動を行ってまいりました。これまでの実績としましては、ホームページには開設以来

2万5,000件を超えるアクセスがあり、窓口である企画政策室への直接の問い合わせ件数は延べ97件に上っております。このうち、把握しているケースで市内に転居しあるいは今後移住を予定されている方は、10件となっております。これらの方々は、退職後の生活の場として小樽を選ばれたケースが大半ですが、ベルギーから移住されたチョコレートショップを開店される御夫婦や木工芸工房の開店準備を進められている方など、本市の魅力である物づくりに関心を持たれ、移住を決められた方もいらっしゃいます。

今後の事業の展開につきましては、いわゆる団塊の世代の退職が今後本格化することも踏まえ、都市の利便性を保ちながら、自然環境に恵まれた生活を送ることができ、さらに物づくりのまちといった本市の特色をさらにPRしてまいります。また、市内の宿泊施設の中には、長期滞在プランを実施している事業者もありますが、季節移住や移住体験プランなど新ビジネスの立ち上げに向け、商工会議所をはじめ、各団体とも連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、狂犬病とその予防方法の周知と啓発でありますけれども、小樽が貿易港であり、狂犬病発生国からの船舶も多く寄港することから、いつ狂犬病に感染した動物が侵入するかもしれない危険性があります。現在まで、狂犬病予防注射の接種義務について、飼い主への個別通知のほか、広報誌や保健所ホームページへ掲載、町会の回覧板や報道機関を利用して周知を図ってきております。

次に、狂犬病予防法に基づく対策でありますけれども、登録と年1回の狂犬病予防注射接種が飼い主の義務となっております。平成17年度の小樽市における登録と予防注射の実施率は、登録数が5,922頭、注射率は80.1パーセントであり、全国の注射率は73.4パーセント、全道の注射率は74.1パーセントとなっております。また、札幌市は72.6パーセント、旭川市は72.9パーセント、函館市は67.8パーセントであり、本市の注射率は高いと言えます。

なお、東南アジアや発展途上国では、犬に対する狂犬病予防注射が徹底されていないため、発症する犬が多く、かまれてり患し死亡する人が多くなっております。これら狂犬病発生国での長期滞在や奥地、秘境へ行く場合には、人の狂犬病予防注射の事前接種が勧められております。

次に、これまで小樽で発生した犬のかみつき事故件数でありますけれども、過去5年間を見ますと、平成14年度が5件、15年度が1件、16年度が3件、17年度が1件、18年度が11月末現在で2件となっております。

次に、飼い主のモラルが問われている事例や迷い犬の処分でありますけれども、モラルが問われる事例は保健所に犬の苦情として寄せられます。苦情の中で一番多い放し飼いは年間100件近く寄せられ、かみつき事故を起こし、ふんの不始末にもつながります。迷い犬の処分については、年間50件ほどの捕獲があり、その半数以上は放し飼いをしないよう指導の後、飼い主へ返還されています。飼い主が現れなかった犬については、新しい飼い主を探すよう努めており、処分される犬は極めて少なくなっております。飼い主のモラル向上については、広報おたるや報道機関、町会への回覧板等、機会をとらえて実施しております。

次に、本市における感染症危機対策ネットワークの内容と今後についてでありますけれども、これは感染症が集団で発生しやすい施設等と保健所が連携をし、各種の感染症情報を保健所が速やかに収集し、その予防と感染拡大を防ぐためのものです。具体的には、医療機関、教育機関、乳幼児施設、社会福祉施設及び企業などと保健所が、メールやファックス及び電話等でネットワークを構築し、インフルエンザ等の集団内で拡大する感染症のさまざまな情報を保健所が集約し、専用のホームページで公開しながら疾病の予防や感染拡大防止等を図っていくものであります。感染症はいついかなるときでも発生するものとされており、この感染症危機対策ネットワークは、今後感染症の早期発見、早期予防、感染拡大防止に有効であり、また発生が懸念されている新型インフルエンザについても、関係機関と十分

連携をとりながら対応していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育基本法の改正についてであります。現在、衆議院に続き、参議院において審議がなされておりますが、憲法の精神を踏まえた現行法の意義を尊重して、慎重に審議が行われているものと思いますので、これからも国の動向を見守ってまいります。

次に、目指す学校像についてであります。学校は子供相互の好ましい人間関係や子供と教師との信頼関係が確立し、学級の雰囲気も温かく、子供が安心して自分の力を発揮できるような場でなければならないと考えております。このようなことを踏まえ、保護者や市民の皆様の信頼にこたえることができるよう、小樽市内のどの学校においても心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成を目指して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた育成に励む学校づくりに努めていただきたいと強く願っております。

次に、小樽市における教育改革についてであります。小樽市における学校教育の質的向上を図るためには、国における義務教育に関する動向を踏まえ、これまでの小樽市の学校における教育活動を見詰め直し、再構築する中で、先進的な取組をすべての小中学校に広めるとともに、その取組状況などを適切に情報公開していくことが大切であると考えております。そのため、各学校においては、学習指導要領はもとより「あおばとプラン」に掲げられている目標などの実現を目指して、学校運営や教育活動に関する自己評価や外部評価を行い、課題を明らかにして、目指す姿に向かって取り組んでいただいているところでありますが、今後とも学校現場の教員方の英知を結集した取組の充実に期待を寄せております。

最後に、教育環境づくりや教育条件の整備についてであります。公教育においては、関係する法令等に基づき教育の機会均等のもと、教育水準の維持・向上を図るさまざまな施策を展開することにより、すべての子供がその能力に応じてひとしく教育を受けられるよう、環境づくりを進めていかなければなりません。とりわけ、保護者の教育への期待や思いにこたえることができる教育を進めることが、ますます必要になっております。本市におきましては、保護者や市民の方々の意見をいただいて策定した「あおばとプラン」に基づいて、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境の向上に努めてまいります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) 1点だけ、再質問させていただきます。

先ほどの質問の中で、ノロウイルスのことについて関心を持っているということで提言しておきましたが、この問題について、現在、にわかにと言った方がいいのか、小樽の段階でノロウイルスの感染症については、非常に感染の拡大が問題になっているというふうに思います。それについて、私も保健所とやり取りした折には、時期的な問題もあるし、一般的にノロウイルスは、感染症であるというけれども、インフルエンザのように、別な感染ルートを使いながら広がっていくことなので、やり取りしたときはまだ実態として出ていないということだったので、その程度かなというふうに思いながらいたところ、やはりちょっとこの対策については甘かったのではないかなという印象を持っているのです。それで、現在のこの原因解明については、どういう状態になっているのか、わかっているのか。

それから、二つ目には、現状認識ということなのですが、現在、病院関係で、多数の感染者が

出ているということと施設の方からも出ていると。ちょっと誤解を招くというか、タイミングが私も悪かったのだけれど、食中毒として扱われているところもあるし、やはりこの感染症ノロウイルスについての十分な理解というか、これが不十分なのかなということなので、この現状をどのように受け止めているのか。そして、今後の取組なのですけれども、私は常々こう感じているのですけれども、保健所の仕事というのは一体何なのだろうかというふうに思うのです。調査し、実態の掌握をするということに、精力を上げているということはわかるのですけれども、さっき危機対策ネットワークの話も出ましたけれども、こういう感染症の出た場合に限らず、保健所の役割と使命というのは、どういうことなのかということ質問させていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 保健所長。

保健所長(外岡立人) 再質問にお答えします。

非常に難しい答えになるのですけれども、一つは、小樽市保健所としては、この冬のノロウイルスの拡大というのは予想していました。ですから、可能な限り啓発作業はしてきたのですけれども、例えばこの1か月間に3回、各医療機関、施設、学校へノロウイルスに気をつけるように回しています。しかし、残念ながら、国、道の対策が非常におくれている。また、対策内容が時代おくれであるということで、あつという間に全国に広がってしまったのです。ですから、小樽も多分もう11月初旬当たりからこのウイルスはまん延していたはずですが、これは、なぜ予想されたかという、欧米では10年前からやはり秋から冬にかけて、非常にインフルエンザと同じぐらいの期間が持たれている、感染症がですね。例えば、有名なところでは、この11月、12月初めに、アメリカの巨大クルージング船の中で、ノロウイルスの感染が数百人発生しています。ですから、向こうではこの時期は、非常に重要な感染症だという認識があるのですけれども、日本の場合はなぜか食中毒由来という流れがいまだにあって、食品の摂取、そのときに手を洗うと、その程度の啓発でしかなかった。しかし、残念ながら、11月になると、札幌をはじめ、小樽では、吐いて下痢する数かなり出ていましたから、これはノロウイルスだったと私は思うのです。そういった中で、病院、集団、施設の中で発生すると予想されていたのです。

ですから、保健所としては、11月に入ってから相当な啓発をしたつもりなのですが、残念ながらやはり出てきている。しかしながら、今これは全国的にすごいのです。では、その実態がどこまでわかっているのかというと、多分この先もっとも出てくるはずですが、では、これだけウイルスが、インフルエンザウイルスと同じようにまん延してしまったら、では手を打てるかということ、これは非常に難しいのです。

ですから、今議員がおっしゃったことはすべて私は正しいと思うのですけれども、非常に保健所としても歯がゆい思いであります。ですから、この対策は初期対応がきちんとしなければ、拡大してしまつてからでは防げない。これは、国の方にも私は言っています。ですから、国の方は非常に遅い。あと、道の方も啓発作業が遅い。ですから、日本全体がやはりこのノロウイルス感染症に対して、身構えるのが非常に弱かったのです。

そういった中で、では小樽としてはどうできるか。やはり各施設に対する啓発しかないのです。でも、一般的にあまり日本全国で啓発されていない中で、保健所がいろいろ啓発したとしても、また保健所が言ってきたということで、すべて消えてしまうのです。ですから、そういった中で、発生してきた。ですから、小樽市保健所としては、非常に残念な思いです。でも、そうも言っていられないということで、今後、各施設、医療機関に対して、十分な正しい情報、正しい予防方法を啓発していく必要があると思っています。ですから、14日、15日に急遽2日間にわたつて、保健所で医療機関関係者、施設関係者を

集めて、正しいノロウイルス感染予防についての説明会をする予定をしています。そういったことで、ではどこまで防げるかといったら、これは日本全国でやはり防がなければ、ウイルスというのはいくらでも飛んでくるわけですから、札幌の方からも来ますから、やはりこれは全国的な問題で、やはり国の方がもうちょっとしっかりしてもらわなければならない。そういった形で、ノロウイルスに関する情報は、国の方にも流すようにしています。でも、今後とにかくできるだけ拡大はしないように、頑張らなければならない。それが保健所の役割とは感じています。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) それで、決め手というか、ウイルス感染を防ぐということで、私の感覚ではよく手を洗うということ、接触してうつるということなので、風邪で言うとうがい、手洗いというけれども、このノロウイルスについては、私はしっかりと手を洗うというかな、ここのところの部分は強調できるのかなというふうに思うのですけれども。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 保健所長。

保健所長(外岡立人) ノロウイルスは、インフルエンザウイルスよりも非常に感染力が強くて、10個の粒子で感染します。そして、ある吐物の中には数百万というウイルスが入っていますから、そういったものなど、ほんの一部でもどこかにつくことによって、またそこが乾燥することによって飛び散ります。ですから、手からと言うよりも、例えばノロウイルスがこういった場所にあったときに、こういったところから舞い上がってそれを吸うことによってうつります。ですから、ノロウイルスがある程度まん延してしまえば、それを防ぐことは、多分物すごく難しいのではないのかと。ですから、初期段階でそのウイルスをまん延するのを抑えるしかない。ですから、厳密に手洗いして、自分の口に入るのを防ぐということは、確かに原則です。でも、それと同時にウイルスがちまたにまん延するのを防ぐというのが、大前提なのです。

議長(中畑恒雄) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中畑恒雄

議員 山口保

議員 新谷とし

平成18年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成18年12月13日

出席議員(30名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野正之 | 2番 | 森井秀明 |
| 3番 | 山田雅敏 | 4番 | 小前真智子 |
| 5番 | 井川浩子 | 7番 | 若見智代 |
| 8番 | 菊地葉子 | 9番 | 小林栄治 |
| 10番 | 大橋一弘 | 11番 | 大畠護 |
| 12番 | 前田清貴 | 13番 | 横田久俊 |
| 14番 | 成田晃司 | 15番 | 佐々木茂 |
| 16番 | 斎藤博行 | 17番 | 山口保 |
| 18番 | 佐々木勝利 | 19番 | 武井義恵 |
| 20番 | 新谷とし | 21番 | 古沢勝則 |
| 22番 | 北野義紀 | 23番 | 大竹秀文 |
| 24番 | 松本光世 | 25番 | 見楚谷登志 |
| 26番 | 久末恵子 | 27番 | 中畑恒雄 |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子 |
| 31番 | 佐野治男 | 32番 | 佐藤利幸 |

欠席議員(1名)

28番 高橋克幸

出席説明員

| | | | |
|--------------------|-------|---------|-------|
| 市長 | 山田勝麿 | 助役 | 鈴木忠昭 |
| 教育長 | 菊讓 | 水道局長 | 工藤利典 |
| 総務部長 | 山田厚 | 総務部参事 | 吉川勝久 |
| 財政部長 | 磯谷揚一 | 経済部長 | 安達栄次郎 |
| 市民部長 | 佃信雄 | 福祉部長 | 中町悌四郎 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 本間達郎 |
| 建設部長 | 嶋田和男 | 港湾部長 | 山崎範夫 |
| 小樽病院院長 | 小軽米文仁 | 消防長 | 仲谷正人 |
| 教育部長 | 山岸康治 | 監査委員 | 中塚茂 |
| 収入役職務代理者 (会計室長) | 宮腰裕二 | 事務局長 | 田中泰彦 |
| 財政部財政課長 | 堀江雄二 | 総務部総務課長 | |

議事参与事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 松川明充 |
| 庶務係長 | 石崎政嗣 |
| 調査係長 | 関朋至 |
| 書記 | 北出晃也 |
| 書記 | 島谷和大 |
| 書記 | 村中香織 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 三浦波人 |
| 議事係長 | 佐藤正樹 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 大崎公義 |
| 書記 | 松原美千子 |

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

17番（山口 保議員） 一般質問を行います。

最初に、3期目に向けた市長の抱負、政策とその展望についてお尋ねをいたします。

私は、運河論争以来、歴史を生かしたまちづくりを主張してまいりました。本市再生のかぎは、水と緑と歴史の再生にあると考え続けてまいりました。水は水辺、すなわち運河、港であり、緑はすなわち都市内の街路樹や民地の緑などであり、歴史は言うまでもなく、明治、大正、昭和初期に蓄積された近代建築群であります。高度経済成長期以降、失われ続けてきたこの日本の国の都市の潤いを、私たちのまちは水と緑と歴史のまちづくりによって、日本の都市としてのふるさとであり続ける、このことが多くの人々の共感を生み、私たちのまちの再生・発展を約束してくれる、そう信じてこれまで微力を尽くしてきたつもりであります。

私は市長2期目に当たるこの3年7か月、市議として多くの忌たんのない議論をさせていただきました。すべてを是とすることはできませんでしたが、多くの提案には御理解をいただき、また職員の方皆さんも一市民ボランティアとして休日を返上されて、雪あかりの路をはじめ、妙見川の柳並木の復活整備など、日銀通りのプラタナスの落ち葉の清掃など御参加をいただきました。また、景観条例の特別景観形成地区の範囲の拡大による見直しや景観法による景観計画の策定への着手、近代化遺構としては全国屈指の旧国鉄手宮線幌内鉄道の取得とその整備の方向性を示されるなど、新谷前市政で見失いかけたこのまちの行くべき方向性を、歴史を生かしたまちづくりという王道によりやく引き戻していただいたと私は評価をしております。

確かに財政はひっ迫し、健全化への道ははまだ予断を許さない状況ではありますが、本市の市民には未来を切り開く展望が必要であります。多くの市民は、この間、不安と失望を抱えております。その不安と失望を希望に導かれるべく、首長として未来に向けてしっかりと旗を押し立て、展望を示されるなら、私たち市民はこれまでも増して協力を惜しまないでしょう。3期目の出馬に向けて、市長の抱負と決意をまずお伺いいたします。

次に、駅前再々開発と歩道橋撤去の方向性についてお尋ねをいたします。

懸案だった駅前第3ビル再開発計画の事業計画が公表されました。ホテルとマンション、一部商業施設となっております。ホテル棟は10階建て38メートル、マンション棟は17階60メートルと、特にマンション部分については、当初は22階程度の予定と聞いておりましたので、相当の議論の結果と想像され、その努力については評価されるべきものと考えております。

私はこれに関連して、駅前歩道橋の撤去の必要性について景観への配慮などから、平成15年第3回定例会以来、何度か議論をさせていただきました。今計画では、ホテル棟が歩道橋に面しており、また2階部分から客室を予定されていることから、その撤去を前提と考えているかと思われませんが、そう理解してよろしいのか、お尋ねをいたします。

また、あわせて駅前交差点のスクランブル化は、駅周辺商業者や駅再開発ビル入居予定テナントの強い願いであるとお聞きしております。関係機関に対してその実現に向け、強く要望されるよう、重ねてお願いをしております。

先日、北海道観光連盟の案内で、JR北海道苗穂工場で行われましたデュアル・モード・ビークルの試乗会に参加をさせていただきました。デュアル・モード・ビークルは、JR北海道がその総力を挙げて世界に先駆けて開発をされた技術で、鉄道と道路を一つの車両で同時に走行できる乗り物であります。皆さんもテレビのニュースなどで御承知かと思いますが、市販のマイクロバスを改造して、鉄道も走行できるよう、鉄輪を車体に組み込み、それを油圧で上げ下げして道路と鉄道の双方に対応できるというものであります。鉄道から道路へ、また道路から鉄道への乗換えも10ないし15秒と大変スムーズであります。車両価格も1台2,000万円ということで予定されております。また、年間保守費も55万円程度と見積もられており、全国各地からその活用に向けて問い合わせや視察が相次いでいるとのことであります。近く国際特許も申請されるということで、海外からも問い合わせがあるそうであります。来年の4月には道内釧網線浜小清水 - 藻琴駅間で試験的営業運行が予定されておりました、鉄道11キロ、道路21キロメートルのこの路線の試験走行は、観光周遊型運行ということで、沿線住民の利用のみならず、観光客の利用も想定しているということで、私も大変注目をしているところであります。

ただ、車体の重量が6.2トンということから、乗車定員が13名しか乗れませんので、今後18名ないし20名に増員できるよう、改良が必要とのことでありました。課題があるにせよ、本市でも旧手宮線と観光スポットの周遊など鉄道と道路とを組み合わせた新たな移動の手法として、研究の価値はあるかと思えます。旧手宮線を含む手宮北運河かいわいが、次の交流観光の拠点として期待をされている今、将来の活用に向けての研究課題として取り上げていただくよう要望しますが、御所見をお聞かせください。

次に、新市立病院のがん医療の充実についてお尋ねをいたします。

新市立病院の医療の柱を、先ごろ脳神経外科、心臓血管及び循環器科、がん診療の三大疾病とされたことは評価をしたいと思います。そのうち、脳神経外科、心臓血管外科については、第二病院の特色としてこれまで評価をされてきており、さらなる充実を期待するものであります。

しかし、がん医療について、放射線治療は一定の評価があるのは承知をしておりますが、外科治療、がん薬物療法による内科的治療の不足など、多くの課題があるのではないのでしょうか。3人に1人ががんで死亡している近年、日本のがん医療は欧米に比べて極めて遅れていると言われており、その原因は外科、放射線科、抗がん剤に精通した「腫瘍内科医」の連携によるチーム医療の確立の遅れだと指摘されてまいりました。

特に抗がん剤やその副作用を抑える薬などの組合せは、数百種類にも上るとされ、その知識を欠いた医師による治療で多くの患者が苦しみ、またそのせいで死に至る事例など医療事故が多発していると言われております。その現状からがん薬物療法専門医の育成が急務とされているところであります。

昨年11月、日本臨床腫瘍学会が他の学会に先駆けて、その育成を図るため専門医認定試験を行い、本年4月に全国で47名ががん薬物療法専門医と認定をされたそうであります。道内でも札幌大1名、札幌斗南病院の医師1名の計2名が認定をされております。この資格取得に当たっては、2年以上の臨床腫瘍学会の会員であること、医師国家試験合格後2年の初期研修を終了した後、5年以上がん治療の臨床経験があること、また同学会が認定した研修施設で所定の研修を2年以上受けることなどや、さらに受験の際には過去5年間に行ったがん薬物療法30例の症例実績報告が求められるという大変ハードルの高いものとなっております。今後日本癌学会、日本がん治療学会、日本臨床腫瘍学会、また全がんセンター協議会などが協働でカリキュラムの作成、教育セミナーの実施など、本格的ながん治療認定医の認定

制度の創設が検討中とのことであります。アメリカでは1万人いると言われるこの専門医の育成に向けて、日本でもようやく制度が発足しようとしております。今後、日本でも4,000人から5,000人の専門医の育成を目標として、また認定施設も全国で200か所を目標として掲げられております。新市立病院もがん治療を柱として定められた以上、このような高い技術を習得した専門医の育成、獲得をぜひとも目指していただきたい、そう願いますが、その抱負をお伺いしておきます。

次に、いじめ・不登校問題の解決のあり方について質問をいたします。

学校現場でのいじめによる痛ましい自殺やそれに起因する不登校の問題など、一向に解決しない現状によりやく目が向けられ、議論が始まっております。

国の教育再生会議でも、この問題に対して、先月29日、いじめ問題への緊急提言8項目を発表しております。加害者を別教室で指導したり、教員もそれを助長した場合、懲戒処分を適用するなど、現場では大変難しい対応を迫られることになると思えます。いずれにしましても、この問題は学校現場だけで解決できる単純な問題ではなく、近視眼的な解決手法ではかえって問題が複雑化するのではないかと危惧しております。教育現場では、学科の修得に主眼が置かれておまして、人間としての教育まで手が回らないのが現状だとお聞きしております。家庭や社会にも他人を気遣い、ともに支え合うというような余裕がなくなってきている現状は、子供たちにも大きな影響を与えております。

地域が学校とともに子供たちを見守り、支え合うことが重要との認識から、私はこの間、学習支援ボランティア制度の本市独自の取組への着手をお願いしてまいりました。主に退職された教員OBにボランティア登録を呼びかけ、お住まいの学区ごとに集まっていただき、どのようなお手伝いをさせていただけるのか、一度制度設計も含めて相談されたいかがかと思いますが、いかがですか。

熱意を持って事に当たられれば、私は学習支援にとどまらず、人間教育も含めて広く自由に学校運営にも協力していただけるのではないかと考えております。これまでも申し上げておりますとおり、教室の後ろから生徒を見守り、学習支援をしていただくことはもとより、休み時間などにも生徒にまじって過ごしてもらうなどしていただければ、いじめの発見や防止にも大変役立つのではないかと考えます。私は文部科学省の学習支援員制度に先んじて、市独自で早急な制度化の検討の実現を再度ここで要望いたしますが、御所見をお伺いいたします。

以上、5項目、お尋ねをいたしまして、再質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、次期市長選に向けての抱負と決意ということでありますけれども、当面する最大の課題は多額の赤字を抱える本市財政の再建でありまして、次の4年間がまさに正念場であると考えております。また、病院の新築統合につきましても、就任以来の課題でありますし、中心市街地に活力を取り戻すための施策についても積極的に進めたいと考えております。そのほかにも、市政の課題は山積しておりますけれども、具体的な政策や公約につきましても、これから各界、各層の皆さんの御意見を伺いながら立案をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、財政再建を進めながら、これらの課題に真正面から取り組み、着実にその成果が得られるよう、確固たる決意を持って引き続き市政を担ってまいりたいと考えております。

中長期の市政運営につきましても、新しい総合計画を策定する中で、市民の皆さんとともに議論をし、

小樽の将来像を描いてみたい、そのように考えております。本市には先人が築いた多くの歴史遺産が、戦禍や高度成長期の破壊を免れて残され、また市民のまちづくりへの思いも積み重ねた歴史の中で高いものがあると感じておりますし、小樽のまちと人々には大きな潜在能力が秘められていると思っております。厳しい財政状況で短期的に大きな投資はできませんが、このことを大切にして、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、ともに汗をかいてまちに磨きをかける、この気持ちを常に心に抱いて、引き続き市政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前歩道橋についてであります。この歩道橋につきましては、これまでに市民や来街者など多くの方々から、小樽駅からの眺望を阻害していることなどから、撤去についての要望がありました。市といたしましては、再開発準備会から具体的な計画が示されたことを受けまして、10月から11月にかけて関係町会や商店街の皆さんに歩道橋撤去についての意見をお聞きするため、意見交換会を開催したところであります。今後とも公安委員会や道路管理者である北海道など関係機関と協議しながら、撤去に向けて調整をしてまいりたいと考えております。

次に、デュアル・モード・ビークルの将来の活用についてでありますけれども、デュアル・モード・ビークルは道路とレールの両方を自在に行き来して走行できる新しい乗り物としてはJR北海道が研究・開発を進めており、道内ばかりでなく全国的にも注目されていると承知しております。来年4月から試験的営業運行が始まり、新しい輸送システムとしての実用化に向け、車両や運行システムなどにおいて、さらに必要な改良が加えられるものと考えられますので、デュアル・モード・ビークルについて、今後とも情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、がん診療についてでありますけれども、がん治療には外科手術、放射線治療、そして抗がん剤などの薬物療法へと発展してきており、またこれらを組み合わせた治療も行っております。また、近年は患者が定期的に放射線治療や抗がん剤の点滴を受ける外来治療が増加してきております。このような状況も踏まえて、また高齢者人口の占める割合が高い本市においては、高齢者にとって負担が大きい手術以外にも治療の選択肢を広げなければならないと考えております。

そういった中で、現在、市立小樽病院では、後志地域で唯一放射線治療を行っておりますので、新病院においても中心的な役割を果たしていきたいと考えております。

なお、がん治療の専門医はまだ少ない状況で、都道府県単位での配置が課題になっている現状であります。市立病院独自での確保は当面困難な面もありますので、配置されている医療機関等との連携をとり、治療効果を上げてまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 山口議員の御質問にお答えいたします。

各学校での教科の指導やいじめ防止のための学習支援ボランティアについてであります。現在、総合的な学習での講師や読み聞かせをはじめとして、中学校のクラブ活動のコーチなど、さまざまな形で地域の方々の協力を得ながら活動を行っております。また、地域子供教室推進事業におきましても、多くの地域の方々にボランティアとして活動に取り組んでいただいております。

各教科などの学習支援ボランティアについては、人材を確保するなどの課題もありますが、地域全体で子供たちを支えていくことは大切なことであると受け止めております。現在、市教委では学習支援ボランティアにかかわるさまざまな課題について情報を収集している段階にありますので、国における動向や先進地での取組と課題などを参考にしながら、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

17番（山口 保議員） 再質問、1点だけです。

駅前の歩道橋についてですけれども、今、都市計画決定に伴う縦覧をしていますね。計画そのものは先ほど私が申し上げたとおり、ホテル棟が前みたいに歩道橋の方に来るわけですね。1階がホテルのフロントになりますね。2階がもう部屋になるわけですから、それに歩道橋がくつつくというのは、もう当然その時点で歩道橋というのは撤去を前提にしているのではないかとお聞きしたのです。だから、基本的には今の計画どおりになれば、当然、歩道橋の撤去というのはなるとは思いますけれども、その点について、もう一回しっかりとしたお答えをいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

準備会の方では、歩道橋を撤去するという前提で全体構想をつくったのではなくて、あのエリアとしてどういう形で再開発をすれば活性化につながるという結果が、要するにホテル棟が中央通り側に寄って2階から居室ができるということでございますので、あくまでも検討結果の中で、そういう状況になったということで御理解をいただきたいと思います。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

17番（山口 保議員） それはわかりますけれども、客室になっているわけですね。そこに歩道橋がくつつくようなことというのは、現実には考えられないわけです。だから、そういうことも議論されて、言ってみるなら、今縦覧されているものは、そもそも歩道橋がつくような形にはなっていないと思うのです。そこは認めていただきたいと思いますが、

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 今、計画が立案された中では、2階が居室になってございますので、歩道橋がとりつけられた状況にないことは事実でございます。

議長（中畑恒雄） 山口議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

1番（上野正之議員） 市長も我々議員も残りわずかな任期となりました。残る議会も今定例会と来年3月の第1回定例会のみとなったようでございます。

初めに、市長3期目の公約と政治姿勢についてお伺いいたします。

さて、山田市長は2期8年間にわたり、市政の最高責任者としての役割を担ってきておりますが、12月4日には3期目の立起表明がなされ、3期目の市長に問う姿勢を明らかにしました。三選出馬に当たっては、公約を掲げ市民の判断を仰ぐこととなりますが、これまで2期の市長の公約を見て、3期目挑戦での新しい公約について、それにどう取り組むかの政治姿勢についてお伺いいたします。

前回の公約を拝見すると、総花的で抽象的な字句が並んでおりますが、今回はこれからの4年間で実現可能な具体的目標と小樽をこれからどうしていくかとの中長期的な展望とが求められていると思いま

す。

さきの定例会でも、私は市長の公約実現率について質問をいたしました。市長は道半ばでまだ遠い公約の実現が思うに任せぬ心境を語りました。3期目出馬に当たっては、市民に対する公約は、あくまで実現できるものでなくてはなりません。この意味から、今後4年間で実現する公約を明らかにするとともに、どのような姿勢で取り組まれていくかについて市民の前に明らかにすべきと思います。この点についてのお考えを、まずお伺いいたします。

次に、中心市街地の活性化についてお伺いいたします。

「はつらつ小樽の創造」をキャッチフレーズにしている2期目であります。市内の商店街の中には、売上げ低迷や後継者難などによって、店を閉めてシャッターをおろしたままになっている商店が増え、商業者にとって厳しい状況となっております。中心市街地の活性化にとって、商店街の果たす役割は大きいものであります。商店街への来街者の増加策などが重要な課題となっております。また、多くの市の施設が老朽化している状況で、特に市民会館などの建替えも、今後新たな検討課題になると思います。

そこで、将来展望を持った2,000人ぐらい収容できて多様な会議も開催できる、仮称であります。市民コンベンションセンターなどの公共施設を中心市街地に建設すべきと考えますが、商店街の課題に触れながら、市長のお考えをお聞かせください。

次に、小樽港のふ頭の利用方法についてお伺いいたします。

小樽は全道一の人口を抱える札幌圏に隣接しております。小樽の今後の発展には、この札幌圏の人たちが何度も小樽に足を運び、市内でお金を消費していく構造がもっと必要でないかと考えます。東京圏における、横浜のような位置づけが小樽にも求められています。海と港というだれにもロマンと郷愁を感じさせる自然の豊かさを、小樽は持っています。しかるに、現在の小樽港のふ頭は、食料の原料などを取り扱うための倉庫群が並び、どのふ頭でも貨物対応の機能が重視され、市民や観光客がなかなか立ち入ることはできません。豪華客船が入港しても、目の前で行われる肥料の原料等の取扱いによるほこりと臭気のため、二度と小樽に入港しないとと言われてしまうのではないかと危惧しております。

小樽港のふ頭の利用方法では、小樽の将来展望に立った新たな活用を考えるべきだと思います。横浜の山下公園のように、海の見える公園としての整備を考え、札幌圏の人や豪華客船などどんどん呼び込み、小樽を国際観光都市へと充実させる必要があると思います。JR小樽駅から真っすぐに第3号ふ頭に下ると、雑然と貨物の倉庫や上屋などの殺風景な光景が広がっています。市民や観光客も近づけないふ頭ではなく、横浜の山下公園や大栈橋のように環境を整備し、内外の観光客を迎え入れるべきで、港付近に家族が喜ぶ中華街や女性が喜ぶお菓子のスイート街なども集約して、小樽を訪れる客にさらに魅力ある都市の顔を見せる必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、新市立小樽病院についてお伺いいたします。

私は、新病院の必要性は認めておりますが、本定例会直前になって、新病院の規模・機能をさらに縮小されていますが、さらに検討するとも述べられております。いつ最終的な決定案が出されるかをお知らせください。

私は、新病院の規模・機能、さらに運営方法については、まだまだ十分に精査を重ねなければいけないと考えております。運営形態については、さきの議会で質問しましたが、地方公営企業法の全部適用が必要と考えます。市民に明言すべきときが来ていると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、財政問題とのかかわりで、夕張市の財政再建団体の事例について、本市としての対応についてお伺いいたします。

夕張市が財政破たんし、国の財政再建団体への対応についてお伺いいたします。巨額借金や累積赤字で、小樽は実は夕張市よりも深刻な事態になっているのではないかという懸念があります。夕張市の実例では、国は最低水準の行政を求め、市職員の半減や議員定数の4割減、人件費の大幅カット、一般職では30パーセント、特別職では今日の新聞では70パーセントと書いてございましたけれども、それぞれ削減、期末勤勉手当は当面2か月分のカット、特別職の退職手当は当面はなくし、一般職は2010年には現行の4分の1など、次々見直し策が打ち出され、職員の希望退職説明会に170人もが参加したと報じられています。

小樽市も再建団体が目の今こそ、みずから大幅な見直し策を打ち出すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、有料公衆トイレについて質問いたします。

私も、全国の観光都市に行くことがあります。きれいで清潔なトイレのあるところは、大変好感が持て、その都市の観光客に対する思いやりが感じられます。

先月、東京都千代田区秋葉原の有料公衆トイレを視察してきました。このトイレは10月16日にオープンいたしました。名称は、愛称名を募集し、全国から約350件の応募の中から「オアシス@akiba」と決定しました。一般的に公衆トイレは「暗い」、「臭い」、「汚い」、「怖い」、「壊れている」の5Kとも呼ばれております。

2003年に千代田区では公衆トイレに関する検討協議会を設置し、公衆トイレの利用実態調査を踏まえた検討を行い、2004年3月に検討会は今後のトイレのあり方の一つとして、だれもが安全で快適に利用できるよう、スタッフ常駐による有料トイレの設置を答申しました。その中で、トイレとしての機能のみではなく、市の情報案内や休憩所など、多くの市民や観光客が気軽に集まるオアシスとしての機能の併設が提案され、全国に先駆けてモデル有料トイレ第1号としてオープンいたしました。

私も利用料金100円を払い、ゆっくり視察してきました。身体障害者用は無料ですが、車いすが方向転換できる広い室内や大人用のおむつ替え台やオストメイトが備えられており、女性用トイレは広いパウダーコーナーや大きな姿見や着がえ台などを備え、化粧直しや着がえがしやすいように配備されておりました。

小樽においても、年間700万人が来る観光都市として、このようなトイレを設置することによって、小樽観光のイメージを全国に発信できることと思います。市の財源ではなく、小樽の観光業者と連携して設置してはいかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、政治姿勢と公約の関係でありますけれども、まず市政を推進するに当たってのスタンスとしては、一つには財政再建を図り、持続可能な行財政運営を推進すること、二つ目は安全・安心、活力あるまちづくりを進めること、三つ目は市民とともに進める公開、参加、協働による市政運営を推進する、この3点を基本としております。

そんな中で当面する最大の課題は、多額な赤字を抱える本市の財政の再建であり、次の4年間がまさに正念場であると考えております。また、市立病院の新築統合についても、就任以来の課題であります

し、中心市街地に活力を取り戻すための施策についても積極的に進めたいと考えております。そのほかにも市政の課題は山積しておりますが、具体的な政策や公約につきましては、これから各界各層の皆さんの御意見を伺いながら立案をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、財政再建を進めながら、これらの課題に真正面から取り組み、着実にその成果が得られるよう、確固たる決意を持って引き続き市政を担ってまいりたいと考えております。

中長期の市政運営につきましては、新しい総合計画を策定する中で、市民の皆さんとともに議論をし、小樽の将来像を描いてみたい、そのように考えております。

次に、中心市街地の活性化についてでありますけれども、本年8月に改正中心市街地活性化法が施行され、本市が策定を予定している中心市街地活性化基本計画を議論する場として、小樽商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会が来年1月に設立されることになっております。この協議会の中で活性化に向けた方策の検討がなされますが、中心市街地活性化のためには、魅力ある商店街づくりやにぎわいづくりによる来街者の増加が必要であると考えており、特に中心商店街の核施設である旧丸井今井小樽店の施設活用が重要な課題と受け止めております。

御提案のありました市民コンベンションセンターのような公共施設を中心街でというお話でありますけれども、その利用状況にもよりますけれども、施設利用者の商店街への来街増加や中心市街地のにぎわいづくりにつながるものとは思いますが、先ほど御指摘がありましたように、大変財政状況が厳しい中で、現状としては今そうした「はこもの」をつくる状況にはないことを御理解いただきたいと思っております。

次に、小樽港のふ頭の利用方法ですけれども、小樽港は古くから道央圏の流通拠点港として、地域経済の発展やまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。また一方で、魅力ある水辺環境を生かしたまちづくりも大切との観点から、運河周辺はもとより、運河公園や築港臨海公園、小樽港マリーナなどの親水施設の整備にも努めてきており、多くの市民や観光客の皆さんでにぎわいを見せております。

御提言のありました第3号ふ頭につきましては、現状も港湾物流活動が行われている地区であり、今すぐ市民や観光客に開放して迎え入れる状況にはありませんが、現在、検討を進めております小樽港将来ビジョンの懇談会の中でも、交流空間の確保を大きなテーマとして議論を進めており、中長期的にはふ頭の利用状況を踏まえながら、魅力ある交流空間の整備が必要になるものと考えております。

次に、新市立病院についての御質問でありますけれども、初めに新病院の規模・機能についてありますが、平成15年に基本構想を策定した後、2度の見直しを行い、その後新病院の地域における役割を明確にするため、脳神経外科、心臓血管外科及び循環器科、がん診療の3本の柱を対外的にお示したほか、懸案でありました周産期医療等につきましては、関係機関等との協議を進め、診療科目の整理や病床数の削減などについて決定したものであります。今後はこの内容をもって基本設計に進んでいくこととなりますが、医療をめぐる状況は大きく変化しておりますので、それらに対処するための必要な修正があれば、その都度行っていきたいと考えております。

次に、公営企業法の全部適用でありますけれども、全部適用をすることにより、経営責任の明確化が図られるほか、事業の実情に応じた給与制度の導入や職員の独自採用などが可能となるなど、病院の効率的な運営や経営改善に有効な手法であると考えておりますので、現病院での全部適用について具体的に検討してまいりたいと考えております。

しかし、平成16年度の病院事業会計統計では、全部適用を行っている病院の58.8パーセントが赤字であり、病院独自の給与制度の導入などが課題となっているようでありますので、全部適用を行っている各自治体病院の状況などについて積極的に情報を収集し、課題等について整理するとともに、本年4月

から全部適用を行った市立札幌病院や市立函館病院の動向も踏まえ、実施時期について判断をしてみたいと考えております。

次に、財政問題でありますけれども、夕張市の事例を踏まえて、小樽市でも大幅な見直し策をすべきだというお話でございますが、今定例会の冒頭の提案説明において申し上げましたとおり、今、多額の赤字を抱える危機的な財政状況にあることから、次の4年間は、この赤字の解消に向けての正念場であると思っております。2年連続の赤字決算の中で、財政再建推進プランに基づき計画を進めておりましたが、今年度から地方債が許可制から協議制に移行したことにより、普通会計の累積赤字を原則として7年度以内に解消することのほか、実質公債費比率についても18パーセントを下回ることが求められ、この達成のために現行の財政再建推進プラン実施計画を、さらに踏み込んだ対策を実施しなければならない状況となっております。したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構の改革を推し進め、直面する財政再建団体への転落を何としても回避するため、不退転の決意で財政再建を図っていかねばならないと考えております。

次に、有料公衆トイレの設置の問題でありますけれども、本市においては観光事業者が堺町などの観光スポットで観光客向けの無料トイレを設置したり、店舗併設のトイレを好意的に提供していることから、現状では観光客からトイレに関する苦情や要望等は特に受けておりません。しかしながら、千代田区の有料公衆トイレの事例については、観光都市におけるホスピタリティの充実という点では望ましいことと思っておりますので、今後、観光協会をはじめ、関連団体の方々や関係事業者の皆さんと、このトイレのあり方について意見交換をしてみたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

1番(上野正之議員) 1点だけ再質問をいたします。

私は、3期目に市長が立起するということで、もちろんこの次の3期目、大変なことは承知しております。それで、解決しなければならないことも目の前に迫っていることは、それは十二分に感じていますが、けれども、ぜひとも中長期的な、市民が小樽にずっといたいのだと、これは中長期的な展望がなければ、目の前のことだけではなかなか市民が夢を持ってないと思いますので、先ほども申した港の利用方法、また将来的に、もちろん市民会館がすぐ下にできる、中心街にできるということは私も思っておりませんが、そういう長期展望に立った小樽のまちづくりというのを、ぜひ市長が立起するのに、その中に中長期的に特に大事だと思っておりますので、そういうことを入れていただけるか、入れていただけないかという、この1点だけ、私の希望でございますので、それをぜひお答えいただければありがたいと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) これからの中長期のこのまちづくりの問題ですけれども、そういった視点も踏まえて、どういうふうにつくっていくか、よく検討してやっていきたいと思っております。

議長(中畑恒雄) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

(2番 森井秀明議員登壇)(拍手)

2番(森井秀明議員) 一般質問をさせていただきます。

早いもので、私が市議会議員としてこの本会議場に入って以来、既に4年という歳月が過ぎてしまいました。当初、何もわからなかった1年生議員として、戸惑いを感じることも多かったことは事実ですが、市長をはじめとする市政を執行している理事者との質疑・議論を通じ、私なりに市政の今置かれている現状とその課題の把握に努めてまいりました。任期も残すところわずかとなりましたので、この4年間で私なりに感じた状況を少し申し述べ、質問をさせていただきます。

私が一番驚いたのは、市債残高の多さです。平成15年度当初には、全会計で1,388億円という巨額の借金を抱えていました。これは当時の一般会計予算規模の2年度分を超えてしまうほどの規模です。この実態の中で漠然と小樽市はどうなっていくのだろうと不安がよぎりました。

この巨額の借金の膨らみについて新谷前市政までさかのぼってみますと、新谷市政の3期12年間で昭和62年度当初603億円であった市債残高は急激な増加を続け、12年目の平成10年度末には1,396億円にまで、実に793億円もの借金が積み重ねられていました。その当時にいろいろな考え方があったにせよ、まさにこの時期の市債の膨らみにより、小樽市の財政が破たんへの道へと急傾斜することになったことは否めないかと思えます。

私は、新谷市政の時期ではなく、その後継である山田市政の時期に議員となりましたが、この巨額の借金が積み重なっている経緯を見て、市当局や市議会、関係団体などの責任が極めて大きいものだというところに、この仕事につくことで気づかされ、その重さを強く感じております。また、市民自身にもそのことに気づいてほしいと思っております。

私がこの仕事につかせていただいた平成15年度当初の市債残高1,388億円から、本年度当初予算、計上された借入金を考慮すると、本年度末には1,200億円程度となる見込みではありますが、一般会計規模も小さくなっている現状としては、いまだその規模の2年度分に匹敵し、予断を許さない状況であると考えています。さらには、国の地方交付税の減少や人口の減少、市税収入の落ち込みから考えると、状況は悪化の一途をたどっていると言わざるを得ません。

そして、この現状の打開策として取り組んでいる退職者不補充、また退職手当に対する起債の導入など、そのような施策を見るほどに、大きなこれらの債務と合わせ、未来ある次世代に顔向けできる状況ではないのは明らかだと示しております。

そこで、財政の問題にかかわって質問をさせていただきます。

まず、603億円から1,396億円になった要因をお知らせください。

次に、破たんした夕張市の現状を、どのように小樽市として把握されていますか、お示してください。

小樽市も対岸の火事とは言えない状況であると財政部長からもお答えをいただいておりますが、小樽市においても、夕張市に照らし合わせてリスクマネジメントとして最悪を見据えて推測すべきと考えますが、見解をお願いいたします。

夕張市の破たんの影響により、北海道企画振興部市町村課より、財務手法における点検がなされたと思えます。その中で、改善を求められたものがあると思えますが、それぞれ金額を含め、お示してください。

その中で一番気になるのは、病院の累積赤字44億円の行方かと思えます。その解消策を改めてお示してください。

また、もし解消しなければ、どのようになるのかもあわせてお聞きいたします。

さらには、これらの出来事により、小樽市全体の財政再建推進プラン実施計画に影響を及ぼすと考えます。以前とどのように変わると考えられるのか、お知らせください。

また、来年度より退職手当債を、つまりは借金をして支払うということですが、その年度ごと

の発行予定額及びその総額とともに、一人一人に支払われる退職手当の平均金額とそのうち退職手当債の占める額はいかほどになるのか、改めてお示しください。

現在の市民生活レベルはどれほどだとお考えか、個人住民税の課税状況などでその推移をお示しください。

また、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として、財政力指数がありますが、道内の他の10万都市と比較し、どのような状況にあるのか。さらには、財政の硬直化を示す財政指標に経常収支比率もありますけれども、どのように推移しているかも、あわせてお知らせください。

私は、この上で小樽の急激な人口減少などが重なり、小樽市の財政の体力はぜい弱と言え、現状として既に小樽市はデッドラインを越えているのではないかと考えます。破たんの一つの指標である一般会計の累積赤字ライン62億円を超えることにより、財政再建団体に落ちると言われていますが、その指標だけでの判断では見誤るのではないかと感じております。小樽市の破たんに関しては、かなり極めて近いものと考えますけれども、市長の御見解をお願いいたします。

夕張市が財政再建団体となり、全国でも最低水準で取り組まれておりますが、破たんしてからでは遅いということも強く感じております。破たんする前に取り組む必要性を、夕張市を見て改めて感じております。小樽市はその直前を迎えているのではないかと思います。その破たんを選ばずに、しかしながら夕張市と同じほどに取り組む必要性を感じております。夕張市のような最悪の状況にしないためにも、ここで赤字の増大をとめるつもりで展開すべきと考えますが、現状ではそこまでの認識に至っていないのではないのでしょうか、市長の御見解をお聞かせください。

次に、現在の病院計画において幾つかお聞きいたします。

私は前回の定例会にて、新小樽病院の現在地若しくは中心地への建設方についての陳情に対し、採択の選択をいたしました。私は現在の状況を冷静に判断したつもりです。病院の新設は今後の小樽の将来を左右する大きな問題だと思っております。その背景でまずは場所についての質問をいたします。

まず、お聞きしたいのは、築港は本当に病院の適地としてお考えなのか、市長の見解をお聞かせください。

私は埋立地であるということから、防災上での安全性の確保は保たれないというふうに思っております。この点について病院の建設や周辺の道路の安全性をどのように考えられているのか、お示しください。

また、もともと築港エリアは主にアミューズメント、レクリエーションエリアとなっております。この病院の移転については、その当時マイカルを建設するころに考えられていた取組を決断された議会判断に反するほどの出来事ではないかと思っておりますが、市長はどのように思われているのか、お聞かせください。

また、そのアミューズメント、レクリエーションエリアという流れの中で、既にパチンコ店が進出し、都市計画上でも見合わないものであるということは素人でも容易にわかると思います。以前の委員会で、民間病院が同じ計画をしても受け入れるつもりはない。公的病院だからできるのだとお答えになっておりますが、つまりは市長部局が適地ではないと認めているように思いますが、これらの発言についての見解を改めて求めます。

市長は、よく築港のエリアを小樽最後の平たん地と話されております。その最後の平たん地は本当に病院でよろしいのでしょうか。実は議論として上がってきておりません。そもそもその築港のエリアでの企業誘致をあきらめ可能性がないということを感じられてのことなのでしょうか。

この出来事にあわせて、今後の築港エリアの方向性も見えてこなくなっております。先々に築港エリ

アをどのようにしていくというビジョンをお持ちなのか、お聞かせください。

この病院の移動は、100年後の小樽を左右する出来事だと認識しております。それほど先に影響するほどのまちの変化につながると思われます。小樽のまち全体のビジョンも見えてきません。まず、今後の中心市街地を築港とお考えなのか。それとも現在、中心市街地と呼ばれているところを、これからも中心市街地としてお考えなのか、お示してください。

また、この計画が進むと、病院がなくなるとされる市立小樽病院周辺の南小樽、市立小樽第二病院周辺の長橋についてはどのようなビジョンをお持ちなのか、お教えください。

そして、築港に移転した理由を改めて確認をいたします。

まずは、教育委員会と行政との関係を確認したいと思います。法律上、教育委員会は独立機関であるということだというふうに私も思いますが、これについて改めて御説明をお願いいたします。

次に、候補地が南小樽だったわけを改めて確認させてください。

また、その当時、南小樽で建設するために模索されていたことも改めてお示し願います。

また、議会では陳情を不採択することで意思表示をしておりますけれども、市長みずからの言葉として改めてお聞きしたいと思います。築港に移った理由とともに、市立小樽病院の所在地周辺に未練はもうないのか、お聞かせください。

次に、先ほどの財政にもかかわる質問ですが、新築した後に市立病院が機能しなくなる可能性はないのでしょうか。

夕張では大規模な縮小をされ、現在は医師が2名、病床数も50床だとお聞きします。たとえ夕張の市立病院のハードが新しくなったとしても、同じ現状になっていると考えられます。小樽市はその心配をしなくてよいのか、見解をお聞かせください。

最後に、医師会の反応をお聞きいたします。

1次救急やオープン病棟についての考え方など、一致し始めていることもあるかと思いますが、そのほかに課題として上げられていることや、一致していないことはないのか、改めてお聞きいたします。

また、小樽での基幹病院とされる協会病院、済生会、掖済会病院との話し合いはどのように持たれているのか、お聞かせください。

また、後志の基幹病院としての機能も多く持つ市立病院ですから、後志の医師会や各関係機関との話し合いも行われているのかと思いますけれども、その経緯も時系列的にお知らせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 森井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず市債残高の増加要因でありますけれども、市債は基本的には建設事業などの投資的経費の財源として借入れを行います。主なものをおおむね昭和62年度から平成10年度までについて申し上げますと、補助事業では朝里川左岸線、幸線などの道路整備や稲穂小学校、手宮西小学校、望洋台中学校などの整備、長橋なえぼ公園、運河公園などの公園整備、手宮公園住宅、銭函住宅などの公営住宅整備、築港駅周辺地区の再開発事業などを実施したほか、単独事業では葬斎場や小樽交通記念館、市民センター、望洋シャンツェの整備などの建設事業を実施いたしました。市債残高が大きく増加した要因は、これらの建設事業の財源として市債の借入れを行ったことが主な要因です。

けれども、そのほかに国の税制改正に伴う減税補てんや税収の落ち込みのための借入れも市債残高の増加要因となっております。

次に、夕張市の現状の把握でありますけれども、先月14日に示されました夕張市の財政再建計画、財政再建の基本的枠組み案によりますと、解消すべき赤字額が平成18年度末見込みで約360億円と膨大な金額となっております。具体的な赤字の解消策としては、歳出の削減で総人件費を大幅に削減するため、職員数、給与水準を全国の市町村の最も低い水準などにすること、また歳入対策としては、住民生活に直結する市民税、固定資産税などの市税の引上げなどや、施設使用料などの大幅な見直しなど、いずれも住民負担を伴うものとなっております。さらに、小中学校の統廃合、集会施設や体育館などの各種公共施設は、必要最小限度のものを除き、休止又は廃止することなど、いずれも非常に厳しい内容のものであり、これらの取組を前提に試算しますと、20年程度の財政再建期間が見込まれるとされておりますことから、極めて深刻な事態であると重く受け止めていたところであります。

また、これらの状況を見据えて、本市としても最悪の事態を考慮しておくべきではないかとのお話でありますけれども、私としては、従前から財政再建団体に陥らないよう、財政健全化計画及び財政再建推進プランを策定し、市民の皆様や職員の協力を得ながら、行財政改革に懸命に取り組んできておりますので、御提言につきましては現段階でお示しすることは困難であると思っております。

次に、北海道から求められた財務手法の改善でありますけれども、病院事業、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業の三つの事業会計について、一般会計との間で出納整理期間を利用し、年度をまたがる貸付・償還により、結果として特別会計における実質的赤字が見えにくくなることから、今年8月に北海道から改善の必要がある旨助言を受けたところであります。そして、今年度中に是正をすることとしたところであります。

なお、平成17年度の貸付金額で申し上げますと、病院事業が44億円、国民健康保険事業が31億9,400万円、融雪施設設置資金貸付事業が1億6,500万円となっております。

次に、病院事業会計の累積赤字44億円の解消計画でありますけれども、平成18年度末で発生します44億円の不良債務の解消は、平成19年度から23年度までの5か年で解消を図らなければならないことから、一般会計から病院事業会計に、不良債務の解消分として19年度は7億円、20年度は10億円、21年度は11億5,000万円、22年度は11億円、23年度は4億5,000万円を繰入れする予定であります。この不良債務の解消の考え方といたしましては、これまでの一般会計から病院事業会計への繰入れが、毎年度約13億円台で推移してきたことを踏まえ、病院事業会計の経営改善による解消と一般会計からの解消分の繰入れにより、両会計で解消していくこととしたものであります。44億円を19年度から単純に5年で解消とした場合、1年当たり8億8,000万円が18年度の繰入金予定額12億8,000万円に上乗せされ、年間21億円強の繰入れとなる計算になりますけれども、病院事業で経営努力を図ることにより、一般会計からの繰入金は、19年度は16億5,000万円と最高の21年度では18億7,000万円と予定しております。

病院事業での経営努力につきましては、主なものとして、入院基本料7対1看護の継続に努め、収入を確保していくこと。また、小樽病院では内科医師を19年度と20年度に各1名を確保し、また第二病院では循環器科の外来診察回数を増やし、患者増を図るよう努めてまいります。職員給与については、医師を除いて19年度以降も引き続き独自削減の実施と地域間格差の是正を図るとともに、特殊勤務手当の見直しを図り、給与費の削減に努めてまいりたいと考えております。

これらのほか、患者数に見合った適正な病床管理を行い、病棟の休棟や再編を図り、職員の適正配置を行うとともに、今後も環境整備や患者サービスの向上を図り、患者増に努め、より効率的な病院運営を行ってまいりたいと考えております。

また、この44億円の不良債務が解消することができない場合ですけれども、現病院の医療機器の更新や新病院建設に係る病院事業債を借入れすることができなくなりますので、この解消計画は着実に実行していかなければならないと考えております。

次に、財政再建推進プラン実施計画への影響でありますけれども、病院事業会計の不良債務の解消のため、一般会計から病院事業会計への繰出し額を現在の見込額より増額していかなければならないことから、現行の財政再建推進プラン実施計画を、さらに踏み込んだ取組を進めなければならない状況となっております。また、財政再建推進プラン実施計画の計画期間は、平成21年度まででありますけれども、平成22年度以降も引続き徹底した財政再建の取組を進めていかなければならないと考えております。

次に、収支試算でありますけれども、財政再建推進プラン実施計画の収支試算は、平成16年度の決算見込みと平成17年度の当初予算などを基に、平成21年度までの試算を行ったものでありますけれども、このたび市立病院調査特別委員会でお示しした一般会計の収支計画は、新病院建設に係る病院事業債の導入の協議に当たり、平成25年度までの試算を行い、北海道に提出したものであります。

現行プランの試算と比較いたしますと、歳入面では市税や地方交付税などで一定の減額を見込み、歳出面では平成17年度の決算状況などから、扶助費や病院事業会計以外の繰出金などが減少すると見込んでおります。いずれにいたしましても、現行プランの収支試算とのかい離が見込まれますので、今後、新年度予算の編成状況などを踏まえ、現行プランの収支試算の見直しが必要であると考えております。

次に、退職手当と退職手当債でありますけれども、今後、いわゆる団塊の世代の大量退職時代を迎えますことから、国においては地方財政法第5条の特例措置として、定年退職者に対しても平成18年度から10年間退職手当債の発行が拡充されたところであります。本市におきましても、平成19年度から団塊の世代の定年退職者が増えますことから、平成19年度が7億円、平成20年度が6億5,000万円、21年度が8億5,000万円、22年度が6億5,000万円、23年度が2億円、5年間で定年退職予定者253名に係る総額で30億5,000万円の退職手当債の発行を予定しているところであります。その間の1人当たりの平均の退職手当額は約2,250万円、うち退職手当債として約1,210万円を見込んでおります。

次に、個人市民税、道民税の課税標準額ごとの納税義務者数の推移でありますけれども、主な年度で課税標準額ごとにその割合を比較しますと、課税標準額200万円以下の納税義務者の割合は、平成11年度71.0パーセント、15年度が72.6パーセント、18年度77.0パーセントと増加傾向にありますが、200万円を超え700万円以下の納税義務者の割合では、平成11年度27.0パーセント、15年度25.5パーセント、18年度21.5パーセントと減少傾向にあります。また、課税標準額が700万円を超える割合は平成11年度2.0パーセント、平成15年度1.9パーセント、18年度1.5パーセントとなっており、これら3段階の推移を見ますと、市民の給与所得等が減少していることが伺われます。

次に、本市の財政力指数でありますけれども、平成17年度は0.464で、道内10万人以上の都市の中では7番目となっております。また、経常収支比率の推移でありますけれども、経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率であり、比率が高いほど経常余剰財源が少なく、硬直化が進んでいるとされており、当市の状況を5年ごとに見ますと、平成8年度が93.8パーセント、平成13年度が97.3パーセント、平成17年度が99.1パーセントとなっており、年々上昇傾向を示しております。

次に、小樽市は破たんの状況に極めて近いとの御指摘でありますけれども、平成17年度決算は前年度に引き続き2年連続の赤字決算となり、平成17年度末の累積赤字額約14億1,000万円は、平成17年度の標準財政規模約311億円に対し、4.5パーセントの比率であり、財政再建団体の基準の20パーセントを下回ってはおりますけれども、非常に厳しい財政運営を強いられている現状にあることは十分認識しております。

次に、小樽市の取組でありますけれども、これまでも危機的な財政状況を立て直すために、平成12年11月に平成13年度から平成17年度までを計画期間とした財政健全化計画を策定し、行財政改革に取り組んでまいりました。その中で、徹底した歳入・歳出の見直しを行ってまいりましたが、市税収入の減少や三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより、平成16年度で財源不足が生じ、赤字決算となり、計画の見直しを余儀なくされたところであります。そのため、平成17年3月にこれまでの計画を見直した新たな財政再建推進プランを策定し、その具体的な取組である財政再建推進プラン実施計画を平成18年2月に取りまとめる中で、平成18年度予算を3年ぶりに収支均衡予算として編成するとともに、平成21年度には単年度収支の黒字化を目指すこととしたこの計画の着実な実行に取り組んできたところであります。しかし、今年度から地方債が許可制から協議制に移行したことにより、普通会計の累積赤字を原則として7年度以内に解消することのほか、実質公債費比率についても18パーセントを下回することを求められたことで、この達成のために現行の財政再建推進プラン実施計画を、さらに踏み込んだ対策を実施しなければならない状況となっております。したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構のさらなる改革を推し進め、何としても財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で財政再建を図っていかねばならないと考えております。

次に、病院問題でありますけれども、初めに築港地区が病院建設の適地なのかということでもありますけれども、この地区は既に基盤整備が完了し、近隣には商業施設やマンションなどが立地している市街地であり、バスや鉄道の交通機関の利用も可能な地域であることから、利用する皆さんの利便性は確保されているものと考えております。また、建設地は現在計画している規模の建物や基本構想のアンケート調査結果にもありますように、十分な駐車場が確保できることなど、建設に必要な条件が整っており、市内にはこれらの条件を備えた土地はほかにないことから、築港地区以外に適地はないと判断したものであります。

次に、病院建物や周辺道路の安全性でありますけれども、病院建物については、今後、発注を予定しております基本設計業務の中で地質調査を行い、その結果を基に地震などの災害に対し、必要な対策を講じることで安全性に問題はないものと考えています。また、建設地の周辺は道路基準に適合した道路が整備されており、埋設されているガス管や水道管についても耐震性が考慮されたものとなっていることから、新たに防災上の整備をする必要はないものというふうに考えております。

次に、新市立病院の建設地として、都市計画上見合わないということでもありますけれども、都市計画で定めた方針では、親水アメニティ拠点と連携を図り、広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、公共性を持った緑地、にぎわいのある空間整備を行うこととし、ウイングベイ小樽など具体的な土地利用が進むことになった街区につきましては、平成8年に地区整備計画を策定し、建築物等の規制誘導などを進めてまいりました。現在、未利用地となっている街区につきましては、新市立病院の建設を前提として、このたび都市計画法に基づく手続を終えたところであります。また、委員会における所管部の発言についてでありますけれども、今申し上げたとおり、新市立病院の建設を前提としていたことから、そのようなお答えをしたものと思っております。

次に、築港地区のビジョンについてでありますけれども、平成5年に策定した小樽築港地域周辺地区整備基本計画において、ウォーターフロントの特性を生かし、商業レクリエーション機能を主体とした複合機能空間を創出することとしており、これまで整備を進めてきたところであります。今後ともこの地区の特性を生かした良好な都市空間の形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の区域の問題でありますけれども、平成11年策定のまちなか活性化計画では、J R

小樽駅を中心とするおおむね210ヘクタールを中心市街地と位置づけしたところであり、今後、策定予定の中心市街地活性化基本計画でも、都市機能の集積度や経済活動の状況などから、JR小樽駅を中心とする区域が本市の中心市街地であると考えております。

次に、南小樽や長橋地域のビジョンでありますけれども、平成15年策定の小樽市都市計画マスタープランでは、市内を九つの地域に分類して、市民アンケートや地域懇談会を開催するなど、市民の意見を反映しながら各地域の目標等を設定しております。その中で、南小樽地域は地域づくりの目標として、活気ある産業活動の展開が図られる取組、中心市街地へ連絡する玄関口としての機能性の向上、水や緑を身近に感じられる住環境づくりとしており、また長橋地域はゆとりある良好な住環境づくり、地域コミュニティや安心、快適な生活を支える都市基盤の形成、潤いのある自然環境の保全としております。今後ともそれらを基本としてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の法的な位置づけでありますけれども、地方自治法では、一定の範囲の事務については、地方公共団体の長から独立した執行権限を有する執行機関としての委員会、いわゆる行政委員会を置くこととしております。教育委員会はこの行政委員会の一つであり、地方自治法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律などに定めがあり、当該地方公共団体が処理する教育に関する一定の事務をみずからの判断と責任において執行する機関であります。

次に、現在地を含む量徳小学校敷地を建設候補地とした理由でありますけれども、新病院の建設に必要な敷地面積が確保できることや、市民アンケートの結果も踏まえて、候補地の一つに選定したものであります。現在地を含めた量徳小学校の敷地は、市有地であり、何より現在小樽病院が建っており、交通の便も大変いいことから、できれば当該地に建設したいとの思いはありました。

次に、新病院の建設地を築港地区とした理由でありますけれども、平成16年9月に候補地を2か所と決定しておりましたが、昨年9月に小学校適正配置計画の策定が見送られ、現在地を含む量徳小学校敷地での建設を断念せざるを得なくなったことから、もう一方の候補地である築港地区での建設について検討を行ってまいりました。その結果、建設が可能であると判断いたしましたので、議会にも報告をし、決定したところであります。

また、新病院の建設は、現在の両病院の置かれている状況から、早急に取り組まなければならない事業でありますので、築港地区での建設以外に選択肢はないものと考えております。

次に、新築後に病院が機能しなくなる可能性はないかとの御質問でありますけれども、新病院における医師確保についての御心配と思います。今回の規模・機能の変更の中では、これまでの大学医局との話合いの経過も踏まえ、現在の医師数を基にした診療科ごとの検討を行った上で、目指すべき医師の体制を決定しております。基本設計に入り、新病院建設が実際に動き始めますと、大学の医局などともより具体的な協議が行えますし、また現在も限られた状況の中ですが、内視鏡室の改善など医師の働きやすい環境整備にも努めておりますので、必要な医師の確保については、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。なお、研修医の受入れも医師確保につながることから、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師会の反応ということですが、今回の新病院の規模・機能の変更につきましては、今まで示されてきております医師会の意見なども踏まえて行ったところであります。先日、両病院長が医師会に出向きまして、その内容について説明をしてきておりますけれども、医師会としましては、説明を受けた内容については、医師会内部で十分協議したいとの意向と伺っております。

次に、市内の済生会病院など公的な病院との話合いについてでありますけれども、それぞれの病院からは医師会に役員を出されておりますので、医師会の協議の中で全体的に行われていると考えております。

す。また、基本構想の精査・検討の段階では、市内公的病院と市立病院との懇談会を開催し、意見交換を行っております。なお、周産期医療については、協会病院との個別の協議を行ってきているところがあります。

次に、後志管内の医師会との協議でありますけれども、両市立病院の市外からの受診動向を見ますと、その多くが余市、仁木、古平方面からとなっております。そのことから、今回、新病院の規模・機能が固まりましたので、小樽病院の院長が余市医師会の会長にお会いして、概要について説明を行ったところであります。その中で、新病院においては、現在に引き続き、余市方面をはじめとして、後志管内からの受診が多い脳神経外科や心臓血管外科、2次救急などに力を入れてやっていくこととお話しし、今後とも御意見等があればお聞かせいただきたい旨、お願いしてまいりました。また、後志管内の他の医師会などにつきましても、今後機会を見て意見交換を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) 再質問をさせていただきます。

一番気になっている財政の問題で、財政再建推進プランをずっと今まで進めていったと思うのですが、もともと44億円の累積赤字のことを考えてつくられたわけではないので、今その変更を余儀なくされているという部分が一番大変な部分だとは思いますが、もともと財政再建推進プランの中では、平成19年度から21年度までの3年間で6億4,000万円、病院事業会計の繰出しを減らそうとしていたのですよね。それが逆にこの出来事によって、縮減するどころか逆に入れなければならなくなっているという現状を考えると、一般会計における歳出削減をしなければならないというのはよくわかるのですが、今まで財政再建推進プランにおいては具体的に何をしたらいいのかというお話がしっかり出ていたのですが、今回、市立病院調査特別委員会等で出されているプランを見させていただくと、今の御答弁にはありましたが、さらに踏み込んでというお話であったりとか、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、給与削減というお話が出ていたのですが、例えば給与削減、今度9.8パーセントというふうに話されていますが、これは今回のこの44億円の出来事がある前から計画されていたことではないかというふうに私は思っておりますし、また事務事業の見直しと言っているけれども、その具体的なものが見えてこない。つまりは一般会計における歳出削減額というのが、具体的に出てきているのは退職者不補充や事務的なものをやめるというお話だけのように自分は聞こえています。その中で、病院に繰り出そうとしているこの金額がねん出できるというふうに思えないのですが、その点についてまず具体的にお聞かせください。

もう一点、病院の経営において、経営の努力によって病院の方で何とか対応していきたいというお話の中で、一番根本のお話というのは、今のお話からいくと、やはり7対1看護だというふうに思っております。今の御答弁からいくと、継続しているというふうに聞こえたのですが、もう既に実行されているのですか。自分はまだ導入されていないというふうに思っていて、いろいろ見てみるとこの導入にはいろいろと要件があるように思うのです。特に、在院日数が19日以下という一つの条件がある。けれども、小樽市の今の市立病院がそこには至っていないと思うのです。もともと26日で現状は少しずつ下がってはきていると聞きますが、まだ20数日、21、22あたりではないかなというふうに私は思っているのですが、これがまず守られないと、7対1看護の導入は難しいと聞いておりますし、また今のところ、たぶん増収は年間2億4,000万円だったというふうに思うのですけれども、この継続をするために看護師の勤務時間の内訳又は毎月の入院患者の在院日数、その状況を毎月届けなければいけない、つまりはその作業がかなり厳しい、大変だというようなことも聞いております。ですので、来年そのことで考えられている年間2億4,000万円の増収というのは、たとえ一時的にでも結果的に困難になってくるというよ

うな気もしておりますし、これから463床の新しい病院に向けてということだとは思いますが、現状の中で7対1看護にするにしても、看護師は増員しなければならないというふうに思うのです。その増員数も実は少なくないのではないかとこのように思っています。一般的に看護師の給与に関しては、公務ですから金額というものが決まっていますが、その7対1看護を導入したときに採用し増員しなければいけない看護師分の給与、この支払も考えた上での算出なのか、これが気になりますので、お答えいただきたいというふうに思っております。

今のお答えを聞いて、さらに思うのが、なかなかこの44億円というのが解消できるという具体的なものが聞こえてこないものですから、今後の市立病院調査特別委員会が出された資金収支計画が空論となり得る可能性もあるのではないかと、私は今の答弁を聞いて改めて思っております。このプランの状況の中で、北海道企画振興部市町村課が既にオーケーを出しているのかどうかもお聞かせください。公営企業の経営健全化計画ですね。そちらの方、どのような形になっているのか、教えていただきたいです。また先ほど、この5年間の計画がしっかり果たせて初めて起債がきくというようなお話ですけれども、医療機器とかというお話もありましたが、実際にこのような状況の中で、市立病院建設起債も本当に許可というものはおりののか、またそれはどこが行って、既に市立病院の新設の起債がきくというめどは立っているのか、それもお聞かせください。

それからもう一つ、先ほど場所についてなのですが、南小樽だったわけを聞かせていただいたのですが、もう一つ質問の中で、南小樽で建設するために、ほかに模索したことはないのかということもお聞きしたのですが、それに対する答弁がなかったので、改めて求めたいと思います。

あともう一点、私はこの現状の財政状況とかを踏まえると、かなり不安定な状況ですので、市立病院を建てたいという気持ちがあったにしても、すぐ建てるというのは難しいのではないかとこのように思っていたこともあり、本来であれば前定例会で現在地ないし中心地の陳情がどうなるかのときに、本当は私はもう少し審議する時間が必要なのではないかとこのように思っておりました。特にやはりそれをしっかり押さえた上で、ここで財政的にいけるという体制を整えた上で、初めて大きな投資もできるというふうに考えていたのですが、実はそれだけではなくて、やはりこの築港に移転するということに伴って、例えばよくお話が出る中心商店街の方々が、賛成ではないかもしれないですけれども、あきらめるムードがあったりとか、やる気を失ったりとかというようなこともお話で出てきているのではないかとこのように思っています。商店街の中心地の経営者の方が商工会議所を離れたという出来事も、そのうちのひとつではないかとこのように思っているのですが、そのような商業意欲も失う、又はその働くことにおいての思いとかまで失っていったる現状もあるように思います。

実際にここ7年の間の市税の収納率もずっと下がってきています。一度も上がってきていません。これはいろいろな要因があるというふうに言われていますけれども、そういう面も実はあるのではないかとこのように私は思っています。そういうような状況の中で、ただただ築港がいいのだという形だけを押し進めているときに、本当に小樽市のまちの人たちの意欲というのは高まるかどうかということにおける思いが、私がどうしても見えてこなかったのが、今回は逆に採択という意味もとらせていただきました。このような事業者等の気持ちをどのように考えられているのか、その点についてもお聞きしたいと思っております。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝鷹） 場所の問題は先ほどお答えしましたとおり、2か所に絞って議会にお示しをして

きたということです。現在地と量徳小学校の跡地、それから築港地区と、二つに絞って進めてきたのですけれども、量徳小学校がだめになりましたから、2番目の候補地である築港に決めさせてもらったと、こういうことです。

それから、病院とその中心商店街の関係ですけれども、関係ないとは言いませんけれども、確かに病院ができるのはこれから5年も先の話ですから、明日からすぐ商店街が影響を受けるという話ではないので、先ほどもお話ししましたとおり、今改めて改正中心市街地活性化法に基づいて、中心市街地の活性化をどう図っていくかと、みんなでまた議論しましょうという新しい計画をつくって進めていきますので、その中で商店街の皆さん方とも十分話し、そしてまた意見も聞きながら、中心街の活力を取り戻す、このための方策を考えていきたいと、こういうふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 森井議員の再質問にお答えいたします。

まず、一般会計の縮減の中身、44億円との関係で、本当にさきの市立病院調査特別委員会で示された資料を見る中では、ちょっと不安だというか、本当にそうなのかという、そういう趣旨だと思います。それで、財政再建推進プラン実施計画との違いというのは、もちろんその辺は大きく出てくる部分もございませぬ。

まず、歳入の部分については、プランの中では、税とか交付税について見通しがなかなかつかないということで、ずっとフラットに置いていたという経過があるのですけれども、道との協議の中では、やはりもう少し現実に沿った形といいますか、そういうもので見るべきではないか。これは歳入歳出ともそういうお話がありましたので、一応税にしても交付税にしても一定程度下がるというシミュレーションももちろん立てております。

そういった中で、地方債については実はこれはプランの中では21年度に単年度になって、それから複数年の中で累積の赤字が消えていくというシミュレーションだったのですけれども、退職手当債についても19年度から21年度の3か年ということでお示しをしておりましたけれども、44億円との関係から、これを19年度から23年度まで解消するという中では、相当の一般財源を要するということがございませぬので、何らかの特別財源というものの措置が必要になると、そういうこともありましたので、ただいまお話もありましたけれども、22年度、23年度まで伸ばして、その退職手当債を導入するということをまずひとつ見ているということです。

それから一方、歳出の面においては、これは9.8パーセントというのはもとからあったのではないかといいことすけれども、これは一応今の段階では7パーセントまでということなのですが、19年度以降は地域間の格差あるいは独自の5パーセントを積んで、平均すると10パーセントぐらいはやらなければならないということをお話ししたと思っておりますけれども、これを当分の間続けていかなければならないということが一つあります。

それから、職員採用についても、30人ぐらいは平成21年度までの間に一般職員、我々のような事務職員であるとか、建築技術、土木技術、それらを含めて30名程度は確保しなければならないかというふうなことを一応考えておまして、ただそれは今の段階ではかなりこれは難しいと。それはとりあえず不補充のような形で、前提で考えなければならないということです。ただ、看護師、これは別ですが、保健師とか、それから消防の職員、こういうどうしてもというものは最低限採用するというような見方を強めておりますし、あるいはまた特殊勤務手当についても、大幅な見直しを今やります。それから、時間外手当なんかについても、さらにまた見直すというようなことで、人件費の総額もかなりの見直し

あります。

ただ一方、扶助費なんかでは、今までの傾向を見ますと、若干ずつ増えてきておりますから、そういった部分は毎年例えば事業費ベースで1.5億円ずつ増やしていくとか、そういうことも見ておりますし、あるいはまた物件費の関係で、物件費とか維持補修とかいろいろなものがあります。これについては、かなりまた絞って見ていかざるを得ない。それからまた、普通建設事業の関係ですけれども、これについても平成21年度まで例えば国庫補助事業とかの関係で、どうしても早く計画を立てて国と協議しなければならぬようなもの、こういうようなものについては、一定程度の期間まである程度考え方をし出しておかなければなりませんから、そういったものとかも含めて、平成21年度まで見られるものは見ております。ただ、それ以降の部分についての大型のハードのものについては、この計画の中では見ていない。ただ、一定程度今までの臨時的市道整備とか、河川とか、そういうものはちゃんと見ていくというようなことで、かなり厳密にやっていった結果でございますから、もちろんこれを絵にかいたもちに終わらせるというわけではなくて、これはもう最低限こういうことを実行していくということが必要であります。これによって、1回出せばずっといいというわけではなくて、とりあえずこういう計画を見せて18年度の起債を認めてもらうと。病院について言えば、これは新しい病院を建てるから、この44億円の解消計画をつくらなければならないということではなくて、市長がただいま申し上げましたように、現行病院の医療機器の導入のための起債の許可を得るためにも、これが必要だということですので、何としてもこれは実行をしなければならないということがございます。

そういった中で、道の市町村課からオーケーが出ているか、それからその新病院の起債については、本当におりるめどがあるのかというこの二つのお尋ねがございました。それについては、先ほど来私が申し上げているように、こういったものを通じて、今、市町村課の方々と我々は協議し、あるいは総務省の方にもお話をさせていただいて見ていただいているという経過がありますけれども、この中身についてまたいろいろな指摘事項とか何かもこれからも出てくる可能性がありますし、今もやりとりしておりますから、コンクリートしたものではありませんけれども、そういった中で国の手元にあるということです。これは通常、起債の場合、一定程度の規模の場合は道が見るだけでいいのですけれども、今回のように100億円以上の規模、かなりの規模でございますから、そういったものについてはやはり当然国が見るということになりまして、今の段階で平成19年度の起債ということでお話を申し上げているのですけれども、そういった規模のこともありますので、できるだけ早い時期から事前に見ていただいているということで、かねてからお話を申し上げて、今回そういった計画も出したと、こういうことございますので、まだいいとか悪いとか、そういうお返事はいただいていませんけれども、当然こういう計画の中で我々は達成させていただけるものだというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長(小軽米文仁) 私の方からは、7対1看護の件についてお話しいたしますけれども、現在、市立小樽病院では、10月診療分から7対1看護が認められております。第二病院につきましては6月から7対1看護が認められております。小樽病院の例を言いますと、先般、私が答弁しておりますけれども、市立小樽病院がなぜ7対1看護が適用になったかということは、先ほど議員もおっしゃいましたように、なかなかこの平均在院日数が19日を切るというのは、小樽病院とすれば非常に厳しい状況だったのですが、これが前3か月の平均なのでございますけれども、これがクリアできた。これは、一つは残念ながら患者数が25パーセントぐらい前年に比べて落ちています。そういった影響もありまして、逆に在院日数が短くなっているということもあります。それで患者数が減った。

それから、もう一つ大きな要因は、2病棟が4月1日から休んでいると。ここで働いていた看護師をほかの病棟に回すことができることによりまして、看護師の夜勤が月72時間以内というのがクリアできるようになったと。看護師が増えるのではないかというお話ですけれども、実際17年度と18年度を比べると、小樽病院では看護師の必要数というのは落ちていきます。それは今申し上げましたとおり、二つの病棟を休んでいると、そういう形の中で7対1看護を認められていて、なおかつ看護師の必要数が前年に比べて落ちているという、こういう状況でございます。

議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 一般質問をします。

昨今、子供たちが犠牲になる事件が相次ぎ、今年はいじめによりみずからの命を絶つという痛ましい状況が続いています。なぜここまで子供たちが育ちにくい社会になったのかと驚くばかりです。加えて、産科、小児科の医師不足、この北海道では、一昨年1年間に1件の出産もなかった自治体が167に上るといふ実態もあります。子供たちはこの世に生を受ける以前に、幾多の困難を母子ともに乗り越えなければならぬ状態です。

我が国の少子高齢化が叫ばれて久しくなりますが、子供たちが安全に安心して育ち合うことが保障される社会の形成が急がれる、この認識はすべての人に共通のものだと確信します。

こうした状況を勘案して、子供たちの成長を保障するために必要な施策について幾つかお尋ねします。初めに、教育基本法の問題です。

国会での論議の中でタウンミーティングにおけるやらせ質問が明らかになりました。世論誘導に文部科学省の職員が関与したとなれば、この法案を提案する資格も問われる問題です。その上、県や市町村の教育委員会が動員されていたのですから、言語道断です。やらせ、いじめ、教科未履修、どの問題一つとっても、全ぼうが明らかにならないまま、徹底審議を要求する声を無視し、与党単独での採決で衆議院を通過させたことは、人づくりの基本である教育基本法の審議に当たって、全くふさわしくない暴挙と言わざるを得ません。

私は第2回定例会で、教育基本法改正について市長の所見を伺いました。徹底審議を望むとのことのお答えでしたが、今このような国会の状況に至って、どのような感想をお持ちでしょうか、市長の率直なお気持ちを聞かせてください。

次に、同じく国会審議の中で大きな問題になっている全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力テストの問題です。

日本の子供たちが競争教育による大変なストレスの中で生活している。そのようなストレスから子供たちを解き放つ手だてを講ずるべきとの勧告を国連から2度にわたって受けています。

学校におけるストレスの最大の原因が、子供を点数で競わせる競争主義的な教育です。しかし、政府は手だてを講じるどころか、教育基本法の改正を見込んで、全国学力・学習状況調査の準備を着々と進めています。このテストの結果いかんで、学校への予算配分にも差をつけるということを決めた自治体

も現れるなど、学校間に格差を持ち込み、教師も子供たちも点数に表れるその数値に縛られるのでは、ストレスが高ずることはあっても軽減にはなりません。

今年5月、小樽市教育委員会が、中学校の1学年に在籍する全生徒を対象として実施した学習到達度調査の結果が示されています。勉強が大切と思っている生徒は約9割と全国並みですが、さて勉強が好きかとの問いでは、6割の生徒が学ぶことを楽しんでいない実態が明らかになりました。多くの生徒が勉強すればよい成績をとれる。勉強すれば自分はわからないことでも自分の力で答えを見つけられるようになると、自分の可能性を肯定的に受け止めているだけに、学ぶことの楽しさを享受できる可能性は大いにあると考えられます。点数で生徒を格付する学力テストでは、可能性を肯定的に受け止める姿勢さえねじ曲げられるおそれがあります。

一方、学力テストの点数としては表れてこないけれども、生きた学びとして大変有意義な学習が行われていることも事実です。11月14日運河プラザにおいて、総合的な学習時間の発表会がありました。勝納川の調査・研究やスーパーマーケットの調査など、生き生きと発表され、聞いている私にも大変参考になる内容でした。こういった実践を基礎に、全国学力・学習状況調査には参加せずに、学校と教育委員会の協力で小樽市の子供たちの心身が一層発達するような教育の内容を築くことに力を注いではいかがでしょうか、お伺いします。

次に、子供の放課後の安全を守る施策についてです。

子供の放課後の安全を守る施策については、政府もようやく重い腰を上げ、集中的な審議の末、重要施策と位置づけられてきたことは遅きに失したとはいえ、歓迎すべきものです。

今年5月に少子化対策、文部科学、厚生労働の3大臣による合意で、創設が発表された放課後子供プランについてお尋ねします。日本の縦割り行政の弊害は、あらゆる場面で指摘されるところですが、このたび3大臣の合意に至った背景と放課後子供プランの概要についてお示してください。

北海道や小樽市はどのようにかかわっていくとされているのでしょうか。また、その費用については、どのような考え方が示されているのでしょうか、お伺いします。

放課後子供プランを小樽市で実施していく場合の方向性についてお示してください。

子供の放課後の安全を守る取組では、スクールバスの運行、登下校の見回り隊など、全国各地でのさまざまな取組がマスコミ等で紹介されています。いずれにしても、保護者との協力、共同はもちろんのこと、町会、老人クラブなど地域の方々の協力が避けられません。現行もさまざまな方々の協力で、子供の安全を守る取組がされていることと思います。小樽市での取組の現況をお知らせください。

次に、小中学生の成長過程において、心身の育ちに大きく貢献するスポーツ活動を行っているサークルや少年団への支援について伺います。

学校施設を利用しているスポーツ少年クラブの数を調べていただきました。少子化の傾向とはいえ、青少年を主体としたスポーツサークルや少年少女スポーツクラブが相当数現存していて頼もしく感じています。これらのサークルやクラブの活動資金の工面には、廃品回収の取組など努力している旨伺っています。今年から学校施設を使用する場合、電気料を徴収されることになり、活動運営費を圧迫するとその当惑の声が寄せられています。スポーツ振興、青少年の健全育成の観点から、行政として暖房、電気料など光熱に係る費用の減免の支援は必要と思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

学童期の安心・安全な生活の確保と同時に、幼児期の健やかな育ちについても、より一層の支援が待たれているところです。

質問の最後になりますが、認定こども園についてお伺いします。

本年6月就学前の子供に関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律が成立しました。

認定こども園の土台が確立しました。この法律については、先にゴールありきで十分な準備期間もないまま成立させられたと批判が大きいものです。法律制定の背景と認定こども園の概要についてお示しください。

懸念されるのは、保育産業の進出です。小樽市に現存する幼稚園、公立民間保育所のこれまでの努力によって維持されてきた保育、幼児教育の水準が損なわれることのないよう、市場化やもうけ優先の原理を持ち込む企業の進出には、しっかりと歯止めをかけるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育基本法の改正についてでありますけれども、第2回定例会での御質問に対し、私としては国会の場において憲法の精神を踏まえた現行法の意義を尊重しつつ、慎重に審議をしていただきたいとお答えしたところでありまして、この思いは現在も変わっておりません。

次に、認定こども園についてでありますけれども、この制度が導入された背景は、少子化の進行や教育、保育ニーズの多様化に伴い、保護者の就労の有無で利用施設が限定されること、育児に対する不安や負担を感じている保護者への支援が不足していることなどにより、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が必要となってきたことが挙げられます。このため、本年6月に就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、認定こども園制度が創設されたものであります。

また、法の概要についてであります。就学前の子供に関する教育、保育、子育て支援を総合的に提供するため、都道府県知事による認定制度が設けられ、認定施設には特例措置が講じられます。なお、施設の利用は直接契約となり、利用料も基本的に施設で決めることとなっております。

次に、認定こども園の民間企業の進出等の問題でありますけれども、施設の認定は道が行うこととなっており、その審査に当たっては就学前の児童数や幼稚園、保育所の待機児童数、特別保育事業などのニーズ動向、次世代育成支援行動計画への位置づけ等について市の意見書を基に地域の状況を確認することとなっております。なお、市からの意見書の提出に当たっては、地域の教育、保育などの関係者の意向なども十分踏まえて報告することとしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

まず、全国学力・学習状況調査についてであります。この調査の目的は、各教育委員会や学校が学習指導上におけるさまざまな課題を把握し、その改善を図ることにあります。今年度、小樽市教育委員会では、独自に学習到達度調査を実施し、調査結果及び指導上の改善点などを報告書にまとめたところであります。全国学力・学習状況調査を実施することは、小樽市教育委員会のおおばとプランの施策にもつながっていくものであり、本市においても全国学力・学習状況調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、放課後子供プランについてであります。まず合意に至った背景として、放課後の子供たちの安全・安心な居場所づくりや、学童保育の拡充を望む声が強まる中であって、国においては少子化対策

などの観点から、総合的な放課後対策を推進するため、創設されたものと聞いております。

このプランは文部科学省所管の放課後子供教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業を連携させることにより、子供の安全で健やかな居場所の確保、勉強やスポーツ文化活動、地域住民との交流活動等の取組を充実させる事業となります。

次に、このプランと地方自治体のかかわりについてであります。都道府県はそれぞれの市町村において円滑な取組の促進が図られるよう、推進委員会の設置や事業指導者研修を実施するなど、市町村を支援する役割を担い、一方、市町村は事業の実施主体者として事業計画を策定し、事業を実施することになります。また、本事業を実施するに当たっては、市町村が運営経費の3分の1を、国と都道府県がそれぞれ3分の1ずつ負担するものと聞いております。

次に、実施に向けての小樽市の対応についてであります。子供の放課後対策を総合的に推進することは重要な課題であると認識しており、本市がこれまで実施してきました文部科学省の地域子供教室推進事業や、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の成果を踏まえ、なお一層効果が上がるよう努めてまいります。なお、本事業につきましては、現時点で国や道から十分な情報が得られていない状況にあります。詳細については順次明らかになるものと思われまので、関係部局と一層の連携を図りながら、対応してまいります。

次に、子供の安全を守る取組についてであります。これまでも防犯ブザーの貸与や子ども110番の家の拡充、さらには安全マップの作成と、これに伴う通学路の安全再点検、そして警察からの不審者情報をリアルタイムに学校へ連絡するなどの取組も行っていました。加えて、最近はガソリンスタンド、信用金庫、保険会社、旅館組合をはじめ、市内事業所による子供たちを守る取組が自主的な広がりを見せており、保護者ともども心強く思っております。

今年度、全中学校の学区を単位として、13会場において保護者や地域の方々を対象に、通学路等パトロールボランティア講習会を開催しました。500人ほどの方々に参加をいただいたこの講習会では、通学路において地域の方々が買物の途中や犬の散歩のときなどに、児童・生徒の見守りや声かけをしていただくよう、お願いしてまいりました。現在、19の学校区において子供の安全確保のため、地域のボランティア活動が行われているほか、退職校長によるふれあいサポーターが同様の活動をしております。教育委員会としましては、今後一層、学校や保護者、協力していただいている事業所、さらには地域や警察などと連携しながら、児童・生徒の安全確保に努めていかなければならないものと考えております。

次に、スポーツ少年団等への支援についてであります。スポーツは青少年の心身の健全な発達を促し、豊かな心と思いやりをはぐくみ、子供たちの人格を形成する上で、不可欠なものであると考えております。また、小樽市の未来を考えると、子供たちがスポーツに親しみ、健康な心身をはぐくむことは、次代を担う人材の育成にもつながるものであります。こうした意味からも、市といたしましては、これまでもスポーツ少年団の指導・育成に当たっている小樽スポーツ少年団本部に対して、支援を行ってまいりました。

学校施設の利用につきましては、施設利用料は無料とし、それぞれの団体の効率的な運営に支障を来すことのないよう配慮してまいりましたが、電灯及び暖房にかかわる費用につきましては、利用する団体の内容を問わず、実費相当の負担をお願いしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 再質問させていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査のことなのですが、今年行われました学習到達度調査で何が

わかるのかと、私が委員会の中でお尋ねしたときに、子供たちがどこでつまづいているのか、チェックできるというふうに教育委員会からお答えをいただいています。一人一人の子供がどこでつまづいているのかということは、現場の教員が一番よくわかることだと思いますし、何よりも今度の学習到達度調査では、小樽の子供たちが、勉強が嫌いだというふうに、好きではないと言っている子供がどれほど多いかということに私は驚かされたのです。学力向上のためには、学ぶことに喜びを感じさせる、それが一番の効果だと思っているのですけれども、全国学力・学習状況調査で全国の平均や学校ごとの学力の平均値を出す、そういう目的は一体どこにあるのだろうかと考えてしまうのです。

そういうことを考えながら、今日新聞を見ましたら、広島県の三次市で学力日本一を市長が呼びかけてそれを目指しているその学校で、学力テストの平均点を上げるために、校長が正しい回答に書きかえていた、改ざんされていたという事実が発覚したということが新聞に載っていました。校長は学校をよく見せたかったというふうに言っています。こういったことというのは、結局は学校間に格差をつける、こういうことに対して改ざんしてまでいい学校に見せていきたい。全国学力・学習状況調査実施後の行く末を見せつけられるものではないかというふうに考えました。子供たちは、これで大人が信用できなくなる。このように学校現場に大きな混乱をもたらす全国学力・学習状況調査に、小樽市教育委員会は、どういうことで参加をしていこうと決めたのか。私は実施すべきではないと考えますが、慎重な対応を求めて、再度お答えをお願いしたいと思います。

それから、スポーツサークルへの支援についてです。

前段にたくさんの市民の皆さんの協力で、子供たちの育成を見守っているとお答えもいただきました。昨日の本会議では、開かれた学校ということで、学校や家庭、地域の協力が何より必要との教育長のお考えも聞かせていただきました。

スポーツサークルにかかわっている大人とか、それから保護者の方々が、自分たちがスポーツに関係する子供たちの活動で学校にお世話になっているから、学校のことについてできるだけ協力しようということで、校庭の雪割り等についても、これまで協力してきたということもお聞きしています。これまでは暖房料は払っていたけれども、電気料は払っていなかったと。電気料は払っていないけれども、いろいろな形で協力というものをしてきたという思いもあるようなのです。この電気料を徴収することになった経過というのが、学校開放事業で利用している団体との不公平感を是正するというようなこともお聞きしたのですけれども、不公平感を是正ということだったら、今までとっていなかったところからとるというのではなくて、とっていたところからの徴収を改めるという考え方もあるのではないのでしょうか。スポーツ少年団への育成という観点から、そのような考え方について、改めてお聞きしたいと思います。

認定こども園についても、1点お聞きしたいと思います。

小樽市の6歳以下の子供、幼稚園とか保育所、そういうところの入所対象児が11月末現在で6,000人を若干超えています。今、小樽市の幼稚園の定数が1,880人、保育所の定数が1,530人です。実際に保育所の定数1,530人に対して、入所児童数は1,600人ですから、幼稚園なり、それから保育所を利用できるその可能性は3,410人の子供たちに開かれているわけなのですけれども、このほかに認可外保育所とかもありますから、実際には対象の子供たちの半分が、こういったところを活用していると考えられます。

市長は子育て支援について、力を注いできたとたびたびおっしゃいますし、子育て支援センターや保育所の開放事業なども職場の職員が頑張っていてやっていますから、もっとたくさんの母親、子供がこういう制度を利用しているとは考えますが、残されたというか、そういうところを全く利用していない子供たちを対象に、保育産業、そういうものが出てくる可能性というのはあり得るのかなと、私は小樽の状

況を見ながら一方で考えています。ただ、法律ができて、北海道も条例化していますから、認定を受けようとする施設も出てくると思うのですが、先ほど市長が市の意見書を提出するということをおっしゃっていました。この市の意見書の提出に当たっては、ニーズの必要とか方向性を踏まえて関係各位の意見を求めるというふうにおっしゃっていますが、それはどういうふうに求める形になるのでしょうか。

果たして市長は認定こども園というものが、小樽市に必要なというふうを考えているのかということと、意見書の提出、それはどういう形で具体的にまとめられていくものかについて、再度お聞きしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（中町悌四郎） 認定こども園についての再質問でございますけれども、12月1日時点なのですけれども、市内の公立、民間保育所、1,530人の定員の中でいわゆる待機児童というのですか、保育所に入れない子供というのは、4か所12名いるのですけれども、ただこの子供たちの保護者の方は、実際には就業していない。ですから、就業予定なのですけれども子供を保育所に入れたいということからいくと、保育所に入るためには保育に欠ける子供という、そういう要件がありますので、これは現在の国の基準でいきますと、待機児童には当たらないということになります。ほかに受入れ可能な保育所も実際にはございますので、そういったことからいきますと、現在の待機児童というのはいないということになります。

それとやはり今後の子育て支援も大変重要ですので、今後こういった保育行政も要望ニーズにこたえたものにしていかなければならないということもございます。それと、そういったことで地域の子育て支援、保育にける児童ではないですけれども、地域における子育てに悩んでいる保護者の方とかにも、こういった保育所を利用していただくようなことも今後考えていかなければならないというふうに思っています。

また、意見書の提出についてですけれども、今言いました、実際には待機児童数とか、それと今後の出生数とか、児童数とかを考えると、そういった企業が進出するということは、極めて少ないと考えますけれども、仮にそのような認定こども園、おのおの申請があった場合には、民間の保育所を運営する協議会の皆さんの御意見とか、幼稚園を運営する協議会の皆さんの御意見を十分聞きながら、こういった意見書を提出していきたいというふうに考えているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

2点あったと思いますが、まず一つ目の全国学力・学習状況調査についてであります。先ほど触れましたが、目的は決して小樽の子供たちの学校ごとの比較とか、平均点をつけるとか、そういうことを目的とはしていませんし、今回の小樽市だけでなく、国のレベルにおきましても、やはりわかることが楽しくなる、楽しくなることがわかることにつながる、そういうような循環を私は子供たちに味わわせたいと思っております。そして、何よりも難しいことを優しく、優しいことを深く、そして深いことを楽しく学ばせるような、そういう状況に先生方が子供たちと向かい合うためには、何よりも標準化された、やはりそういう調査をして、子供たちのどこが落ち込んでいるのか、どこが伸びているのかということを中心に理解して、そして落ち込んでいるところについては、やはりそれを補うこと、そのことが子供たちの楽しい学校生活につながっていくのではないかとということでございまして、そういう

面で今年度、小樽独自にやりました調査に続きまして、次年度も国のレベルのものを進めていこうというふうを考えているところでございます。

次、二つ目についてであります。少年団等への支援についてであります。スポーツ少年団につきましては、子供だけでなく、親も献身的に土日も子供たちと一緒に引率しながら、子供たちの健全な育成に向けて、さらにスポーツの技術を学ぶために努力しているということは十分承知しているところでございます。ただ、小樽市の状況を見ますと、今、学校開放等におきましては、16校で30の団体がそれぞれ毎日放課後行っているものでございますので、さらに体育館を利用するとなると、施設そのものが相当大きいものですから、使われる電力とか、暖房とかがかなりの量に達するものでございますので、やはり受益者負担という立場から、私どもとしましては料金を徴収してまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 全国学力・学習状況調査のことなのですが、先ほど紹介しました広島県三次市で、広報で学校の状況が公表されているのです。文部科学省からの実施要領、これを読んで、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点というふうに最初にうたっているのです。義務教育の機会均等と言いながら、調査の対象とする児童・生徒から知的障害養護学校の教科の内容の指導を受けている児童・生徒は外されているのです。私はこのことを一つとってみても、果たしてその調査の目的の一番目が遂行されるのかどうか非常に怪しいというふうに感じました。

それと、調査により得られる分析データの取扱いです。公表する内容を除くものについてというくだりがあるのです。一般に公開されることになると、序列化や過度の競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。そもそもこういうことが内在している全国学力・学習状況調査というのは、どんなものなのだろうかというふうに疑わざるを得ないということがあります。

学ぶ楽しみを享受させてあげたいということでしたら、小樽市が今回やった学習到達度調査の中で、一体なぜこうなっているのかということをしっかり分析して、小樽市教育委員会と学校が、しっかり協力しながら対策を練っていくということで十分ではないかというふうに思うのですけれども、広島県三次市の学校に現れるような、そういう結末が出てくるような全国学力・学習状況調査ということについて、改めて教育委員会でしっかり論議していただきたいということを申し述べて、私の再々質問にしますが、御答弁をお願いいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 再々質問にお答えいたします。

今回の小樽市の調査につきましても、学校名などには一切触れていませんし、来年の4月に行われるのも、最終的には教育委員会が責任を持って情報を管理するということになってございますし、公表についても都道府県レベル、さらには市町村レベルで協議するというところでございまして、先ほどからお話ししましたように、これは順位をつけるものではなくて、一人一人がその子供がきちんとしたものを身につけているかどうかというので、その結果としてこれをするということになります。なお、小樽市教育委員会としましては、今回の5月に行われたのは、中学校1年、つまり小学校6年までのものを一つの学年だけ行ったものでございまして、来年4月に行うのは、また別の学年でございまして、やは

りその学年その学年に欠けているものをきちんと探っていく必要があるのではないかとこのように私は考えているところでございます。

なお、今おっしゃったまち以外で、よくこういうものをやらないというところは、標準学力テストと申しますか、いわゆる標準化された、国でつくったものではなくて、そういうのをやって、全部その結果を知っているというところは、パスするということがございますが、小樽の場合はこれまで全部一斉に行ったことがありませんので、来年の春にはぜひそれを活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 15番、佐々木茂議員。

（15番 佐々木茂議員登壇）（拍手）

15番（佐々木茂議員） 各会派代表質問を終わり、一般質問も私は5人目ともなりますと、質問も重複してくると思われませんが、観点は違いますので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、道州制法案についてであります。

衆議院内閣委員会は、11月22日北海道を対象にした道州制特区推進法案と新たな分権改革の手順を定めた地方分権改革推進法案を、自民・公明両党などの賛成多数で可決しました。衆議院は、その後、去る11月28日午後の本会議で可決し、参議院に送付した。8項目の権限を国から道に委譲する法案について、佐田一郎道州制担当大臣は、八つの権限を移すことから始まるが、道へ渡す権限や財源を拡大し、将来のビジョンにつなげたいと述べ、本格的な道州制論議につなげる考えを強調し、高橋北海道知事は道州制特区推進法案が衆議院内閣委員会で可決され、来週にも衆院を通過する見通しとなり、今国会中に成立する公算が大きくなったことを受け、同法案は道が第2次、第3次と国からの権限委譲項目を提案できる点に特徴があると話した。一方、国土交通省が策定する現行の第6期北海道総合開発計画、1998年から2007年度にかわる次期計画も動き出した。

そこで、道州制特区が導入されれば、道から市町村への権限委譲も進み、市町村は受皿として体制整備を迫られるが、今回の権限委譲される8項目と本市としての今後の対応についてお聞かせください。

次は、職員の研修についてであります。

職員の研修のあり方について一つの提言をし、市長の考え方をお伺いしたいと存じます。

市の財政も御多分に漏れず、硬直化しつつあります。一方、市民要求にこたえて、処理すべき事務量は増大こそすれ、減ることはないだろうと想定いたしておりますが、増大する事務を処理するには、二つの方法が考えられます。一つは職員を増員することであり、二つ目は職員の資質を高めて、能率を向上させることでもあります。現在の財政状況からして、職員を増員することは許されませんので、勢い現有職員の資質を高め、有効な研修をすることが残された道であると考えます。従来、本市での職員研修は、自治大入校に入れる、上部団体の主催する研修会に出席させるといった程度で済まされてきているようであります。

そこで、一つ提言をさせていただきたいのでありますが、他市において、模擬議会方式による研修を行っているのであります。その方法は課長が議員になり、係長が説明員になるものであり、1、職員が自分の持ち場以外の分野でも適応する力をつける、2、地域社会での新しい行政ニーズの所在を読み取る能力の開発、3、異分野間の利害調整能力の育成、4、条例立案能力の育成を目的とすると言われ、財政係長が必ずしも財政の説明員になるとは限らないとするようであります。こうした研修をするならば、課長、係長についても能力が評価されますし、適材適所に職員を配置することも可能になり、費用

も安くすむ有効な研修の方法であると考え、提言する次第であります。市長はこの方法をどのようにお考えになり、検討すべきとお思いでしょうか。

次は、口座振替制度についてであります。

市税口座振替制度の推進についてお尋ねいたします。

市民が市役所に納めるものは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、水道料などと数が多く、毎月あるいは2か月ごと、3か月ごとに納めなければなりません。これらは市役所から送付される納入通知書によって、市民が市役所あるいは金融機関に足を運んで納付している実態にあります。そのため、ついおっくうになって、心ならずも期限を過ぎるなどで未収になったり、滞納が増える原因にもなります。そして、徴収のため職員を張りつけざるを得ず、余分な出費を余儀なくされている面もあると考えます。平成17年度には、10月から11月の1か月半を督促集中期間とし、納税課職員15人が滞納者2,000件以上を訪問し、効果を上げておりますが、17年度の4税目を見ましても、個人市民税6,225人、利用率22.2パーセント、固定資産税・都市計画税2万882人、39パーセント、軽自動車税1,356人、6.3パーセント、合計2万8,463人、利用率が27.6パーセントであります。こうしたことから市役所においても、口座振替制度をより積極的に推進されてはいかがかと提案する次第であります。

給料も銀行振り込みをする会社がほとんどで、また電気、ガス、生命保険料など民間では多くが口座振替制度を採用しております。口座振替をするならば、市民も手間が省けるし、市役所にとっても経費の節減や収納率の向上にもつながるでしょう。現状の取組と推進方についてお聞かせください。

次は、認定こども園についてであります。

ゼロ歳児から就学前までの子供を対象に、教育や保育、子育て支援を総合的に行う幼稚園と保育園の機能を一元化した総合施設を都道府県が認定したものが認定こども園である。一言で言うと、幼稚園と保育所の両方を合わせたような施設であります。2006年10月1日からスタートした幼稚園と保育所が連携したり、幼稚園で保育を、あるいは保育所に幼稚園の機能を追加したりして、その幼稚園や保育所の設置者が都道府県に申請、都道府県がそれぞれの条例に基づいて認定こども園として認定するとあります。

そこで、北海道は10月17日、北海道認定こども園の認定基準に関する条例と関連する細則を公布・施行した。そこで、その主なポイント、趣旨、職員配置、職員資格、施設設備についてこれらにおける期待されるもの、以上についてお聞かせください。

次は、いじめ自殺についてであります。

文部科学省は、いじめを苦しめた子供の自殺が相次いで明らかになった問題を受け、池坊保子文部科学副大臣を本部長に、「子どもを守り育てる体制づくり推進本部」を去る10月24日に設置、学校、家庭、地域、教育委員会、国がそれぞれ適切な対策を講じるための体制づくりを検討する。池坊文部科学副大臣は初会合で、今までのいじめの対策のよくなかった点を反省し、対策に取り組んでいきたいと話されています。また、子供がいじめによって自殺する事件が相次いでいることを受け、全国連合小学校長会は10月25日全会員にいじめ防止と人権教育の徹底を呼びかける意見表明文を送付したとあります。意見表明文は全国にいじめについて、教員の心ない一言がいじめを誘発したことが伝えられているとし、再発防止に向けて校内体制の見直しと、人間尊重の精神に立った人権教育の実施を求めている。10月30日の衆議院教育基本法特別委員会で、安倍首相は続発するいじめ、自殺問題について文部科学省の調査の数字は実態を反映していないと答弁。伊吹文部科学大臣は、自殺の動機は一つの理由では割りきれない。いじめが原因と報じられた事案については、教育委員会に改めて問い合わせていると補っております。

そこで、全会員に送付された意見表明文、また去る11月29日に発表された教育再生会議有識者委員一

同の提言の概要についてお知らせください。

質問項目の最後は、児童虐待防止についてであります。

いまだに全国各地で児童虐待をめぐる事件が後を絶たず、沈静化する様子がありません。11月は児童虐待防止推進月間でありましたが、地域の中にあって児童虐待防止の推進役を担う児童委員などがこうした問題にどうかかわっているのか、主な役割について、また関連する連携機関、その他についてお聞かせください。

以上、明快な御答弁をお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、道州制特区法案の関連でありますけれども、今回の道州制特区法案で国から道へ権限が委譲される事務事業は、調理師養成施設の指定や商工会議所に対する監督の一部などの8項目であり、市町村や一般の住民に直接かかわりがあるものにはなっておりませんが、道としては今後も国に対し、権限委譲の拡大を提案していくことから、その中で市町村などにもかかわりのある項目が出てくることが予想されます。道州制はそれぞれの地域が実情に合わせてみずから考え、決めていく地域主権型社会を実現するためのツールであり、将来、道州制の土台となるこのたびの道州制特区について、市といたしましても、今後の推移を注目でまいりたいと考えております。

次に、職員の研修についての御提言でありますけれども、本市においては研修として基本研修、特別研修、派遣研修を実施しております。今年度の研修についてみますと、課長職ではこれまでの管理と目標設定による管理との違いを、係長職ではマネジメントの基本と実践やリーダーシップの発揮、コミュニケーションの活用を主なテーマとした研修などを実施しております。また、一般職では採用後10年程度の職員に対する上級研修の中で、一定のテーマに対し賛成派、反対派に分かれて議論をし、その内容や説得力などを検証するグループによって、最後に判定を下すというリポート方式を取り入れた研修などを行ってきております。なお、いろいろな研修テーマや技法を取り入れて職員研修をより効果的なものにし、職員の資質を高めていくことは今後ますます大切なことになると考えておりますので、御提言のありました研修方式も含めまして、研修のあり方につきまして今後とも研究してまいりたいと思いません。

次に、市税の口座振替の取組状況でありますけれども、口座振替は納期内に納入が図られることや経費の節減などその効果は大きいものと考えております。これまでも利用者の増加を図るため、広報おたる及びFMおたるで加入を呼びかけるとともに、納税通知書に口座振替依頼書のつづり込みを行い、手続の簡素化を図ったほか、金融機関に勧誘業務の委託を行うなど、口座振替の加入促進に努めてきたところであります。個人市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の4税目における過去5年間の口座振替利用率を見ますと、平成13年度は23.3パーセントでありましたが、平成17年度は27.6パーセントと4.3ポイントの増加であります。確実に取組の成果が上がっているものと考えております。今後もこれまでの取組を着実に実施するとともに、市内企業への協力の呼びかけなど、さまざまな機会を通じ、口座振替の意向を進めてまいりたいと考えております。

次に、認定こども園についての御質問でありますけれども、初めに制度の趣旨についてであります。少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、就学前の教育・保育を一体としてとらえ、幼稚園と

保育所の両方の役割を果たすことができる新たな枠組みとして、地域の実情に応じて子育て環境の拡充を図ろうとするものであります。職員配置は0歳から2歳児は保育所と同様の体制とし、3歳から5歳児については学級担任を配置し、長時間利用時には個別対応が可能な体制として、保育所と同様の職員配置が必要となっています。職員の資格は、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を保有することが望ましいとされており、片方の資格しか保有していないものは、もう一方の資格を取得する努力をするなどの条件付で従事できることになっていますが、0歳から2歳児の保育については保育士資格が必要となっています。また、施設設備でありますけれども、園舎及び保育室等の面積については、0歳から2歳児は児童福祉施設最低基準を満たすこと、3歳以上は原則、幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準の両方を満たすことが必要となっていますが、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準を満たせばよいことになっています。

この制度への期待についてでありますけれども、保護者の就労の有無にかかわらず継続して施設利用が可能となるなど、利用者の選択の幅を広げるもので、多様な教育・保育ニーズに柔軟な対応ができるものと考えておりますが、現在のところ市内においては申請に向けた具体的な動きはないと伺っております。

次に、児童虐待防止に関連して、地域の民生児童委員等のかかわりでありますけれども、児童虐待の対応については、市民からの情報を基に日ごろから地域住民の状況を把握し、支援活動に取り組んでいる民生児童委員等と連携しながら、その対象家庭及び児童を特定し、虐待の事実を確認しているところであります。なお、虐待の事実や虐待が疑われる場合は、児童相談所、警察署、小中学校、教育委員会、保健所、保育所、幼稚園、民生児童委員などの関係者で構成する小樽市要保護児童対策地域協議会のケース検討会議を開催し、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な対策を講じているところであります。今後も民生児童委員など地域に御協力をいただきながら、児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、全国連合小学校長会が、全会員に送付した意見表明文についてであります。いじめ等の防止に向けた人権教育の徹底を図るため、いじめは絶対許さないという指導やいじめの早期発見・早期解決のための組織体制の整備、家庭、地域社会及び関係機関とのネットワークづくりの推進など7項目を示しております。

次に、教育再生会議有識者委員一同のいじめ問題への緊急提言についてであります。いじめによって子供が命を絶つという痛ましい事件を食いとめるため、見て見ぬふりをする子供への指導の徹底、問題を起こす子供へのき然とした対応、いじめられている子供への指導の徹底、いじめを放置・助長した教員への対応、いじめ解決のサポートチームの結成、家庭や地域と一体となって解決に取り組むこと、親としての責任を果たすこと、一過性の対応で終わらせないことの8項目の提言をしております。

議長(中畑恒雄) 佐々木茂議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時40分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 市民から寄せられた要望を中心に質問をいたします。

初めに、小児夜間救急問題について質問します。

小児は、夜間突然高熱を出すことがしばしばあります。こんなときほど、親にとって不安なときはありません。かかりつけの小児科医がいない場合など、夜間急病センターに駆けつけなければなりません。

新光在住の母子の例ですが、4歳の子供が40度の高熱を出し、驚いた母親は市立小樽病院、協会病院に急患の診察を依頼しましたが、3か月以内にかかっていないからという理由で断られ、タクシーで梅ヶ枝町の夜間急病センターに駆けつけました。しかし、結局、協会病院に回されることになり、救急車依頼も断られ、またタクシーで行かなければなりませんでした。病名は気管支炎、点滴を受けた後帰宅しましたが、この間のタクシー代はひとり親にとって大変だったと聞きます。新光、銭函など、東部地域から梅ヶ枝町までは遠く時間がかかります。しかも夜間急病センターには、小児の専門医がいないことで、これまでも苦情がありました。

以前同様の問題を予算特別委員会で質問した際、当時は市立小樽病院に小児科医がそろっていたこともあり、重篤の場合はかかりつけていなくても受け入れますという答弁でした。若い親にとって安心して子育てすることができました。しかし、現状は小児科医不足で、受け入れ態勢もなくなってしまい、子育てに不安が募ります。小児の夜間救急を見ると、今年4月から10月まで、夜間急病センターの内科にかかった3,845人のうち1,146人、約30パーセントを占めています。このうち37人が2次転送で90パーセントは協会病院に回されていますが、夜間急病センターから遠い東部地域の急患が頼れるのは、まず市立小樽病院です。夜間急病センターで初めに診察するのは内科医であることから、市立小樽病院の内科医で1次の対応はできないものでしょうか、お答えください。

小樽市次世代育成支援行動計画作成に当たっての意識調査では、子育てに関して日常悩んでいることや気になることの設問に対して、病気や発育に関することが4番目に挙げられ、子育てに関しての行政に対する意見要望については、夜間・休日小児科医療の充実支援が挙げられています。小児科医師が不足している中、市民ニーズに十分にこたえるのは難しいとは思いますが、このままでは小樽市の少子化にますます拍車をかけてしまいます。子育て支援としても小児救急は急がれ、とりわけ小樽病院での小児科医増員と入院再開が早急に求められておりますが、見通しはいかがですか。

次に、除排雪について伺います。

長い冬の到来でまた市民の除排雪に対する悩みの季節になりました。そんな冬の暮らしを快適にするために、市の役割はいよいよ重要です。今年度から地域間差をなくするために、ステーションを六つに分けましたが、入札結果の委託料をステーションごとにお示しください。

また、17年度当初の入札結果と差があるところは、その理由をお示しください。

次に、小樽市の開発責任について伺います。

昨年度の大雪では、山沿いの地域はことさら雪が多く、住民は悲鳴を上げました。小樽の地形上、平地との差は自然現象でもありますが、望洋台地域は昭和54年に小樽市が東南地域毛無山麓開発基本計画を策定し、鳴り物入りで開発が進められたまちです。基本計画では人間優先のニュータウンとするため、区画道路はループ上に計画し、通過交通を排除するとともに、地域内の近隣センター、学校、公園などを結ぶ緑の連なる遊歩道を適宜に配置するとして、道路の形状が定められました。開発は三菱地所によって進められ、道路形状は雪の降らない本州のものを取り入れたと聞いておりますが、コの字型除雪は角に雪が残ったり、塀が傷つけられるなどの被害を受けたり、また、たい雪場所がないなどで住民は大

変苦勞しています。望洋台の住民の一番の要望は、除排雪の充実と聞いています。小樽市が力を入れて開発した地域である責任から、除排雪回数を増やすなどで、住民の冬の暮らしを安心できるものにする必要があるのではないのでしょうか、いかがですか。

次に、直営班運用拡大についてです。

昨年度の実績を見ると、直営班は旧第2ステーション区域内の第1種路線から第2種の3まで住宅地内も含め排雪を行っています。経済活動、市民生活をスムーズにするために、排雪が一番求められているところですが、直営班を旧第2ステーション区域に限定せず、市内でも雪の多い地域に広げ、市民生活を応援すべきではないのでしょうか、お答えください。

次に、市のパトロールの充実についてです。

10月の建設常任委員会で各ステーションの民間パトロールのほかに、小樽市は管理パトロール車を2台増やし、もう少しきめ細かな管理ができるという答弁でした。しかし、それは分割されたステーションに対することです。各ステーションの除雪路線の延長距離は、第3ステーションが107キロメートルと一番長く、次に第1ステーションの99キロメートル、3番目は第4ステーションの71キロメートルです。第4ステーションは塩谷の事業所から最も遠いことや第3ステーションの延長距離が最も長いことでは、公平で行き届いた管理ができるのか疑問です。ただ、車に乗って回るだけでなく、雪で困っている市民の悩みや要望を聞く上でも、各ステーションに職員を配置してステーションごとにきめ細かな管理をすべきです。いかがですか。

次に、ハンドガイド式除雪機の貸出制度についてです。

除雪懇談会でハンドガイド式除雪機貸出制度の要望が上がっていました。要求そのものは少ないということですが、路線の格付が低い生活道路はなかなか除雪が入らないという状況の中で役立つものと思います。国の補助制度もあるということですから、前向きな検討を要望いたします。お答えください。

次に、福祉除雪について伺います。

今年度は昨年度の大雪の経験から、屋根の雪おろしが対象になったものの、年度内1回で1万5,000円の助成に限られ、あとは自己負担。しかも福祉除雪サービスは一緒に受けることはできません。福祉除雪事業をなぜ二つに分けたのでしょうか。福祉除雪サービス事業と屋根の雪おろし助成事業の目的には、事故の未然防止、冬の暮らしの安全を確保することをうたっています。どちらか一つの事業で高齢者や障害者の冬の暮らしの安全が守れるとお考えですか。

福祉除雪サービスは、2年前までは生活道路の確保だけでなく、積雪により住宅が危険な状況にあると思われるときは、屋根の雪おろしも事業内容に入っていました。昨年度の大雪では、大雪対策本部が立ち上げられ、福祉除雪登録世帯やそれに準ずる世帯32件に市が対応し、市民の命を守りました。屋根の雪おろしには10万円から四、五万円かかったということです。福祉除雪サービスの対象者は、当該年度の市民税所得割が課税されていない世帯が対象です。そこに負担をかけては福祉除雪の目的にも反するのではないのでしょうか。

ましてや生活道路の確保とのどちらかというのは、明らかに制度の後退です。福祉除雪の登録世帯は12月5日現在90件、除雪サービスが48件、屋根除雪が42件です。昨年度の登録世帯は402件、実施世帯は249件でしたが、今年の制度では登録も少なくなるのではないかと危ぐします。福祉除雪サービスとしてどちらのサービスも受けられるようにし、屋根の雪おろしも無料で行うべきです。いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小児の夜間救急についての御質問でございますけれども、まず市立小樽病院の内科医で小児の1次救急の対応ができないかという御質問でありますけれども、当院の内科医師は、平成16年当初では12名おりましたけれども、現在7名で約半減しております。そのため、大学からの臨時的派遣医師の対応なども行っておりますが、それでも外来診療などの日常業務を行うことも大変な状態が続いており、1人当たりの医師の負担は非常に重くなっております。したがって、現体制で小児の1次救急を行うことは極めて困難な状況にありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市立小樽病院での小児科の関係でありますけれども、先日、病院長が北大の小児科の教授に会い、小児科医の派遣の見通しについて話を聞いてきており、私も報告を受けております。小児科医の現状は、平成16年度にスタートした臨床研修医制度の影響もあり、大学の医局に入る小児科医が減少していることから、病院に派遣する小児科医の広く薄い配置を見直し、拠点病院への集約化、重点化を推進する流れであり、特に出産を扱わない病院への小児科医の派遣については極めて難しい状況であるとのことであります。しかし、市立小樽病院としては、新生児は扱いませんが、その他の慢性期の疾患などに特化した診療を行うことを考えており、これに向けて今後とも小児科医の増員を大学へ要請してまいりますし、医師の確保ができたときには、入院の再開も検討したいと考えております。なお、医師が確保できた場合でも、小児の1次救急については、例えば二、三人の小児科医の病院一つで対応することは極めて困難でありますので、2次救急の対応の検討になるものと考えております。

次に、除排雪問題についての御質問ですが、初めに今年度の6ステーションの委託料であります。第1ステーションが6,573万円、第2ステーションが7,938万円、第3ステーションが8,589万円、第4ステーションが5,460万円、第5ステーションが6,195万円、第6ステーションが8,484万円となっております。

次に、本年度の委託料と平成17年度当初発注時との比較でありますけれども、ステーションの分割に伴う管理経費の増やロータリ除雪車の増強による作業経費の増などで、昨年度より増額になっております。

次に、望洋台地域の道路形状と除排雪の充実でありますけれども、この地区の道路の性格は、閑静な住宅地に通過車両を絶つ目的でつくられており、望洋パークタウンの造成の基本理念としております。また、望洋台地域の除排雪の強化でありますけれども、平成13年度から地域総合除雪に移行する段階で、当該地区を含めて全市的に路線ごとの除雪水準について見直しを行っております。この地域は、通過車両を絶つためのコの字型の道路があることや、車の保有率が高く、車庫を有する住宅が連なっているなどの特徴があります。このため、除雪後の置き雪による苦情や違法駐車などで除雪が困難な路線もあるため、今後地域との話し合いを持ちながら対応してまいりたいと考えております。

次に、直営班作業を全地域に広げることでもありますけれども、直営は第2ステーションの委託路線以外の排雪路線の作業を担当しております。なお、直営班は限られた人員と機械を配置していることから、全地域での作業は難しいものと考えております。

次に、ステーションごとに市の職員を配置してきめ細かな管理をすべきとのことでありますけれども、市の職員による道路パトロールは、主にステーションごとの道路状況の把握などを行い、地域間格差が生じぬよう総合的判断を行うため実施しております。このことから、職員は雪対策課に配置しております。一方、総合除雪委託による業者の道路パトロールの業務は、出勤の判断や受託者が行った除雪後の

道路状況の確認などを行っております。今後とも、総合的に管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、ハンドガイド式除雪機の貸出しでありますけれども、一般家庭で使う小型のロータリ除雪車については、現在当市では保有しておりません。小型ロータリ除雪車の保有については、国の補助制度もありますが、貸出し制度につきまして、他都市の事例など今後調査、研究を行ってまいりたいと思っております。

次に、福祉除雪の関係でありますけれども、福祉除雪サービスはボランティアの方々の協力を得ながら、小樽市社会福祉協議会が事業を実施し、これに対し市が支援を行ってきた経過がございます。なお、平成14年度からは国の補助金を導入するため、市が実施主体となりましたけれども、その後17年度から補助金の一般財源化などもあり、今年度より実施主体を社会福祉協議会に戻し、実施することにいたしました。今年度は新たに屋根の雪おろし費用の助成制度を小樽市社会福祉協議会が創設いたしました。これは昨年度、高齢者から要望が多くありました屋根の雪おろしに対応するため、従前の福祉除雪サービスに加え実施するものであります。

次に、福祉除雪の対象世帯に負担をかけるというお話でございますけれども、屋根の雪おろし費用の助成を行うことにより、費用負担の軽減が図られ、冬の暮らしの安全確保に寄与することになりますので、目的に反するものではないと考えております。

また、これまでの市民要望では、生活道路の確保と屋根の雪おろしの両方を希望する方よりも、生活道路確保は自分でできるものの、屋根の雪おろしは難しいという高齢者世帯からの要望が多く寄せられておりましたので、それらにこたえた新たな助成制度が創設され、サービスの拡充が図られるものと考えております。

次に、どちらのサービスも受けられるようにとの御意見でありますけれども、屋根の雪おろしはボランティアではなく業者対応となり、限られた予算の中での実施となりますので、両方のサービスを無料で受けられるようにするというのは難しいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問します。

小児救急の市立小樽病院での受け入れはかなり難しそうですけれども、医師の仕事の量が増えるということもあると思うのですが、しかしやはり近くに病院があるということ、受け入れるところがあるということは、子育て世帯にとって本当に心強いことなのです。夜間急病センターの医師も内科医ですから、そういう点からして小樽病院の医師で小児を診られる人がいないのか、以前のように全部とは言いませんけれども、重篤の場合は見てもらえないのでしょうか。

それから、除排雪の問題ですけれども、委託料の増額は管理経費とか、ロータリ車の購入ということでした。この委託料の増額によって、市民サービス、除雪の回数が増えるということになるのかということをお聞きします。

昨年度の実績では、1種、2種はステーションにより出勤回数にかなり差がありました。しかし、3種の4は、各ステーション平均五、六回です。3種の5は平均1回ないし3回、これは延長路線に関係なくそういう実績があります。しかも、ほとんど12月中に出勤し、最も雪の多かった1月1日から10日まで、降雪量117センチでした。2月1日から10日まで102センチ、このときはほとんど出ておりません。3種路線、これは生活路線だと思っておりますが、今年はどうのように改善されるのでしょうか。

それから、職員のステーションへの配置なのですが、先ほども質問いたしましたけれども、特に第4ステーションなんか塩谷から遠いわけです。ここを往復するだけでもかなり時間がかかります。

これで本当に市民要望にこたえたパトロールができるのかということが疑問です。やはりそれぞれに担当する職員がいるわけですから、ステーションごとに配置するのが一番効率的なやり方ではないでしょうか。

それから、福祉除雪なのですが、市民税所得割が課税されていない人たちが対象です。65歳以上で高齢者で単身の場合は、年金が155万円以下でなければサービスは受けられません。この人の場合、介護保険料も年間4万4,000円天引きされ、一人で除雪できないということですから、病気にかかっている人も多し、病院代もかかります。当然、燃料費もかかるから生活は厳しいわけです。そういう人に屋根の雪おろしも負担しなさいというのは、福祉除雪と言えるのでしょうかということになると思います。

そもそも今年二つに分けるということは、利用者や民生委員なりに聞いてやったことでしょうか。

それから、生活道路の除雪もほとんどが年にわずか1回です。しかも本当に来てもらいたいときには来てもらえないということです。ですから、断る人がいるわけです。であれば、2年前の要綱で行っていたように、危険な場合は屋根の雪おろしも無償にし、二つあわせて行うべきだと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長（小軽米文仁） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

基本的な考え方といたしましては、今、市長が答弁申し上げましたけれども、議員のおっしゃるには小児救急ということでございますけれども、現実的な例としまして、1次救急を診ることによって、内科医の過重労働ということが江別市立病院の内科医の総撤退、総退職という結果も招くということで、非常にこの問題は難しい問題だと思います。

それと、仮に重篤な患者については診るべきではないかと。逆に、重篤であれば、小児科の専門医師がいて、なおかつ入院施設を備えている病院でかかるということがよろしいのではないかというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 新谷議員の再質問にお答えをします。

除雪の問題で2点あったと思います。

1点目は、まず今年の除排雪に対する設計の範囲ということだと思います。これまでは気象庁の降雪量から回数を出して算定をしたのが、今年からは平準年の実績回数を参考にして設計をしておりますので、そういった意味では実情に即してきているのかという判断をひとつ持っています。

2点目、各ステーションに職員の配置ということでございますけれども、先ほど市長から答弁がありましたように、市のパトロールの業務の主なものは、あくまでも地域間格差を解消するために、常に新鮮な情報を集中的に集めるということになりますと、やはり維持課の出先機関を持っていますので、その中に配置をし、確かに遠いところはありますけれども、その辺については総合的な判断をするためには、やむなく塩谷に配置してございますので、その辺については御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（中町悌四郎） 再質問のありました福祉除雪の関係でございますけれども、昨年の状況も、その福祉除雪と屋根の雪おろし、そういった要望についても、いろいろお聞きしました。基本的にこの福祉除雪と屋根の雪おろし、対応方法とか、どういうふうにするか、実施主体とか、全く違うという大

きな違いがあるわけです。そういった中で、昨年、利用者の方とか、私も実際に民生委員の方からも、小樽市のこういった厳しい財政状況では全額助成とまではいかないまでも、この屋根の雪おろしの一部助成、福祉除雪と別に、そういった制度もぜひつくってほしいと、そういうお話も聞いておりますので、社会福祉協議会としても、そういう制度も必要だということで、今年から新たな制度として、福祉除雪と別にこれを設けて、そういったサービスの拡充を図ろうと、そういったことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問します。

小児救急で重篤の場合は小児科の医師に見てもらうのがいいという、それはもちろんそうなのですが、でも、夜間急病センターにいないでしょう。どこへ行ったらいいのかということになりますよね。まず、夜間急病センターに行かなければならないわけです。

そこで、私が言いたいのは内科の医師が対応しているわけです。だから、今までもそれでいろいろ苦情もありました。いろいろ聞いていますけれども、小児科の医師がいれば一番いいのしょうけれども、しかし先ほども言いましたように、遠くから来る場合は、小樽病院で1人増員されるということなのですけれども、それは無理なのしょうか。

それから、除雪なのすけれども、実態に即して来ているということでしたけれども、除雪判断はどこがするのですか。

それから、福祉除雪サービスですが、1万5,000円の助成をする。あとは自己負担というのであれば、この負担感から、どうしても皆さんが納得してそれでもいいということであれば別ですけれども、納得すれば1万5,000円以上の負担となると思うのですけれども、負担というのは、四、五万円ですから、その1万5,000円を引いたら、2万5,000円ないし3万5,000円、そういう負担になると思うのですけれども、それであれば、負担感がすごく大きいわけですから、二つ一遍に受けさせるというふうにするべきではないでしょうか。

生活道路の除雪ですけれども、1回も受けられない人が何人もいるわけです。昨年の実績を見ますと、あの大雪にもかかわらず、400万円の予算に対して208万4,700円の執行状況でした。実施と回数も過去の年度の中で一番少なかったのです、あんなに雪が多かったのに。これは予算をセーブしていたとしか思えないのですけれども、どうしても負担させるというのであれば、両方一遍に受けさせると、このぐらいは最低すべきではないでしょうか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長(小軽米文仁) 同じ答弁になりますけれども、やはり今の7名の内科の医師がおりますけれども、この医師は毎日外来診療なり検査なりを行っています。そういった中で、当直をして、なおかつ次の日、外来診療なり検査をしていかなければならないという、こういう状況が起きることになれば、先ほど言いましたようにいろいろな問題が起きてくるということでございますので、これは今の市立小樽病院の現状を理解していただきたいということでしか答弁はできないということ、逆に御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 新谷議員の再々質問にお答えをします。

私の方から除雪の関係ですけれども、除雪の出動判断はどうしているかというお話でございます。総合除雪になってからは、JVに対して除雪さらには排雪についても委託をしてございまして、除雪の出動基準、主にJV側の自主的な判断を基本にしています。ただ、排雪に関しては、一部協議制という形の中で市との連携の中で行っている状況にあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（中町悌四郎） 福祉除雪の関係ですけれども、確かに昨年は登録世帯が402世帯で、そのうち利用は249世帯でございました。ですから、約半分なのですけれども、ただこれは、昨年はこういった大雪ということもございました。それで、私も実際に見て回ったのですけれども、念のためこういった福祉除雪に登録するのですけれども、近所の方がそういった方をみんなで地域で支えるというのですが、やったださる方が大変多くございました。ですから、登録はしたけれども、実際には利用しない方も大変多くございました。そういうことから、昨年は402世帯が登録をしましたけれども、実際には249世帯にとどまったと。

それと、昨年もこの大雪ということで、企業や個人の大変多くのボランティアの方が参加して下さったということもございます。そういう中でこの屋根の雪おろしということも、確かに一部助成という声も昨年多くございましたので、今年新たにこういったことをやらせていただきたいということで、今年新たな制度でございまして、その辺で内容につきましては別々でございまして、どのような問題があるのかどうか、その辺をしっかりと見ていきたいというふうに考えております。

議長（中畑恒雄） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 最初に、医療制度改革に関してお伺いいたします。

総務省が今年7月に公表した2005年国勢調査抽出速報集計結果の概要によると、65歳以上の老年人口は2,682万人で、日本の総人口に占める割合は21パーセントとなり、イタリアの20パーセントを超え、世界一になったと示しております。また、厚生労働省のまとめでは、100歳以上の高齢者は9月末時点で昨年より2,841人増え、過去最多の2万8,395人となり、10年前の4倍に増えたと公表しています。確実に日本は超高齢社会を直進中です。

健康で長寿の人生を安心して過ごすことは万人の願いでもあります。現在の小樽市は、市の人口に占める65歳以上の老年人口は23.4パーセントで、全道34市中4位という状況にあり、国民健康保険の加入者に占める高齢者の割合も平成16年度で全体の66パーセントという現状にあります。小樽市国保の医療費は、道内主要都市10市との比較でも、1人当たりの医療費が一番高く、平成15年度は58万4,000円、16年度58万5,700円、17年度60万7,105円と確実に高くなっています。

最初に、なぜ小樽市国保の医療費は全道主要都市の中で一番高いのか、この件について御説明願います。

日本の社会保障制度は、子供が親に仕送りをするかわりに、現役世代が高齢者を支える世代間扶養の仕組みで成り立っている制度とされています。1975年、昭和50年代は、65歳以上の高齢者1人を現役世代20歳以上64歳までの7.7人で支えていたのが、2000年には高齢者1人を現役世代3.6人で支えており、2025年代には高齢者1人を1.9人で支えることになるとの将来推計も出ています。国では医療制度改革関

連法を成立させ、将来にわたって社会保障制度を維持、持続していくために、応分の負担と世代間の公平性を保つための一環として、国民健康保険と老人保健の一部を変更し、平成18年10月1日から70歳以上の高齢者で現役並み所得者についての自己負担額を2割から3割と改正しています。

二つ目にお伺いいたします。老人保健対象者を除く本市の70歳以上の国保加入者数と3割負担該当者数とその占める割合をお示しください。

あわせて3割負担該当者への通知方法についてお聞かせください。

次に、新たな75歳以上が加入する後期高齢者医療制度が、平成20年度から創設されるそうですが、創設される背景について御説明ください。

また、新制度に該当する後期高齢者数と、この制度の対象である65歳から74歳までの寝たきり状態の方の数値と、この方たちが新制度の対象となる理由をお聞かせ願います。

新制度は広域連合体で運営され、国が4割、都道府県各市町村が1割の合わせて5割を負担し、残りの半分の4割と健康保険と国民健康保険から後期高齢者医療支援金として負担をし、最後の1割が75歳以上の保険料で運営される新しい制度と説明されていますが、4割を支える国保は各市町村が負担するのか、また健康保険の場合の負担の仕組みについてお聞かせ願います。

なお、各市町村国保負担の場合、小樽市の負担額をお示しください。

患者負担は1割とのことですが、新制度移行の手續、保険料の設定額、徴収方法、低所得者対策等についてもお聞かせ願います。

後期高齢者医療制度は、北海道と同じく都道府県ごとに広域化され運営されるとすれば、保険料は都道府県により地域格差が生まれる可能性もあると思いますが、全国的規模での調整は図られるのかについてもお伺いいたします。

広域連合の場合、各市町村が諸経費を負担し運営されると思いますが、負担金の設定についてもお聞かせください。

次に、新制度を機に70歳以上から74歳までの窓口負担が2割になるそうですが、医療制度改革により負担増ばかりが耳に入ります。19年度から現行の償還払い方式が撤廃され、窓口での自己負担限度額支払に変更されるなど、制度の刷新もあります。しかし、直接医療にかかわっている方が医療機関を利用して初めてわかる以外は、とても難しいのではと思います。市民の皆様に医療制度改革の実施について、十分な理解と納得をいただくための広報活動も必要と思いますが、御所見をお聞かせ願います。

次に、国の医療制度改革のもう一つに、これまでの治療重点の医療から、病気の予防を重視した医療への転換を図ることにあるとして、国民医療費の3割を占めている糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防を進めるために、平成20年4月から40歳以上の全国民を対象に、国民健康保険を運営する市町村や企業の健康保険組合などに健康診断を義務づけるとしています。健康診断の受診率向上については、昨年の第4回定例会の代表質問でお伺いした際、市の16年度の基本健康診査該当者数は3万360人で、受診者数は8,654人、28.5パーセントの受診率との答弁をされており、健康診査の義務づけは厳しい現実もあり不安感があります。各団体職員や企業の健康診断は、事業所として定期的に行われていますが、国民健康保険者の場合は、自主性であるために、時間的に厳しい方や低所得のために健康診断を受けられないという実態もあり、結果的に市の基本健康診査の受診率の低迷に結びついているのではと思います。このような点から、市町村への義務化について国から具体的な政策は示されているかを含め、小樽市のお考えをお聞かせください。

この健康診断の義務化は、糖尿病、高血圧、動脈硬化などの生活習慣病の大半は運動と食事で改善できるとして、健康保健指導も義務づけられております。これまでの保健指導の実績を踏まえ、2008年度

に向け、全市民を対象にした新たな取組も必要と思いますが、保健指導の義務化に向けた施策等についてもお聞かせください。

最後に、高齢化率が着実に進行している現在、小樽市民の健康に関しての基本的な理念と今後の方向性について御所見をお聞かせください。

次に、児童・生徒を取り巻く問題等についてお伺いいたします。

いじめや不登校、少年犯罪の増加など、子供を取り巻く問題が深刻化しています。また、昨年来の下校時における誘拐事件の多発以降、登下校時の子供たちを犯罪から守るための安全・安心対策に心を砕いている現状にあります。今年9月滝川市の小学生がいじめを告発し自殺した事件に端を発したかのように、同様のいじめをメモに残し自殺する小中学生の事件が全国で6件も起きています。さらに、いじめを苦にした自殺の予告手紙が、文部科学省に39通も郵送されているとの報道もあります。過日、本市でも、ある中学校でいじめを告発する自殺予告文書の事件が発生し、教育委員会は対応に苦慮されていることと思います。

11月22日に自殺した山形県の県立高校の女子生徒の葬儀が行われた際のテレビ報道で、県教育長が両親に謝罪し、父親は「こういうことがあってはいけない。当日、学校で何があったのか知っていることがあれば教えてほしい」と調査を要望し、「葬儀に参列した保護者の親の気持ちを理解して、その後どうするのか、解決できるのかが問題だと思います」と、出口の見えぬ事件への憤りを語っているのと同じ思いで見えていました。これら一連のいじめ問題に対し、政府は補正予算を組み、スクールカウンセラーを増員し、相談機能を充実させる対策をとると発表していますが、一日も早い現場への対応が望まれます。

最初に、過日発生した本市中学校の問題についてお伺いいたします。

この手紙はいつ、どこに、だれあてに来たのか。この手紙の内容に対し、どのような対策を講じられたのか。また、生徒、保護者など関係者への対策、さらに他校との情報共有はどの段階まで行ったのか。教育委員会として問題発生要因についての見解をお聞かせください。

今、いじめ問題や子供の犯罪などについて教育関係者や有識者の皆さんがテレビや新聞報道でさまざまな意見や所見を提言していますが、これらの意見は妥当であり、正論とは思いますが、しかし、現実に子供たちの周りで起きている問題を現場でどう解決するのか、具体的な取組や対策に関する結論は見えてきません。

次に、問題点として指摘されている何点かについて対策等をお伺いいたします。

1点目は、教員の学力は高いが、指導力、対応力は不足している等の件について、教育委員会として研修会は実施されているのか、研修会の対象とする教員と参加数、内容等について。

2点目は、学校に連絡しても互いに責任転嫁し、真剣に取り合ってもらえない感じがするなど、学校側の対応に対する指導について。

3点目は、一連のいじめ事件を踏まえ、釧路町、江別市では、小中学校の児童・生徒に対し、いじめについてアンケート調査を実施し、釧路町では学校側で考えている以上にいじめが多い実態であったとの報道もあります。小樽市として児童・生徒へのアンケートによるいじめ実態調査を考えているのかについて。

最後に、現行の法制度では、各小中学校の最終責任者は学校長と明記されていますが、この最終責任者の学校長と教育委員会との関係について、教育長の御所見をお聞かせ願います。

去る10月26日、地方自治経営学会・茅野地区研究大会での「教育委員会の存続問題、現状と今後の方向」と題した前志木市長穂坂邦夫さんの講演に興味を持ち参加してまいりました。講演された穂坂邦夫

さんは、県職員を経た後、市の職員も経験、市議会議長、県議会議長を歴任、2001年志木市長に就任し、全国で初めて公立の小学校低学年で25人程度学級の導入や不登校状態にある児童に、学校の外でも教育の機会を与えるホームスタディ制度、さらに市民やNPOなどの有償ボランティアが業務の一部を担う行政パートナー制度など、先進的な地方行政改革を推進し、1期4年で退任、現在39年間の地方行政での経験を生かし、NPO地方自立政策研究所の代表として活躍をされています。

市長に就任した当時の教育現場は、学級崩壊、いじめ、学力低下、問題行動児、不登校等々、深刻な問題が山積し、教員の不祥事や心の病も深刻な状況下であり、さらに、国際教育到達度評価学会による学力調査で、日本の子供たちの学力、基礎知識ともに赤信号がついた時期とも重なり、市長として危機感を持って地元の教育問題の解決に尽力する中で、教育委員会制度の厚い壁に大変御苦労された経験と実例を示し、日本の義務教育を守るために、今こそ教育委員会制度の改革は必要ですと訴える聞きごたえのある研究大会でした。

現行の教育委員会制度は、教育の政治的中立性を図るために、独立した機関となっているために、市町村長の立場は、教育委員を任命する任命権と教育関係の条例と予算をつくる予算編成権で、それらを議会に上程するだけです。しかし、元志木市長は、全国初の25人程度学級やホームスタディ制度を地域立の学校との考え方で実現をしております。この取組について、市町村長の立場で判断することを逸脱と考えるのか、地方分権による教育改革ととらえられるのか、ぜひ市長の御見解をお聞かせ願います。

私たち公明党は、教育とは人間の偉大な可能性を最大に開花させて、人間は何のために生まれたのか。何のために生きるのか。それは教育によって個々の生命の可能性を極限まで開くためであるとの理念の下、21世紀を教育の世紀とするために、人間のための教育、現場からの改革を基本的視点として、現場に根差した教育改革を進めるために、教育の地方分権、すなわち学校や地域の自主性を尊重し、裁量を拡大することが重要であり、都道府県とも連携し、学級編制、教育内容、教員配置などの権限を市町村教育委員会や校長に委譲し、学校現場の意見がより反映できる体制を整備することを明確にしています。

11月30日、政府は教育再生会議の示したたたき台を受け、参議院教育基本法特別委員会でもたたき台に提言された教育委員会制度の抜本改革について、法改正を急ぐとの考え方を示しておりますが、法改正を示したたたき台の中の4点、教育人事権を市町村教育委員会、学校に委譲する、教育委員、教育長の人選見直し、住民は議会による教育委員会のチェック、地域住民らによる学校の外部評価など、地域住民により学校が身近に感じられる方向性が示されたように思いますが、この件について教育長の御見解をお聞かせください。

公明党の太田新代表は、日本記者クラブでの講演の中で、今の教育問題に関して、現場から教員の実情を見ると、保護者から苦情が多く寄せられ、その対応に追われている。また、教育委員会への報告で行き来することや雑務も多い。このため、教員が100パーセント生徒に向き合うことが難しくなっている。特に中学校でのいじめが目立つが、中学校は教科ごとに教員がかかわっているにもかかわらず、教員間の連携が十分にできていない。いじめ問題の解決に向けては、こうした状況に配慮し、地域の人が教員の雑務を担うことやいじめについて話し合える人たちを、学校、地域の中で育てていくことが必要と考えている。教員、地域、家庭がどういう働きをするかを考えたときに、教育改革も前進すると述べておりますが、私も今最も重要なポイントだと思いますが、教育委員会はこの地域、学校、家庭、保護者との連携、結びつきについてどのように考えておられるのか、お考えをお伺いいたします。

過日、ある小学校のPTAの役員をされている方から、うれしい話がありました。この小学校の校区に五つの町会がありますが、各町会それぞれに特色があり、学校と地域の結びつきがなかなかできず、難しい課題として持っていたそうです。何とか子供たちの登下校時の安全対策について地域の協力を得

たいとの思いがあり、最初の段階として校区内の子ども110番のポスターを張ってくださっている家を訪問しあいさつをするということを提案したそうですが、学校長が難色を示し前へ進まないため、思い切って直接教員に趣旨を説明したところ、何名かの教員が賛同してくださり、当日、児童、教員、PTA役員が協力し合って、子ども110番の家を訪問し、あいさつができ、地域の中に一歩踏み出すことができました。さらに後日、参加された教員から、「PTAの皆さんと一緒に歩いて本当によかったです。今まで自分の中には子ども110番の家に対する意識はあまりありませんでしたが、今は登下校時にポスターを見るたびに、地域の方を身近に感じてとても心強くなりました」と弾んだ声で話をしてくださり、「取り組むまでに大変な苦労もありましたが、PTA行事として三者でこの活動をして本当によかったと思います。これからもできることから挑戦していきたい」と語っていました。また、放課後に起きた一つの事故が同級生の親同士の連携を生み、学校長とともに通学路のチェック活動を行い、これを機に、地域の子供たちの安全対策について関係機関の方を迎え、町会役員、学校長はじめ、PTAを含む学校関係者が初めて一つのテーブルに着き話合いができ、今後、地元町会と学校、保護者が一体となった取組が期待できる地域も出てきています。学校内だけで解決できない問題がさまざまな形で現れてくる今だからこそ、家庭、保護者と地域と学校が連携し、一体となって問題解決の糸口とすべきと思います。

先日、本市の中学1年生の学習到達度調査のアンケートの中に、学校が好きという項目があり、好きとの答えが、全国を10パーセント上回る49パーセントもあって、どちらかといえば好きと合わせ、80パーセントの生徒が学校を好きだと感じているとの新聞報道がありました。小樽の子供たちが好きと答えている学校を、各地域の中に根気とやる気を引き出し、ともに心の通じ合う場とするために、家庭、地域、学校の三者間の連携を図るきっかけづくりを、教育委員会は関係部局と連携し、協力し、立案させてはいかがでしょうか。改めて教育長のお考えをお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、医療制度改革についての御質問でありますけれども、まず本市の国保の医療費が高い要因ではありますが、一般的に年齢が上がるとともに、医療機関にかかる機会が多くなるため、医療費が増加する傾向にありますけれども、本市の国民健康保険事業においては、国保への高齢者の加入割合が高いこと、また国保加入者の入院割合が高いこと、さらには市内の医療ベッド数が多く、医療環境が整っていることなどが1人当たりの医療費を高くしている大きな要因であると考えております。

次に、老人保健対象者を除く70歳以上の国保加入者と3割負担該当者の人数でありますけれども、平成18年10月末現在、老人保健対象者を除く70歳以上の国保加入者は6,026人、そのうち現役並み所得者である3割負担該当者は221人、約3.7パーセントとなっております。

3割負担該当者への通知でありますけれども、本年8月の切替え時において、既に70歳以上の国保加入者全員に、国民健康保険高齢受給者証を発送しており、3割負担該当者については、受給者証の一部負担金割合の欄に3割、平成18年9月30日までは2割と表記したものを交付しております。また、その後新たに70歳になった方については、一部負担金の割合を表記した国民健康保険高齢受給者証を毎月下旬に送付しております。

次に、後期高齢者医療制度が創設される背景でありますけれども、今回の医療制度改革は、世界最長

の平均寿命と高い医療水準を達成してきた国民皆保険制度を将来にわたって堅持するとともに、安心、安全で質の高い医療が受けられる体制を確保するという基本的な考え方に基づいた改革であります。特に、老人医療費を中心とした国民医療費が増大する中で、現行の制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されており、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい、そして超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現のため、新たな高齢者医療制度を創設するというものでございます。

次に、新制度に該当する対象者数でありますけれども、小樽市では合計約2万2,000人、内訳といたしましては75歳以上の高齢者2万500人、65歳から74歳までの障害者等による対象者は1,500人と推計しております。また、一定の障害のある方が対象となる理由でありますけれども、医療機関に受診する場合の負担の軽減を目的としており、これは現行の老人保健制度においても同様の取扱いをしているものであります。

次に、後期高齢者医療支援の負担金の仕組みでありますけれども、現役世代からの支援は国民健康保険や健康保険等の加入者数に応じた支援となっており、各保険者が被保険者より保険料として徴収したものを一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、その後支払基金より広域連合に交付されるという仕組みになっております。また、小樽市における国保の負担額につきましては、算定に必要な数値の政省令がまだ示されていないことから、現時点では具体的な負担額を示すことはできないものであります。

次に、制度の移行手続でありますけれども、現在の老人保健制度の加入者につきましては、申請なしにそのまま後期高齢者医療制度に引き継がれることになっております。また、保険料については、平成19年4月に示される保険料に関する政令等を基に、広域連合が市町村から所得情報等を入手した上で試算し、11月に広域連合議会で保険料条例を制定する予定となっております。なお、北海道が国の試算を基に独自に試算したところ、保険料は1人当たり年間約8万5,000円と試算しております。また、保険料の徴収につきましては、市町村が担うこととされており、その徴収方法は年額18万円以上の年金受給者は年金からの特別徴収、その他の方については普通徴収による納付とされております。

保険料の低所得者対策といたしましては、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割を7割、5割、2割の軽減を行うとともに、これまで被用者保険に扶養者として加入しており、保険料を負担してこなかった方につきましては、激変緩和の観点から後期高齢者医療制度に加入したときから、2年間5割の軽減を行うこととされております。

次に、都道府県による保険料格差の調整であります。後期高齢者医療制度の財政運営は、都道府県単位の広域連合が担うこととなっており、今のところ保険料格差の調整ということは考えられていないものであります。なお、市町村の負担金の割合は、均等割が10パーセント、高齢者人口割が40パーセント、人口割50パーセントであります。

次に、医療制度改革の実施に当たっての広報活動でありますけれども、本年6月の医療制度改革関連法の成立後、これまでも広報おたる8月号において高齢者の医療費負担の改正点についてお知らせをし、10月には制度改正のパンフレットを三つのサービスセンター、保健所などの関係機関に置いたほか、改正内容を特集したおたる国保だよりを広報おたる11月号に折り込んでお知らせするなど、幅広く広報活動を行ってまいりました。今後もいろいろな改正が実施されることになっておりますので、引き続き広報おたるの活用やホームページによる周知を図るなど、十分な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康診断の義務づけについてのことでありますけれども、これまでは老人保健法により40歳以

上の方を対象として基本健康診査を実施しておりますが、2008年度からはこれにかわって高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた特定健康診査が実施されます。この特定健康診査の目的は、近年の肥満者の増加傾向に伴う糖尿病の有病者や予備軍を減らすことにより、健康維持や生活の質の向上と医療費の適正化を図っていくものであります。具体的には、市町村国保や健保組合などの医療保険者が実施を義務づけられることとなり、来年3月をめどに国が示す特定健康診査等基本指針に基づいて、地域における実施計画を定めることとなっております。本市としても計画を策定し、健診等の啓発や疾病予防対策等を進めていきたいと考えております。

次に、義務化される保健指導の新たな取組における施策等でありませけれども、これは健診により内臓脂肪型肥満の方を早期に発見し、適正な保健指導や意識改善を促し、生活習慣病予防を図っていくものであります。その内容は標準的な健診、保健指導プログラムとして国から暫定版が示されております。本市におきましても、それらを参考にしながら、まちかど健康相談や健康総合大学などでの啓発、訪問指導を実施し、また他の健康教育等により保健指導を行っていききたいと考えております。

次に、小樽市民の健康における基本的な理念と今後の方向性でありますけれども、市民一人一人が心身ともに健康的な生活を送ることを目的に、生涯を通じた健康づくりをしていくことが基本的な理念と考えています。また、今後の方向性としては、感染症・生活習慣病等の各種疾病予防対策や年齢に応じた健康管理等について、保健・医療・福祉などの関係機関となお一層連携しながら、市民の健康保持推進を図っていく必要があるものと考えております。

最後に、現行の教育委員会制度にかかわっての御質問でありますけれども、教育行政の執行に当たりましては、条例整備や予算調整など、その都度、教育委員会と十分な協議を行い、独立性や自主性を尊重して進めていくべきものと承知しております。志木市の教育環境整備に係る施策につきましても、教育委員会で企画、決定され、市長部局との十分な協議の上、また議会等の諸手続を経て、市単独事業として施行されたものと思っておりますけれども、それであれば市長の立場を逸脱したものではないと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 秋山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、いじめを起因とする自殺予告の手紙にかかわる対応についてであります。11月13日、市内の中学校に差出人不明の校長あての手紙が郵送されてきました。この手紙には暴力や言葉によるいじめを受けており、いじめが続くようであれば、自殺する旨の内容が書かれておりました。当該校では直ちに教育委員会と協議の上、校長を中心に教職員が一体となって全校集会の開催、全生徒へのアンケート調査、全保護者への電話での聞き取りなどを通して、命の大切さに関する指導やいじめの実態把握を行いました。14日19時からは130名ほどの参加の下、緊急の保護者会を開催し、指導体制やスクールカウンセラーによる相談体制の充実、いじめにかかわる指導の徹底など、今後の取組を具体的に説明するとともに、いじめ相談窓口の周知を図るなど、出席者に理解と協力を求めました。

市教委では、学校からの報告を受け、速やかに対策会議を設け、学校・後志教育局と密接な連携の下、指導主事を2名当該校にとどめ、スクールカウンセラーを派遣するなど対応に当たりました。また、14日、臨時校長会議を開催し、当該学校におけるこれまでの取組の経過について周知するとともに、いじめは自校にもあるという認識を持って、改めて総点検の徹底を指導しております。

このたびの件につきましては、恐らく背景に、文部科学大臣あての自殺予告の手紙の連鎖があったものと思われまますが、現時点では手紙の差出人及び手紙にあるようないじめの特定には至っておりません。

改めて、いじめが学校で起きているという認識を持って、教育委員会や学校の責任と役割を自覚し、いじめは人間として絶対に許されないということを前提に、豊かな心の育成や好ましい人間関係の醸成に努めていかなければならないものと考えております。

次に、いじめ問題にかかわる対策についてであります。教育委員会では子供の心に寄り添い、積極的にかかわる教育相談や子供のよさや違いを認め合う人間関係づくりなど、教職員の指導力を身につける研修会を4回開催しており、学級担任や生徒指導担当者など、約150名が受講しております。また、10月17日、臨時校長会議を招集し、各校長にはいじめ問題への対応として、いじめられている子供の立場に立って対応することの重要性をはじめ、6点にわたる具体的な取組を指示するなど、時間をかけて具体的な指導を行いました。いじめの実態調査については、各校長からの聞き取りにより把握し、指導に当たっていますが、直近に道教委において全児童・生徒を対象に実施をする予定となっており、その調査の円滑な実施と活用を努めてまいります。

私は常日ごろ校長がみずからの権限と責任を自覚し、適切にリーダーシップを発揮して、子供、保護者、地域から信頼される学校づくりを進めることが大切であると考えており、教育委員会としてそのための情報の提供はもとより、校長が安心して学校経営を進めていくことができる指導・助言に努めていかなければならないものと考えております。

次に、教育再生会議の示した、いわゆるたたき台についてであります。教育再生会議の学校再生分科会の中では、教員の資質向上や教育委員会の見直しと学校再生、さらには子供の学力向上などについて示しております。このたたき台は、既に中央教育審議会で示されてきた学校教育の現状を踏まえ、地域とのかかわりをより一層強く打ち出したものであり、現在、審議されている教育基本法とあわせ、国会において慎重に審議されるものと考えており、その動向を見守ってまいります。

次に、学校と家庭、地域社会との連携についてであります。いじめ問題の解決には、かけがいのない生命を大切にす心や他の人に対する思いやりの心など、倫理観や規範意識、社会性の育成が必要不可欠であり、行政はもとより、学校、家庭、地域社会がともに真剣に取り組むべき課題であります。とりわけ、各小中学校においては、これまで以上に学校評議員会やPTA集会、学級ごとの保護者会を開催するなどして、いじめの状況やその取組について説明し、理解と協力、意見を求めるなど、連携に努めていただいております。このような取組を通して、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を理解し、結びつきを深めていかなければならないものと受け止めております。

最後になりますが、学校と家庭、地域社会の三者間の連携・協力についてであります。今年度、全中学校の学校単位として、13会場で保護者や地域の方々を対象に通学路等パトロールボランティア講習会を開催し、三者の連携による子供の安全を守る取組を進めていただきました。さらに、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例や今議会において御審議いただいております小樽市安全で安心なまちをつくる条例案の目的や理念を踏まえ、三者の連携・協力を一層深めてまいります。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第9号、第10号、第26号及び第27号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。小前真智子議員、小林栄治議員、大畠護議員、前田清貴議員、横田久俊議員、佐々木茂議員、佐々木勝利議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号ないし第8号、第15号、第16号、第21号、第24号及び第28号は総務常任委員会に、議案第19号及び第22号並びに報告第1号は経常任委員会に、議案第11号、第12号、第17号、第18号及び第25号は厚生常任委員会に、議案第13号、第14号、第20号及び第23号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第2232号及び第2233号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、12月21日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を12月22日までの1日間、延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月14日から12月21日まで8日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 山 田 雅 敏

議員 古 沢 勝 則

平成18年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成18年12月22日

出席議員(30名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野正之 | 2番 | 森井秀明 |
| 3番 | 山田雅敏 | 4番 | 小前真智子 |
| 5番 | 井川浩子 | 7番 | 若見智代 |
| 8番 | 菊地葉子 | 9番 | 小林栄治 |
| 10番 | 大橋一弘 | 11番 | 大畠護 |
| 12番 | 前田清貴 | 13番 | 横田久俊 |
| 14番 | 成田晃司 | 15番 | 佐々木茂 |
| 16番 | 斎藤博行 | 17番 | 山口保 |
| 18番 | 佐々木勝利 | 19番 | 武井義恵 |
| 20番 | 新谷とし | 21番 | 古沢勝則 |
| 22番 | 北野義紀 | 23番 | 大竹秀文 |
| 24番 | 松本光世 | 26番 | 久末恵子 |
| 27番 | 中畑恒雄 | 28番 | 高橋克幸 |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子 |
| 31番 | 佐野治男 | 32番 | 佐藤利幸 |

欠席議員(1名)

25番 見楚谷登志

出席説明員

| | | | |
|--------------------|-------|---------|-------|
| 市長 | 山田勝麿 | 助役 | 鈴木忠昭 |
| 教育長 | 菊讓 | 水道局長 | 工藤利典 |
| 総務部長 | 山田厚 | 総務部参事 | 吉川勝久 |
| 財政部長 | 磯谷揚一 | 経済部長 | 安達栄次郎 |
| 市民部長 | 佃信雄 | 福祉部長 | 中町悌四郎 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 本間達郎 |
| 建設部長 | 嶋田和男 | 港湾部長 | 山崎範夫 |
| 小樽病院院長 | 小軽米文仁 | 消防長 | 仲谷正人 |
| 教育部長 | 山岸康治 | 監査委員 | 中塚茂 |
| 収入役職務代理者 (会計室長) | 宮腰裕二 | 事務局長 | 田中泰彦 |
| 財政部財政課長 | 堀江雄二 | 総務部総務課長 | |

議事参与事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 松川明充 |
| 庶務係長 | 石崎政嗣 |
| 調査係長 | 関朋至 |
| 書記 | 北出晃也 |
| 書記 | 島谷和大 |
| 書記 | 村中香織 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 三浦波人 |
| 議事係長 | 佐藤正樹 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 大崎公義 |
| 書記 | 松原美千子 |

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第28号並びに報告第1号並びに平成18年第3回定例会議案第6号ないし第22号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一郎議員。

（29番 斉藤陽一郎議員登壇）（拍手）

29番（斉藤陽一郎議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、北海道から、病院事業会計における44億円の不良債務を5年以内に解消するよう指導を受け、半分に当たる22億円を病院事業会計で負担することとし、そのための資金収支計画を示している。それによると、民間病院より高値で購入している薬剤の支出を抑えるなど改善方法が示されているが、その根拠が不透明であり、確固たるものが見られない。

病院の経営努力で赤字を解消するというが、このようなずさんな計画だと、結局は「絵にかいたもち」になり、一般会計にさらに多額の繰入れを負わせることになってしまうのではないかと危ぶるが、その辺の認識はどうか。

財政が危機的な状況にある中、病院事業会計や旧手宮線の債務負担行為など、特に市の財政を大きく左右するような案件を上程する際には、事前に今後の財政見通しや収支計画などを示し、その上で、審議に付すべきではないか。

病院事業会計の資金収支計画は、44億円の累積赤字を5年間で解消し、その半分を病院事業の経営努力で埋めるものとし、入院基本料7対1看護を継続して、収入を確保していくことなどを掲げているが、本当に可能なのか。

病院は人件費率50パーセント以下が健全な経営と言われているが、その達成には地方公営企業法の全部適用が必要であるものの、まだ検討段階のため計画には反映されていないという。また、計画は25年度までとなっており、医療機器等の起債償還によって、その後28年度までが償還のピークと予想されることから、もっと長期の収支計画を見なければ、新病院建設の可否を判断することはできないのではないか。

こうした中、起債許可の見通しをあいまいにしたままで、基本設計に係る補正予算を提案するのはなぜか。

市長が病院建設を公約に掲げた当時とは状況が大きく変化し、基本構想も病床数や診療科など、大幅に見直されていることから、市は、市民の判断を仰ぐべきであり、その方法について研究してもらいたいかどうか。

病院事業会計の累積赤字44億円については、一般会計からの長期貸付金として処理していたものを、今年度からは病院の不良債務とすることとなったが、資金繰りなど会計処理の仕方にどのような違いがあるのか。

仮にこの債務も、小樽市全体の債務としてとらえれば、一般会計の赤字額と合わせた場合、財政再建団体に転落するボーダーラインに迫ることになるが、市はどう考えているのか。

市は、財政再建のため人件費の圧縮に努めてきており、来年度以降の給与については、地域給と独自削減を合わせて9.8パーセントカットを予定しているが、夕張市のように大胆な削減を行う例もあり、今後さらに踏み込んだ取組が必要ではないのか。

また、いわゆる「団塊の世代」の大量退職後の新規採用はしない考えとのことであり、組織の維持や業務に支障が生ずると危ぐされることから、組織の統合やグループ制の拡大を早急に進めるべきと思うがどうか。

市立病院の統合・新築について、市が見込む建設工事費の1坪当たり単価は、岩見沢市の実績に比べ割高であるが、これは災害拠点病院として屋上にヘリポートを設置するためという。一方、今年の内市からのドクターヘリによる患者搬送件数は15件で、北大や手稲の病院に搬送されているが、夜間の運行はしておらず、救急車でも30分程度で到着できる。財政がひっ迫しており、ヘリポート設置の是非を含めて、工事費の圧縮を検討すべきと思うがどうか。

また、病院事業会計の資金収支計画では、19年度以降も職員給与の独自削減を行うこととしているが、医師確保の観点から、医師には適用しないという。松前町立病院では、経営改善のため、医師を含めた職員の給与を4パーセント削減したものの、病院の改革にかかる院長の思いを医師に伝えることにより理解が得られ、何ら支障が出ていないと聞いており、本市も医師に協力してもらえよう、体制づくりを進めてもらいたいと思うがどうか。

12月1日に開催された市立病院調査特別委員会で、新市立病院の工事単価を1平方メートル当たり30万円に圧縮できると報告されたが、砂川市では、市立病院本館新築の単価を22万円に抑えていると聞く。厳しい財政状況の中、相当努力をしているのは理解するが、引き続き他都市の事例なども情報収集し、さらに少しでも事業費を削減できるよう、入札方法などを検討すべきと思うがどうか。

財政負担を軽くするには、ランニングコストを抑えることも非常に重要であり、例えば、補助暖房として「ソーラーウォール」の導入を検討できないか。これからは、他都市で導入していないことに目を向け、研究・検討を行い、有効性が認められる場合は、積極的に取り入れていくことが求められているのではないのか。

新市立病院は、地域における役割を明確にするため「がん診療」をいわゆる3本の柱の一つに定めたが、高度な医療技術が求められる分野でもあり、さまざまな研修などを通し、医師だけではなく薬剤師や看護師の技術を高めていく必要があると思うがどうか。

また、地域完結型医療を推進するため、今年の4月から地域医療連携室を立ち上げたが、何にどう取り組んでいるのかが見えてこない。今後、どのようなシステムづくりをしていくつもりなのか。

新小樽病院のオープン病床について、当初の「基本構想」では14床としていたものが、今回、20床に変更となったが、その理由は何か。

今後、療養病床の削減が進むことにより、急性期の入院から回復期を経て、在宅での療養に転換させる方向にある中で、市立病院と地域のかかりつけ医との連携が求められている。今後、地域の医療機関が緊急入院先を確保する上でオープン病棟の充実が不可欠であり、現在でも43床を有していることから新病院の基本構想では、30床程度は確保すべきと考えるがどうか。

さらに、病床を1病棟に集約することで、効率的な病床運営が可能になると思うがどうか。

市は、融雪施設設置資金貸付制度を本年度限りで廃止することだが、市民からは、新たな制度の創設を要望する声も出てきており、その辺について、どのような認識を持っているのか。

この事業は、市が無利子で直接貸付けを行っており、貸付財源の確保が財政負担になっていることは理解できるが、市民から要望がある以上、今後、金融機関が行っている融資制度を紹介するなど、何ら

かの対策を検討すべきではないか。

本市では、一般会計と特別会計間で、出納整理期間を利用し、年度をまたぐ貸付け・償還が行われていたが、こうした会計処理について、道から実質的な赤字が見えにくくなるとの指摘を受けた。18年度中にこの財務手法を改善しなければならないが、このことにより、本市が今後、起債の借入れの際に何らかのペナルティが生じることはないのか。

市は、市債残高など財政状況や今後の資金収支計画などについて、市民に対してわかりやすく説明し、理解を得ることが重要と考えるがどうか。

個人市民税について、各種控除の廃止・縮小により、今年度は納税者数が4,300人増、新たな負担額は3億2,700万円に及び、その人数の半数、税額の95パーセントを高齢者が占めている。さらには、介護保険料や国民健康保険料にもはね返ることから、せめて均等割の非課税限度額を引き上げてもらいたいがどうか。

市税条例では、「生活保護受給者に準ずる者」に該当する場合、市民税を減免することができるが規定しているが、該当者は16、17年度ともなかったと聞く。しかし、4人世帯のモデルケースでは、年収350万円でも減免の対象者となる場合があり、減免制度の周知が不十分なのではないか。

また、地方税法では「貧困のため公私の扶助を受ける者」を減免の対象者としており、国は生活保護に限らず、就学援助や福祉年金受給者なども対象にすべきとの見解を示している。市は、法の規定や国の見解を踏まえて、対象者の拡大を検討すべきと思うがどうか。

市は、人口増加策の一環として、移住促進事業を昨年7月から実施しているが、問い合わせ件数は97件に上り、うち10件が移住を決めており、今後の展望に明るさを感じる。成果を上げた事例については、どのような特徴があり、何が決め手となったと考えているのか。

これからは、季節移住や移住体験など、新ビジネスの立ち上げに向け、関係団体とも連携していく考えとのことであるが、具体的にはどう進めていくのか。

また、次期総合計画の策定に当たり、本事業の検証と見直しを行い、人口対策だけでなく、もっと広くまちづくりの観点で取り組んでいくことを、位置づけてもらいたいがどうか。

現在、消防団本部では、市内の消防団員480名から職業・勤務地などの個人情報収集し、消防団員等公務災害補償等基金が管理する全国一律のシステムソフトへの登録作業を行っている。調査項目には団員の職業、勤務地があるが、勤務地については入団時には調査されていないにもかかわらず、なぜここで調査する必要があるのか。

今後、仮に多くの市町村から情報入力範囲について問い合わせがあれば、現在、必ずとしている入力項目を任意とすることも考えたいとの基金から回答があるやに聞くが、市は勤務先について、調査の必要性を問うべきと思うがどうか。

個人情報については、厳重に取り扱うことは言うまでもないが、いくら法や条例で規制しても、情報が漏えいしないとも限らないと考える。市は、団員の個人情報調査を実施する以前に、庁内で調査項目並びに収集する情報の管理について、慎重に検討するべきではなかったか。

消防職員の懲戒処分を検討し決定する機関として、小樽市消防職員懲戒審査委員会があるが、処分に至るまでの過程は市民には理解されていないのが実情であり、最終処分が決定するまでの手続は、どのように進められているのか。不祥事を起こしたとされる職員に、弁明する機会などは与えられているのか。また、処分の決定に不服があるときは、異議申立ては可能なのか。

懲戒審査委員会の処分は、該当する職員の人生を大きく狂わせることにもなりかねず、被害者、加害者双方の申立てを十分に聞き、しっかりとした裏づけをとった上で行われるべきと思うがどうか。

平成14年に入船川河川改修工事が行われた際、工事の支障となる消防団第6分団第1分遣所が一時移転のための費用と場所が確保できなかったために、その部分は未改修のままとなっている。今後、市は、水害の予防のためにも分団等の関係者と十分に協議し、未改修部分の整備に向け検討すべきと思うがどうか。

現在、道教委は、札幌市を除く全小中学校の児童・生徒に対して、いじめの有無などを尋ねる実態調査を行うこととし、各市町村教育委員会を通じ、学校への調査票の配布及び取りまとめを依頼しているとのことだが、本市において、教員が実態調査の実施に非協力的なため、PTAに協力依頼をした学校もあると聞く。いじめ問題を何とか克服しようと、地域と学校が一体となり必死になって取り組んでいる時期に、教員がこのような態度をとるのは、到底許されることではなく、市民からの賛同も得られないと思うが、市教委はどのように認識しているのか。

教育長は、来年4月全国学力・学習状況調査を小樽市でも実施したいとの意向を示しているが、この調査の実施は教育委員会で決定されたのか。

また、市教委の裁量のみで実施できるものなのか。

実施する場合には、学校現場の教職員の協力が得られると考えているのか。

市が本年独自に実施した学習到達度調査では、教職員の協力や理解が得られず、教育委員会の職員までもが試験官として出向くといった状況が見られた。仮に、全国学力・学習状況調査を行う場合でも、このように児童・生徒が困惑する方法で実施することがないよう強く要望するがどうか。

また、調査結果について、どのように公表するつもりなのか。

本市における給食費の滞納額は、平成17年度で約800万円もあり、このうち支払能力がありながら滞納している悪質な例もあるやに聞くが、納入方法はどのようになっているのか。

給食費の滞納が増えると、材料の仕入れの際に品質を落とさざるを得なくなるなど、学校給食の運営全体に影響しかねず、また、きちんと支払っている家庭との間に不公平感が生じることにもなり、市教委は、学校と協力し、滞納の実態をしっかりと把握した上で、き然とした対応をすべきと思うがどうか。

スポーツ少年団が学校施設を利用する場合、これまで施設使用料を無料としてきたが、本年5月より、電気代等については実費負担を求めており、市教委は一般団体から、施設使用料等を徴収していることとの整合性を図るためとしている。

スポーツ少年団の活動は、小学校に部活動がないため、それを補う形で地域のボランティアが学校施設を利用して、指導・育成に当たっており、児童の通う小学校を使用していることから一般開放と同様に扱うべきではないと思うがどうか。

今後、市教委は、地域と学校の連携を強化するためにも、子供の育成に尽力しているスポーツ少年団等への財政的な支援をすべきではないか。

小中学校の図書館について、児童・生徒の学力と国語力低下に歯止めをかけるため、国の学校図書館図書整備計画により、図書の購入費が交付税で措置されたが、学校図書館に整備すべき蔵書の基準を示した「図書標準」と比較して、市内の状況はどうか。

また、学校図書館に配置される司書教諭については、必要な人材が充足されているのか。

読書は子供たちの生きる力をはぐくむ重要な役割を持っていることから、学校図書館を一層充実してもらいたいと思うがどうか。

福祉除雪サービスは、ボランティアや除雪事業者の協力を得て実施している事業であるが、このサービスを受けるために事前に社会福祉協議会に登録し、利用を申し込んでも、なかなか希望日が折り合わないため、やむを得ずあきらめる方もいると聞く。希望者全員に除雪サービスが行き届くようにするた

めには、ボランティアだけではなく、より一層、業者による除雪を増やす必要があり、そのための予算措置をしっかりと検討すべきと思うがどうか。

今年度から、サービスの中身を屋根の雪おろしと道路の除雪の二つに分け、そのうち、屋根は業者が行うこととし、雪おろしに要する費用の一部は、利用者負担にするとのことである。そもそも福祉除雪は低所得者を対象としたものであり、雪おろし費用の一部負担は、明らかに制度の後退ではないか。

介護保険制度の改正により、小樽市では、平成19年1月から従来の在宅サービスの内容を介護予防の観点から見直し、「要支援1、2」に認定された利用者に対し、新たに生活機能の維持・改善を目的とした介護予防サービスを提供することとしており、その準備を進めている。

しかし、12月中旬に介護認定の有効期限切れとなる利用者の中には、更新手続きが間に合わず、介護認定が1月にずれ込むケースがあるというが、なぜ、こうした事態になったのか。

また、要支援1、2に該当する利用者が介護予防サービスを受けようとする場合、新たに市内3か所に設置した地域包括支援センターが作成するケアプランが必要であり、更新手続きが遅れると、これまで要介護であった利用者が要支援と認定された場合には、新たなケアプランができるまで保険は適用されず、全額利用者の負担となるおそれがある。市は、認定手続きが遅れた場合でも、暫定的に予防介護に対応するケアプランを作成するなど、利用者が不利益をこうむることのないように万全の対策をとってほしいがどうか。

家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について、民間委託化が進められる中で、現在、市は保有するパッカー車2台を委託業者に貸し付けているが、貸付料は2台で月額10,900円と非常に安い。この積算根拠はどうなっているのか。

さらに、来年1月にも4台を貸し付ける予定というが、委託業者は格安の貸付料を払うことで、ごみ収集車両が用意できることになり、あまりに優遇され過ぎていると思われる。今後、貸付けだけでなく売却を含めての検討が必要ではないか。

本市の看護師の採用については、人件費を抑制する必要から、年度当初において、中途退職者を見込んだ新規採用はせず、退職者が生じた時点で随時、募集を行っているが、中途退職者が非常に多いため、毎月募集を行っていることから、常に欠員の状態が続き、適正な人員配置がなされていないと思われる。看護師が不足することにより、両市立病院の業務に支障は出ないのか。

また、市立小樽病院では、看護師の育成を目的に高等看護学院を運営しているが、卒業生はどの程度採用しているのか。

院内における重大な感染症の発症を未然に防ぐことができなかった要因には、看護師が不足していることも考えられることから、十分な医療を行うことができるよう、看護師の確保に万全を期すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号、第4号、第5号、第10号、第26号及び第27号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） ただいまの委員長報告に反対し、日本共産党を代表し、議案第2号、第4号、第5号、第10号、第26号及び第27号に反対の討論を行います。

主な点を指摘します。

議案第2号ですが、旧手宮線の線路用地、中央通から手宮にかけての部分を、1億9,000万円でJRから取得する問題です。

市民や職員の皆さんに、財政が困難ということで55億円に及ぶ負担やサービスの切捨てで犠牲をかぶせました。続いて、財政再建推進プラン実施計画で、さらなる犠牲を押しかぶせようとしています。このときに、新病院建設絡みでこれまでの病院事業会計への貸付金を不良債権として、5年間で解消しなければ新病院の起債は認められないとして、さらなる負担が市民に押しつけられようとしています。こういうときに、使用目的もなく、ただJRとの約束だったとか、買えと言われたからとかいって、この財政難の折に借金までして、旧手宮線の線路用地を買う必要は全くありません。こんな財政のことを考えない市長の態度は、44億円の病院の不良債権返済が新たに加わる財政再建推進プラン実施計画は市民の理解を得られません。また、小樽市の財政を困難に陥れた国の地方財政削減とともに、小樽市独自の問題、大企業優先の税金の使い方、JR奉仕を引き続き行うというもので、市長が財政再建に真剣に取り組んでいるのかが問われる問題です。

次に、議案第26号の条例案とも関連しますが、北海道後期高齢者医療広域連合設立準備負担金254万7,000円についてです。

現在、息子などの健康保険に加入し、保険料を払っていない高齢者、被用者保険の被扶養者、市内で約2,700人とされている方々から、新たに保険料を徴収するというもので賛成できません。理事者の説明によっても、保険料の額は、北海道で月額約7,080円ですが、2年間の激変緩和措置などを考慮しても、初めの2年間は月額1,770円、3年後からは2倍の3,540円となり、総額約1億1,480万円もの負担をかぶせることとなります。本年の高齢者ならい打ちとも言うべき大增税に続き、来年は定率減税の残り半分の全廃、平成20年度からは後期高齢者医療制度の新たな負担と、毎年のように高齢者を直撃する負担増は、高齢者の生きる道を断ち切るようなもので、断じて許されません。さらに、広域連合に対応する議会についても、市町村長の側も議会の議員として、議会の構成員というのは、議会のチェック機能の縮小であり、全道にまたがる加入者の意見がほとんど反映されない仕組みになってしまう重大な欠陥を持っています。

次は、議案第4号住宅事業特別会計ですが、新年度から市営住宅の管理・運営を指定管理者に移行するため、3か年の債務負担2億6,433万円の提案です。

指定管理者に入居者の選考や修理の責任まで行わせることは、選考の公平性が果たして保たれるのか大いに疑問です。11月末現在で、市営住宅に入居している方は、2,899世帯、6,084人ですが、これらの入居者の要求をまともに受け止め、要望が実現できるのか。また、入居している市民や入居を希望する市民のプライバシーが守られるのかなど、さまざまな問題が生じ、入居者との間でのトラブルが多発することが懸念され、賛成することはできません。

次は、議案第5号介護保険事業特別会計です。

介護保険利用者約8,000人のうち、要支援、要介護1、2の方は約半分ですが、法律の改正とはいえ、これらの方々のうち要支援に回される方は3,000人とも言われています。特にこれまでの要介護1、2の方々のうち、要支援となった方は、これまでのサービスが受けられなくなり、介護予防に回されることになります。介護予防ばかりではありませんが、新しい制度の下では、ホテルコストなど利用者負担が増えて、小樽市の場合、100億円の介護給付額のうち8億円が軽減されると予想されています。利用者のサー

ビス切捨て、負担増を前提にした補正予算に賛成はできません。

次は、議案第10号融雪施設設置資金貸付条例の廃止です。

市民は、冬期間の雪と向き合って生活することを避けられません。現在の融雪施設設置資金貸付制度を活用して、融雪槽、ロードヒーティング、融雪機などを設置・購入した市民は、平成12年度から18年度までで817件、貸付総額は6億9,284万円にもなっています。昨年の50年ぶりの大雪のとき、自宅の周りに雪を捨てる土地のない方は大変助かりました。今後も設置・購入を希望する方はおられるでしょう。この貸付制度を廃止してしまうことは、小樽市の総合計画にも反することです。基本構想では、冬の暮らしに対応した各種の施策をさらに進めることがうたわれていますが、これに反することは明白です。

次に、議案第27号病院事業会計の補正予算、病院統合新築工事基本設計業務としての8,505万円についてです。

新病院建設計画は、市民の世論の前に、市長自身が相次いで計画の縮小を明らかにしてきました。規模の縮小は、建設場所の問題で、現在地での建替えの可能性について新たに検討することが求められています。にもかかわらず、建設場所については築港と決めて事を進めることは許されません。マスコミでも、新病院建設に関する報道で、市長の態度と市長言いなりの議員についての論評があり、帰りの燃料なしの戦艦大和の出撃と断じています。マスコミの論評をまつまでもなく、小樽百年の計を誤ることになりかねません。過ちを改むるにはばかりことなかれと申し上げまして、討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号、第4号、第5号、第10号及び第26号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第27号について、採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は29名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（中畑恒雄） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

議案第27号について、可決とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長（三浦波人） 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番齋藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長（中畑恒雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、山田雅敏議員、若見智代議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

議長（中畑恒雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票

そのうち有効投票 29票

有効投票中

賛成 23票

反対 6票

以上であります。

よって、議案第27号は可決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（中畑恒雄） 次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 24番、松本光世議員。

（24番 松本光世議員登壇）（拍手）

24番（松本光世議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市の実質公債費比率は、財政部が作成した資料では19パーセント台となっているが、今後、対応が必要とされる小中学校の耐震工事や消防署所の適正配置などについては、事業費が確定していないことを理由に積算に含んでいない。新病院建設に必要である巨額の起債を認めてもらうために、そのような数値を除いて意図的に低く試算したのではないか。

実質公債費比率が18パーセントを超える場合には、国と道へ公債費負担適正化計画の提出が求められるが、必要とされる事業を除いて試算しても、比率は18パーセントを上回っており、新病院建設などの

大事業を行えば、将来にわたって実質公債費比率が国の示す基準を下回することは不可能ではないか。

また、市は新病院建設費の償還額がピークを迎える24年度ころになっても、同比率は25パーセントを下回る見込みと繰り返し答弁しているが、根拠があいまいであり、納得のできる説明を求めるがどうか。

平成5年度から平成11年度までの間に、一般会計から病院事業会計に総額44億円もの貸付けが行われているが、これは返済のめどが立たず、固定負債となっており、平成12年度からは貸付けではなく、国から措置された病院事業に対する地方交付税のルール分プラスアルファを、一般会計から繰入れする形になっている。それ以前は貸付けのほかに一般会計からの繰入れも行ってきたというが、交付税全額を繰り出しせず、その一部を一般会計で吸収してきたということはないのか。

現在、新病院建設に当たり、道とは、44億円もの赤字分を解消する前提で協議しているというが、短期間での返済は困難と思われ、結果的に現会計を引き継ぐことになり、新病院の収支計画は見直さざるを得なくなるのではないか。

平成17年度の病院事業会計の決算によると、一般会計から13億700万円ほどが繰り入れられており、このうち約7億3,000万円が国から地方交付税により措置されている。

そもそも市には、地方交付税を無駄のないよう市民のために役立てるという責務があり、今後、一層高齢化社会が進み、市税収入の減少も予測できるため、未払いとなっている治療費の積極的な回収を進めるなど、一般会計からの繰入れを減らすよう、ぜひ努力してほしいがどうか。

病院事業会計決算審査意見書によれば、17年度は前年度に比べ、流動資産のうち「貯蔵品」が800万円ほど減額になっているが、これは患者数の減少などで薬品購入量が減少した結果とのことである。一方、緊急に使用する血液製剤などは常時在庫が必要なため、使用期限切れで廃棄するものも若干あると聞く。病院経営上、効率的な在庫管理が求められているが、他都市の病院と比較してどのような状況なのか。

また、国では、比較的安価な後発医薬品の使用を促進する方針であり、患者の医療費負担を軽減するという観点に立てば、積極的に導入すべきと思うが、市立病院における使用状況はどうか。

決算書には、財政状況を明確に記載するのはもちろんのこと、取り組んだ事業については、政策や事業評価等分析点検を行い、その結果についても詳細に記載することを検討できないか。

また、そのような分析結果は、当然、新年度予算の編成に当たり反映させるべきと思うがどうか。

17年度決算では、11億4,100万円もの不用額が生じているが、予算の策定に当たり当初から不用額を見込んでいるのか、それとも歳出の見直しなど経営努力の結果として出たものなのかどうか。

17年度の重点施策として、総務部の福祉コミュニティ都市推進事業をはじめとして、各部局において種々の事業を実施している。これらの事業を取り組むに当たり、市の厳しい財政状況を踏まえて、事業の選択と集中により行ってきたことは決算書からも明らかであり評価できるが、市は、それぞれの事業の目的、経過、課題について、どのように評価を行い、その結果をどう認識しているのか。

17年度決算では、当初予想できなかったアスベスト対策費の計上や記録的な大雪による除雪費の増加があり、14億円の赤字決算となったものの、経費の削減等、対策を講じたことにより歳出面では一定程度の効果を出すことができたと考える。

しかしながら、歳入面では、これからも市税収入や地方交付税の伸びが見込めない状況であり、こうした厳しい財政状況の中で、市は今後、金がなければ知恵を出すとの意気込みで市政の運営に取り組むべきと考えるがどうか。

平成17年度の市税全体の収納率は81.7パーセントで、全道35市のうち下から2番目と極めて低い状況ではあるが、固定資産税・都市計画税を除く直近3か年の現年度調定分の収納率は、市税全体の収納率と比較して約4パーセントほど高い97パーセント台で推移している。このことは、小樽ベイシティ開発

の固定資産税・都市計画税の滞納が、収納率低下の最大要因であることを示しており、この問題の解決に向けて、差押え以外にも、新たな担保の徴収や納税保証人を立ててもらうなど、実効性があり、将来的に納税が担保される方法をぜひ検討すべきと思うがどうか。

旧国際ホテルは、登記簿上の名義人と事実上の所有者が異なっているが、固定資産税・都市計画税の納税義務者については、北海道の見解に従い、あくまでも登記簿上の名義人を納税義務者として課税しており、これでは、今後も実態のない法人に対して課税を繰り返す、その都度、即時消滅をするという矛盾が生じる。市は、市民の納得を得るためにも、競売法第2条第1項に関連して出された、「競落人は、競売許可決定があったときから、競落した建物について家屋税の納税義務を負う」とする判例も参考にして、事実上の所有者に課税することができないか、再度、検討を加えてほしいがどうか。

財産収入について、旧石山中学校の土地・建物を民間企業に賃貸し、2年弱で約2,000万円の収入を得たとのことであるが、企業はみずからの利益のために使用することから、相手方が大企業の場合には、貸付単価を上げるなど、市財政に寄与する方策を考えるべきと思うがどうか。

また、市の第三セクターで運営しているマリンウェーブ小樽は、16年度に初めて配当金が生じたものの、17年度は減額となっている。かねてから同社の経営改善について指摘してきたが、19年度からはヤマハ発動機から派遣されている3名の職員を1名にすることとし、人件費の削減が図られるものと期待される。一方、マリンウェーブ小樽が支払っているマリナーセンターハウスの家賃は、年間2,200万円にも及び、平方メートル当たりの額は、市が賃借している他の公共施設の単価と比較して、非常に割高であることから、貸主と家賃の引下げを交渉するよう、申し入れるべきと思うがどうか。

財政再建推進プランにのっとり、平成17年度から市民会館等の施設使用料が改定されたが、各施設の利用状況に影響は出ていないのか。

生涯学習プラザについてはホール・学習室の利用者が増加した一方、和室は減少しているが、他の施設でも和室の利用は減少傾向にあり、和室そのものが必要とされていないのではないのか。

また、いなきたコミュニティセンターの集会室は、3部屋の中央に位置する2号室の料金が安いので、先に埋まってしまい、他の2部屋を一体的に利用できないことが多々あり、利用の仕方を調整してもらいたいがどうか。

市民会館は施設が古く階段が多いなど、バリアフリーに対応しているとは言えず、高齢者には不便であるとの声を聞くが、ホールが満席となる大きな催しもあることから、市は、将来に向けた同規模のホールの必要性をどのように考えているのか。

「宝くじ交付金収入」については、北海道市町村振興協会を経由し、市町村に「オータムジャンボ宝くじ」の収益金が交付されるものであるが、「サマージャンボ」の交付金については、同協会の会費として積み立てられており、それを基に市町村への貸付基金などとして運用されている。市もここから借り入れており、これに伴い支払った利息だけでも3億円に上る。一方、基金残高は総額46億円であり、これは本来市町村に交付されるべきものであることから、市財政が厳しい折、他市町村と連携し、市町村への配分を高めることや、同協会のあり方についても、見直しを求める必要があると思うが、どう考えているのか。

また、同協会では、上部組織である全国市町村振興協会に対し、「サマージャンボ」交付金の配分額の20パーセントを納入しているというが、基金残高だけを見ても全国で770億円以上をため込んでいる。こうした運用についてもあわせて検討する必要があると思うが、どのように考えているのか。

人口対策について、事務執行状況説明書の「人口対策関係」欄の記述は3行と少ない。これは、定住対策など各部で行っている関連事業を、まとめて記載する形になっていないためというが、せめて各部

の関連事業や取組状況を一括して把握できるよう、表現を工夫してもらいたいがどうか。

本市の自然動態を見ると、平成17年の出生数は前年に比べて急激な減少となっている。また、社会動態については、札幌市への転出が多く、これらを食いとめることが最重要と考えるが、どう分析し、これまでどのような対策を講じてきたのか。

人口対策は難しい課題であるが、市の基本となる重要な問題であり、今後の対策をどう考えているのか。

小樽港のガントリークレーンについて、ようやく設置されたものの、現在は週に1日だけの稼働と聞くが、貨物は増加傾向にあり、今後、稼働率が向上すれば、それに見合うコンテナヤードも必要になる。これまで市は、コンテナヤードを造成したくても、後背地が狭いとして敷地の一部分だけを整備したが、長期的には広いヤードの必要性を認識していながら、なぜ敷地の全部を造成しなかったのか。

港湾施設の使用料については、「係船料」などの名称を17年度の途中に変更し、決算では変更前と後の二つの名称に分けて記載している。これは、入出港に関する手続を国際的に標準化を図る「国際海上交通簡易化条約」の締結により、国が示した申請等の統一様式に名称を合わせたためとのことであるが、年度途中での変更は極めて異例であり、18年度当初から変更すべきではなかったのか。

国民健康保険事業の累積赤字は、17年度末で約28億円あるが、この会計処理に当たり、これまで出納閉鎖期間中に年度をまたいだ一般会計からの借入れ・返済により行っている。今回、道から、これまで行ってきた会計手法では、実質的な赤字額が見えにくいとの指摘を受けているが、今後は透明性確保のため、どのように是正するつもりなのか。

また、同会計の17年度単年度決算は黒字となり、約3億9,000万円を一般会計借入金の繰上償還に充てるなど、近年は、累積赤字の解消を図ってきていると聞く。その一方で、生活困窮のため、保険料を滞納せざるを得ない世帯に交付される短期証や資格証の発行件数は減少していないことから、こうした世帯に対する支援が必要となっている。市は、累積赤字の解消に努めながら、保険料の軽減についても図ることができないか、ぜひ検討すべきと思うがどうか。

平成17年度決算ではごみ処理手数料については、予算額の3億733万円に対し、収入済額は2億7,872万円にとどまっているが、これはごみに対する市民の減量意識が高まったことによる効果と考えてよいのか。

ごみの減量化に伴い、資源物収集量が当初の見込みより大幅に増えたため、これを処理するためのリサイクル推進費に不足が生じ、その分を本来、家庭ごみの減量化・有料化を目的として支出されるべきごみ処理費から流用している。ごみ処理費には、特定財源として市民から徴収したごみ処理手数料が充てられていることから、流用財源とせず、あくまでごみ減量化の目的に支出すべきと考えるがどうか。

来年、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設も本格的に稼働し、今後ごみ減量化の意識の高まりとともに資源物収集量が増えることが予想されるため、再資源化に要する経費は当初予算から確保し、適正な事務執行に努める必要があるのではないかと。

昨冬、貸出しダンプ制度の申込み件数は359件で、市が負担したダンプの借上料は、総額で約8,100万円であったという。ダンプについては無料であるかのように思っている市民もいることから、よりコスト意識を持ってもらえるよう、利用団体ごとに、ダンプに要した費用を通知すべきと思うがどうか。

また、貸出しロータリを6か所で試行実施したところ、貸出しダンプに比べ、経費圧縮となった箇所がある一方、そうではない箇所もあると聞く。市は、この結果について、どのように判断しているのか。

今冬の貸出しロータリの試行実施については、幅員など道路事情により制約があるとは思いますが、経費

節減が見込める箇所については、可能な限り実施してもらいたいかどうか。

水道事業について、水道水1立方メートルを製造するのにかかる費用である給水原価は、17年度203円40銭であったが、近年はどのように推移してきたのか。

また、本市は道内各都市の中で、比較的高い方であるとのことであるが、その原因についてどのように認識しているのか。

維持管理費を削減し、給水原価を下げるのが、水道事業会計の経営安定につながると思うが、これまで具体的にどのような対策を講じてきたのか。

本市で使用しているパソコンの基本ソフトの中には、セキュリティ対策など、メーカーからのサポートが終了しているものもある。これに対応するためには、パソコン本体を入れ替える必要があり、計画的に更新すべきと思うがどうか。

市のホームページは、平成10年に立ち上げて以来、トップページの改良などにより内容が充実し、大変便利になったと思う。市職員が手作業で更新などの管理をしてきていることから、他都市と比較してホームページの運営費が非常に少なく済んでいるが、今後、その内容をさらに充実したものにするためにも、運営費の増額を検討すべきと思うがどうか。

市が推進している地域情報化計画の課題の一つに、情報格差対策があるが、市民を対象にしたIT講習会の受講者数が、平成16年度に比べ17年度は大幅に落ち込んでいる。市民間の情報格差がそれほど縮まっているとは思えず、今後の対策として、市民のパソコンの使用状況等を把握し、具体的に講習の内容を検討する必要があると思うがどうか。

現在、市内の小中学校では、授業でパソコンが活用されているが、指導できる教師の割合が全道レベルに達していないとのことであり、市教委は、研修内容を充実させるなど、教師の底上げを図るべきと思うがどうか。

また、情報化教育は、今後、大変重要になってくると思うが、電子メールを使う上でのマナーなど、情報モラルの指導も含め、どのように進めていくつもりか。

昨今、青少年の犯罪が増加傾向にあるなど、心の教育の充実が重要になっているが、道徳の授業がホームルーム的な時間として使われるなど、学校現場では真剣に取り組んでいないとの印象がある。市教委は授業の実態をどう把握しているのか。

道徳の副読本については、全学年の児童・生徒分を購入するだけの予算措置がなされておらず、学校で毎年、計画的に購入し、各学年ごとに10冊程度という形などでそろえているというが、授業でどのように利用されているのか。

文部科学省からは、道徳の授業で副読本と連携して心のノートを有効に利用するよう通知がなされている。心のノートは、特に家庭と学校のかけはしになるものと期待されており、市教委は副読本や心のノートを有効に活用した道徳の授業が適切に行われるよう、指導を徹底すべきではないか。

現在、北海道では、いわゆる「地産地消」の推進を図っており、来年度から、道内のすべての小中学校で、道産小麦を100パーセント使用したパンを学校給食で提供する予定と聞く。このような状況の中、市教委は、学校給食で使用する地元産の食材について、どのような対応をしているのか。

学校給食で地元や道産の食材を使用するのは、産地における生産管理状況が把握しやすいなど、食の安全・安心を確保できる点からも、大変重要なことであり、さらには、小樽や北海道の産業の発展にも結びついていくと思われるので、今後も、ぜひ推進してほしいがどうか。

公設青果地方卸売市場の卸売業者である樽一小樽中央青果は、昨年10月に「丸果札幌青果」の支援を受け、経営の再建を進めており、本年上半期の取扱量・売上額は前年より増加傾向に転じている。しか

し、近年は、大手商社が商品価値の高い野菜などを直接農家から買いつけるなど、卸売業者が消費者の望む商品を仕入れること自体が難しい状況になっており、今後、どのような方針で経営の立て直しを図るつもりなのか。

また、卸売市場には、食卓へ安定的に生鮮野菜を届けるという使命があり、そのためには、直接携わっている卸売業者と仲卸業者が常に協力し合える関係であることが不可欠と思うが、これまでどのように連携を図ってきたのか。

国連では、核実験を行った北朝鮮への制裁が決議され、日本でも港湾への入港禁止など具体的な制裁措置が検討されているが、最近の小樽港における北朝鮮籍の船舶の入港状況はどうなっているのか。

北朝鮮籍の船舶の積荷は、ウニなどの海産物が大半を占めており、原料を輸入に頼る市内の水産加工業者への影響が心配されるが、入港禁止措置が発動された場合、港湾管理者である小樽市は、どのように対応するつもりなのか。

介護保険制度について、昨年10月から施設入所に対する居住費などの個人負担を求めるホテルコストが導入されたが、市民税課税世帯の入所者負担額は3億円にも上るとのことである。負担増となった高齢者は、家計に深刻な影響を受けており、市は、利用者の実態把握に努めてもらいたいと思うがどうか。

また、低所得者への対策として、施設入所費用の負担軽減制度が設けられているが、高齢化が進む本市の場合、施設入所者や受給者の増加に伴い、市が負担する特定入所者介護サービス費など、保険給付額も増加する結果となっている。市は、全国市長会を通じて、介護保険の重い負担を背負う自治体の実情を訴え、制度の改善を国に要求すべきと思うがどうか。

昨年度の生活保護率は、全道10万都市中3番目と高く、さらに増加傾向にあり、本市の厳しい財政状況の中で、大きな負担となっている。こうした事態を解消するためには、受給者が自立した生活を確立することが重要であり、しっかりとした指導をすべきと考えるが、市はこれまでどのような対策を図ってきたのか。

本市には4,900名の生活保護受給者がおり、こうした業務を39名のケースワーカーで対応しているが、地域の民生委員と連携を強化することで、さらにきめ細かい支援や助言ができるのではないかと考えるがどうか。

健康診査のうち乳がん及び子宮がん検診については、17年度に対象年齢を拡大し、受診者数が大幅増になった一方で、基本健康診査の受診率は27.8パーセントである。この受診率を高めるため、例えば有料化した健診料金を引き下げるなど、何らかの対策が必要なのではないかと考えるがどうか。

現在、国は生活習慣病などを予防するため、日常の生活を改善することこそが重要と位置づけ、健診内容や健康の指標の見直しを進めており、市も、可能な限り早急に方策を打ち出してもらいたいと思うがどうか。

市指定ごみ袋の各取扱店から市に提出される販売数の報告は、毎月、自己申告により行われており、市は販売数や在庫の確認を一切行ってはいない。指定ごみ袋の販売数は、取扱店が市に納付するごみ処理手数料算定の基礎となるものであり、正確さを期すため、在庫管理のあり方を改善すべきと思うがどうか。

本市の救急出動において、市民、特に銭函管内の居住者が手稲溪仁会病院に搬送された件数は、平成15年から17年の3年間で、年々増えてきているように思うが、新市立病院の救急医療体制は、どのようにするつもりなのか。

年内に新市立病院の基本計画が提出され、基本設計の予算づけがされるやに聞くと、いつごろまでに新病院の規模・機能を決定し、公表するつもりなのか。

現在、全国各地の公立病院で医師の確保が大きな問題になっており、本市における医師数を平成16年

4月と17年4月で比較すると、小樽病院で9名、第二病院で1名が減少していると聞かすが、原因は押さえているのか。また、現状では、医師の法定数を下回り、欠員になっていると認識してよいのか。

この問題は、新市立病院基本構想にも大きく影響することから、市立病院調査特別委員会等においても、さまざまな議論がなされているが、今後、必要な医師数の確保に向けて、自信はあるのか。

若竹高架下にある市営駐車場は、駐車場の必要性に迫られた地元住民や町会の要望にこたえ、市が、東日本高速道路株式会社から用地を借り上げて運営しているが、年間の利用台数によっては、用地借上料が駐車場収入を上回ることもあると聞く。

平成17年度は約39万円の赤字となっており、収支の適正化が求められることから、市は、指定管理者制度を活用して、町会独自の運営を行わせるなど、駐車場の管理体制の見直しを検討してはどうか。

また、利用者が駐車場に出入りするための歩道がなく、非常に危険な状況である。安全確保の面からも、駐車場裏にある空きスペースを歩行者用の通路にするなどの工夫をぜひ検討してほしいがどうか。

市は、毎年、降雪前に町会長等を対象とした除雪懇談会を開催しているが、町会からの要望に対し、積極的に問題を解決しようとする姿勢が見られないため、年々関心がなくなり、参加者も減ってきていると聞く。あらかじめ冬期間の現地の状況をしっかりと調査、把握し、要望が実現するよう努力してほしいがどうか。

昨年度は、異常な大雪であったにもかかわらず、電気料金削減のため、市内217か所にあるロードヒーティングのうち196か所を断片的に休止しており、このことは、路面の段差による交通障害や凍結によるスリップ事故などを引き起こす一因となっている。こうした市の姿勢は、市民の安全を真剣に考えているとは言いがたく、市は、北電と、電気料金の減免措置等についてしっかりと交渉すべきと思うがどうか。

昨年度まで公共の雪捨場として北浜岸壁を使用していたが、近隣住民から騒音等による苦情があったため、今年度からは使用しないとのことであるが、市の管理体制について問題はなかったのか。

市も除排雪の問題に一生懸命取り組んでいるとは思いますが、市民の声が届いていないのも事実であり、高齢者にも住みやすく、また、除排雪業者との連携も大切にしながら、血の通った行政を目指してもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成18年第3回定例会議案第6号ないし第16号及び第19号ないし第22号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、採決の結果、全会一致で、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第6号ないし第16号及び議案第19号ないし第22号は不認定の討論を行います。

平成17年度予算編成と財政健全化の取組で生み出すとされた22億7,000万円の内容は、歳入で保育料、放課後児童クラブ手数料の値上げ、各種施設使用料の値上げ、家庭ごみ有料化など、歳出では人件費の削減で7億6,000万円、医療費助成の見直し、減免制度の見直しなど、職員と市民への犠牲押しつけによるものでした。

市長は、財政危機を乗り越えるために、聖域を設けず見直しをかけると言いながら、この間、無駄な事業の削減を行うことはしていないことを日本共産党は指摘してきました。石狩湾新港管理組合負担金4億5,000万円には手をつけず、逆に石狩開発株式会社の破たんで、本来なら同社が負担するはずであった簡易水道事業特別会計の超過負担分が本市の新たな負担としてかぶさることになりました。

日本共産党は、不要不急の事業の見直しを行うこと、無駄を削減すること、住民の福祉の増進、住民サービスを守るという地方自治にうたわれている自治体本来の役割を發揮しながら、財政難を克服していく、そういう方向性を示す予算修正案を提案しました。

予算修正案の内容は、平成17年度、新たに市民負担となる家庭ごみの有料化や使用料の負担分を認めず、かつ一般会計の赤字予算額3億9,000万円を圧縮することに努めたものです。

また、若年者の就職難の状況打開のために、高校生20名の臨時職員採用、ふれあいパス、低所得者対策、地元商店や事業所の経営支援の駆け込み緊急貸付金の創設など、市民生活を応援する内容でした。財源については、石狩湾新港への税金投入ストップ、ごみ処理手数料関係経費の削減、土地開発公社所有の土地売却で充当することとしました。

この方向で、市債は2,720万円減らし、赤字予算を7,292万1,000円まで圧縮としたものです。また、過去最低になったと言われた市税収納率は、小樽ベイシティ開発の固定資産税の滞納がその大きな要因であることは明らかで、ここに見る大企業優先の政策の誤りは明白です。地方自治体の財政困窮の大きな要因となった政府の三位一体改革による、地方交付税の落ち込み政策にも言及しながら、当然のこととして小樽市独自の施策の転換が図られなければなりません。

保育所の定員増で、待機児解消、子育て支援センター「風の子」や「げんき」を中心とした子育て支援の事業拡大、家庭ごみ手数料の子育て世帯への減免などは評価しますが、一方で保育料の値上げ、放課後児童クラブ有料化は、働きながら子育てをしている家庭への大きな負担です。

ふれあいパスの利用者は、16年度の一部有料化に加え、17年度は回数券方式になり、15年度との比較で、平日で45パーセント、土日で42パーセントへと激減しています。高齢者の生きがい対策の大きな後退です。さらに、平成17年第3回定例会で示された「小樽駅前第三ビル周辺地区再開発事業」による市営室内プール廃止施策は、多くの市民の生きがいを奪うことになると、プール存続の要望、一日も早い新プールの建設を願う声が日々大きくなっています。財政再建の展望を明らかにできないまま、次期総合計画に位置づけるとの対応に、市民の納得が得られないのは当然です。これらの声に背き続けることは、新小樽病院の建設場所をめぐる市民の要望への対応と同様、市民との協働を掲げる市長の公約にも反することではないでしょうか。

これらのことを指摘しつつ、他の議案については、消費税転嫁、受益者負担増、治療の一環である病院給食の民間委託費等が含まれており、不認定とします。

以上、討論とします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成18年第3回定例会議案第6号ないし第16号及び第19号ないし第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

23番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

以前、情報公開条例に基づいて学校の職員会議録を請求した際、発言者の氏名はすべて黒く塗りつぶしてあり、公開されていなかった。議案第6号情報公開条例案では、公文書の開示の範囲が拡大され、公務員の職務に関する職、氏名についても原則として公開されるようになるということであるから、今後、職員会議録の氏名についてもできる限り開示すべきと思うがどうか。

今定例会に出されたプール建設を求める陳情の願意には、議会に対し、既に具体策を示している指導員の配置や水中体操教室に関する要望も見受けられた。これは、市教委が利用者に対して、プール廃止後の対応策を十分周知してこなかったことを裏づけるものとは言えないか。

市教委は、利用者に対する説明の機会を設け、対応策や補償金6億円を含む本市の財政状況を示し、理解を得るよう努力すべきではないか。

また、市は、次期総合計画にプール建設をどういう形で盛り込む予定なのか。

室内水泳プールの利用団体は、次年度以降の予定を立てるため、9月に、直接、教育委員長へ話を申し入れたが、第3ビル再開発準備会の建設計画が決定しなければ、具体的な対応策を示すことができないという理由から受け入れられなかったとのことである。プールが使用できなくなるのは市の政策によるものであり、市教委は準備会の計画にかかわらず、利用者に不都合が生じないよう対応策を考えるべきではなかったのか。

計画が明らかにされた今、市はプール建設を切実に願う利用者の願意を受け止め、次期総合計画に建設時期を明示するよう、強く要望するがどうか。

国民保護法制において、自主防災組織の役割が期待されているが、国民保護計画策定の有無にかかわらず、ぜひ、すべての災害に備え、犯罪防止にも役立つ自主防災組織を構築すべきと考える。

今後、地域における自主防災組織の役割をさらに強化していく必要があり、市はその育成と支援に努めるべきではないか。

現在、市は、小樽市国民保護計画の素案について、道と協議中であるが、素案には本市が独自に設けた項目はあるのか。

この計画は、日本が外部からの武力行為を受け、災害が発生した場合、住民等の安全を第一として、被害を最小限に抑えるよう対処することを目的としているが、計画の検討段階で平和を維持するためにどうすべきかという論議はなかったのか。

万が一にも、外部からの武力攻撃などがなされることがない平和な国づくり、自治体づくりが必要であると改めて強く感じるのだが、そのためにも非核港湾条例を制定するべきと思うがどうか。

滝川市において、小学校6年生の女児がいじめを苦に自殺をするという大変痛ましい事件があったが、市教委はこれを教訓とし、一体何を学んだのか。

いじめとは人間関係の支え合いが欠けているために起きると考える。いじめを解決する方策として、

学校でしっかりした人間形成を行い、子供に生きていく力をつけていくことが大事であると思うがどうか。

本年5月に実施した学習到達度調査において、教職員は非協力的であったと聞くと、これは指導力に自信が持てない表れではないかと考える。市教委は、今後、校長を通じて教職員の協力を求めていくとのことであるが、直接働きかけるべきではないか。

この調査で、国語と算数が全国平均を下回る結果となったのは、市内各小学校で年間授業時数が適切に確保されていなかったからではないのか。

公の教育をしている以上は、一定の学力レベルをしっかり達成する責任があると思うがどうか。

今回の学習到達度調査について、あえて実施しなければ子供たちの学力の把握さえできないということは、非常に残念である。本来、教職員が常日ごろから子供たちへの学習指導にしっかり取り組んでいれば、子供たちの学力について把握することは十分可能であるし、小学校から中学校への申し送りもできるのではないか。

この調査結果については、実際に教職員が小学校での学習指導に反映させなければ、意味がないことは言うまでもないが、今後、調査を実施するに当たり、市教委の主導ではなく、教職員も一体となって取り組むべきと考えるがどうか。

学習到達度調査については、教職員の協力が得られず、校長、教頭、市教委の職員で対応したとのことであるが、教職員が、今後の指導にこの調査の結果を生かす意識がないとするならば、子供にとってよい結果を得られないのではないか。

教職員の協力を得るため、市教委は教職員との信頼関係をつくり上げていくことを課題とし、取り組む必要があると思うがどうか。

学習到達度調査について、生活・学習意識調査を項目に盛り込んだ意義とは何か。

また、教科に国語と算数を選定した理由は何か。

市教委は調査結果を報告書にまとめたが、今後、どのような形で活用し、周知していくつもりなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第28号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号及び第382号ないし第2231号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第28号は可決、総務常任委員会に新たに付託となった陳情第382号ないし第2231号は採択、継続審査中の陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号は、いずれも採択を主張して討論をします。

議案第28号は、我が党が提案しています小樽市非核港湾条例案です。

年末を迎え、今年の重大ニュースの筆頭に、北朝鮮の核実験が取り上げられています。北朝鮮による

7月のミサイル発射事件、続く10月9日の核実験実施は、朝鮮半島の非核化と核兵器廃絶の努力に背を向ける許せない暴挙です。北朝鮮政府は、韓国との朝鮮半島の非核化に関する共同宣言や日朝平壤宣言、第4回6か国協議共同宣言などで、繰り返し核兵器と核計画の放棄を約束してきたのですから、みずからの約束を平気で踏みにじり、核実験によって核兵器保有をアピールし、こういったことを背景に自己の主張を通そうとするのは、到底許せない行為です。

こうした北朝鮮の国際ルールを無視した態度は、国際的孤立を深める大きな要因ですが、北朝鮮の暴挙に対し、10月15日に、国連安全保障理事会が全会一致で北朝鮮の核実験を非難し、核兵器と核計画の放棄、6か国協議への即時無条件復帰を求め、国連憲章7章第41条に基づく措置を各国に求めたことは、関係各国が相互に敵対関係を解消し、緊張を和らげ、平和的關係を築くことを目指したもので、この方向でこそ解決の道が開けるものです。

日本の政界の一部に、核保有議論を促すような言動が見られましたが、そういった言動に批判が集まったことは、国際的にも国内的にも核兵器廃絶への意識が高まっていることの表れです。

同時に、核拡散を根本的に食いとめていくためには、すべての国の核兵器保有を禁止する核兵器廃絶条約の締結に向け、核保有国も含め、みずから核軍縮に努力する姿勢を示すことではないでしょうか。

我が党提案の小樽市非核港湾条例案は、その方向性を示すものです。ぜひ採択に御賛同ください。

陳情第382号ないし第2231号は、室内水泳プールの早期建設、また、建設計画の明示を求めるものです。この間、市営室内プールの存続を求める利用者、市民の要望に押され、高島小学校プールの利用拡大、一部事業の民間施設での対応策が示されているところですが、高齢者またりハビリに利用している障害を持つ方々にとっては、通うのに不便になる、記録の残せる標準以上プールではないので、大会が開けなくなるなど、不安や失望感が消えるわけではありません。

これまで、6億円と言われていた小樽市が第3ビルに保有する権利床は、実際には7億8,000万円ということですが。有効な財源活用で、次期総合計画を待たずに新プールの建設計画を示すことは、市民の希望につながります。採択を主張します。

陳情第355号です。

郵政民営化法が国会で採択されたことを受け、集配局の統廃合で集配業務の縮小化が始まっています。郵便配達が一遅れになった、ATMの機器が使えなくなったなど、明らかに市民サービスが低下しています。集配業務の再編計画の凍結、中止を求める立場で採択を主張します。

その他の陳情につきましても、願意妥当、採択を主張して討論とします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対し、議案第28号に賛成、可決を主張する討論を行います。

今年の7月、小樽に3度目の米空母の入港がありました。小樽市は6月2日、市長が外務省に、また、助役が在札幌米国総領事館を訪ね、それぞれ寄港撤回を要請しましたが、拒否され、7月1日に入港が強行されました。小樽市の寄港撤回を求める動きは、市民感情等を考慮したものであり、結果には限界がありますが、全国に発信され、注目されたところでもあります。有事法制が整備されても、自治体の持つ港湾管理権は依然強いものがあり、アメリカはそのことをよく自覚しております。

その一つの例が、今年、長崎でありました。2月にアメリカ海軍のイージス艦ステザムが、長崎港に入港する計画が明らかになりました。長崎県と長崎市は、市長、知事、それぞれ被爆市の市民感情を考

慮し、寄港を撤回するように日米両政府に要請しました。しかし、アメリカ海軍は入港を強行しました。このことに対し、地元の長崎新聞は、2月10日の社説で、核軍艦ならしは許さないとの主張を掲載しました。その内容は、米艦の執拗な長崎入港は、被爆地、市民に対する核ならし、軍艦ならしをねらったものであり、同時にたとえ被爆地であろうと、アメリカの軍艦は自由に出入りするのだというアメリカ軍の意思を日本じゅうに見せつけることをねらったものとしか考えられません。そんなことを許すわけにはいかない。そういった内容でありました。長崎市民の感情をよく表したものだと思えます。

これに対し、在日アメリカ海軍司令官ジェームス・D・ケリー少将は激昂し、長崎新聞に反論文の掲載を求めてきました。初めてのことで聞いております。正しい指摘を受け、ほうっておけなかったのだろうというふうに思います。友好親善の陰に隠れた民間港への米艦船の寄港の意図が正しく指摘されたからだと思えます。ケリー少将の主張は、入港の目的はあくまでも友好親善である。日本を防衛する能力を向上させるのは、日米同盟下でのアメリカの責任であること。何よりも自分たちが守ると誓った国で歓迎されないことは悲しいことであり、国を遠く離れた、家族から遠く離れた地域で命をかけて勤務している乗組員は、この新聞報道や自治体の対応に落胆している。そういったものでありました。

しかし、こういった主張にもかかわらず、友好親善と言いながら、知事や市長の撤回要請を無視して、寄港を強行し、兵士のことを考えろと言いますが、アメリカ海軍等の実戦部隊の前戦配置は、あくまでもアメリカの国益に沿ったものであり、また、民間港への寄港は、地元への地ならしであり、軍事データの収集であることは明白です。日本の民間港の自由使用は、アメリカ、そしてアメリカ海軍にとって大変重要な問題なのです。今でもアメリカは、民間港に入港できるとは言っておりません。入港を要求することができるというふうに使っているところにも、その意識があると思えます。

今、一方的に犠牲を要求してきた沖縄の人々の苦労を逆手にとって、米軍再編計画が地元自治体の同意どころか、相談もなく頭越しに公表され、その公表された内容を了解させるための強圧的な行為が続いています。しかし、政府のねらいどおりに事は進んでいません。このままでは、100年たっても基地のまち、米軍再編基地強化反対という声が全国に上がっています。また、アメリカ海軍の軍艦の民間港の自由使用をねらった動きに対する反対の取組も、各地で続いています。

今こそ地方自治を確立し、小樽港の平和を守り、市民の生命・財産を守るためにも、提案されている議案第28号小樽市非核港湾条例案は大切だと思います。

改めて、全議員の賛成を訴え、私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

1番（上野正之議員） 平成会を代表しまして、議案第28号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論いたします。

私たちは、日本国民として、また小樽市民として、この条例は避けて通ることができないことだと思いますが、だれしもが戦争のない平和な世界を願っております。また、この条例につきましては、いろいろな考えがあると思えます。平成会といたしましても、今後とも十分に研究し、市民の考えを精査していきたいと思えます。このようなことを整理した結果、平成会としては、今回の条例案に対し、棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は自席にて行わせていただきます。以上で討論を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第28号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号及び第382号ないし第2231号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大島護議員。

(11番 大島 護議員登壇)(拍手)

11番(大島 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

北海道指定有形文化財である小樽市鯉御殿について、市は16年度から株式会社小樽水族館公社を指定管理者としており、契約更新となる平成19年度には、再度同社を選定する考えという。しかし、業務内容は鯉御殿の維持・管理にとどまっており、文化財保護法に規定する「文化財の保存と活用を図り、国民の文化的向上に資する」という趣旨に反するのではないかと。

同施設は過去の経緯から、観光的要素があるとして経済部が所管しているが、社会教育施設である以上、教育委員会が管理すべきものである。

本年3月に示された新博物館基本計画によれば、鯉御殿を含め、社会教育施設を「新博物館」を中心に一元管理することであり、これが実現するまでの間、市が直接管理をすべきではないかと。

今回の歩行者通行量調査によれば、都通り商店街では、平日で前年を約10パーセント上回り、商店街に活気を感じるが、一方、サンモール商店街は約15パーセント減となっており、丸井今井小樽店閉店の影響が大きかったという。釧路や苫小牧においても、丸井今井が閉店したものの、既に跡利用が図られており、本市の場合は債権の処理や駐車場の構造的な問題といった不利な条件があることは理解できるが、例えば朝市などのイベントを行い、商店街のにぎわいづくりに努めてもらいたいと思うがどうか。

国は、新たに「頑張る地方応援プログラム」として、企業誘致や観光振興に積極的な自治体を優先的に支援すると聞くが、まさに地方がアイデアを出す時代であり、市は、多くの知恵を出してもらいたいと思うがどうか。

小樽昭和学園は、小樽短大の学生数減少で経営難に陥り、「タカガワ」グループの支援を受けて再建に取り組んでいたが、このほど短大の継続を断念したと聞く。市は、職員の雇用継続などについて、何か情報を把握しているのか。

また、市内のしにせ菓子メーカーである池田製菓が負債を抱えて事業停止となったが、これにより解雇される従業員の再就職対策などは、現在どのような状況にあるのか。

同社の経営の引継ぎに名乗りを上げている企業もあるとのことであるが、例えば新会社を設立し再生を図るなど、どのような方法が考えられるのか。

公設青果地方卸売市場の卸売業者である樽一小樽中央青果は、丸果札幌青果の資本参加を受けて、再建に取り組んでいる。しかし、売上げは増加したものの利益が上がらず、依然として厳しい経営状況が続いているが、この要因をどのように分析しているのか。

また、市は、市場使用料を減免しており、今後さらに二、三年は減免措置が必要であるとしているが、卸売業者の経営再建の見通しをどうとらえているのか。

流通の変化など、卸売市場を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、市民の台所としての役割は重要であることから、卸売業者の経営が軌道に乗るよう、必要な支援を講じてもらいたいだろうか。

小樽運河の水質改善のために、悪臭の原因にもなっているヘドロなどのしゅんせつ工事を、国の事業としてこれまでも実施しているが、市はこのほど、公共事業としての費用対効果を評価する目的で、地域住民に運河の浄化に関して、国の統一様式に基づいたアンケートを実施したとのことである。その調査項目の中には、運河を浄化するために、家計にかかる税金が毎年1回5,000円増加すると仮定し、この賛否を問う設問があるが、市財政が厳しいこの時期に、こうした調査を行えば、目的税の創設をねらっているという誤解を与えることにはならないか。

改めて調査をしなくとも、水質改善によって、観光などの経済効果に結びつくことは明白であり、設問項目については十分検討した上で、国と交渉し、税金に関する項目を削除するなど、市独自の内容で行うべきはなかったのか。などであります。

なお、閉会中の11月17日に開催されました当委員会におきまして、ホタテ養殖施設の被害状況について、平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第19号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対の討論を行います。

議案第19号公の施設（鯉御殿）の指定管理者の指定については、3か年の指定期間の満了後、来年春4月1日より平成22年3月31日まで、これまで同様に小樽水族館公社を指定管理者に指定するものですが、これには賛成できません。鯉御殿は明治26年に建築され、明治、大正にかけた日本海沿岸のニシン漁を今に伝える貴重な建築物であります。昭和35年、北海道が文化財保護条例に基づいて、ニシン漁場建築として、建築物としては道内2番目に有形文化財に指定されました。小樽市においては、これに先立つ昭和34年3月、小樽市鯉御殿条例を制定し、このニシン漁場建築の保存、ニシン漁の歴史の伝承、市民文化の向上に努めてきました。

このように、鯉御殿は歴史的に貴重な文化財であり、したがって当然社会教育施設であります。これらの道条例や市条例の根拠とするものは、言うまでもなく文化財保護法ですが、その第1条、目的では、文化財を保存し、かつその活用を図る。もって国民の文化的向上に資すると宣言しています。そして、第3条においては、国と地方公共団体に対して、その保存を適切に用意周到の注意をもって行うようにと任務を明らかにしています。ここでは、国と地方公共団体などとはしていません。国の果たすべき任務、地方公共団体の果たすべき任務だとしています。

本件議案は、まず小樽市がこの立場に立つのかどうか問われる議案であります。3年前のちょうどこのとき、平成15年第4回定例会のこの場で、私は貴重な文化財であり、市内有数の社会教育施設であるこの鯉御殿を経済部観光事業課所管から、それにふさわしく教育委員会に所管がえすべきことを提案し、指定管理者を指定すべきでないということを求めました。ところが、地方自治法の改正を理由にし、つまり公の施設をあらゆる事業者に委託できるとされたことを唯一の根拠にして、個別法では地方自治体の任務とされているにもかかわらず、この鯉御殿への指定管理者制度の導入が決められました。所管は相変わらず経済部、要するに観光施設のままであります。

一方、教育委員会では、この間、新博物館基本計画を示しています。多くの市民や観光客に対する歴史、自然、科学、文化などの教育情報を集約して、魅力ある施設整備、社会教育施設の連携、そして活用を図るとしています。この中で、ニシン漁場建築である鯉御殿を社会教育施設などとして、明確に位置づけていることは当然であります。しかも、今後の展開においては、新博物館を中核とした関連施設の管理一元化を図っていく、生涯各期に応じた学習ニーズに対応していく、このようにも言っています。

経済部のもとでは、観光施設、教育委員会では社会教育施設、しかしその実態は、観光施設として民間委託、このばらばら行政こそが問題ではないでしょうか。公の施設とはいえ、貴重な文化財であり、かつ社会教育施設であります。だれもがなることができる指定管理者に鯉御殿の管理をゆだねるわけにはいきません。改めて教育委員会への所管がえと、社会教育施設にふさわしい直轄管理、保存、運営のあり方を探るべきであります。

議員各位がこの点をよくよくお考えの上、賢明な判断を下されるようお願いして、討論を終わります。

(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第19号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時30分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第18号について、市民会館、公会堂及びマリナーホールの指定管理者を公募した結果、地元と全く結びつきのない全国的な企業に決定したとのことであるが、募集の仕方や選考に至る経緯はどのようなものであったのか。

また、照明などの特殊技術を要する舞台関係の業務にも、指定管理者に任せる動きが広がっているが、専門性の高い業務を管理させるということについては、単に経費の削減を目的に導入するというものなのか、それとも、民間の質の高い技術を取り入れるために行うという考えなのか。

今後、今回のような特殊技術を要する施設の指定管理者を選考するに当たり、選考委員には、庁内の関係者だけではなく、庁外の専門家も加える必要があると思うがどうか。

陳情第380号について、若竹町26番地先の三差路は、若竹町に住む者にとって重要な「生活道路」であるが、通勤・通学の時間帯は交通量が激しく、大変危険な道路でもある。来春、老人ホームがオープンすると、さらに交通量が増加することも考えられるため、地域住民の長年の懸案事項である安全確保に向けての調査や、信号機の設置などについて関係機関への要請をぜひ行ってほしいがどうか。

児童の登下校時には、交差点などで、交通安全女性指導員が街頭指導を行っているが、ほかにも交通量が激しかったり、横断歩道がないなど、子供にとって危険な道路は市内の随所にある。事故防止のためにも、そのような場所には優先的に指導員を配置することはできないのか。

また、だれが見ても危険で、通行に注意を要する道路があるときには、町会との連絡も密にして安全確保に努めてほしいと思うがどうか。

来年1月から地域包括支援センターの運営が始まるが、現在の準備状況はどのようになっているのか。

また、介護保険制度の変更により、現在、介護保険制度を利用している人と来年1月以降に受ける予定の人とでは、それぞれ対応する窓口が異なることもあり、業務内容にも大きな違いが出ると思うが、作業の流れはきちんと押さえてあるのか。また、今後、新制度移行に伴い、利用者にはどのように対応していくつもりか。

現在、介護保険制度を利用していない市民からも、今回の制度変更についての問い合わせが寄せられており、パンフレットなどによる周知だけではなく、直接窓口で説明を受けることができるようにするなど、具体的な手立てをぜひ検討してほしいがどうか。

厚生労働省から出された「生活保護行政を適正に運営するための手引」にも見られるように、国は生活保護行政を後退させてきており、生活保護基準が、憲法第25条で規定されている生存権を保障するに足りているか否かという検証こそが今最も必要と考えるが、市はどのように認識しているのか。

本市において、生活保護の相談をしてから申請に至るまでの件数は、4割弱と少なめだが、各地で問題視されている「事前指導」はないと考えてよいのか。生活保護の申請意思が明らかな場合には、申請書を提出させるべきであり、相談を受けるときは、生活保護法第2条の理念に基づいた対応をしてほしいと思うがどうか。

本市のケースワーカー1人当たりの担当件数は、国の基準である80件を若干上回っており、基準数以下となるよう、職員を確保する努力が必要ではないか。

現在、「ワーキングプア」が問題になっているが、このようなときこそ生活基盤を公的に支える仕組みが重要であり、市民の暮らしを守るため、市全体で大いに議論することが大切ではないのか。

本年3月に石綿健康被害救済法が施行されて以降、本市では、法律の内容等についての問い合わせや相談が七、八件あったと聞くが、どのような内容であったのか。

環境省のホームページに掲載されている資料によると、平成7年から16年の間に、本市では、中皮しゅにより6名が死亡している。相談者が死亡した方の遺族であると断定することはできないと思うが、アスベストによる被害者やその遺族を救済するという法の趣旨をくみ取り、相談を受けたままにしておくのではなく、仮に、連絡がとれるのであれば、何らかの救済措置をする手立てを講じてほしいと思うが、市の認識はどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号及び陳情第357号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第18号並びに陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第48号、第63号、第68号、第71号、第72号、第76号、第78号、第81号、第86号及び第375号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 7番、若見智代議員。

（7番 若見智代議員登壇）（拍手）

7番（若見智代議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（市民会館、公会堂及び市民センター）は否決、新たに付託されました陳情第380号若竹町26番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方については採択、継続審査中の請願、陳情はいずれも願意妥当であり、採択の討論を行います。

議案第18号公の施設の指定管理者の指定についてですが、指定管理者制度は、経費節減、効率的な管理・運営が大きいならいであり、利益を追求するがゆえに、市民の声が後回しになり、サービスがゆがめられてしまわないか。あるいは、職員の労働条件などの不安があります。また、自治体としての公の市民サービス分野からの事実上の撤退と考え、もともと賛成できるものではありません。今回、代表法人として名前が挙がっておりますイオンディライトは、平成18年9月に、親会社がイオン株式会社と株式会社マイカルである株式会社ジャパンメンテナンスと株式会社イオンテクノサービスが合併し新たにスタートしたところですが、選定に当たっての評価結果も出されており、評価項目を参考にさせていただきましたが、施設管理の安全性について懸念され、収納率の向上や収入増対策について、候補社はほかと比べ評価点が高く、やはり市民サービスや職員の賃金引下げなど、労働条件には不安が残ります。また、地元業者ではなく、地域経済にも役立たないと考え、賛成できません。

継続審査中の請願、陳情については、これまでも述べてきましたので、詳しく触れませんが、いずれも願意妥当であり、採択を主張いたします。請願、陳情の趣旨を改めて読み返しますと、それぞれの請願、陳情は、市民生活に直結しております。市民の要望にこたえていくことが、議会の役割ではないかと考えます。

議員の皆様の活発な発言を期待し、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号及び陳情第357号について、一括採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号及び第81号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第18号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号、第78号、第86号及び第375号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

32番(佐藤利幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第20号について、市営住宅の管理業務は、一般的な施設と違い、住民の個人情報にかかわる部分が多いため、指定管理者は大変な責任を負うことになる。滞納整理業務についても、一民間企業である指定管理者が行うと、収納率向上を追い求めるあまり、住民とのトラブルを招きかねず、このような懸念のある管理業務は、本来ならば市が直接行うべきものである。

市は、業務開始前に指定管理者に対し関係法令を修得させるとのことだが、公営住宅の目的に従って業務を行うよう、個人情報厳守の指導をするなど、引き続き責任を持って監督してもらいたいと思うがどうか。

市営住宅の管理業務を指定管理者に行わせることによって、市には具体的にどのような利点があるのか。

指定管理を行う事業所の担当職員は、市営住宅には常駐せず、各住宅を巡回していくとのことだが、

担当が頻繁に変わるようでは、住民や自治会が安心して接することができなくなると思うが、どのような形態を考えているのか。

また、担当職員が職務を全うするあまり、厳しく対応することで、住民が不信感を抱くことなども心配されるが、万が一、住民から担当者の交代や指定管理者自体の変更をしてほしいとの申出があった場合、契約期間中の変更は可能なのか。また、可能な場合、どういった手続が必要か。

議案第13号は、小樽築港駅周辺地区の医療・福祉関連サービス地区に、大型店舗や娯楽施設を建築することを制限するものであるが、当該地区の再開発地区計画は策定された当時、賛否両論があったとはいえ、議会の議決を経て、まちづくりの方向性が決められたものである。以後、計画に従い、官主導でアミューズメント施設などの誘致が進められ、現在のまち並みが存在しているが、今回の条例案では、こうした施設の多くが、逆に制限の対象となっている。地区全体の土地利用の方針を変更するのではなく、1地区のみを医療・福祉関連サービス業務地区に変更して、病院を建てるというのでは、築港地区にどのようなまちづくりの展望を描いているのか理解に苦しむ。

これらのことは、都市計画を所管としている建設部が一番感じていることなのではないのか。病院建設が前提とはいえ、何のために都市計画が存在しているのか、再認識をしてほしいと思うがどうか。

当委員会には、ロードヒーティングの敷設に関する陳情が数多く寄せられている。一般的な道路への設置費用には1,000万円強かかるとのことであり、財政上の問題などから、新たに敷設することは難しいというが、旧手宮線の土地取得に1億9,000万円もの多額の予算を割くくらいであれば、その費用をロードヒーティングに使うべきではないのか。

陳情箇所は、いずれも急こう配などのため大変危険であり、ロードヒーティングができないというのなら、それにかわる安全対策として、砂の散布をするなど、早急に対応しなければならないと思うがどうか。

融雪施設設置資金貸付制度は、市民の声を反映して雪対策の一環として創設されたが、一定の成果が得られ、民間金融機関にも融資制度があることから廃止するとのことである。民間の融資制度は、市の制度よりも条件が厳しく、利用しにくいものであるため、利用を勧めるなら貸付条件の緩和や金利の軽減などを金融機関と協議するべきではないか。

このたび、新たな制度の創設を希望する陳情が提出されたが、現制度の規模の縮小や、バリアフリー等住宅改造資金融資制度の利用対象の拡大など、形を変えた受皿をつくる必要があるのではないか。

財政状況が厳しいさなかではあるが、小樽の冬の実情を直視し、知恵を出し合って新制度の創設に向けて検討してほしいがどうか。

開発予算の削減で公共事業が減ったことによって、土木・建築業者の運搬車両の保有台数が減り、排雪用ダンプの不足が深刻化している。このことを受け、札幌市では排雪登録業者の車両保有基準を10トンダンプ限定から4トンダンプにまで緩和したものの、4トンダンプでは一度に運べる量が少ないため、人件費の増加や交通渋滞などが懸念されているが、小樽の状況はどうなっているのか。

本市の今年度の除排雪計画では、ダンプ不足に対する苦肉の策として、市道については、国道や道道よりも早い時期に排雪を行うことで各道路管理者と協議しているというが、降雪状況によっては、結局、ほかの道路と出動時期が重なってしまうおそれがあるため、慎重に対処してほしいと思うがどうか。

国や道に先駆けた排雪の実施は、排雪用ダンプの不足に伴う対策とのことだが、これは市民要望に対応したものではなく、あくまで施行者である市の都合によるものである。現在、排雪出動のめどとして道路わきの雪山の積り高が2メートルを超えた段階を基準としているとのことだが、道路の見通しの改善や通学路の確保など排雪を求める声が多い中、この基準を変えない限り市民の要望に沿ったものには

ならないと思うがどうか。

基準を下げることにより、排雪開始時期が早められ、結果として、国や道に先んじた出動が可能となり、排雪回数が増えることは市民にとって好ましいことと考える。市は、回数の増加に伴う負担増を懸念するが、市民サービスの向上を考え、見直していく必要があるのではないか。

また、砂の散布についても、小学生の登下校時間に間に合わず危険であるとの苦情も寄せられているので、通学路を優先させるなど、きめ細かく情報を収集して的確な作業を行ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第13号、第14号及び第20号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号、第381号、第2234号及び第2235号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第23号並びに陳情第61号及び第2236号につきましては全会一致により、議案は可決と、陳情第2236号は採択と、第61号は継続審査と決定いたしました。

なお、閉会中の10月24日に開催されました当委員会におきましては、平成18年度の除排雪計画について、駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第13号、第14号及び第20号は否決、今定例会に新しく提出された陳情第381号、第2234号及び第2235号については採択、継続審査中の案件は陳情第61号を除き、ほかは採択を求める討論をいたします。

議案第13号は、小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案です。提案されている地区は臨港地区ですが、築港地区再開発を進めるために土地利用計画を変え、多目的交流・商業地区に定めたところですが、しかし、土地所有者であるJR北海道の土地利用が進まず、未利用地のままになっていたところでもあります。従前、ここはレクリエーション施設用地でしたが、国の見解によると、土地利用のあり方については、既に交流厚生用地として変更済みで、自治体の病院建設も可能になったといえます。国からの通知文書は一切なく、口頭でのやりとりだけで土地利用の変更ができ、地方港湾審議会の意見も聞く必要がないというのは、全く不可解なことです。

今回、提案の医療・福祉関連サービス業務地区には、マージャンやパチンコ店、勝ち馬投票券発売所、ボウリング場などの建築物が制限されるといいますが、その理由を尋ねると、もともとこの土地が工業地域であるからとの説明です。工業地域であれば、病院建築も制限されているのは御承知のとおりです。しかも、新病院建設予定地に沿って敷設されている25メートル幅の築港海岸通線を挟んだ向かい側には、既にパチンコ店があり、ボウリング場や勝ち馬投票券発売所もあり、病院建設の適地と言えるでしょうか。病院建設のためには、何でもありのこのようなやり方を認めるわけにはいきません。

議案第14号は、小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案で、小樽公園こどもの国を廃止し、遊具施設を廃止するものです。こどもの国の利用は減っているものの、近くにあつて親子で安く遊具に乗って楽しめる場所として市民に喜ばれていました。この3年間の利用実態を見ると、16年度5万8,700人、17年度4万9,100人で、18年度は6万2,400人に増えたのは、それだけ要求があるということです。新た

な小樽公園再整備計画では、滑り台やクライミングロープなど、施設の設置が予定されていますが、これまであった動く遊具施設を一律に廃止することには反対です。

次に、議案第20号は、市営住宅の指定管理者を協和総合管理株式会社に指定するものです。市営住宅入居世帯の家族構成、収入や収納状況など、個人情報にかかわることを、指定管理者とはいえ、民間企業に管理させることには賛成できません。指定管理者は、現年度分の収納率を98パーセント以上確保しなければなりませんし、滞納整理も行い、入居者の職場にまで電話をかけて催告する、こうしたやり方は、入居者個人の権利、尊厳まで侵すことにはならないでしょうか。このようなことは、市が直接行うべきです。市民の声を直接聞き、市民の福祉の向上のために、その役割を果たすことこそ、市の責務であると思います。

新たに提出された陳情第381号若竹町内の歩道整備などによる安全確保方については、陳情項目のうち、歩行者用カーブミラーの設置や照明を明るくするなど、既にも実施されているものもあります。他の項目についても願意は妥当です。小学1年生が交通事故に遭って、命に別状がなかったのは幸いでしたが、改めてこの場所の危険度が認識されたと思います。高架下市営駐車裏の歩道延長は、財政負担や出口の問題など問題点もありますが、さまざまな知恵を集めれば可能ではないでしょうか。何より命の重みにまさるものはないと思います。

陳情第2234号入船4丁目、豊ヶ丘小路線（南湯横通り）のロードヒーティング敷設方についてです。短い坂ですが、地形上危険なことがわかりました。住民の話を見ると、銭湯へ行く高齢者が滑って転ぶことがよくあるといえます。市民の冬の生活を安全なものにするために、当面は砂散布を強めつつ、ロードヒーティングを敷設すべきです。

陳情第2235号最上ハイツの側溝の整備方については、陳情者は、すべての側溝にふたをつけてほしいと要望しているわけではなく、当面は危険な箇所から設置するよう望んでいます。最上ハイツ団地ができたのは、約30年前、当時は側溝にふたがつけられず、個々人の対応に任されてきました。冬期は側溝の位置がわからず、足を踏み外したという報告もあるということですが、経過年数からしても、順次整備していくべきです。

そのほか、継続中の陳情については、これまで述べてきたように採択を主張します。

なお、今期の議会もあと1回を残すのみです。恒例のように継続審査のまま流すのでは、議会への信頼も薄らぎます。幾つかでも採択して、市民の負託にこたえるべきと申し上げて、討論を終わります。

（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第13号について、採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は29名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

議案第13号について、可決することに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(三浦波人) 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、小前真智子議員、菊地葉子議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(開票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票

そのうち有効投票 28票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 22票

反対 6票

以上であります。

よって、議案第13号は可決と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) 次に、議案第14号及び第20号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号、第381号、第2234号及び第2235号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 12番、前田清貴議員。

(12番 前田清貴議員登壇)(拍手)

12番(前田清貴議員) 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、市立病院の経営について、新病院を建てさえすれば、収益が改善できるかのように説明するが、今回示した資金収支計画に記載されている経営努力の内容は、実現性に疑問を感じる。現病院の稼働病床数からすれば、計画病床数はさらに削減が可能であり、本市の身の丈に合ったコンパクトな病院を目指すべきと思うがどうか。

市は、今後人口は減少するが、高齢者は増加するため一定の医療ニーズがあるというが、そうであれば、築港よりも高齢者が利用しやすい現在地に建設すべきではないか。

市民の中には、「市は、築港地区に移転するためには、都市計画を変更してでも無理やり推進するが、現地での建替えについては全く努力しようとしなさい」との声があるが、これに対して市はどう考えるのか。

新市立病院基本構想については、平成15年に策定し、その後も見直しを行ってきているが、市は現在もこの構想をベースにしているという。入院・外来の患者数は、増加傾向であった13年度までのデータを基に推計しているが、その後の臨床研修制度や、国の医療費抑制策など、医療環境が激変したことで、現在は大幅に減少しており、既に依拠できるものではないのではないか。

市は、市民が求める新病院の姿を何ら取り入れることなく、基本設計に係る予算を提案する直前になって、規模・機能を変更することを突然発表したが、これでは市民の合意を到底得られないのではないか。

また、今回の変更では、医師数を79人から54人に大幅に削減しながら、病院の面積や病床数はわずか5パーセントしか縮小しないとのことであり、理解しがたい。市は、その内容について、市民にきちんと説明する義務があると思うがどうか。

新病院の建設単価については、基本構想では1平方メートル当たり40万円と想定し、「精査・検討」の中で、道内の市立病院の実績から37万円としていたが、最近になって30万円という数字が唐突に出てきた感が否めない。国立病院機構が示した病院建設標準仕様を準用したとのことであるが、市の数字の根拠について説明不足だったのではないかと。

同仕様書は、コストを意識した内容となっており、昨今の時代背景を反映したものと感じるが、想定する単価が次々と下がってきたのは、市が建設コストについての明確な方針を持っていなかったとも受け取れる。市は、今後この仕様書の内容を目標値としていく考えなのか。

また、砂川市や滝川市のように、プロポーザル方式など、契約方法を工夫し、建設単価を大幅に引き下げた事例もあると聞くことから、さらなる単価の引下げを十分検討し、建設費の圧縮に努めてもらいたいと思うがどうか。

市は、新病院の1ベッド当たりの建設単価を、約2,100万円と想定しているとのことであるが、他都市では、1,500万円程度で建設した例もあることから、過度に立派な建物にならないよう、コストダウンを

図るべきではないか。

新病院建設にとって、44億円の累積赤字をどう解消するかが最大の課題であり、今回示された資金収支計画では、さまざまな経営努力をしていくとしているが、入院基本料7対1看護の継続一つをとっても、先行きは不透明ではないのか。

例えば、思い切って市の全会計の職員給与を、20パーセントカットにすれば、計画期間を二、三年に短縮することが可能となり、起債許可についての不安が払しょくできる。こうした荒療治をすることが、小樽の将来と若い職員のためになると思うが、市はどう考えるか。

地方公営企業法の全部適用については、管理者の経営責任が明確にされ、職員の任免や給与制度などの権限が付与されるもので、市は、病院経営の改善には有効な手法であり、札幌市や函館市の事例を注視しているという。一方で、全部適用をしても、6割近くの自治体病院が赤字経営であるとも聞くが、市がこの手法を有効であるとする根拠は一体何か。

新病院に向けた経営改善の議論の中で、全部適用に向けた検討が突然出てきた印象が強い。これは目的ではなく、あくまで手段であり、まず病院の経営状況を十分検証し、問題点とその解決には何が障害となっているのかを整理して、その上で初めて全部適用の有効性についての議論をすべきと思うがどうか。

市は、新病院の外来患者数を1,100人程度と見込んでいるというが、どのような根拠で算出したのか。

例えば、八尾市立病院は、16診療科380床で医師は68名であるが、開院当初は外来患者数を1,200人と見込んでいたところ、実際には800人程度にとどまり、それ以上の増加は見込めないと専門家から判断されたことから、入院に重点を置いた経営にシフトすることにしたと聞く。外来に比べ入院の方が収益が高いことから、新病院も、入院をメインとした病院とすべきと思うがどうか。

道内では医師が札幌に集中するなど、地域での偏在が問題となっており、本市も医師の確保が難しく、今勤めている医師の退職を防ぐため、大変苦労していると聞く。しかし、新病院が開院する平成23年ごろには、研修医の後期研修が終わることから、医師不足が解消されるとの見方があるが、市は、新病院開院に向けた医師の増員について、どのような見通しを持っているのか。

市立病院の新築統合について、医師の確保は最大の課題であるが、医師の資質が患者数に直結すると言っても過言ではないことから、新病院では医師のモチベーションが高まるような取組が必要ではないか。

今後、入院基本料7対1看護を維持していく考えと聞くが、必要な看護師を確保するため、どのような対策を講ずるのか。

新病院建設は、医師や看護師のみならず、市全体が一丸となって取り組むことが重要であり、市長は、職員の意識改革に努めてもらいたいと思うがどうか。

市立病院では、院長の下、「変わらなければ」という思いで、現在、職員の意識改革など病院内のさまざまな改善を行っているという。看護師の中途退職者が多いといった現場の苦労や、病院事業会計における累積赤字解消の課題などもあるが、市民の声にこたえるため、新病院建設に向けて自信を持って取り組んでもらいたいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の12月1日に開催されました当委員会におきましては、新病院の規模・機能の変更について、地方債協議制移行に伴う本市の状況について、病院事業会計の資金収支計画について、一般会計の収支計画について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第2232号及び第2233号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定い

たしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、井川浩子議員。

(5番 井川浩子議員登壇)(拍手)

5番(井川浩子議員) 自由民主党を代表して、ただいまの委員長報告に賛成の討論を行います。

市立病院調査特別委員会に付託されました陳情第2232号及び第2233号は、いずれも不採択を主張して討論を行います。

陳情第2232号及び第2233号の陳情趣旨は、現在地とその周辺の土地を利用しての新病院建設です。現小樽病院の建設されている場所は、利用される市民の皆さんにとっては、理想的でなれ親しんできた場所ではありますが、約7,400平方メートルと狭いので、駐車スペースが非常に狭く、利用者には不自由をかけています。将来の入院患者数などを見据えた新病院の規模・機能と駐車場を賄うだけの敷地面積を確保することは極めて困難と考えます。また、敷地面積や形状、それに診療を続けながら現病院の解体工事、新病院の建設工事を同時に着工することは、工事中の騒音や震動など、現実を想定したとき、利用者の安全確保も困難となり、良好な医療環境を提供することが不可能となります。

これらのことを考慮すると、新病院の規模・機能がおさまらず、市民の要望に沿った建設地は築港地区であると考えます。

現在の両病院は、医師研修制度や集約化の流れの中、医師の充足もままならず、医療収益も上がらない、医師1人当たりの入院患者数も全国平均に比べて高く、医師は過酷な労働環境下に置かれています。このような両病院の現状を踏まえると、病院の効率的で安定的な経営、ひいては小樽市の財政健全化を図ることが急務であり、一日も早い開院を願う市民要望とはかい離することから、不採択といたしました。

以上、当委員会では、今後にわたり論議の余地を多く残していますが、全会派が一致して新病院建設には賛成されておりますので、全議員の賛同をお願いして討論を終わります。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、新市立病院問題で提出された陳情第2232号、第2233号については、添えられている約8,500名の願意を含めて、極めて妥当、採択を求めます。

この二つの陳情に共通する願意は、言うまでもなく、現小樽病院の建つ現在地及び隣接地を活用し、適切な規模での新市立病院の建設を求めるものです。加えて陳情第2232号は、市長及び市議会与党が市民の声に耳を傾け、市民の願いを実現する姿勢を回復されるよう強く希望する、このように求めています。陳情第2233号は、JRからの土地購入という無駄遣いはやめてください、このように求めています。

私は、本定例会の代表質問において、冒頭、新病院の基本設計にかかわる病院事業会計補正予算案について、それがずさんな資金収支計画、間違った収支計画に基づく変更提案であることをただしました。さきの第3回定例会を思い起こします。特別委員会において、自民党への突然の大幅縮小答弁の際、委員会室が大きくどよめきました。しかし、今回の規模・機能の変更とずさんな資金収支計画、そして補正予算案の提出には、それ以上の驚きであります。何よりも市民合意はどうするのか。議会で諮ればそ

れでよし、十分な審議時間など必要ないと言わんばかりの態度です。こうした問答無用のやり方は、到底容認できません。

陳情の願意も、そして私の最大の疑問も、適正な病院施設規模、適正なベッド数、適正な診療科目、適正な医師数の確保にあります。今回の規模・機能の変更においても、平成15年策定の基本構想をベースにしました。これまで再三議論してきたことではありますが、改めて基本構想の策定基準とした平成13年度比患者動向について検証してみます。

平成17年度決算値で、実に13万人減、77パーセントまで減少しています。参考までに、今年度10月現在では、前年同月比で4万1,000人も減であります。このまま推移しますと、今年度末においては、わずか5か年前に比べて20万人近くも患者が減ってしまう。平成13年度には、入院・外来合わせて58万人もいた患者が、今年度末には40万人を切ってしまうことになりかねません。つまり、大きく3割強も減少してしまいます。これでもなお、基本構想でしょうか。

この数年来、医療を取り巻く環境が激変しました。政府、自民、公明政権の下で、医療費抑制政策が一層強められています。医師問題もこれを抜きに語ることはできません。この政府が続く限り、患者や被保険者の負担増、受診抑制、公立病院から民間病院への医師の流れはとまらず、しかもこの政府の下では、医療費抑制のためにと、医師数は抑え続けられてきました。その結果、日本の医師数は、OECD加盟国平均に比べて12万人も少なくなっていることも見ておかなければなりません。

先ごろ公表された道内の3大学病院では、来春からの研修希望医学生は、北大で定員の4割、札医大と旭医大で2割、合わせて前年比7割減という極端な落ち込みで、72名しか希望者がいないそうです。一層、医局からの引揚げが進むことは確実で、こうした現実を考えると、現状の医師数確保はもちろんのこと、来年度1名、翌年度さらに1名の増員も困難と見るのが妥当であります。医師が減ることは予測されても、医師を増員する見通しは立ちません。これを慎重に見極めることが必要です。医師数は79名から54名、これまで市民と議会に示してきた計画からすれば、30パーセント以上の大幅減であります。しかし、病院の延べ床面積はわずか5パーセントしか縮小されない。ベッド数も493から468に、わずか5パーセントしか縮小されない。54名の医師体制も、実態的には50名体制であることを考えれば、病院規模は文字どおり水増し計画ではないか。納得できる絵姿は、何も示されていません。

JRからは、巨額の税金投入による土地購入です。しかし、そのお金は、一円も市内経済に還元されません。無駄遣いではないか、この説明もありません。わずか3年の間に、工事単価が平方メートル当たり40万円から30万円までに下がってしまう。およそ基準とは言えない基準で、しかもこれさえ国立病院機構が示す基準の上限値ですから、一体どこまで下がるのか、驚いてしまいます。

何よりも総事業費約210億円、これに加えて長期借入金44億円、約250億円に上る大事業です。これが開院前の5か年で22億円、新病院での経営努力で125億円、事業費の半分を約40年にわたり毎年3億円から4億円強は、病院経営の収支改善の中から自前の返済計画です。残りの27.5パーセントは、一般会計の負担、市民の負担であります。そして、22.5パーセントは交付税措置だそうですが、これが果たしていつまで続くのか、減額されないのか、極めて不透明であります。

つまり、新病院の経営努力、収支改善が試算どおりに進まなければ、一般会計の負担、市民の負担になるのではないか。行き先不明、片道切符で一体市民をどこに連れていこうとしているのか。この市民の不安、疑問にもこたえていません。

さて、さきの第3回定例会では、1万7,000名の署名を添えた現在地・中心部への建設を求める陳情、築港地区の建設計画の撤回を求めた陳情、これら二つの陳情が、不採択にされました。にもかかわらず、なぜこうしてまた2件の陳情が提出されてきたのでしょうか。市民、有権者の負託にこたえるべき議会

は、今そのことをしっかりと考えなければなりません。9月議会で、秘密会合を開いてまで、市長と与党会派では何が意思統一されたのか。直前まで動揺していた与党会派には、中でも最大会派には、市民への説明責任があるはずで、これらこそ、今回の陳情提出に至った背景であります。

同時に、9月議会の市長の縮小答弁もまた、現在地に再建を求める市民に、勇気とかつ現実性をもたらしました。適正な規模縮小で、現在地と隣接地の取得で、新病院の建設が現実的になったこと、何よりも願ってきた現在地での建設で、税金の無駄遣いをやめさせることができること。そして、今度こそ行政に対してのチェック機能を本務とするこの議会がしっかりと審議し、しっかりと市民の声を聞いてくれるはずだ、この期待が広がったことでもあります。この期待に、ぜひこたえようではありませんか。

そのことを呼びかけて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第2232号及び第2233号について、不採択の討論を行います。

この2件の陳情の趣旨は、現在地での再建方、また現在地での建設方についてであります。この建設地の問題は、議会の中で何回も議論されてきたところであります。第3回定例会でも述べましたが、敷地面積について、現在地では大きく面積が不足していること、また新市立病院建設に当たっては、病院事業会計の収支計画にもあるように、現病院の運営継続なくしてはあり得ない計画であり、運営継続については必ず条件であります。このことから、現在地での建設は現実的ではなく不可能と考えます。したがって、以前にも述べたように、建設地を消去法で考えるとき、築港地区の案は、何回も申し上げますが、やむを得ないものと考えます。

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に賛成の討論を行います。

新病院建設地に関する問題です。細長い小樽のまちの中で、市民の声を聞くと、病院の新築統合への願いの強いものを感じます。心配しているのは、8億円の土地の代金、44億円の不良債務の問題、そして220億円に近い建設費の方で、新しい病院はいいが、夕張みたいになってしまっは。これが多数です。もう一方で、地元を中心に病院がなくなることに対する喪失感、地域への影響等を心配する声もあります。この声も真剣に受け止めていく必要があるというふうに考えます。

昨年9月の第3回定例会以降、先日の12月20日の委員会まで、医師確保等多くの問題の一つとして、築港地区での建設に関してのその適正や他の選択肢の可能性等に関して質疑を繰り返してまいりました。その中で、現在地付近、さらに国道側の民有地をあわせて利用することが、地域の合意を得て可能ならば、そういった仮定の議論も行いました。その結論は、土地の形状、広さ、駐車場の確保の問題、また、工事中の入院患者の環境の確保等を勘案して、難しいと判断したところであります。

また、老朽化した病院の現状を見たとき、医師確保や経営環境の改善のためにも、新病院建設が急がれる、そう判断したところでもあります。

したがいまして、今回提出された陳情第2232号及び第2233号につきましては、賛成できかねますので、不採択を主張し、討論を終わります。(拍手)

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより陳情第2232号及び第2233号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は29名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（中畑恒雄） 異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。

陳情第2232号及び第2233号について、採択とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長（三浦波人） 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番齋藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番齋藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長（中畑恒雄） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、井川浩子議員、齋藤博行議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

議長（中畑恒雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数29票

そのうち有効投票 29票

有効投票中

賛成 15票

反対 14票

以上であります。

よって、陳情第2232号及び第2233号は、いずれも採択と決しました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) 日程第2「議案第29号及び第30号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第29号公平委員会委員の選任につきましては、渡辺啓氏の任期が平成18年12月31日をもって満了となりますので、新たに藤島豊氏を委員として選任するものであります。

議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、石川満氏の任期が平成18年12月25日をもって満了となりますので、引き続き委員として選任するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

議案第29号及び第30号について、両件とも同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第2号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第5号の提案説明をいたします。

意見書案第2号は、労働法制見直しに関するものです。厚生労働省は、来年の通常国会へ労働契約法制定と労働基準法見直しの法案提出を目指し、その作業を大急ぎで進めています。

その第1は、労働基準法の見直しで、サービス残業を野放しにするホワイトカラーエグゼンプションの導入です。日本経団連は、年収400万円以上の労働者を対象にするよう求めています。これが成立すると、1,013万人の事務・技術系のホワイトカラー労働者が、時間規制から外され、賃金は約2割カット、1人平均114万円の減収になるだけでなく、過労死は自己責任とされてしまいます。第2は、労働契約法制定で、解雇の金銭的解決を制度化することです。不当解雇を禁止している労働基準法の規定を変え、たとえ裁判所が解雇は無効と判断しても、一定の金額を払えば解雇は自由ということで、解雇権の乱用を招きかねないものです。第3は、労働条件を変更する場合、会社が一方的に作成できる就業規則でできるようにすることです。

このように、労働法制見直しは、労働条件切下げ、解雇、ただ働きの三つのやり放題を経営者側に与えるもので、認められないものです。

意見書案第3号は、医師確保と地域医療に関する要望です。市立小樽病院や協会病院に表れているように、公立病院、公的病院の医師不足による診療科目の休廃止、病棟閉鎖が相次ぎ、診療報酬の引下げ

によって病院経営が悪化し、一部では病院の縮小や統廃合も検討されています。医療費適正化計画では、医療費抑制政策が実施され、医師数、看護師数が、厚生労働省の定める基準に満たない病院は、さらに診療報酬がカットされます。政府は公立・公的病院の採算重視を強要し、職員数、給与の見直しや病床の合理化を要求してきたことが、勤務条件の悪化を招き、人手不足の悪循環に陥らせています。

政府は、病院の集約化構想を打ち出していますが、近くの病院が消えることに、住民の不安が高まっています。地域社会存続の基本的基盤としても、地域医療の確保、充実が求められています。

以上の点から、政府、国会、北海道に対して、以下の点を求めるものです。

医師不足の改善策として、国と道の責任と負担で、医師派遣体制を構築すること。北大、札医大、旭川医大など、医学部定員を増員すること。医師の過剰労働の是正と女性医師の就労を支援すること。公立・公的病院の構造改革の強制をやめ、地域医療を守るため、診療報酬の不合理性にメスを入れ、地域医療に必要な分野を大幅に増額すること。正看護師不足の地域では、入院基本料の特例により、援助措置をとること。地域医療無視の一方的な医療費削減路線の見直しを図ることなど、抜本的な対策をとるよう求めるものです。

意見書案第4号は、障害者自立支援法の根本的見直しを求めるものです。障害者自立支援法施行で、原則1割負担の応益負担による大幅負担増のため、サービス利用の抑制や、施設からの退所、施設経営難などが大きな問題となり、応益負担の撤回や障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める声が広がっています。NPO法人大阪障害者センターが実施した全国調査では、5割以上の方が月1万円以上の負担増、年収80万円未満の低所得でも、1万円から3万円の負担増になった人が3割を超えています。障害が重い人ほど負担が重くのしかかる応益負担制度の問題では、障害者世帯の86パーセントが利用料制度の見直しを求めています。さらに、補装具、障害児の施設にも、応益負担が導入され、国の補助抑制のもとで、サービスの後退や市町村格差の一層の拡大が懸念されています。各地の見直しを求める声に押され、厚生労働大臣は、これから調査をして見直すところは見直すと国会答弁しています。

よって、速やかに全国調査を行い、抜本的な見直しを行うよう求めるものです。

意見書案第5号は、法人税減税に対するものです。政府税制調査会は、2007年度の税制改正を検討、法人税の引下げを打ち出しています。日本経団連会長は、地方税を含む39パーセントの法人実効税率をアジア・欧州並みの30パーセントをめどに考えるべきだと述べ、4兆円規模の企業減税実施を要望しています。既に法人税の国税分は、40パーセントから30パーセントに下がり、10兆円前後の大減税になっています。他方、庶民は7年連続の給与所得の低下などで、個人消費が低迷する中、定率減税の縮小、廃止や住民税増税が高齢者や低所得層の生活を直撃しています。このような中で、大企業には、さらなる減税を進め、庶民にはさらなる増税をかぶせる税制は許されません。法人税のさらなる減税をすることのないよう求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、意見書案第3号ないし第5号について、可決を求めて討論を行います。

まず、意見書案第3号医師確保と地域医療に関する要望意見書であります。

市長の談合問題で脚光を浴びている深川市は、私の思い出の地、道北の玄関口であります。2年前に

ベッド数350床の市立病院を新築しました。しかし、病床利用率の低さ、診療報酬の改定などで、今年9月には51のベッドを休床としました。最も大きな原因は、法定数を大きく割り込んだ医師数の減であります。その隣のまちは、雪中米で知られる沼田町です。満91歳、私の父が長期入院中です。ここの厚生連沼田厚生病院が、今、廃院の危機に直面しています。「町内の介護施設に早めに申込手續をしてください。」先月の病院の説明会で、職員が申しわけなさそうに説明していました。町内の施設には、既に二けたの待機者がいるそうで、申し込んでもいつ入れるかわかりません。やはりここでも医師不足が大問題です。加えて、診療報酬の改定による減収で、病院経営が破たん寸前という深刻な状況でした。これまで支えてきた町も財政的には、もうどうにもなりません。全国的に医師不足は大問題です。住民への影響が深刻になっており、その改善を求める動きが広がっています。

去る11月16日、全国市長会が医師の確保対策に関する緊急要望を政府に求めました。要望本文では、地域における差し迫った現状は一刻の猶予もならず、これを打開することは、個々の地方自治体の努力のみでは到底不可能である、このように述べています。そして、要望項目の1では、産科、小児科をはじめ、不足する医師確保に緊急的措置を講ずること。項目2では、国において都道府県の医師確保の取組が円滑に進むよう支援することはもとより、医師偏在の調整や医師派遣制度の確立を図ること。これを早急に実現するようにと、全国市長会は求めています。

このように、今、全国の自治体首長が挙げて医師確保に取り組んでいるとき、事もあらうにこの意見書案第3号には、調整会議の中で、自民党と公明党が反対されました。意見書案の要望項目(1)及び(2)を参照ください。第1は、国と道の責任による医師派遣体制の構築です。第2は、診療報酬など検討改善して、地域の医療を守ることです。これらの項目に対して、しかし、自民党や公明党は反対の理由を述べません。問われて、立場上だと答えるだけでありました。だれに対する立場なのか、中央政府で与党だからといいますが、その中央政府の社会保障、医療抑制政策こそ、今日の深刻な事態、医師不足の問題を引き起こしてきたのではないか。

意見書案第4号障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書であります。

障害者と家族の運動が今、政治を動かしつつあります。この10月に全面施行された障害者自立支援法は、この法律を強行成立させた自民、公明の与党でさえ、今月上旬の国会審議の中で、実は見切り発車だった、問題があった、このように認めざるを得なくなりました。障害のある人々の生活を直撃しているのは、自立支援法の応益負担です。例えば知的障害者更生施設に通っている重度障害のAさんの場合、この3月まで無料だった利用者負担が、4月から月約2万5,000円に上がりました。収入は月8万円の障害年金です。「自立したら、自立した生活をさせてやりたいね。でも、今回の応益負担でそれができなくなる。私が死んだ後を考えると、心配でならない」このようにお母さんは言います。中には利用者負担が無料から4万8,000円に増えたため、施設から退所を余儀なくされた人も出ています。障害者の家族や施設経営者の運動や国会の審議を通じて、今ようやく政府も負担に耐えられないから、施設をやめてしまうということが生じないような方向での改善策を図っていきたい、このように柳澤厚生労働大臣は重い腰を上げました。与党も負担軽減策を示しました。利用者負担の上限額の引下げが盛り込まれました。これまで、応益負担の撤回要求に対し、この政府も与党も、実は負担上限額があることを理由に、応益負担を正当化してきました。しかし、この論理が、制度発足早々に破たんしたことをみずから示す結果となっています。画期的と言ってもいい出来事であります。

しかし、なおこの与党の負担引下げ案は、総額で約120億円、ところが法施行に基づく負担増の財政影響額は、390億円と言われているから、約3分の1でしかありません。施設経営の報酬単価の引下げ、支払方法の月単位から日割り計算への移行など、抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。障害者が

地域で安心して暮らせる社会にするというなら、障害者の社会参加を妨げている応益負担こそ撤回すべきです。

意見書案第5号は、法人税減税に関する意見書であります。

税制というのは、本来、負担能力に応じた負担をする応能負担こそが原則であります。ところが、政府税制調査会は、2007年度税制改正の答申で、空前の利益を上げている大企業に、さらに減税する方針を示しました。企業の国際的な競争条件をそろえるとして、法人実効税率の引下げを検討課題に上げました。これに加えて、自民・公明の税制改正大綱は、減価償却制度の拡充などで、大企業減税であります。この減価償却制度拡充による減税規模は、国と地方と合わせて6,000億円から7,000億円にも上るだろう、大変な規模だと言われています。巨額の設備投資をする大企業ほど大幅な減税の恩恵を受けるというものです。

私は、本定例会の代表質問において、庶民大増税の実態、それが市民に対する増税と、中でも高齢者をねらい打ちにする大増税になっていることを明らかにしました。市内では、高齢者が4,000人以上も非課税から課税に、そして個人市民税だけでも、これら高齢者の方々が約1億7,500万円もの大増税になっています。しかも、この増税は、所得税、住民税の定率減税全廃で、来年度に引き継がれていくものであります。これに加えて、参議院選挙後には、いよいよ消費税の税率大幅引上げです。これでは、税制の原則はどこに行ってしまうのか。消費税導入から18年です。この間、国民が支払った消費税は累計で、約174兆円。その一方、法人3税である法人税、法人事業税、法人住民税の減収額の累計は、約159兆円、つまり法人3税の減収分を消費税が穴埋めしてきたこととなります。財界や大企業の要請に沿った政府税調や与党税制大綱は、この延長線上でさらなる庶民大増税、サラリーマン大増税を推し進めようとしています。これを裏打ちするように、来年1月、日本経団連、御手洗ビジョンは、消費税の段階的引上げを求めると伝えられています。第1段階で7から8パーセントの引上げが明記されるそうです。法人実効税率の10パーセント引下げで約5兆円、これは消費税率のちょうど2パーセント分、あまりにも計算が合い過ぎであります。史上空前の利益を上げている大企業や、これまた空前の利益を計上しながら、法人税を一円も納めていない大銀行など、ここにこそ応分の負担を求める、家計や個人消費の応援に回すことが求められているのではないのでしょうか。

討論の最後に一言です。はっきり理由を述べない、反対の討論にも立とうとしない、聞かれれば、中央では与党だからという。であれば、小樽市議会に、あなたたちが存在する意味は一体何か、その態度に驚きと憤りと情けなさを禁じ得ません。そのことを申し添えて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

(17番 山口 保議員登壇)(拍手)

17番(山口 保議員) 意見書案第2号労働法制見直しに関する要望意見書に対して、可決を求める討論をいたします。

意見書案第2号は、来年の通常国会に提出されようとしている七つの労働法案のうち、労働基準法の見直しと労働契約法の制定についての問題点を指摘し、その撤回を求めるものであります。特に労働基準法の見直しは、年収など一定の要件を満たすホワイトカラー労働者を、これまでの管理職と同様に見なし、労働時間規制の対象外とするものであります。ホワイトカラーエグゼンプションと呼ばれるこの制度は、ただでさえ働き過ぎと言われる我が国の労働者のサービス残業での過労死などが社会問題化している今日、この違法な状態を追認し、合法化しようとするものであります。

労働基準法では、1日の労働時間を原則8時間と定めており、残業や休日出勤をさせる場合は、事前

に労使協定を結び、割増し賃金を支払うよう定められております。しかし、この法律さえ十分に守られておらず、サービス残業が常態化している現状で、この規制が撤廃されれば、さらなる過労死や過労によるうつ病の増加など、社会不安を増大させかねません。また、長時間労働が常態化すれば、社会の基礎的単位である家庭環境に対する影響ははかり知れないと危ぐするものであります。

また、この制度の対象者は、仮に年収400万円以上とされた場合、管理職を除く全労働者の22パーセント、実に1,000万人と想定されております。また、これらの人に支払われている残業代は、年間4兆6,000億円と試算をされております。この5年間の税制改正で、個人所得課税で3兆9,000億円の増税となっており、また労働分配率も15パーセントも下がっているとされており、

戦後最長の好景気と言われる中、家計消費は逆にマイナスとなっています。消費不況はアリ地獄のように続いています。来年度予定されている定率減税廃止で、個人所得税、住民税は1兆7,000億円の増税になるとされており、仮に定率減税の廃止とホワイトカラーエグゼンプションが年収400万円以上で導入された場合、合計で実に6兆3,000億円もの所得が、家計から奪われるということになるわけであり、これはゆゆしき事態であります。家計消費の減少は、3次産業の比率が高く、殊に本市のように観光に依存せざるを得ない地方経済には大打撃になると危ぐされております。殊に財政再建途上の本市にとっては、死活問題であります。

以上の観点から、ホワイトカラーエグゼンプションの導入を目的とする労働基準法の見直しの撤回を求めることは、当然と考えます。

次に、労働契約法についてであります。この法律は、違法な解雇を正当化するもので、認めることができません。そもそもこの法律の議論では、行き過ぎた労働法制の規制緩和によって生み出された年収200万円以下で生活を余儀なくされているワーキングプアと呼ばれる人々1,260万人を含む非正規労働者の正社員化を促すことが目的とされたはずであります。私は市場万能主義に迎合するばかりで、国家の責任を放棄し、前世紀的で無秩序な労働法制に立ち戻らせるようなこれらの法案を断じて認めてはならないと考えます。これらの撤回を求めた意見書案第2号は、見識ある議員諸氏の賛同を求めて私の討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第2号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号及び第4号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。
いずれも可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 佐 々 木 茂

議 員 斎 藤 博 行

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成18年小樽市議会第4回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成18年8～10月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成18年第3回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第364号「小樽市室内水泳プールの存続方について」は、教育委員会からも要望されており、新施設の建設を次期総合計画の課題として検討し、当面の対応策について適切な予算措置に努めてまいります。

陳情者へは、平成18年10月3日に室内水泳プール館長が上記内容を説明いたしました。

陳情第376号「市立小樽病院の統合新築の早期実現方について」及び陳情第378号「新市立小樽病院建設の早期着工方について」は、築港地区における土地利用計画の変更手続が完了したことから、平成18年第4回定例会に基本設計の補正予算を提案し御審議いただいた後本年度中に基本設計、平成20年に実施設計、平成21年には建設工事に着手し平成23年5月ごろに工事完了、同年10月ごろ新市立病院開院を予定しておりますが、それぞれの期間につきましては、今後さらに精査し、開院までの期間を短縮してまいりたいと考えております。

なお、陳情者に対する連絡は行っておりません。

以 上

家庭用灯油の「安定供給」「値下げによる適正価格」実現と「行政の施策強化」を求める
意見書（案）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 小 林 栄 治 |
| | 同 | 山 口 保 |
| | 同 | 古 沢 勝 則 |
| | 同 | 見楚谷 登 志 |
| | 同 | 秋 山 京 子 |

今年の家計用灯油価格は3年連続で高騰して、北海道環境生活部生活局暮らし安全課消費生活安全グループ調査の9月価格（10月4日発表）は84円80銭になっています。この価格は昨年同期と比較して15円20銭の高騰となり、1戸建て（1,900リットル使用）では昨年より28,880円の支出増（年間161,120円の支出額）となります。3年前の2003年9月価格48円60銭から36円20銭高騰で、この3年間で68,780円の支出増加となって家計を直撃するゆゆしい事態です。世帯当たり28,880円の支出増加では、道内250万世帯、内、灯油を暖房エネルギーとする家庭が85パーセントとした場合（札幌市の調査では灯油を暖房用にする世帯割合は87.9パーセント）、昨年1年間に比べて道内家庭では総額613億円強の重い負担増となる異常事態です。

今年の家計用灯油急騰の主たる要因が世界的な原油急騰にある一方、元売り会社はこの機に乗じて、「利益を重視する」政策に転換してきていることが背景にあるとマスコミ各社も報道しています。

これに対して、「なお多くの消費財は企業がコストを吸収している。過去の未転嫁を持ち出すのは石油業界ぐらい。」とマスコミから批判されています。

原油の価格は7月14日の過去最高値77ドルから、10月4日57ドル（いずれも1バレル＝約159リットル）まで25パーセントも下がっています。コスト高を理由に値上げしたにもかかわらず、最大の原油コスト急落でも値下げを渋っている元売り会社もあり、値下げが不十分です。

北海道の主たる暖房エネルギーは灯油であり、需要期は目前です。世界的な原油高騰を受けて、一方的に値上げ分を消費者に押しつけず、石油元売り各社をはじめ石油業界には大幅値下げと安定供給を求めます。

また、政府にも石油元売り各社に対し、値下げと安定供給を働きかけることを求めます。

記

- 1 国は原油価格高騰の状況を看過せず、適正な価格で供給されるような施策を講ずること。
- 2 原油価格高騰に便乗した灯油価格にならないように監視し、石油元売り各社をはじめ石油業界を指導すること。
- 3 石油元売り各社が社会的責任を認識し、原油価格の高騰に乗じて利益重視の政策をとらないように指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月5日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|------------|------|-----|-----|-----|
| 議決年月日 | 平成18年12月5日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 | 一 致 |
|-------|------------|------|-----|-----|-----|

労働法制見直しに関する要望意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 佐々木 勝利
同 新谷 とし
同 古沢 勝則

厚生労働省は、来年の通常国会への法案提出を目指して、労働契約法の制定と労働基準法見直しの作業を急ピッチで進めています。

第 1 に、労働基準法の見直しで、自律的労働時間制の名によって、サービス残業を野放しにするホワイトカラー・エグゼンプションを導入しようとしていることです。これは、ホワイトカラー（事務系労働者）の多くを「自律的な働き方」ができるとして、労働時間の法的規制から外し、1日8時間、週40時間という労働時間の概念自体を消し去り、残業代も支払われなくするものです。現に日本経団連は、年収400万円以上の労働者を対象にするよう求めており、これが実現すれば大量の労働者が労働時間の法的規制から外され、ますます長時間労働とサービス残業が野放しになります。

第 2 に、労働契約法の制定をめぐっては、「解雇の金銭的解決」制度の導入です。これは、裁判所が「解雇は無効」と判断しても、使用者が「解決金」を払えば、労働者を職場に復帰させなくてもよくなる制度です。これが導入されれば、使用者は、気に入らない労働者を職場から永遠に追放できることになります。まさに「解雇権の乱用を招きかねない」ものです。

第 3 に、労働契約法制定での今ひとつ大きな問題は、労働条件を変更する場合、「就業規則」でできるようにするものです。これが実現すれば、労働条件などを定める就業規則を会社が一方的に作成でき、これまでは就業規則の変更について合理的と認められれば無効とされてきたものが、過半数を占める労働組合や労働者代表などと合意すれば、個々の労働者から同意を得なくても労働条件の変更が自由にできることになります。これでは労働条件の不利益変更が自由にできることになってしまいます。

よって、以上のような労働法制の見直しは行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-------------|------|-----|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-------------|------|-----|

医師確保と地域医療に関する要望意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 大 橋 一 弘
同 齋 藤 博 行
同 新 谷 と し

いま北海道各地で、公立病院・公的病院の医師不足等によって、診療科目の休廃止や病棟閉鎖、また診療報酬の削減によって病院経営が悪化し、一部では病院の縮小ないし一部では病院統廃合すら検討されています。

医療費適正化計画の名により、医療費抑制政策が実施され、医師数・看護師数が厚生労働省の定める基準に満たない「標欠病院」はさらに診療報酬がカットされます。

政府が公立・公的病院の「採算重視」を強要し、職員数・給与の見直しや病床の合理化を要求してきたことが、勤務条件の悪化を招き、人手不足の悪循環に陥らせています。

政府は病院の集約化構想を打ち出していますが、近くの病院が消えることに住民の不安が高まっています。地域医療の確保は、地域社会存続の基本的基盤として充実が求められます。

よって、政府、国会、道に対して、以下の点を対処されるよう強く要望します。

- (1) 医師不足の改善策として、国と道の責任と負担で医師派遣体制を構築する、北大、札医大、旭医大など医学部定員を増員する、医師の過剰労働の是正と女性医師の就労を支援するなど有効な対策をとること。
- (2) 公立・公的病院の構造改革の強制をやめ、地域医療を守るため、診療報酬の不合理性にメスを入れ、地域医療に必要な分野を大幅に増額すること、正看護師不足地域では、入院基本料の特例により、援助措置をとること、地域医療無視の一方的な医療費削減路線の見直しをはかるなど抜本的対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-------------|------|-----|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-------------|------|-----|

障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 大 橋 一 弘
同 齋 藤 博 行
同 新 谷 と し

「障害者が地域で安心して暮らせる社会に」という趣旨で成立した障害者自立支援法の施行から半年が過ぎましたが、サービス利用に原則 1 割負担の応益負担の導入などで、大幅な利用者負担増や、サービス利用の手控え、施設からの退所、施設報酬激減による小規模作業所の経営存続が危ぶまれるなど、応益負担の撤回、障害者自立支援法の抜本的見直しを求める声が大きく広がっています。

NPO 法人大阪障害者センターが実施した全国調査では、5 割以上の方が月 1 万円以上の負担増となり、生計中心者の年収が 80 万円に満たない低所得層でも負担増が 1 万円～3 万円の方が 3 割を超えサービス利用や通院を減らす傾向は低所得者ほど強いなど、障害の重い人ほど負担が重くのみしかかる「応益負担」制度の問題点が改めて浮き彫りになっています。障害者世帯の 86 パーセントが、原則 1 割負担の「利用料制度」の見直しを求めているのもそのあらわれです。

さらに、10 月からは、新たに補装具、障害児施設にも応益負担が導入され、地域生活支援事業も始まっていますが、国の補助抑制のもとで、サービスの後退や市町村格差の一層の拡大が懸念されています。

自治体独自の軽減策を取るところが広がっているのも、応益負担による負担増と国の補助抑制の矛盾の根深さを示すものです。

こうしたなかで政府も、国会質問に答えて、「これから調査をして見直すところは見直す」（柳沢厚生労働大臣、10 月 25 日）と答えています。

よって、政府においては、速やかに全国調査を行い、抜本的見直しを行うよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 18 年 12 月 22 日
小樽市議会

| | | | |
|-------|-------------------|------|-----|
| 議決年月日 | 平成 18 年 12 月 22 日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|-------------------|------|-----|

法人税減税に関する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 上野正之 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 新谷とし |
| | 同 | 秋山京子 |

政府税制調査会は、2007年度の税制改正を検討し、12月下旬に答申を予定していますが、この中に法人税の引下げの必要性を明記するよう検討しています。

日本経団連会長は11月13日、地方税を含む39パーセント（標準税率）の法人実効税率を、アジア・欧州並みの「30パーセントをめどに考えるべきだ」と述べ、法人税率を10パーセント引き下げることにより、4兆円規模の企業減税の実施を要望しています。

既に法人税（国税分）は、40パーセントから30パーセントに下がり、10兆円前後の大減税となりました。

庶民は、7年連続の給与所得の低下などで個人消費が低迷する中、定率減税の縮小・廃止や住民税増税などにより高齢者や低所得者層の生活を直撃しています。

このような中で大企業にはさらなる減税を勧め、庶民にはさらなる増税をかぶせる税制は許されません。

よって、当議会は、政府と国会においては、法人税のさらなる減税をすることのないよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|-------------|------|----|----|----|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 可決 | 全会 | 一致 |
|-------|-------------|------|----|----|----|

診療報酬改定によるリハビリテーションへの影響調査と改善等を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 若 見 智 代 |
| | 同 | 大 橋 一 弘 |
| | 同 | 成 田 晃 司 |
| | 同 | 斎 藤 博 行 |
| | 同 | 高 橋 克 幸 |

今年 4 月からの診療報酬改定により、リハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の 4 疾病領域だけを対象とし、脳血管は発症・手術または急性憎悪から 180 日以内、運動器は発症・手術または急性憎悪から 150 日以内、呼吸器は治療開始日から 90 日以内、心大血管は治療開始日から 150 日以内との算定日数上限が設定されました。

また、障害者・児のリハビリテーションでは給付期間が無制限となっていますが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、多くの障害児・者にとって通所が困難であります。

その結果、患者等のリハビリテーションサークルなど自主的な取組が取りやめになったり、また脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらず、リハビリテーションの継続が断られている事例も生まれ、極めて深刻な事態となっています。

こうした動きは、患者・障害者のみならず、病院経営や理学療法士(PT)等の専門職にも大きな影響を与えることが危ぐされます。

よって、政府は、下記について緊急に対応されるよう要望します。

記

- 1 リハビリテーションの診療報酬について、患者の実情に応じて実施できるよう改善すること。
- 2 今回の改定により、必要なリハビリテーションが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士(PT)・作業療養士(OT)等の専門職への調査を実施すること。
- 3 経過措置や Q & A などでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって効果が認められるリハビリテーションが継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 22 日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-------------------|------|-----|---------|
| 議決年月日 | 平成 18 年 12 月 22 日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 一 致 |
|-------|-------------------|------|-----|---------|

森林・林業政策の充実と新たな財源措置を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 小 林 栄 治 |
| | 同 | 佐々木 茂 |
| | 同 | 山 口 保 |
| | 同 | 古 沢 勝 則 |
| | 同 | 齊 藤 陽一良 |

近年、台風などによる災害が多発する中で、国土の保全や水資源をかん養する森林の整備を求める国民の声が一層高まっています。

また、国が本年 9 月に策定した新たな「森林・林業基本計画」では、100 年先を見通して、「緑の社会資本」である森林づくりを推進することとしています。

今後、こうした国民共通の財産である森林については、国有林と民有林の区別なく一体となって適切に整備・保全することが必要であり、あわせて、森林を支える林業・木材産業の発展が不可欠であります。

よって、国においては、次のことを実現するよう強く要望します。

記

- 1 新たな「森林・林業基本計画」を推進するため、国民のニーズにこたえた多様な森林づくり、安全で安心な暮らしを守る治山対策の展開、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生等を図る施策を着実に講ずること。
- 2 地球温暖化を防止する森林吸収源対策の取組を加速させるため、環境税等の創設など新たな財源措置を講ずること。
- 3 道内森林面積の約 6 割を占める国有林については、安全、安心な国土基盤の形成と農山村の振興という役割を果たせる管理体制の確保と森林整備の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 22 日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|-------------------|------|-----|-----|-----|
| 議決年月日 | 平成 18 年 12 月 22 日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 | 一 致 |
|-------|-------------------|------|-----|-----|-----|

「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 上野正之 |
| | 同 | 小前真智子 |
| | 同 | 菊地葉子 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 秋山京子 |

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が 2 年前に施行されました。同法に基づき「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどが伺えます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこたえる機関です。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望します。

記

- 1 全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 3 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4 「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 5 利用者の利便性にかんがみ、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。
- 6 電子メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-------------|------|-----|---------|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 一 致 |
|-------|-------------|------|-----|---------|

日豪 F T A に関する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 井川浩子 |
| | 同 | 小林栄治 |
| | 同 | 山口保 |
| | 同 | 古沢勝則 |
| | 同 | 斉藤陽一良 |

現在、日豪 F T A 交渉については、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行われております。

しかし、仮に、当交渉が開始され、関税が撤廃されることになれば、牛肉、乳製品、米、小麦、砂糖などの国産農畜産物が大きな影響を受けることが懸念され、北海道農業が壊滅的な打撃をこうむる恐れがあります。

つきましては、安易な交渉開始を断固阻止するよう、下記のとおり要望いたします。

記

政府においては、現在、豪州との F T A（自由貿易協定）を柱とした E P A（経済連携協定）締結交渉入りに向けて、最終段階の調整に入っております。

豪州からの輸入状況をみますと、農林水産物輸入の占める割合が 28 パーセントと高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖等、その多くが北海道の主要農畜産物と競合しております。

F T A においては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めておりません。

このため、一たび交渉入りした場合、関税が撤廃される可能性が極めて高く、その後の他国への波及も予期され、北海道農業は壊滅的な打撃をこうむり、我が国食料自給率の大幅な低下は必至であります。

よって、国内の農業と地域経済に決定的ダメージを与え、国民の命と暮らしを脅かす可能性が極めて高い現時点の状況を踏まえ、日豪 F T A 交渉の安易な開始を断固阻止するよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、提出いたします。

平成 18 年 12 月 22 日
小樽市議会

| | | | | | |
|-------|-------------------|------|-----|-----|-----|
| 議決年月日 | 平成 18 年 12 月 22 日 | 議決結果 | 可 決 | 全 会 | 一 致 |
|-------|-------------------|------|-----|-----|-----|

北海道運輸局小樽庁舎の存続を求める意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 上野正之 |
| | 同 | 菊地葉子 |
| | 同 | 前田清貴 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 秋山京子 |

平成18年11月9日、北海道運輸局より小樽市に対し、北海道運輸局小樽庁舎札幌統合の申入れがありました。

北海道海運行政の中心であるとともに、本市港湾行政及び海事振興にとっても大きな役割を果たしている北海道運輸局小樽庁舎の撤退は、港湾関連業務はもとより「港」を中心に発展してきた小樽のまちに極めて大きな影響を与えるものと考えております。

現在、本市は、札幌への人口流出による人口減少、地域経済の停滞、少子高齢化の進行など極めて厳しい環境にありますが、市民・経済界・行政が一体となり地域振興に取り組んでおります。

このような中であって、60名を超える職員を擁する国の行政機関の撤退は、街のイメージや地域経済に対しても大きなマイナスであると言わざるを得ません。

小樽庁舎の札幌統合は、行政改革の一環として進められているものと認識しておりますが、本市の現状を御理解の上再検討され、機能・組織を存続し、小樽港における関係者の業務への支障を最小限にとどめるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-------------|------|----|------|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 可決 | 全会一致 |
|-------|-------------|------|----|------|

弁護士から警察への依頼者通報制度の立法化に反対する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 上野正之 |
| | 同 | 山田雅敏 |
| | 同 | 菊地葉子 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 秋山京子 |

政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」は「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、その中で弁護士に対しても、不動産売買等の一定の取引について、依頼者が行う「疑わしい取引」を警察庁に通報する義務及び通報の事実を依頼者に秘匿する義務を課す法律を立法化する方針であり、同法案を平成19年（2007年）の通常国会に上程する準備を進めています。

弁護士は、依頼者の全面的な信頼の下に、秘密事項を含めてすべての事実の開示を受けた上で、依頼者にとって最善の方策を立案し、遂行するものであり、守秘義務は弁護士の適正な職務遂行にとって不可欠です。

しかしながら、このたびの政府の決定により、通報義務が弁護士に課せられることになれば、国民の弁護士への全面的な信頼は成立しないこととなり、ひいては司法そのものの崩壊を招くことが懸念されます。

よって、国会及び政府においては、国民が安心して弁護士に相談し、依頼できる制度を確保するため、弁護士から警察への通報制度を導入しないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月22日
小樽市議会

| | | | | |
|-------|-------------|------|----|------|
| 議決年月日 | 平成18年12月22日 | 議決結果 | 可決 | 全会一致 |
|-------|-------------|------|----|------|

平成18年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成18年12月5日～平成18年12月22日(18日間)

| 議案 番号 | 件名 | 提出 年月日 | 提出 者 | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | |
|----------|---|-----------|---------|-----------|---------------|-----------|----------|-----------|----------|
| | | | | 付託 年月日 | 付託 委員 会 | 議決 年月日 | 議決 結果 | 議決 年月日 | 議決 結果 |
| 1 | 平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 2 | 平成18年度小樽市一般会計補正予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 3 | 平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 4 | 平成18年度小樽市住宅事業特別会計補正予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 5 | 平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 6 | 小樽市情報公開条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 7 | 小樽市個人情報保護条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 8 | 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 9 | 小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 10 | 小樽市融雪施設設置資金貸付条例を廃止する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 11 | 小樽市安全で安心なまちをつくる条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 厚生 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 12 | 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 厚生 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 13 | 小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 建設 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 14 | 小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 建設 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 15 | 小樽市総合博物館条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 16 | 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 17 | 公の施設の指定管理者の指定について(さくら学園) | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 厚生 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 18 | 公の施設の指定管理者の指定について(市民会館、公会堂及び市民センター) | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 厚生 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 19 | 公の施設の指定管理者の指定について(鯉御殿) | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 経済 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 20 | 公の施設の指定管理者の指定について(各市営住宅) | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 建設 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 21 | 公の施設の指定管理者の指定について(銭函パークゴルフ場) | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 22 | 石狩湾新港管理組合規約の変更について | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 経済 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 23 | 石狩西部広域水道企業団規約の変更について | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 建設 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 24 | 後志教育研修センター組合規約の変更について | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 25 | 北しりべし廃棄物処理広域連合規約の変更について | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 厚生 | H18.12.19 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 26 | 北海道後期高齢者医療広域連合の設立について | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 27 | 平成18年度小樽市病院事業会計補正予算 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 予算 | H18.12.18 | 可決 | H18.12.22 | 可決 |
| 28 | 小樽市非核港湾条例案 | H18.12.5 | 議員 | H18.12.13 | 総務 | H18.12.19 | 否決 | H18.12.22 | 否決 |

| 議案番号 | 件名 | 提出年月日 | 提出者 | 委員会 | | | 本会議 | | |
|---------------|--|-----------|-----|-----------|-------------|-----------|------|-----------|------|
| | | | | 付託年月日 | 付託委員 委員会 | 議決年月日 | 議決結果 | 議決年月日 | 議決結果 |
| 29 | 小樽市公平委員会委員の選任について | H18.12.22 | 市長 | | | | | H18.12.22 | 同意 |
| 30 | 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について | H18.12.22 | 市長 | | | | | H18.12.22 | 同意 |
| 報告1 | 専決処分報告 | H18.12.5 | 市長 | H18.12.13 | 経済 | H18.12.19 | 承認 | H18.12.22 | 承認 |
| 18年3定 第6号 | 平成17年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第7号 | 平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第8号 | 平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第9号 | 平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第10号 | 平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第11号 | 平成17年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第12号 | 平成17年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第13号 | 平成17年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第14号 | 平成17年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第15号 | 平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第16号 | 平成17年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第17号 | 平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第18号 | 平成17年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第19号 | 平成17年度小樽市病院事業決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第20号 | 平成17年度小樽市水道事業決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第21号 | 平成17年度小樽市下水道事業決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 18年3定 第22号 | 平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について | H18.9.6 | 市長 | H18.9.13 | 決算 | H18.10.13 | 認定 | H18.12.22 | 認定 |
| 意見書案 第1号 | 家庭用灯油の「安定供給」「値下げによる適正価格」実現と「行政の施策強化」を求める意見書(案) | H18.12.5 | 議員 | | | | | H18.12.5 | 可決 |
| 意見書案 第2号 | 労働法制見直しに関する要望意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 否決 |
| 意見書案 第3号 | 医師確保と地域医療に関する要望意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 否決 |
| 意見書案 第4号 | 障害者自立支援法の根本的見直しを求める意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 否決 |
| 意見書案 第5号 | 法人税減税に関する意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| 意見書案 第6号 | 診療報酬改定によるリハビリテーションへの影響調査と改善等を求める意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |

| 議案 番号 | 件 名 | 提 出 者 | 提出者 | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | |
|---------------------|----------------------------------|-----------|-----|--------------|----------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | | | | 付 託 年 月 日 | 付 託 委員 会 | 議 決 年 月 日 | 議 決 結 果 | 議 決 年 月 日 | 議 決 結 果 |
| 意見書案 第 7 号 | 森林・林業政策の充実と新たな財源 措置を求める意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| 意見書案 第 8 号 | 「法テラス」のさらなる体制整備・ 充実を求める意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| 意見書案 第 9 号 | 日豪 F T A に関する意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| 意見書案 第 10 号 | 北海道運輸局小樽庁舎の存続を求め る意見書(案) | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| 意見書案 第 11 号 | 弁護士から警察への依頼者通報制度 の立法化に反対する意見書 | H18.12.22 | 議員 | | | | | H18.12.22 | 可決 |
| その他会 議に付し た事件 | 財政の健全化について(総務常任委 員会所管事項) | | | | 総務 | H18.12.19 | 継続 審査 | H18.12.22 | 継続 審査 |
| | 経済の活性化について(経済常任委 員会所管事項) | | | | 経済 | H18.12.19 | 継続 審査 | H18.12.22 | 継続 審査 |

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|-------------------|--|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 41 | 人種差別撤廃条例制定方について | H16.3.17 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 62 | 在宅障害者の願いの実現方について（選挙） | H17.6.16 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 69 | 北手宮小学校に関する方針撤回方について | H17.10.3 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 70 | 「北手宮小学校存続」方について | H17.10.3 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 355 | 「蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求める意見書」提出方について | H18.6.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 382 ～ 1386 | 小樽市室内水泳プールの今年度中の建設計画明示方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 1387 ～ 1741 | | H18.12.5 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 1742 ～ 1769 | | H18.12.8 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 1770 ～ 2137 | | H18.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2138 ～ 2140 | | 市営室内プール解体に伴う代替公営プールの早期建設方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 |
| 2141 ～ 2142 | 駅前市営プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2143 ～ 2156 | 「小樽市室内水泳プール」の代替え・新プール早期建設方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2157 ～ 2164 | | H18.12.5 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2165 ～ 2172 | | H18.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2173 ～ 2230 | 市営室内プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2231 | 駅前プール廃止に代わる新しいプールの建設方について | H18.12.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |

厚生常任委員会

請願

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|------------------------|----------|-----------|----|-----------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 6 | 障害福祉サービス利用者の負担増反対方について | H17.10.3 | H18.12.19 | 採択 | H18.12.22 | 継続審査 |

陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|----|---------------------------|----------|-----------|------|-----------|------|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 7 | 銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について | H15.6.19 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |

| | | | | | | |
|-----|--|-----------|-----------|------|-----------|------|
| 12 | 朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について | H15.9.10 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 33 | 生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について | H15.12.10 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 37 | 国民健康保険料の値上げ反对方について | H16.3.3 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 48 | 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について | H16.6.14 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 63 | 在宅障害者の願いの実現方について（福祉） | H17.6.16 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 68 | 市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について | H17.6.20 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 71 | 障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について | H17.10.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 72 | 小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について | H17.11.30 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 76 | 利用しやすいふれあいパスについて | H17.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 78 | ふれあいパス利用時に現金使用ができるような改善方について | H17.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 81 | 「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置について | H18.2.24 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 86 | 市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続き産科開設方について | H18.3.6 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 357 | 障害者自立支援法の施行に伴う要望方について | H18.6.13 | H18.12.19 | 採 択 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 375 | 最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について | H18.8.4 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 380 | 若竹町26番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方について | H18.10.2 | H18.12.19 | 採 択 | H18.12.22 | 採 択 |

建設常任委員会

陳 情

| 番号 | 件 名 | 提 出 日 年 月 日 | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
|-----|--|----------------|--------------|------|--------------|------|
| | | | 議 決 年 月 日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 |
| 1 | 道路築造新設整備方について | H15.4.8 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 3 | 市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について | H15.6.3 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 4 | 市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について | H15.6.10 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 6 | 市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について | H15.6.13 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 8 | 市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について | H15.6.20 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 10 | 市道桜18号線の幅員確保及び整備方について | H15.6.24 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 11 | 市道桜17号線の除排雪方について | H15.6.25 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 14 | 市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について | H15.9.17 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 52 | 市道高商通線の歩道整備方について | H16.12.7 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 61 | 築港駅前歩道橋存続方について | H17.3.3 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 64 | 在宅障害者の願いの実現方について（建設） | H17.6.16 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 75 | 朝里川温泉1丁目306番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について | H17.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 80 | 桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について | H18.2.6 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 381 | 若竹町内の歩道整備などによる安全確保方について | H18.10.2 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |

| | | | | | | |
|------|--------------------------------------|-----------|-----------|------|-----------|------|
| 2234 | 入船4丁目、豊ヶ丘小路線(南湯横通り)のロードヒーティング敷設方について | H18.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2235 | 最上ハイツの側溝の整備方について | H18.12.12 | H18.12.19 | 継続審査 | H18.12.22 | 継続審査 |
| 2236 | 小樽市融雪施設設置資金貸付制度廃止に伴う新たな制度創設方について | H18.12.12 | H18.12.19 | 採択 | H18.12.22 | 採択 |

市立病院調査特別委員会

陳情

| 番号 | 件名 | 提出年月日 | 委員会 | | 本会議 | |
|------|--------------------------------|-----------|-----------|-----|-----------|----|
| | | | 議決年月日 | 結果 | 議決年月日 | 結果 |
| 2232 | 周辺の土地も利用した現在地での市立病院の統合・再建方について | H18.12.8 | H18.12.20 | 不採択 | H18.12.22 | 採択 |
| 2233 | 現在地での新小樽病院の建設方等について | H18.12.12 | H18.12.20 | 不採択 | H18.12.22 | 採択 |